



「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」事業報告書



群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室

2022年度

「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」

事業報告書



2022年度



日本財団



群馬県

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

2022年度

**「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした
遠隔手話教育システムの構築」**

事業報告書

目 次

1. ご挨拶	3
2. 事業概要	7
1) 授業開発	13
(1) 日本手話教育	14
(2) 手話通訳教育	17
(3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成	18
(4) 聴覚特別支援学校教員養成	19
(5) 手話通訳資格試験対策講座	19
講義受講者数一覧	20
シラバス紹介	21
学生向けフライヤー	41
2) 遠隔教育による社会人受講の実践	47
(1) 公開講座	47
(2) 免許法認定通信教育	64
3) 高校選択科目「手話」の実現に向けた実践	73
(1) 聖光学院高等学校での学校設定科目「手話」の実施	73
(2) 聴覚特別支援学校高等部向けの手話の授業	77
4) 聴覚障害児者の支援専門職のカリキュラム作成に向けた取組み	80
5) 単位互換制度の実施に向けた施行	81
6) 日本手話・手話通訳教育指導者養成に向けた取組み	82
7) 大学間連携による「手話教育研究の拠点形成事業」に向けた取組み	84
3. 実績等	85
実績等一覧	87
研修・講演等 概要	93
関西学院大学・群馬大学合同シンポジウム 概要	98
学内連携	129

4. 資 料	135
『デマンド・コントロール・スキーマ 対人専門職としての手話通訳 倫理的・効果的な意思決定のために』高木真知子・中野聡子 訳	137
「群馬大学共同教育学部紀要 人文・社会科学編」第72巻 掲載論文 ①	138
「群馬大学共同教育学部紀要 人文・社会科学編」第72巻 掲載論文 ②	146
「群馬大学教育実践研究」第40号 掲載論文①	166
「群馬大学教育実践研究」第40号 掲載論文②	176
「聴覚言語障害」51巻1号 掲載論文	184
「広島大学特別支援教育実践センター研究紀要」第21号 掲載論文	185
5. メディア紹介	197
新聞掲載	199
テレビ出演	205
その他	207
プロジェクトメンバー	210

1. ご挨拶

現在、全国的な手話通訳人材の不足、電話リレーサービスの公共インフラ化、そして高等教育機関における聴覚障害学生への手話通訳ニーズへの対応の不十分さといった課題が山積しており、「若年層を対象とした手話通訳者養成」を真剣に考えていかなければ、高度職業人としての聴覚障害者の社会参加が大きく阻まれてしまう現実に直面しています。そのためには、高等教育機関で手話通訳者を養成できる体制を確立し、全国でその教育を受けられるようあらゆる環境を整備していくことが必要です。

こうした問題に風穴を開けるべく、群馬大学では、群馬県が制定した手話言語条例への学術機関としての貢献として、2017年度より、日本財団助成による群馬県との共催事業「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」（2019年度より「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」）を実施いたしました。これは、2つの目的によって成り立ちます。1点目は、大学生の養成であり、卒業までに高度な手話スキルを有する専門支援者として社会に送り出すというものです。そして2点目は、県内の手話通訳者向けに、高等教育機関での授業や学会発表等で求められる「学術手話通訳」に関する研修を実施するというものです。

群馬県は2015年3月に全国の都道府県で3番目に手話言語条例を制定し、かつ、同年12月に前橋市でも同条例が制定されたことで、全国で初めて県と市の双方で同条例を制定した県となりました。さらには2023年3月現在、18ヶ所の市町村で同条例が制定され、全国屈指の手話言語条例制定県となっております。「手話先進県」の群馬県として、行政と学術機関とが一体となり、手話通訳スキルを身につけた専門支援者を県内に広く輩出していくとともに、全国のモデルとして「群馬方式」を広く情報発信していくべく、本事業を推進してまいりました。

そして2020年度末には4年目を終え、1年次から4年間学んだ学生を社会に送り出すことができました（手話通訳者養成カリキュラム修了者累計34名、群馬県登録手話通訳者1名、盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム修了者6名）。加えて、2020年度はコロナ禍に見舞われたこともあり、これまでの授業をすべてオンラインに最適化させることができました。これにより、教室に集まらずとも、手話等を学べる環境も整いました。

そこで2021年度からは、それまでの4年間の事業をさらに発展させるべく、日本財団助成事業「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」に着手しました。本事業の最終目標は、手話教育研究拠点の連合体を形成し、遠隔ベースの手話教育システムを確立することで、高度なスキルを持った手話通訳者の不足や、聴覚障害関連専門職の手話スキルの問題の解決を図ることにあります。

今年度はようやく、学内の授業では対面授業が復活しました。これにより、この間に発展したオンライン環境を活かしての対面授業を実現させることができました。その一方で、オンラインを活用した学外向けのコンテンツ配信として、公開講座に加え、免許法認定通信教育を開始しました。オンデマンドコンテンツ配信の可能性と課題を実感した1年になりました。

手話通訳養成のカリキュラムを修了した者は、累計52名になりました。昨年度同様、警戒度が下がったタイミングを見計らって実施した盲ろう者通訳・介助員養成カリキュラムの今年度の修了者は

4名になりました。加えて今年度は、授業でのろう者教員向けの手話通訳や手話教材の動画編集作業で「手話サポーター」が活躍した、まさに「手話サポーター元年」とも言える年になりました。

一方、今年度の公開講座の受講者はのべ205名、免許法認定通信教育の受講者はのべ16名になりました。本学修了者や公開講座、免許法認定通信教育の受講者等が、それぞれ身につけたスキルを特別支援学校や手話通訳の現場で活かしてくれることを願いつつ、この1年間の事業の成果をまとめたものが、本報告書になります。これまで進めてきた事業が花開いていき、全国の手話通訳養成、手話に関わる専門支援者養成の質向上に寄与できることを願っております。

皆様方からのご指導、ご鞭撻、そしてご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

群馬大学共同教育学部教授
本プロジェクトリーダー
金 澤 貴 之

2. 事業概要

事業概要

1. 事業目的

本事業は、第一期事業である2017年度から2020年度までに構築した群馬大学における手話通訳者育成の基盤を活かして、新たに着手した第二期事業「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」の2年目にあたります。

本事業の最終目標は、高度なスキルを持った手話通訳者の不足や、聴覚障害関連専門職の手話スキルの問題を解決すべく、手話教育研究拠点の連合体を形成し、遠隔ベースの手話教育システムを確立することにあります。このことを2030年度までに実現すべく、まずは2025年度までに、以下のことを実現させることを目標としております。すなわち、①現行の手話通訳資格を高等教育機関で取得可能にする、②高校の選択科目「手話」を学校（自治体）設定科目として実施、③手話・通訳スキルの習得到達度の高い遠隔カリキュラムの完成、学習者向けテキストの出版、④指導者養成カリキュラム概要の完成、⑤遠隔システムによる聴覚障害に関わる各種専門職研修の実現、⑥関西学院大学等の他大学との連携の構築を実現させること、です。

2年目である2022年度は、事業の中核となる大学における授業実践を通じたPDCAサイクルによる授業開発として、2021年度から引き続き、日本では研究開発が遅れている、成人音声母語話者を対象とした手話言語の第二言語習得の効果的な指導法のあり方、通訳理論に基づく通訳養成指導、手話スキルを活用した教育・支援実践指導のあり方を、オンライン・ハイブリッド型授業を展開する中で検討していきしました。その上で、履修証明制度を活用した社会人向けオンライン教育「日本手話実践力育成プログラム」を2023年度から実施するための準備段階として、①公開講座、②免許法認定通信教育、③通常の高等学校や聴覚特別支援学校での授業実践、④他大学生向け体験受講を実施しました。また、その他の社会貢献活動として、聴覚障害児を対象としたスクールソーシャルワークや、他機関における講習会等での講師派遣などを実施することとしました。

そして今年度は、学生が手話通訳や手話動画作成（「学生 YouTuber」含む）に大活躍したことは、プロジェクトの名称でもある「手話サポーター」の実現として、大きな事業成果と考えております。

2. 事業内容

本事業では、上記の目的に沿って、以下のことを実施しました。

(1) 授業開発

学外へのさまざまな遠隔配信に耐えうる授業の研究開発の基点となるのは学内の授業。2021年度から引き続き、日本では研究開発が遅れている、成人音声母語話者を対象とした手話言語の第二言語習得の効果的な指導法のあり方、通訳理論に基づく通訳養成指導、手話スキルを活用した教育・支援実践指導のあり方を、オンライン・ハイブリッド型授業を展開する中で検討した。

1) 授業開発

① 日本手話教育（1年生対象）

- ・「手話とろう文化」（初学者向け）
- ・「言語としての日本手話ⅠA／ⅠB」、「言語としての日本手話ⅡA／ⅡB」（初学者が前期2コマ、後期2コマをすべて履修することで日本手話を体系的・実践的に習得）

② 手話通訳教育（2～3年生対象）

- ・「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」、「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」、「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」（それぞれ、手話通訳養成講座「基本」「応用」「実践」に相当）

③ 盲ろう通訳・介助員養成

- ・「聾重複障害児の教育概論Ⅰ」、「聾重複障害児の教育概論Ⅱ」（学部）
- ・「重複障害児指導法概論B」、「聾重複障害児の教育概論」（専攻科）

④ 聴覚特別支援学校教員養成

- ・「聴覚障害教育演習C」（学部）
- ・「聴覚障害児指導法特論」（学部）
- ・「聴覚障害児の心理特論」（学部）
- ・「聴覚障害児の心理概論」（専攻科）
- ・「聴覚障害教育概論」（学部・専攻科）

⑤ 手話通訳資格試験対策講座

- ・手話通訳試験対策講座 USB 貸出：5名
（群馬大学で法人契約している Google Drive の使用容量に制限がかかり、クラウド上で学生と動画データの授受が困難になったため、教材データを USB メモリに入れて、希望する学生に貸出しを行った。）

2) 社会人受講の試行

2023年度から、大学の履修証明制度を活用した「日本手話実践力育成プログラム」として、社会人がオンライン教育により、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムや手話通訳者養成カリキュラムを満たすコースを開設するための準備段階として、日本手話・手話通訳教育のオンライン演習授業の一部を、群馬大学公開講座として試行実施した。

- ・手話で学ぶ手話講座—手話とろう文化—
- ・深掘り！日本手話の WH 疑問文
- ・通訳プロセスからみる同時通訳の技術向上

- ・高等教育機関における手話通訳
- ・日本手話を活用したろう学校小学部の理科授業

また、学齢期の聴覚障害児向けの社会貢献企画（無料）として、「手話で学ぶ初めての将棋」を対面形式で実施した。

3) 高校選択科目「手話」の実現に向けた試行

手話通訳者の高齢化に対する全国的な課題の解消に向けて、遠隔教育にて、海外先進国と同様に、高校段階から手話の体系的な学習機会を増やすことを見据えた取組みを行った。

① 聖光学院高等学校での「手話」科目の開始に向けた取組み

聖光学院高等学校において、全国初、3年間の体系的カリキュラムとして「手話」の授業を実施。

② ろう学校高等部を対象とした模擬授業

群馬大学共同教育学部が提供する高等学校等向け模擬授業としてオンラインで実施。

4) 聴覚障害児者の支援専門職のカリキュラム作成に向けた取組み

群馬県における聴覚障害児を対象としたスクールソーシャルワークの実施。

5) 単位互換制度の実施に向けた試行

「手話とろう文化」の公開講座を活用し、宇都宮大学、高崎健康福祉大学、育英短期大学らの学生らに、単位取得を伴わない「体験受講」を実施。

6) 日本手話・手話通訳教育指導者養成に向けた取組み

① 社会福祉法人全国手話研修センターが実施している「ろう講師のための日本語研修」（オンラインセミナー）において、講義を実施。

② 「富山県手話通訳者養成担当講師養成連続講座（手話通訳Ⅰ）」の全7日間のうち1日を担当、講義を実施した。

③ 社会福祉法人全国手話研修センターを訪問し、人材養成事業担当者、龍谷大学手話コミュニケーション講座・手話通訳講座の講師陣と、若年層の手話通訳者養成指導に関わる意見交換を行った。

④ 伊勢崎市の手話奉仕員養成カリキュラム入門・基本課程の手話講師を対象とした研修会で講師を担当した。

7) 大学間連携による「手話教育研究の拠点形成事業」に向けた取組み

① 関西学院大学手話言語研究センターと授業、講師派遣、教材作成、研究交流などの連携。

② 関西学院大学・群馬大学合同シンポジウム「高等教育機関が担う次世代手話教育の可能性」を実施。

8) 学生による「手話サポーター」の活動

① 手話通訳の実施

- ・「手話とろう文化」でのろう者教員向けの手話通訳：4名
- ・国際交流会「ウクライナとウクライナろう文化を知ろう」での手話通訳：2名
- ・放送大学における「手話とろう文化」でのろう者教員向け手話通訳：2名

② 手話教材等の作成

- ・授業等の手話教材の動画編集：6名
- ・聖光学院高等学校向け手話教材の動画作成：1名
- ・「学生 YouTuber」としての動画撮影および編集：3名

3. 事業成果の社会的還元

- ・得られた知見を研修・講演会の講師、学会発表等、論文、その他成果物で還元。
- ・2021年度の作成した「日本手話文法解説集」に日本手話・字幕・音声通訳をつけた動画テキストとして完成。

遠隔手話教育システムの構築に向けた基盤づくり

1) 授業開発

手話サポーター養成プロジェクト室が関わる授業としては、「日本手話・手話通訳教育」「聴覚障害児等の教育に関わる専門知識の習得と実践への反映」「手話を活用した教育・支援の実践」の3つがある。

「日本手話・手話通訳教育」のうち、「手話とろう文化」の授業では、日本手話の入門的な学びを目的として、取り扱う文法項目やスキット、理論と実技の接続について若干の見直しを行った。「言語としての日本手話 I A / I B / II A / II B」「日本手話と日本語の違いを学ぶ I / II / III」の7つの演習授業は、2023年度より「日本手話実践力育成プログラム」(履修証明プログラム、文部科学省職業実践力育成プログラム認定)として同様のカリキュラム・授業を展開していくために、大幅な改善を行った。具体的には、日本手話教育においてタスク・ベースの教授法、トランス・ランゲージング教授法、内容言語統合型学習 (CLIL) 等を取り入れ、また手話通訳教育ではこれまでの通訳トレーニングに加えて、要約トレーニング、やさしい日本語、バイリンガル・バイリテラシー力をさらに高める言語活動を取り入れることによって、履修生の学習到達度に大幅な進展をもらすことができた。

「聴覚障害児等の教育に関わる専門知識の習得と実践への反映」に関する授業、「聴覚障害児の心理 / 心理特論 / 心理概論」「聴覚障害児指導法特論」は、理論と教育実践の結びつきを深める授業を行うように改善した。

「手話を活用した教育・支援の実践」に関する授業、「聴覚障害教育演習 C」「聾重複障害児の教育概論 I / II」は、身につけた高度な手話力を教育・支援現場に実践反映させられるようにするため、演習部分の見直しを行った。

(1) 日本手話教育

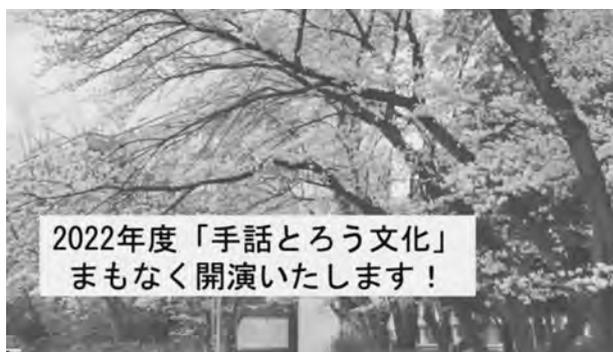
「手話とろう文化」

本授業は、「日本手話」の実技指導を通して初歩レベルの会話を手話で表現できるようにするとともに、ろう者の考え方や行動様式を「ろう文化」という異文化理解の視点で学ぶことを目的とする。大きな特徴は、受講者数が200名を超えるために、双方向性の実現が困難な点にある。今年度は学部1年生と公開講座参加者あわせて300名以上)。そのため、以下の工夫を行った。

- ① スタジオで画面合成を利用して配信することにより、オープニングの手話スキット、ろう文化等の理論解説、手話の実技、手話の文法解説の構成が視覚的にわかるようにした。
- ② スキットが回を追うごとに進行していくストーリー仕立てになっており、手話を独学で学ぶ男性聴者が、ろう者の女性と出会い、恋愛要素のエンターテインメントの要素を盛り込む中で、ろう文化について学べるようにした。
- ③ 初心者の手話学習において必要な文法要素を毎回のスキットの中に入れ込み、全ての回を学ぶと一通り最低限必要な手話の文法が学べるようにした。
- ④ Google フォームによる質問や感想を積極的に取り上げるとともに、チャット機能を積極的に活用することで、双方向性を担保できるようにした。



スタジオでの撮影



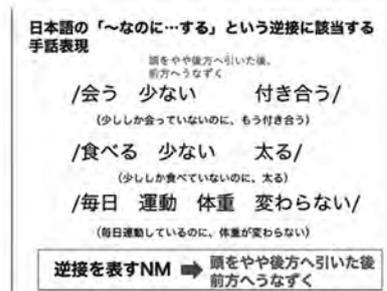
授業開始前



オープニングのスキット



前半部分の理論解説（遠隔手話通訳付）



後半部分の会話練習と手話文法解説

「言語としての日本手話 I A / I B / II A / II B」

本授業は、手話通訳学習を始めることができるレベルの日本手話の言語スキル習得を目標とし、週数時間の授業と事前学習で効果的に第二言語として日本手話を習得できるよう授業開発に取り組んできた。

今年度は、CEFR 手話版（専門職としての手話能力の欧州基準）を参考にして、1年間の手話教育の到達目標をB1レベルと設定し、シラバス・授業・教授法・教材の大幅な見直しを行った。

前期の講義では、A2レベルを到達目標とし、身近な話題に関する語彙と日本手話の基本的な文法を網羅できるように、フォーカスト・タスクを組んで授業を行った。また、学習者の母語である日本語を用意周到に計画されたなかで用いるトランス・ランゲージング教授法を導入することで、手話の読解力を向上させ、高度な内容を手話で表出することが短期間の学習で可能となった。

後期の講義では、アンフォーカスト・タスクを中心に、ろう者の生活や社会における立場などの知識を言語学習とともに深める内容言語統合型学習（CLIL）を取り入れた。ここでも、トランス・ランゲージングにより、日本語を介在させて内容に関する知識を深めることで、質の高い言語活動が可能となった。難しい課題であっても、学習者らの有能感は高く、着実に手話および日本語のバイリンガル・バイリテラシー力を高めることができた。

また、2021年度に授業内で行った文法指導で使用したスライドを整理した日本手話文法解説集を作成したが、2022年度はこれに日本手話・字幕・音声通訳をつけた動画テキストとして完成させた。



「言語としての日本手話ⅡAB」の授業で「津波てんでんこ」について手話でプレゼン



「言語としての日本手話ⅡAB」の授業で「電話リレーサービス利用に関わる注意事項」について手話で説明

①無変化動詞での例「分かる」

1) 能動文「彼は彼女を理解している」

一致

彼	彼女	分かる	PT3-彼	➡	主語は「彼」
主語	目的語	動詞	主語		

2) 受け身文「彼女は彼に理解されている」

一致

彼	彼女	分かる	PT3-彼女	➡	主語は「彼女」
目的語	主語	動詞	主語		

※無変化動詞では、能動文も受身文も手話の語順が同じであることに注意!!!



／彼 彼女 分かる PT3-彼／

「日本手話文法解説集」動画テキストの例

(2) 手話通訳教育

昨年度までの手話通訳トレーニングの授業という位置づけから大幅な見直しを行った。

具体的には、通訳トレーニングを開始する前までに十分なバイリンガル・バイリテラシー力の蓄積が必要であるという考えに基づき、(1) 引き続きバイリンガル・バイリテラシー力の向上につながる言語活動を重点的に行う、(2) 通訳トレーニングも言語力の向上を視野に入れて行う、(3) 通訳トレーニングにおいては、「意味の理論」に基づいて、通訳処理過程のうち、特に「理解」と「再表現」を重点的に行う、こととした。

また、厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム実践課程に相当する「日本手話と日本語の違いを学ぶ III」では、特別支援教育講座教員のロールプレイによる手話通訳演習、原美術館 ARC の協力を得て、手話通訳実習を実現させることができた。これらの手話通訳実践では、デマンド・コントロール・スキーマを導入して、通訳経験の浅い学生であっても、通訳の場面状況を構造的に分析し、適切な対処方法を導き出すことができた。



「日本手話と日本語の違いを学ぶ I」

ろうの施設職員に 1 グループ 20 分の持ち時間でインタビュー。事前にインタビューのことにについて調べてどんなふうにインタビューを展開するかおおその構成を相談して準備した。

「日本手話と日本語の違いを学ぶ II」

ろう学校小学部高学年～中学部の児童生徒を想定して、新型コロナウイルスの変異株の特徴とその流行について模擬授業を行った。



「日本手話と日本語の違いを学ぶ III」

特別支援教育講座の阿尾有朋先生に協力いただいて、重症心身障害の療育の専門家と相談に訪れたろうの母親という設定で相談やりとりを手話通訳した。

「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」

コロナ禍で断念続きだったが、ようやく実現できた通訳実習。原美術館 ARC（渋川市）の協力を得て実施。3年生・4年生が参加し、学芸員による館内ツアーの手話通訳を行った。



(3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成

3年間で学内の手話通訳養成課程を修了した4年生に対し1年間の専門支援者養成として、聴覚障害と視覚障害の重複障害（盲ろう）への理解、先天性の盲ろう児への療育支援、指点字・触手話などの専門的なスキルを含む通訳・介助支援方法を習得するための講義を実施した。

特に、視覚・聴覚情報の両方が遮断された状態の盲ろう者に、その場で起きている状況をすべて言語化し、触手話や弱視手話で伝え、また移動の安全の確保も同時に行うことになる。伝えなければならぬ情報量に対して、伝達できる情報量はわずかになってしまうため、通訳・介助員は情報の優先順位をつけて盲ろう者に伝えることになる。また、触手話の場合はNM表現を用いることなく、手指のみによる手話での表現になるために、伝達する手話の音韻構造に制限が生じること、個性の高い盲ろう児・者の発達・理解力に合わせた表出の工夫など、高度な技術が求められる。今年度の受講対象である4年生は、通常の手話スキル、手話通訳スキルが十分に備わった上で盲ろう者向けの手話コミュニケーションスキルを高めることができ、盲ろう者との直接的なやりとりも比較的スムーズであった。

当該講義をすべて受講した後、「群馬盲ろう者つるの会」が企画する行事に参加することで、「群馬県盲ろう者向け通訳・介助員」としての資格を得ることができる。

(4) 聴覚特別支援学校教員養成

① 「聴覚障害教育概論」

Zoom を活用することで、金澤教授が主担当でありながらも、二神麗子助教によるろう学校でのスクールソーシャルワークの意義に関する授業、そして佐賀大学准教授の小松原修氏をゲスト講師に迎えたオンラインによる身体表現ワークショップを実施した。また、LMS を活用して、授業資料の事前配布、Zoom 録画授業の復習用配信、質問への対応等をスムーズに行えるようにした。

② 「聴覚障害児の心理／心理特論／心理概論」

2022年度に見直した内容に微修正を加えた授業を行った。また、LMS を活用して、授業資料の事前配布、Zoom 録画授業の復習用配信、質問への対応等をスムーズに行えるようにした。

③ 「聴覚障害児指導法特論」

今年度初めて、日本財団教員が4コマを担当し、各発達段階に応じた言語指導のあり方、教科学習の基盤を培う指導などについて、架空の事例検討や指導ポイントをまとめるアクティブ・ラーニングを中心とした授業を行った。

④ 「聴覚障害教育演習C」

さまざまな年齢層の聴覚障害児者教育に日本手話を活用できるようにテーマを設定して演習を行う授業であるが、2022年度は新たに二神麗子助教によるソーシャルワークの観点から聴覚障害児者支援を考える授業を3回取り入れた。

(5) 手話通訳資格試験対策講座

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）、手話通訳者全国統一試験を受験する学生を対象に、実技試験の模試問題の通訳パフォーマンスをもとに、対策方法を個々に提案し、自身の強み／弱みをふまえて練習できるオンライン学習メニューについて、2022年度に作成したものに新たに撮影・編集した教材を追加した。

群馬大学で法人契約している Google Drive の使用容量が無制限でなくなったため、これらの教材は USB メモリに入れて、学生に配布した。

○講義受講者数一覧（履修登録者数）

（ ）は宇都宮大学共同教育学部の受講者数

授 業 名	科目分野	開講	受講者数
手話とろう文化	教養教育	前期	237名
言語としての日本手話ⅠA	教養教育	前期	43名
言語としての日本手話ⅠB	教養教育	前期	43名
言語としての日本手話ⅡA	教養教育	後期	12名
言語としての日本手話ⅡB	教養教育	後期	12名
日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ	共同教育学部	前期	9名
日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ	共同教育学部	後期	9名
日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ	共同教育学部	前期	5名
聴覚障害教育概論	教育学部 共同教育学部 専攻科	後期	39名 (24名)
聴覚障害児の心理 聴覚障害児の心理特論 聴覚障害児の心理概論	教育学部 共同教育学部 専攻科	後期	31名 (7名)
聴覚障害児指導法特論	共同教育学部	前期	14名
聴覚障害教育演習C	教育学部	前期	3名
聾重複障害児の教育概論Ⅰ	教育学部	前期集中	6名
聾重複障害児の教育概論Ⅱ	教育学部	後期集中	3名
重複障害児指導法概論B	専攻科	前期集中	1名
聾重複障害児の教育概論	専攻科	後期集中	1名

○シラバス紹介

関連講義			
手話とろう文化			
担当教員	金澤貴之・下島恭子		
科目分野	【教養教育】総合科目群	開講曜日・時限	前期・木 3-4
授業形式	講義・演習	単位数	2

❖ 授業の目的

ろう者の言語である「日本手話」の実技指導を通して初歩レベルの会話を手話で表現できるようにするとともに、ろう者の考え方や行動様式を「ろう文化」という異文化理解の視点で捉えていくことで、身体状況、言語、文化の異なる者の多文化共生社会のあり方について見識を深める。

❖ 授業の到達目標

講義のテーマに関心があれば全くの初学者で構いません。

❖ 授業概要

聴覚に障害のある人たちの中には、日本手話という独自の言語を身につけ、独自の文化を築き上げている「ろう者」と呼ばれる人たちがいる。本講義では、日本手話の実技を交えながら、手話とろう文化について概説する。

日本手話は日本語とは異なる文法構造を持っている。そのため実技指導にあたっては、ろう者教員の直接教授により、手話のみ（音声なし）で行う。また、講義形式の中で、文法等に関する理論的な説明も行う。

単に「日本手話」という言語を学ぶだけでなく、その背景となる「ろう文化」について概説する。具体的には、態度や言葉の解釈の違いなどの思考・行動様式や、生活・教育環境の違い、そしてその背景となるろう者社会の歴史や社会事情について幅広く取り扱う。

その上で、具体的に群馬大学のキャンパスにおいて、聴覚に障害のある学生たちが、聞こえる人の世界の中で学生生活を過ごす際に、どのような障壁が生じるのか、そして双方の関わりの中でその障壁をどのようにして軽減していけるかを、グループに分かれて話し合い、異文化共生のあり方を考えていく。

また、学内の聴覚障害学生や地域の聴覚障害者との交流がスムーズに行えるよう、日本手話だけでなく、聴覚障害者と通じ合うためのさまざまなコミュニケーション手段についても実践的に学ぶ。

❖ 授業スケジュール

第1、2回

- ・講義：ろう者を取りまく生活・教育環境（下島）
- ・実技：名前、自己紹介（下島）

第3、4回

- ・講義：実はずいぶん違う、ろう者と聴者（金澤）
- ・実技：色やものの形（下島）

第5、6回

- ・講義：言語としての日本手話（下島）
- ・実技：場所を説明する（下島）

第7、8回

- ・講義：ろう者の文化・歴史（金澤）

第9、10回

- ・講義：さまざまな聴覚障害者：ろう者、難聴者、中途失聴者（金澤）
- ・実技：感情表現（下島）

第11、12回

- ・講義：群馬大学での障害学生支援（ノートテイクの実践を含む）（金澤）
- ・実技：1日の生活、1年の生活（下島）

第13、14回

- ・実技：さまざまなコミュニケーション手段（下島・金澤）
- ・聞こえる社会に生きるということ（グループ討議）（金澤）

第15回：まとめ（金澤）

言語としての日本手話 I A

担当教員	中野聡子・二神麗子・金澤貴之・下島恭子		
科目分野	【教養教育】人文科学科目群	開講曜日・時限	前期・火1-2
授業形式	演習	単位数	1

❖ 授業の目的

重度の聴覚障害児・者とのコミュニケーションでは、手話や文字など、音声を介さない視覚的手段が必要となる。本講義では、日本語とは異なる言語体系を持つ日本手話について、CEFRのB1レベルの言語運用力の習得を目指す。本講義は、「言語としての日本手話 I B」と連続した演習授業となっているため、2つの授業を併せて履修することを条件とする。

❖ 授業の到達目標

1) 日本手話で、CEFR（学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）B1レベルの言語運用力を身につける（全国手話検定試験2～3級相当）。

B1：

- ・仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。
- ・その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる（※ ろう者と一緒に旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態とする）。
- ・身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べるができる。

2) 日本手話の基本語彙750語を習得する。

3) 聴覚障害者を始めとする配慮の必要な人々とのコミュニケーションにおける基本姿勢を身につける。

❖ 授業概要

毎回の授業では、手話による言語活動を通じて、日本手話の言語運用能力（文法的能力、社会言語的能力、談話的能力、方略的能力）を高めていく。

❖ 授業スケジュール

第1回 イン트로ダクション・手話にふれてみよう

第2～11回 日常生活や社会における身近な話題を取り上げた手話による言語活動を行います。

・プレタスク：言語活動を行う前に、背景知識や語彙を広げる学習。

・タスクの実行：与えられたタスクを実行。タスクによって活動形態は異なります。

・レビュー：行ったタスクについて、語彙、文法、表現等について振り返ります。

第12回 プロジェクト学習1：イベントを企画しよう

第13回 プロジェクト学習2：ろう学校に行って絵本の読み聞かせをしよう

第14回 プロジェクト学習3：私が市長になったら

第15回 プロジェクト学習4：病院のアクセシビリティ

言語としての日本手話 I B

担当教員	中野聡子・二神麗子・金澤貴之・下島恭子		
科目分野	【教養教育】人文科学科目群	開講曜日・時限	前期・水5-6
授業形式	演習	単位数	1

❖ 授業の目的

重度の聴覚障害児・者とのコミュニケーションでは、手話や文字など、音声を介さない視覚的手段が必要となる。本講義では、日本語とは異なる言語体系を持つ日本手話について、CEFRのB1レベルの言語運用力の習得を目指す。本講義は、「言語としての日本手話 I A」と連続した演習授業となっているため、2つの授業を併せて履修することを条件とする。

❖ 授業概要

毎回の授業では、手話による言語活動を通じて、日本手話の言語運用能力（文法的能力、社会言語的能力、談話的能力、方略的能力）を高めていく。

❖ 授業スケジュール

- 第1回 インTRODクシヨン・手話にふれてみよう
- 第2～11回 日常生活や社会における身近な話題を取り上げた手話による言語活動を行います。
- ・プレタスク：言語活動を行う前に、背景知識や語彙を広げる学習。
 - ・タスクの実行：与えられたタスクを実行。タスクによって活動形態は異なります。
 - ・レビュー：行ったタスクについて、語彙、文法、表現等について振り返ります。
- 第12回 プロジェクト学習1：イベントを企画しよう
- 第13回 プロジェクト学習2：ろう学校に行って絵本の読み聞かせをしよう
- 第14回 プロジェクト学習3：私が市長になったら
- 第15回 プロジェクト学習4：病院のアクセシビリティ

言語としての日本手話ⅡA

担当教員	中野聡子・二神麗子・金澤貴之・下島恭子		
科目分野	【教養教育】人文科学科目群	開講曜日・時限	後期・火1-2
授業形式	演習（対面授業）	単位数	1

❖ 授業の目的

重度の聴覚障害児・者とのコミュニケーションでは、手話や文字など、音声を介さない視覚的手段が必要となる。本講義では、日本語とは異なる言語体系を持つ日本手話について、CEFRのB2レベルの言語運用力の習得を目指す。本講義は、「言語としての日本手話ⅠA／ⅠB」が履修済みであることを条件とする。また、「言語としての日本手話ⅡB」と連続した演習授業となっているため、2つの授業を併せて履修することを条件とする。

❖ 授業概要

毎回の授業では、手話による言語活動を通じて、日本手話の言語運用能力（文法的能力、社会言語的能力、談話的能力、方略的能力）を高めていく。

❖ 授業スケジュール

順序や内容は、受講生の目標到達状況に応じて変更することがある。

第1回 インTRODクシヨ、前期の復習

第2～10回 社会生活全般に関わること、ろう教育やろう者の生活等に関わる問題等を取り上げた手話による言語活動を行います。

- ・プレタスク：言語活動を行う前に、背景知識や語彙を広げる学習。
- ・タスクの実行：与えられたタスクを実行。タスクによって活動形態は異なります。
- ・レビュー：行ったタスクについて、語彙、文法、表現等について振り返ります。

第11～13回 手話通訳の基礎

- ・通訳処理の最初の段階であるソーステキストの「理解」の仕方について学びます。

第14～15回 プロジェクト学習

言語としての日本手話ⅡB

担当教員	中野聡子・二神麗子・金澤貴之・下島恭子		
科目分野	【教養教育】人文科学科目群	開講曜日・時限	後期・水7-8
授業形式	演習（対面授業）	単位数	1

❖ 授業の目的

重度の聴覚障害児・者とのコミュニケーションでは、手話や文字など、音声を介さない視覚的手段が必要となる。本講義では、日本語とは異なる言語体系を持つ日本手話について、CEFRのB2レベルの言語運用力の習得を目指す。本講義は、「言語としての日本手話ⅠA／ⅠB」が履修済みであることを条件とする。また、「言語としての日本手話ⅡA」と連続した演習授業となっているため、2つの授業を併せて履修することを条件とする。

❖ 授業概要

毎回の授業では、手話による言語活動を通じて、日本手話の言語運用能力（文法的能力、社会言語的能力、談話的能力、方略的能力）を高めていく。

❖ 授業スケジュール

順序や内容は、受講生の目標到達状況に応じて変更することがある。

第1回 インTRODクシヨ、前期の復習

第2～10回 社会生活全般に関わること、ろう教育やろう者の生活等に関わる問題等を取り上げた手話による言語活動を行います。

- ・プレタスク：言語活動を行う前に、背景知識や語彙を広げる学習。
- ・タスクの実行：与えられたタスクを実行。タスクによって活動形態は異なります。
- ・レビュー：行ったタスクについて、語彙、文法、表現等について振り返ります。

第11～13回 手話通訳の基礎

- ・通訳処理の最初の段階であるソーステキストの「理解」の仕方について学びます。

第14～15回 プロジェクト学習

日本手話と日本語の違いを学ぶ I

担当教員	中野聡子・二神麗子・下島恭子		
科目分野	【共同教育学部】選択科目	開講曜日・時限	前期・木 9-10
授業形式	演習	単位数	1

❖ 授業の目的

2016年4月に施行された障害者差別解消法や、各地の地方公共団体で制定されつつある手話言語条例に基づいて、ろう児・者が、教育や生活全般にわたり手話でアクセスできるようにするための支援人材育成と環境整備が喫緊の課題となっている。

本講義では、日本手話から日本語、日本語から日本手話への逐次通訳演習と日本手話による言語活動を通して、教育場面を含む日本手話の言語スキルとコミュニケーションスキルを高めることを目的とする。

❖ 授業概要

授業の前半では、逐次通訳の過程を取り出した通訳スキルトレーニング、後半では日本手話の言語スキルを高めるための言語活動を行う。毎週、授業時間外で取り組む課題を提示する。課題は、手話通訳の前提となる日本手話と日本語の言語スキルを高める内容となっているため必ず行うこと。

❖ 授業スケジュール

順序や内容は、受講生の目標到達状況に応じて変更することがあります。

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 理解1：センスを捉える
- 第3回 理解2：幹と枝葉を分ける
- 第4回 理解3：知識の役割
- 第5回 理解4：論理の流れをつかむ
- 第6回 理解5：イメージ化する
- 第7回 再表現1：自分の言葉で表現する
- 第8回 再表現2：わかりやすい日本語にする
- 第9回 日本語→わかりやすい日本語→手話にしてみよう

- 第10回 再表現3：手話から日本語に訳す（1）
- 第11回 再表現4：手話から日本語に訳す（2）
- 第12回 再表現5：日本語から手話に訳す（1）
- 第13回 再表現6：日本語から手話に訳す（2）
- 第14回 プロジェクト学習（1）準備
- 第15回 プロジェクト学習（2）●●さんにインタビュー

日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ

担当教員	中野聡子・二神麗子・下島恭子		
科目分野	【共同教育学部】選択科目	開講曜日・時限	後期・火7-8
授業形式	演習	単位数	1

❖ 授業の目的

2016年4月に施行された障害者差別解消法や、各地の地方公共団体で制定されつつある手話言語条例に基づいて、ろう児・者が、教育や生活全般にわたり手話でアクセスできるようにするための支援人材育成と環境整備が喫緊の課題となっている。

本講義では、日本手話から日本語、日本語から日本手話への逐次・同時通訳演習と日本手話による言語活動を通して、教育場面を含む日本手話の言語スキルとコミュニケーションスキルを高めることを目的とする。

❖ 授業概要

授業の前半では、同時通訳の過程を取り出した通訳スキルトレーニングや通訳遂行、後半では日本手話の言語スキルを高めるための言語活動を行う。毎週、授業時間外で取り組む課題を提示する。課題は、手話通訳の前提となる日本手話と日本語の言語スキルを高める内容となっているため必ず行うこと。

❖ 授業スケジュール1

順序や内容は、受講生の目標到達状況に応じて変更することがあります。

- 第1回 オリエンテーション・前期の復習
- 第2回 サイト・トランスレーション
- 第3回 聞く（見る）と話すを同時に行う訓練（1）
- 第4回 聞く（見る）と話すを同時に行う訓練（2）
- 第5回 会話通訳（1）
- 第6回 会話通訳（2）
- 第7回 会話通訳（3）
- 第8回 会話通訳（4）

- 第9回 講義：ろう運動と手話通訳派遣事業
- 第10回 単独談話通訳（1）
- 第11回 単独談話通訳（2）
- 第12回 単独談話通訳（3）
- 第13回 単独談話通訳（4）
- 第14回 プロジェクト学習（1）準備
- 第15回 プロジェクト学習（2）発表

日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ

担当教員	中野聡子・二神麗子・下島恭子		
科目分野	【共同教育学部】選択科目	開講曜日・時限	前期・水3-4
授業形式	演習・実習	単位数	1

❖ 授業の目的

2016年4月に施行された障害者差別解消法や、各地の地方公共団体で制定されつつある手話言語条例に基づいて、ろう児・者が、教育や生活全般にわたり手話でアクセスできるようにするための支援人材育成と環境整備が喫緊の課題となっている。

本講義では、日本手話から日本語、日本語から日本手話への通訳実践演習を通して、日本手話の言語スキルとコミュニケーションスキルを高め、聞こえない子ども／大人と聞こえる子ども／大人をつなぐ教育・支援の実践力を身につける。

❖ 授業概要

- ・「手話通訳者全国統一試験」「手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）」の実技試験相当の素材を用いて、逐次通訳・同時通訳による演習を行う。
- ・日本手話と日本語の言語スキルを高める言語活動を行う。
- ・通訳者の職業倫理に則った倫理的かつ効果的な意思決定について学ぶ。
- ・学内外における通訳実習を行う（新型コロナウイルス感染拡大状況によって変更・調整あり）。
- ・毎週、授業時間外で取組む課題を提示する。課題は、手話通訳の前提となる日本手話と日本語の言語スキルを高める内容となっているため必ず取組むこと。

❖ 授業スケジュール

順序や内容は、受講生の目標到達状況、ゲスト講師の都合に応じて変更することがあります。

- 第1回 イントロダクション・ウォーミングアップ課題チャレンジ
- 第2回 プロジェクト学習：模擬授業（小3国語）（1）
- 第3回 プロジェクト学習：模擬授業（小3国語）（2）
- 第4回 会話の同時通訳演習（1）
- 第5回 通訳プロセスからみる同時通訳の技術向上

- 第6回 会話の同時通訳演習（2）
- 第7回 会話の同時通訳演習（3）
- 第8回 会話の同時通訳演習（4）
- 第9回 会話の同時通訳演習（5）
- 第10回 デマンド・コントロール・スキーマ（1）概説
- 第11回 デマンド・コントロール・スキーマ（2）業務開始前のコントロール（デマンドの予測）
- 第12回 デマンド・コントロール・スキーマ（3）業務中のコントロール（医療場面の通訳実習）
- 第13回 デマンド・コントロール・スキーマ（4）業務終了後のコントロール（省察的学習）
- 第14回 通訳実習（1）
- 第15回 通訳実習（2）

聾重複障害児の教育概論Ⅰ／聴覚障害児指導法概論Ⅱ

担当教員	前田晃秀・金澤貴之・二神麗子		
科目分野	【教育学部】選択科目 ／特別支援教育科目（一種免許状取得）	開講曜日・時限	前期・集中
授業形式	講義・演習	単位数	2

❖ 授業の目的

聴覚障害児・者の中でも、視覚にも障害がある盲ろう児・者の場合、特にコミュニケーションが困難になる。そこでこの授業では、コミュニケーションを中心とした盲ろう児・者への支援のために特別支援教員として必要な基本的な知識と基礎的な技術の習得を目指す。

❖ 授業概要

- ・盲ろう児・者支援の実務経験のある教員により、具体的な支援方法をイメージできるよう、演習を主体にした授業を行う。
- ・盲ろう児・者が抱える困難や盲ろう児・者の支援の特徴を理解し、盲ろう児・者が用いる各種コミュニケーション手段の基礎を身につける。

❖ 授業スケジュール

- 第1回 盲ろう児・者概論（講義）
- 第2回 盲ろう疑似体験（講義・演習）
- 第3回 点字・指点字①（講義）
- 第4回 点字・指点字②（講義）→課題提出
- 第5回 手書き文字（講義・演習）
- 第6回 点字・指点字③（講義・演習）
- 第7回 視覚障害の理解（講義・演習）
- 第8回 盲ろう児への教育的支援（講義）→課題提出
- 第9回 盲ろう者の日常生活とニーズ（講義）
- 第10回 触手話①（講義・演習）
- 第11回 触手話②（演習）
- 第12回 点字・指点字④（演習）→課題提出
- 第13回 基本移動介助①（講義・演習）
- 第14回 基本移動介助②（講義・演習）
- 第15回 盲ろう者福祉制度概論（講義）→課題提出

聾重複障害児の教育概論Ⅱ／聾重複障害児の教育概論

担当教員	前田晃秀・金澤貴之・二神麗子		
科目分野	【教育学部】選択科目 ／特別支援教育科目（一種免許状取得）	開講曜日・時限	後期・集中
授業形式	演習・実習	単位数	2

❖ 授業の目的

聴覚障害児・者の中でも、視覚にも障害がある盲ろう児・者の場合、特にコミュニケーションが困難になる。そこでこの授業では、コミュニケーションを中心とした盲ろう児・者への支援のために特別支援教員として必要な基本的な知識と基礎的な技術の習得を目指す。

❖ 授業概要

- ・盲ろう者支援の実務経験のある教員により、具体的な支援方法をイメージできるよう、演習と実習を主体にした授業を行う。
- ・個々の盲ろう児・者に応じたコミュニケーション手段を用い、コミュニケーションや情報、移動に関する実践的な支援技法を身につける。

❖ 授業スケジュール

- 第1-2回 盲ろう通訳技術の基本（講義・演習）
- 第3回 盲ろう通訳技術の実際（演習）
- 第4-5回 移動介助の基本（講義・演習）→課題提出
- 第6回 通訳・介助員の心構えと倫理（講義）
- 第7-9回 通訳・介助実習①（実習）
- 第10回 通訳・介助員のあり方①（講義・演習）→課題提出
- 第11回 通訳・介助員のあり方②（講義・演習）
- 第12-14回 通訳・介助実習②（実習）
- 第15回 通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務（講義）

聴覚障害教育概論

担当教員	金澤貴之		
科目分野	【共同教育学部】特別支援教育分野	開講曜日・時限	後期・金 9-10
授業形式	講義	単位数	1

❖ 授業の目的

聴覚障害に関する基本的な事項と、聴覚障害児のための教育の現状と課題について、理解を深める。

❖ 授業概要

「耳が聞こえない」とは、どういうことでしょうか。単に耳をふさいでみても、聴覚障害児者の抱える問題は見えてきません。ことばの獲得が難しいという言語面の問題、そして人とつながれないという孤立感から来る心理面の問題など、難しい問題が山積しています。その一方で、手話を使うろう者の豊かな世界もあります。この講義で聴覚障害者の生理・心理・教育全般にわたって概観することで、聴覚障害児教育の全体像が見えてくることを願っています。

❖ 授業スケジュール

- 第1回 聴覚障害とは？
- 第2回 「ことばを持つ」ということ
- 第3回 聴覚障害の発見の対応と乳幼児支援
- 第4回 幼児段階の支援方法
- 第5回 学齢期の学習支援
- 第6回 書き言葉の習得
- 第7回 手話を用いた指導法
- 第8回 まとめ

聴覚障害児の心理／聴覚障害児の心理特論／聴覚障害児の心理概論

担当教員	金澤貴之・中野聡子		
科目分野	【教育学部】／【共同教育学部】特別支援教育分野 ／特別支援教育科目（一種免許状取得）	開講曜日・時限	後期・木 7-8
授業形式	講義	単位数	2

❖ 授業の目的

聴覚障害児の心理的発達に関する基礎的知識を学び、また障害と社会（環境）の相互作用の観点から、聴覚障害児・者の発達や社会における生きづらさについて理解を深める。

❖ 授業概要

聴覚障害児／聴覚障害重複児の心理的発達について、配布する資料や参考文献を用いて講義を行う。

❖ 授業スケジュール

- 第1回 聴覚の生理と機能
- 第2回 認知発達と学習（1）
- 第3回 認知発達と学習（2）
- 第4回 認知発達と学習（3）
- 第5回 言語発達（1）音声言語
- 第6回 言語発達（2）手話言語
- 第7回 言語発達（3）家庭で始まる学習
- 第8回 教科学習の基礎：リテラシー
- 第9回 教科学習と指導
- 第10回 社会性・情緒の発達
- 第11回 ろう文化とアイデンティティ形成
- 第12回 聴覚障害児者のメンタルヘルス
- 第13回 発達・心理アセスメント
- 第14回 聴覚障害重複児の発達（1）発達の様相とアセスメント
- 第15回 聴覚障害重複児の発達（2）指導法

聴覚障害児指導法特論

担当教員	木村素子・中野聡子		
科目分野	【共同教育学部】特別支援教育分野	開講曜日・時限	前期・木9-10
授業形式	講義・演習（対話・討論を含む）	単位数	2

❖ 授業の目的

本講義では、聞こえないことの生理的条件や言語文化状況を尊重した指導を授業者として展開する知識・技能を身につけることを目指し、とくに、聞こえない子どもの視点からの授業作り改善の示唆やろう当事者の視点による研究知見を生かしながら、具体的な授業場面における課題に関するグループワークや単元計画の作成等を行う。

❖ 授業概要

- ・事前に指定された課題資料を読解し、問いに沿ったメモを作成し、グループワークにおけるディスカッションに臨む。
- ・学習したことを踏まえて、仲間と協働しながら、グループワークを行う。
- ・ろう当事者である教員が、一部の授業を担当する。

❖ 授業スケジュール

- 第1回 インTRODクシヨン「deaf study の系譜」
- 第2回 「ろう文化宣言（1995）」を読んでグループワーク（GW）
- 第3回 新版『ろう文化』案内 第7章「歴史的創造物としてのろうの生活文化」を読んでGW
- 第4回 聴覚障害児に対する言語指導の重要性（講義とGW）
- 第5回 各発達段階における言語指導のあり方（講義とGW）
- 第6回 教科学習の基盤を培う指導（講義とGW）
- 第7回 自立活動の指導例（講義とGW）
- 第8回 社会生活上の課題（ICT機器の活用を含む）。
- 第9回 手話によるろう重複障害児の指導実践論文を読んで：GW
- 第10回 早期発見・早期療育推進のための制度とその課題1：GW
- 第11回 早期発見・早期療育推進のための制度とその課題2：GW
- 第12回 単元計画の作成または指導案の作成：対象児理解と目標設定

第13回 単元計画の作成または指導案の作成：活動内容の設定 1

第14回 単元計画の作成または指導案の作成：活動内容の設定 2

第15回 発表および講評

(＊ 4～7回は中野担当)

聴覚障害教育演習C

担当教員	中野聡子・二神麗子・白澤麻弓		
科目分野	【教育学部】障害児教育専攻科目	開講曜日・時限	前期・火3-4
授業形式	演習	単位数	1

❖ 授業の目的

聴覚障害児の豊かな言語をはぐくむ指導では、目的や内容に応じた言語やモードの使い分けや組み合わせと、聴覚障害児が深いレベルで理解できる伝え方や表現が重要な鍵となる。本講義では、教育／コミュニケーション支援場面において、聴覚障害児・者の年齢や認知・言語発達段階、言語運用力、社会言語文化的背景を考慮した日本手話使用の実践力を磨く。

❖ 授業概要

授業スケジュールに従って、各回の授業で提示された課題について、手話表現の検討、模擬授業、手話通訳、ケース検討等を行う。当該分野における専門知識をもつ外部講師が授業を担当することもある。

❖ 授業スケジュール

順序や内容は変更となることがある。

- 第1回 日本手話を教育・支援で活用することの意義
- 第2回 聴覚障害児をもつ保護者のコミュニケーション支援
- 第3回 聴覚障害児者の教育・支援におけるソーシャルワーク（1）
- 第4回 聴覚障害児者の教育・支援におけるソーシャルワーク（2）
- 第5回 聴覚障害児者の教育・支援におけるソーシャルワーク（3）
- 第6回 手話による絵本の読み聞かせ（1）
- 第7回 日本手話を活用したろう学校小学部の理科授業
- 第8回 手話による絵本の読み聞かせ（2）
- 第9回 日本手話を活用したろう学校小学部の算数授業
- 第10回 手話による絵本の読み聞かせ（3）
- 第11回 日本手話を活用したろう学校小学部の国語授業
- 第12回 自立活動における手話の活用（1）
- 第13回 自立活動における手話の活用（2）
- 第14回 聴覚障害大学生の学びを支える情報保障（1）
- 第15回 聴覚障害大学生の学びを支える情報保障（2）

○学生向けフライヤー

全学部向け

手話サポーター養成プロジェクト室

「手話サポーター養成事業」を知っていますか？

語学として
手話を学んでみたい

手話を身につけて
将来の仕事に
活かしたい



…という人なら誰でも受講可能です！

これまで、どこかで学んだり、なんとなくやってみたことがあった「日本手話」。しかし、「日本語」とは異なり、独立した言語であることは、知らなかったのではないのでしょうか。日本手話ネイティブのろう者の講師から、本当に「使える」日本手話を学んでみましょう。あなたのコミュニケーションの幅を広げてみませんか。

手話に触れてみたい人向け

手話とろう文化(前期木曜3・4限)

ろう者の言語である「日本手話」の実技指導を通して初歩レベルの会話を手話で表現できるようにするとともに、ろう者の考え方や行動様式を「ろう文化」という異文化理解の視点で捉えていくことで、身体状況、言語、文化の異なる者の多文化共生社会のあり方について見識を深めます。



実技では寸劇混じりで進みますので、楽しみながら手話を学ぶことができます。



手話を本格的に学びたい人向け

言語としての日本手話 I A (前期火曜1・2限)

言語としての日本手話 I B (前期水曜5・6限)

言語としての日本手話 II A (後期火曜1・2限)

言語としての日本手話 II B (後期水曜7・8限)

- ・「I A」「I B」は連続している演習のため併せて履修すること。
- ・「II A」「II B」は連続している演習のため併せて履修すること。

日本語とは異なる言語体系を持つ日本手話について、基本的な構文と文法を習得し、日常生活や社会生活全般の話題について日本手話でやりとりをする力を深めます。



少人数で学びます。課題もちよっと多いかも(笑) その分、みるみる上達していくのが分かります！

【問い合わせ先】日本財団手話サポーター養成プロジェクト室

公式LINE:

(7号館B107) Email : signstaff@jimu.gunma-u.ac.jp



共同教育学部
1・2年生向け

手話サポーター養成プロジェクト室

「手話サポーター養成事業」関連講義の案内

手話を習得し
将来の専門職に
活かしたい

聞こえない子どもに
手話で授業ができるために教師に
必要な「伝える力」を磨きたい！

ろう重複者や
盲ろう者の支援に
興味がある

…という人なら誰でも受講可能です！

○本事業のプログラムを通じて、1年次の日本手話の基礎を習得し、2～3年次では、手話通訳の資格取得も可能な通訳演習学習により日本手話のスキルを高めます。その上で4年次に、ろう重複児・者（聴覚障害と他の障害を併せ有する児・者）を含め、手話を用いたコミュニケーション支援／学習指導におけるスキル習得を目指します。

	開講講義	関連講義
4年次 手話を用いたコミュニケーション／学習指導スキルを高める	聴覚障害教育演習E 聴覚障害教育演習D 聴覚障害教育演習C	ろう重複障害支援技術（盲ろう者向け通訳・介助員の資格取得など）の習得 盲ろう教育総論
	群馬県教員採用試験（第一次選考）に加点 ↑ 手話通訳士の資格を有するまたは群馬県手話通訳者認定試験合格者	
	SDGs総合演習：日本手話を活用した聴覚障害児者支援の実践	
3年次 手話通訳演習を通して日本手話のスキルを高める	日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ※	聴覚障害児指導法特論
	日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ※	
2年次 手話通訳演習を通して日本手話のスキルを高める	日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ※	聴覚障害児の心理特論
	言語としての日本手話ⅡB	
	言語としての日本手話ⅡA	
1年次 日本手話の基礎を学ぶ（教養教育）	言語としての日本手話ⅠB	
	言語としての日本手話ⅠA	手話とろう文化

【注】※の講義は卒業単位となりますが、教員免許の単位には含まれません。

ろう重複児・者への支援について学びたい場合

聴覚障害と他の障害（知的障害、視覚障害など）を併せ有する児・者（ろう重複児・者）への支援を学ぶための課外活動があります。

- ①ろう重複児・者と交流する企画の運営・参加
- ②盲ろう者（聴覚障害と視覚障害を併せ有する人たち）の団体である「群馬盲ろう者つるの会」のイベント参加によるボランティア活動

「群馬盲ろう者つるの会」イベントボランティア活動（3回以上参加）をすることで、4年生にて盲ろう者向け通訳・介助員の資格取得などの講義を受講後に群馬県の盲ろう者向け通訳・介助員の資格が取得できます。

ろう重複者との交流企画

ろう重複者が集まる居場所づくりなどの実践を通してろう重複児・者への支援技術を学びます。



写真引用：https://sites.google.com/a/gunma-u.ac.jp/kanazawaab/tomato

（コロナ禍のため、ろう重複児・者と交流する企画運営・参加や「群馬盲ろう者つるの会」ボランティア活動等が難しい場合もあります）

【問い合わせ先】日本財団手話サポーター養成プロジェクト室

(7号館B107) Email : signstaff@jimu.gunma-u.ac.jp

公式LINE:



「手話サポーター養成事業」関連講義の案内

学校で求められる
手話の技術を磨きたい

手話で指導ができる/
手話通訳ができる
教員になりたい!

ろう重複児・者と
関わる専門職を
目指したい

…という人なら誰でも受講可能です!

本事業のプログラムを通じて、3年次では、手話通訳の資格取得も可能な通訳演習学習により日本手話のスキルを高め、その上で4年次に、ろう重複児者を含め、手話を用いたコミュニケーション支援/学習指導におけるスキル習得も目指します。

	開講講義	関連講義
4年次 手話を用いたコミュニケーション/学習指導スキルを高める	群馬県教員採用試験(第一次選考)に加点 ↑ 手話通訳士の資格を有するまたは群馬県手話通訳者認定試験合格者 ↑ 聴覚障害教育演習E 聴覚障害教育演習D 聴覚障害教育演習C(ろう重複児・者支援) SDGs総合演習:日本手話を活用した聴覚障害児者支援の実践	盲ろう教育総論
3年次 手話通訳演習を通して日本手話のスキルを高める	「手話通訳者全国統一試験」受験資格「手話通訳士試験」 日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ※ 厚生省手話通訳者養成カリキュラム実践課程相当	聴覚障害児指導法特論

※の講義は卒業単位となりますが、教員免許の単位には含まれません。

4年生になったら...

■聴覚特別支援学校教員向けの手話技術を磨きたい!

「SDGs総合演習:日本手話を活用した聴覚障害児者支援の実践」



中野聡子先生 白澤麻弓先生 など

教育場面で使える、聴覚障害児・者の特性やニーズに即した手話コミュニケーションと手話通訳の技術を習得します!

■盲ろう者向け通訳・介助員の資格を取りたい!



前田晃秀先生

- ・盲ろう者当事者と触手話でのコミュニケーション実習
- ・指点字のコミュニケーション実習
- ・盲ろう児者の移動介助実習 など

講義受講と、盲ろう者(聴覚障害と視覚障害を併せ有する人たち)の団体である「群馬盲ろう者つるの会」イベントボランティア活動(3回以上参加)をすることで、群馬県の盲ろう者向け通訳・介助員の資格が取得できます。

ろう重複児・者への支援について学びたい場合

- ・「聴覚障害教育演習C」...ろう重複児者をとりまく課題について学習
- ・聴覚障害と他の障害(知的障害、視覚障害など)を併せ有する「ろう重複児・者」への支援を学ぶための課外活動があります!

ろう重複児・者と交流する企画の運営・参加

ろう重複者との交流企画



写真引用: <https://sites.google.com/a/gunma-u.ac.jp/kanazawalab/tomato>

ろう重複者が集まる居場所づくりなどの実践を通してろう重複児・者への支援技術を学びます。

(コロナ禍のため、ろう重複児・者と交流する企画運営・参加や「群馬盲ろう者つるの会」ボランティア活動等が難しい場合もあります)

【問い合わせ先】日本財団手話サポーター養成プロジェクト室

公式LINE:



(7号館B107) Email: signstaff@jimu.gunma-u.ac.jp

「手話サポーター養成事業」関連講義の案内

○本事業のプロプログラムを通じて、聴覚特別支援学校または特別支援学校教員として必要な手話技術を磨いたりろう重複（聴覚障害と他の障害を併せ持つ）児・者への支援技術を習得したりすることができます！

聴覚障害児童・生徒への教育ができる手話技術や伝える力を磨きたい

特別支援学校でろう重複児への教育ができる力を習得したい

触手話・指点字などを学んでみたい

盲ろう者向け通訳・介助員の資格を取りたい

…という人なら誰でも受講可能です！

例えば...聴覚特別支援学校教員向けの手話技術を磨きたい！

「聴覚障害教育演習C」
(前期火曜3・4限)



中野聡子先生 白澤麻弓先生 などの講師陣

教育場面で使える、聴覚障害児・者の特性やニーズに即した手話コミュニケーションと手話通訳の技術を習得します！

*原則として読みとり通訳はつきません

例えば...盲ろう者向け通訳・介助員の資格を取りたい！



前田晃秀先生

時期	講義名	
前期集中	聾重複障害児の教育概論Ⅰ※	厚生労働省盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムに対応
後期集中	聾重複障害児の教育概論Ⅱ※	

集中講義形式となります。時間、教室の情報は掲示板などで確認してください。

受講生 盲ろう者



触手話(人の手に触れることで手話の形を認識する)

受講生 盲ろう者



指点字(点字タイプライターのキーの配置をそのまま人の指に当てはめ、手と手で直接行う会話法)

群馬盲ろう者つるの会イベントなどへの参加活動(3回以上参加・イベント・会議・作業に各1回以上)
・手話サポーター養成プロジェクト室からイベント情報が送られてきます

群馬県の盲ろう者向け通訳・介助員登録

・群馬盲ろう者の会つるの会理事長の名前で登録証がいただけます。(卒業後などに他の都道府県に移った場合は、その地域の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業団体に相談した場合、引き続き登録ができる場合もあります)

【注】※ 聾重複障害児の教育概論Ⅰ、聾重複障害児の教育概論Ⅱの講義は卒業要件の単位であり、教員免許の単位には含まれません。

例えば...ろう重複児・者への支援について学びたい！

ろう重複児・者への支援を学ぶための課外活動があります！
ろう重複児・者と交流する企画の運営・参加

ろう重複者との交流企画



ろう重複者が集まる居場所づくりなどの実践を通してろう重複児・者への支援技術を学びます

写真引用: <https://sites.google.com/a/gunma-u.ac.jp/kanzawalab/tomato>

(コロナ禍のため、ろう重複児・者と交流する企画運営・参加や「群馬盲ろう者つるの会」ボランティア活動等が難しい場合もあります)

【問い合わせ先】日本財団手話サポーター養成プロジェクト室

公式LINE:



(7号館B107) Email: signstaff@ijmu.gunma-u.ac.jp

「手話サポーター養成事業」関連講義の案内

○本事業のプログラムを通じて、手話を学んだり、聴覚特別支援学校または特別支援学校教員として必要な手話技術を磨いたり、ろう重複(聴覚障害と他の障害を併せ持つ)児・者への支援技術を習得したりすることができます!

手話・触手話、
指点字を
学んでみたい

ろう重複児・者と
関わってみたい!

手話を活用しての
指導やろう重複者
支援ができる教員に
なりたい

盲ろう者向け
通訳・介助員の
資格を取りたい

…という人なら誰でも受講可能です!

例えば...手話を学びたい場合

学部の教養教育の講義を履修できます(申請手続きが必要)

・「手話とろう文化」※(前期木曜3・4限)

本格的に手話を
学びたい人のために

「言語としての日本手話ⅠA(前期火曜1・2限)」※「言語としての日本手話ⅠB(前期水曜5・6限)」※
「言語としての日本手話ⅡA(後期火曜1・2限)」※「言語としての日本手話ⅡB(後期水曜7・8限)」※

【注】※の講義は卒業単位には加算されますが、教員免許の単位には含まれません。

例えば...盲ろう者向け通訳・介助員の資格を取りたい場合



前田晃秀先生

時期	講義名
前期集中	聴覚障害指導法概論B
後期集中	重複障害児の教育概論

集中講義形式となります。後期の集中講義を受講するためには必ず前期の集中講義を履修していることが条件になります。時間、教室などは掲示板などで確認してください。

厚生労働省盲
ろう者向け
通訳・介助員
養成カリ
キュラム
に対応

群馬盲ろう者つるの会イベントなどへの参加活動(3回以上参加:イベント・会議・作業に各1回以上)
* 手話サポーター養成プロジェクト室からイベント情報が送られてきます。

群馬県の盲ろう者向け通訳・介助員登録

※群馬盲ろう者の会つるの会理事長の名前で登録証が授与されます。(卒業後などに他の都道府県に移った場合は、その地域の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業団体にご相談した場合、引き続き登録ができる場合もあります)

受講生 盲ろう者



触手話(人の手に
触れることで手話の形
を認識する)

受講生 盲ろう者



指点字(点字タイプライターの
キーの配置をそのまま
人の指に当てはめ、
手と手で直接行う会話法)

ろう重複児・者への支援について 学びたい場合

- ・知的障害児の教科指導概論(聾重複児の指導を含む)などの受講
- ・ろう重複児・者と交流する企画の運営・参加 など

課外活動として...

ろう重複者との交流企画

ろう重複者が集まる居場所
づくりなどの実践を通して
ろう重複児・者への支援
技術を学びます。



写真引用: <https://sites.google.com/a/gunma-u.ac.jp/kanazawalab/tomato>

(コロナ禍のため、ろう重複児・者と交流する企画運営・参加や「群馬盲ろう者つるの会」ボランティア活動等が難しい場合もあります)

【問い合わせ先】日本財団手話サポーター養成プロジェクト室

公式LINE:



(7号館B107) Email: signstaff@jimu.gunma-u.ac.jp

大学院生向け

手話サポーター養成プロジェクト室

「手話サポーター養成事業」を知っていますか？

語学として
手話を学んでみたい

手話を身につけて
将来の仕事に
活かしたい



学部の教養教育の講義を履修できます(申請手続きが必要)
(卒業単位には加算されますが、教員免許の単位には含まれません。)

これまで、どこかで学んだり、なんとなくやってみたことがあった「日本手話」。しかし、「日本語」とは異なり、独立した言語であることは、知らなかったのではないのでしょうか。日本手話ネイティブのろう者の講師から、本当に「使える」日本手話を学んでみましょう。あなたのコミュニケーションの幅を広げてみませんか。

手話に触れてみたい人向け

手話とろう文化(前期木曜3・4限)

ろう者の言語である「日本手話」の実技指導を通して初歩レベルの会話を手話で表現できるようにするとともに、ろう者の考え方や行動様式を「ろう文化」という異文化理解の視点で捉えていくことで、身体状況、言語、文化の異なる者の多文化共生社会のあり方について見識を深めます。



実技では寸劇混じりで進みますので、楽しみながら手話を学ぶことができます。



手話を本格的に学びたい人向け

言語としての日本手話ⅠA(前期火曜1・2限)

言語としての日本手話ⅠB(前期水曜5・6限)

言語としての日本手話ⅡA(後期火曜1・2限)

言語としての日本手話ⅡB(後期水曜7・8限)

- ・「ⅠA」「ⅠB」は連続している演習のため併せて履修すること。
- ・「ⅡA」「ⅡB」は連続している演習のため併せて履修すること。

日本語とは異なる言語体系を持つ日本手話について、基本的な構文と文法を習得し、日常生活や社会生活全般の話題について日本手話でやりとりをする力を深めます。



少人数で学びます。課題もちよっと多いかも(笑)その分、みるみる上達していくのが分かります！

【問い合わせ先】日本財団手話サポーター養成プロジェクト室

(7号館B107) Email: signstaff@jimu.gunma-u.ac.jp

公式LINE:



2) 遠隔教育による社会人受講の実践

(1) 公開講座

2021年度に続き、2022年度もオンライン・オンデマンド形態による遠隔の公開講座を実施した。

日本手話・手話通訳教育に関する講座では、「地方では、手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講座以外に学びの機会がない」「第2言語として日本手話を教わる場がない」「手話通訳者養成講座を修了したものの、手話通訳者全国统一試験・手話通訳士資格試験に合格できない」「手話通訳者として活動しているが、日本手話に対する理解不足から十分な通訳ができていないと感じる」といった理由が、本プロジェクトが展開する公開講座の受講につながっていることが多く、「高等教育機関で日本手話・手話通訳教育を理論的に学べる」「スキルアップにつながる学習の仕方がわかるようになる」といった期待が寄せられていた。演習系の講座については、1回限りでなくもっと連続して学びたいという声も多く、2023年度からリカレント教育として、本学の学生と全く同じ2年半のカリキュラムで日本手話実践力育成プログラムが実現できることの意義は大きいと思われる。

また、ろう教育に関する講座では、特別支援学校教員関係者のみならず、スクールソーシャルワーカー、公認心理師等の参加もみられ、聴覚障害児者に関わる現場で職業実践力を高めるための学びを提供することができた。

○2022年度公開講座のフライヤー

国立大学法人 群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室

2022年度 公開講座のご案内



手話入門編

手話で学ぶ手話講座 -手話とろう文化-

※オンデマンド配信あり

講習料：7,200円 ※学生無料

聴覚に障害のある人たちの中には、日本手話という独自の言語を身につけ、独自の文化を築き上げている「ろう者」と呼ばれる人たちがいます。

本講義では、聴者教員とろう者教員のペア授業により、手話の基本的な文法や用法と、「ろう文化」について、初心者向けに解説します。

手話学習は原則的に音声なしで、寸劇を交えて行います。手話を独学で勉強していた金森君と、ろう者の下山さんの出会いから、ドラマは始まります。皆さんも、金森君になったつもりで手話を学んでいきましょう！

ろう者教員による日本手話の文法解説には、音声通訳を用意しますので、手話初心者の方もご安心ください。聴者教員による「ろう文化」についての解説には、手話通訳を用意しますので、ろうの方もぜひご参加ください。単に「ろう文化」を例示するのではなく、なぜ言語が異なると文化も異なってくるのかといった本質にも踏み込んで解説していきます。

講座は全9回ですが、初回開始の前に、手話学習（解説含む）の講義3回分のダイジェスト版の動画を事前学習用に提供します。予習用にお役立ていただき、講義開始当日まで楽しみにお待ちください。

※手話に関心のある方ならどなたでも参加できます。

Zoomによるオンライン授業ですが、オンデマンド受講も可能です。



群馬大学2020年度ベストティーチャー賞（学長賞）を受賞した公開模擬授業がこちらから視聴できます。

←←←

日程

5月12日(木)～
7月7日(木)
(全9回)
10:20-11:50

講師

金澤 貴之
下島 恭子

対象者

◆手話を学びたい方



下山さん役の
下島講師

金森くん役の
金澤講師



講師ペアによる楽しいコント！

解説する文法例：

手話の基本文型、話題化、
NM表現、CL表現、
テンスとアスペクト、
モダリティ、順接、逆接、
条件節 など

群馬大学で開講している日本手話・手話通訳教育の授業の一部を公開講座としてご体験いただけます。手話や手話通訳について学習中の方、さらなるスキルアップを目指したい方の受講をお待ちしております。

手話スキル編

※演習形式で実施するため、オンデマンド配信はありません。

講習料：1,800円（各講義）※学生無料

講義名	日程	講師	対象者
深掘り！ 日本手話の疑問文	4月27日(水) 12:40-14:10	中野 聡子 下島 恭子	<ul style="list-style-type: none"> ◆手話通訳者を目指す方（厚生労働省手話通訳者養成講座応用課程修了相当の方） ◆聴覚障害児・者の教育及び支援に関わる方（日本手話の知識やスキルのブラッシュアップとして活用）
通訳プロセスから みる同時通訳の技術向上	5月18日(水) 10:20-11:50	二神 麗子 中野 聡子	<ul style="list-style-type: none"> ◆手話通訳資格試験合格を目指す方（厚生労働省手話通訳者養成講座全課程修了相当以上）
高等教育機関に おける手話通訳	7月19日(火) 10:20-11:50	白澤 麻弓 中野 聡子	<ul style="list-style-type: none"> ◆手話通訳士もしくは各地方自治体の登録手話通訳者の資格を有する方 ◆厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム全課程修了もしくは同等の手話通訳スキルを有する方
日本手話と日本語 の違いをふまえた 手話翻訳	11月15日(火) 14:20-15:50	中野 聡子 下島 恭子	<ul style="list-style-type: none"> ◆手話通訳者を目指す方（厚生労働省手話通訳者養成講座全課程修了相当の方） ◆聴覚障害児・者の教育及び支援に関わる方（日本手話の知識やスキルのブラッシュアップとして活用）

ろう教育編

群馬大学で開講している聴覚特別支援学校教員養成の授業の一部を公開講座としてご体験いただけます。学校教員や特別支援教育を専攻する方、学校現場のソーシャルワークに関わる方等の受講をお待ちしております。

※情報保障等の合理的配慮を必要とする方は、申し込み時にお伝えください。

講習料：1,800円（各講義）※学生無料

講義名	日程	オンデマンド配信の有無	講師
日本手話を活用したろう学校小学部の理科授業	5月31日(火) 10:20-11:50	無	中野 聡子
※基礎的な手話コミュニケーションスキルを必要とします。			
ろう学校の現場で求められる社会福祉援助技術	10月21日(金) 16:00-17:30	有	二神 麗子
聴覚障害の心理： 言語・文化・アイデンティティ	12月22日(木) 14:20-15:50	有	金澤 貴之
聴覚障害の心理： 聴覚障害児者のメンタルヘルス	2023年 1月5日(木) 14:20-15:50	有	中野 聡子
聴覚障害の心理： 発達・心理アセスメント	2023年 1月12日(木) 14:20-15:50	有	中野 聡子

オンラインでの授業

- ・Zoomによるビデオ会議システムを
用います。
- ・Zoomへの接続方法などのご案内は
行っておりません。



【詳細・お申込み先】

群馬大学 手話サポーター養成プロジェクト室

<https://sign.hess.gunma-u.ac.jp/contribution.html?contents=0&no=18>



【公開講座1】 手話とろう文化

1. 実施の詳細

「手話とろう文化」の授業を全9回、公開講座として講義と実技の2部形式で行った。講義では、ろう者の考え方や行動様式を「ろう文化」という異文化理解の視点で捉えていくことで、多文化共生社会のあり方について見識を深め、実技では、初歩レベルの会話を手話で学ぶ機会を提供した。対象者は、手話を学びたい方とした。また、授業終了後、1週間の期間限定でZoom録画映像をYouTubeにアップし、当日参加できなくてもオンデマンドで公開講座が受けられるようにした。

実施日	参加者数	講 師	内 容
5月12日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 手話が「言語である」とは？ 実技 趣味嗜好について話そう
5月19日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 90%ルールがもたらすもの 実技 数と要望を伝えよう
5月26日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 言語と文化① 実技 味の感想を伝えよう
6月2日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 言語と文化② 実技 場所を伝えよう
6月9日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 ろう文化と「障害」の相対性 実技 時間を伝えよう
6月16日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 「聴覚障害」の相対性 実技 将来の夢を語ろう①
6月23日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 「聴覚障害」の重層性 実技 将来の夢を語ろう②
6月30日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 文化、アイデンティティ、パーソナリティ 実技 思いを伝えよう
7月7日	109名	金澤貴之 下島恭子	講義 文化とアイデンティティ 実技 思い出を作ろう

2. 受講者の感想から (抜粋)

- 大学に赴かなくてもこの様な素晴らしい講座が受講できることをありがたく思います。ぜひ今後もオンラインにて公開講座を開講してくださることをお願いいたします。
- とても興味深い講義で、毎週の配信をととても楽しみにしていました。金森さんと下山さんの関係の進展を見守りつつ (そしてなぜか挟まってくるリアル大学生実況中継にも心躍らせつつ)、この講義で学ぶことで、手話やろう文化について以前よりもさらに関心を持つようになりました。
- 内容に関しては、手話、特に日本手話は個人的には興味がありつつもこれまで学んだことのない内容だったため、とても興味深く面白かったです。言語聴覚士を目指しているので、普段関わることのないろう者の文化を学べたのはとても良かったです。
- 貴重な学びの機会をありがとうございました。リモートなので居住場所に関係なく受講することができて助かりました。単なる手話講座ではなくて文化的な背景まで含めて学べたことはとてもよかったです。先生がおっしゃっていた言語学は哲学だという言葉が腑に落ちました。もっと学び続けたいと思います。
- 手話にずっと興味があったものの、なかなか勉強する機会が自分で作れず、この葛藤でモヤモヤしていた時に運良くこの公開講座を見つけることができ、勉強するきっかけとなりました。講義はすごく面白く、ストーリー性があって楽しい実技と、興味深くて自分ごとに考えられた理論と、毎回楽しみながら受けることができました。これからも手話の勉強を続けていきたいと思います。また機会があったら講座を受けたいです。
- 参加できて、本当に良かったです。ろう学校に移動して適応できず、元気が出ず、自分らしく働けずに一年。この講座を知って、すぐる思いで申し込みました。次第に毎回楽しみになってきて、手話やろう文化を学んだことで、自信を持ってコミュニケーションを取れるようになりました。ろうの保護者や教員から、手話が上手になったと言われます。また、ろう文化を学んだことで、自分自身の視点や世界観が変わりました。本当にありがとうございました。これからもずっと学んでいきたいと思います。
- 楽しく、そして深い内容で、授業中のチャットが羨ましかったです。手話を英語に置き換えたり、手話話者であることを日本語話者であることに置き換えたりして例を上げて説明くださったことで、自分の味方の偏りに気付き、ハッとすることが何度もありました。

【手話スキル編 1】 深掘り！日本手話の疑問文

1. 実施の詳細

教養教育として展開している「言語としての日本手話 I A / I B」の I コマを公開講座と同時実施した。日本手話の疑問文は、比較的早い段階で学ぶ文型であるが、本講座では日本語を母語とする学習者がおかしやすい間違いを例にあげながら解説を行ったあと、そういったタイプの日本語文を日本手話に翻訳する学習を行った。

実施日	参加者数	講師	内容
4月27日	10名	中野聡子 下島恭子	深掘り！日本手話の疑問文

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 日本語の疑問文をそのまま手話に置き換えられない場合があることを知りました。また WH 疑問詞の NM について改めて学ぶことができました。手話の魅力をさらに知った講座でした。ありがとうございました。
- 日本語の語順にとらわれず、文の意味を深く考えることが大切だと気づきました。より多くの例文で、日本手話の WH 疑問文について磨きをかけていきたいです。初めての参加でしたが、群馬大学での教え方はとても参考になりました。
- 意味にあった日本手話の WH 疑問詞を使うことが大切だとわかりました。スライドにあった練習問題は、繰り返し復習をしたいと思います。
- 日本手話の意味や話されていることの内容をしっかりとつかむことはまだできていないのですが、日本語との違いへの意識は高めることができました。講師の NM や手指の動きを真似られるようにしていきたいです。
- 養成講座を修了すると地方では手話を学ぶのはサークル以外になく、Zoom で学べることはとてもありがたいです。ろう者と自由に会話できることが目標です。現実はなかなか上達しません。ぜひ今後も手話に関する講座を開設していただきたいと思っています。

【手話スキル編2】 通訳プロセスからみる同時通訳の技術向上

1. 実施の詳細

「同時通訳について学びたい」という声があったことから、手話通訳資格試験合格を目指す方を対象として、厚生労働省手話通訳者養成カリキュラムに相当する「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の指導内容を抜粋して公開講座とした。まず通訳の基本である「意味の理論」に立ち返り、起点テキストの捉え方についてワークを通してつかんだあと、同時並行処理能力を鍛えるためのさまざまな訓練方法の紹介、また自分自身のスキル上の課題を見つめだすための方策等について解説した。その後、事前課題で取組んだ「情報セキュリティ講習：フィッシング被害を防ごう」「ろうあ相談員の仕事」の通訳について、聞き取り通訳と読み取り通訳に分かれ、それぞれ講師から指導を受けた。

実施日	参加者数	講師	内容
5月18日	8名	中野聡子 二神麗子	通訳プロセスからみる同時通訳の技術向上

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 参加者の方は手話通訳者が多かったのかレベルが高く感じられた。通訳者養成講座は修了しているが、なかなか通訳技術が向上せず少しでも学びたいと申込みました。講義はとても勉強になりました。今後も学びたいと思いますが、少し気後れしました。
- コロナ禍でなかなかろう者に会えない状況で、動画を見ながら実践的に練習をする方法がわかりよかったです。日本手話に意識してシャドーイングを行なっていきたい。
- 図々しいとは思いつつ、個別に検証をしていただいたことは本当にありがたかった。ありがとうございました。
- 今回初めて参加しました。実践的でわかりやすかったので、今後に活かしていきたいと思います。特に通訳演習で具体的に日本語的な手話で表した所を日本手話での表し方を教えていただき、ろう者の手話や動画を見た時に注意して見てみようと思いました。そして、自分の身につくよう学習をしていきたいです。
- 地方在住なので、Zoomで学べるのはとても嬉しいです。手話通訳者養成講座は修了しましたが、技術が向上しないのが悩みです。ろう者と自由に会話できるようになるためにも今後も学んでいきたいので受講できたらと思っています。今後もオンラインによる手話講座の開催を希望します。ありがとうございました。

【手話スキル編3】 高等教育機関における手話通訳

1. 実施の詳細

「聴覚障害者への差別防止と合理的配慮を考える」というテーマで行われた大学の架空の授業を題材とし、受講生が事前に聞き取り通訳を行って提出した映像について、講師から論理を正確に伝達するための留意点等の指導が行われた。

実施日	参加者数	講師	内容
7月19日	10名	白澤麻弓 中野聡子	高等教育機関における手話通訳

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 不必要な身体の動きなど、自分の癖に気づくことができました。淡々と手話に置き換えるのではなく、論旨を意識してポイントがわかりやすくなるような訳出を心がけたいと思いました。続きの授業に参加したかったです！ 丁寧な解説と動画の比較はわかりやすかったので、とても自分の中に落としやすかったです。
- 高等教育機関における手話通訳では、原語のまま伝える箇所を的確に表現する、論理的なつながりを正しく明確に伝えることの大切さと、その具体的な方法について学ぶことができました。うなずきのNMがあまりうまくできていなかったのが、今後の学習・実践を通して、文の区切りがわかりやすく伝わるような通訳を心がけていきたいです。いただいたアドバイスいただいた内容しっかり身につけられるよう頑張ります！ ありがとうございます。
- 複合語の訳出など、自身の通訳の仕方の課題について、詳細に教えていただけてよかったです。今後の実践に活用していきたいです。
- 日本手話ネイティブによるモデル翻訳映像を使った解説や、1人1人への丁寧なご指導をいただき、通訳でことばを伝達するという作業のポイントがよくわかりました。学生さん達は当然ながら次回があるのですね！ 続きを受けたい授業で、学生さん達が羨ましいです。このような機会を設けて下さりありがとうございました。
- 初歩的なことではありますが、うなずきや文のまとまりのリズムなど、1人ではなかなかわからなかったのが学びとなりました。ありがとうございました。また何かありましたら是非受けたいです。

【手話スキル編4】 日本手話と日本語の違いをふまえた手話翻訳

1. 実施の詳細

日本手話ネイティブのろう者の語り「介護職員として」を逆翻訳した日本語文を用いて、手話に翻訳する課題に取り組んだ。ろう者の手話表現をラベル文に書き起こし、文法や日本手話特有の言い回しについてコメントを書き込んだスライドを用いながら、日本手話と日本語の違いを意識した訳し方について学習した。

実施日	参加者数	講師	内容
11月15日	12名	中野聡子 下島恭子	日本手話と日本語の違いをふまえた手話翻訳

2. 受講者の感想から（抜粋）

- あっという間で時間が足りなくて残念でした。丁寧に解説してくださり、ありがとうございました。
- わかりやすい講義をありがとうございました。また是非受講したいと思います。
- 実践で習得した手話技術であり、コミュニケーション技術を学んだに過ぎないような感覚を持っていました。表現はできるが、読み取りの際になぜこう読むのかという理由を説明できず、納得できていないところがいまだに多くあります。今日の学びを振り返り、直感や感覚的に身につける手話だけでなく、理論的に学べる場は大変ありがたかったです。
- 細かく分かりやすい資料をご準備いただき、丁寧に教えていただいて有り難うございました。普段漠然と思っていることが納得できたことが多いのですが、きちんと学ばなければいけないことがまだまだ多いと感じました。
- 大変有意義な講座でした。ありがとうございました。
- 一般参加もできる公開講座は大変ありがたかったです。これまで感覚的に手話を習得してきた学習者にとってはなぜそう読み取るのか、なぜそう表現されているのかといった具体的な指導があり、理論的に学べました。また是非このような機会をいただけると嬉しいです。
- 日本手話に関する学習の機会があればありがたいです。
- 興味深い講座テーマです。今後も手話に関する講座を数多く、また多彩に開いてくださることを期待しております。

【ろう教育編1】

日本手話を活用したろう学校小学部の理科授業

1. 実施の詳細

共同教育学部特別支援教育専攻の4年生が履修する「聴覚障害教育演習C」の1コマを公開講座として同時開催した。聴覚障害児の理科教育の現状と課題について解説したあと、小学3年「物と重さ」をテーマにして、保存の概念を指導する授業をロールプレイで行った。

実施日	参加者数	講師	内容
5月31日	3名	中野聡子	日本手話を活用したろう学校小学部の理科授業

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 言葉で説明するだけでなく、具体的な状況を手話で表現していくことが大切だと思いました。大変有意義な時間を持つことができました。ありがとうございました。
- 概念化の難しさについて勉強になりました。このような教科指導を行うための手話の言語スキルを高めることが今後の課題です。聴覚障害児が教科書を読みこなせる日本語力を身につけるために家庭で取組める学習があったらご提案ください。
- 素晴らしいとりくみをされていると思います。聾学校の現職職員も聾の先生方から直接学ぶ場が提供されるとありがたいです。群馬大学に期待しています。

【ろう教育編2】 ろう学校の現場で求められる社会福祉援助技術

1. 実施の詳細

近年、複雑化・多様化する子どもや家庭をめぐる問題解決のために、特別支援学校教員、学校現場のソーシャルワークに関わる方を対象とし、聴覚特別支援学校の教育現場で求められるソーシャルワークや福祉的支援、対人援助技術の基礎知識を学ぶことを目的とし、講義形式で実施した。

実施日	参加者数	講師	内容
10月21日	7名	二神麗子	ろう学校の現場で求められる社会福祉援助技術

2. 受講者の感想から（抜粋）

- とても勉強になりました。私は聾学校のスクールカウンセラーをしています。聾学校にはSSWは必要だと感じています。聴覚障害児・者の知識を持たれたSSWが学校にいと、SCとして連携しながら生徒や家族の支援ができるのと思います。一緒に動けることを切に願います。

【ろう教育編3】

聴覚障害の心理：言語・文化・アイデンティティ

1. 実施の詳細

共同教育学部でろう学校教員養成課程の授業を履修する2年生の授業「聴覚障害児の心理特論」の1コマを、公開講座として同時開催した。学校教員、学生、言語聴覚士等が参加した。言語哲学的な観点から、人は言語によって切り取られた形で世界を認識していること、それゆえに描かれる世界が人によって異なること、そして言語と文化、アイデンティティが不可分であることを、クイズは質疑応答を交えながら解説した。

実施日	参加者数	講師	内容
12月22日	16名	金澤 貴之	聴覚障害の心理：言語・文化・アイデンティティ

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 幅広く、深く学ぶことができました。欲を言えば、最後のインクルーシブ教育が生み出す問題についてもう少しお話を聞きたかったです。
- 毎回、金澤先生の講義はゆったりとした気持ちで聞くことができます。他の文化と比べることができ、より深く理解できるのだと思いました。
- これは、頭での理解ではなく、感じる事が重要なのだと思いました。次回も楽しみにしています。
- すごく日本人は独特の人種だと感じ、面白かったです。お箸の使い方や、言葉の使い方、ニュアンスの感じ方、とても面白いなあと思いました。文化があって言語があって、国という大きな組織で守られているということ、それを意識できました。ありがとうございました。
- 貴重な講義を公開してくださりありがとうございました。とても良い勉強になりました。

【ろう教育編4】

聴覚障害の心理：聴覚障害児者のメンタルヘルス

1. 実施の詳細

共同教育学部でろう学校教員養成課程の授業を履修する2年生の授業「聴覚障害児の心理特論」の1コマを、公開講座として同時開催した。学校教員、特別支援教育を専攻する学生、スクールソーシャルワーカー等が参加した。聴覚障害児者のメンタルヘルスに関する基礎的な知識について解説したあと、実際の事例をもとに、家族間のコミュニケーションや教員としての対応等について考えた。

実施日	参加者数	講師	内容
1月5日	14名	中野聡子	聴覚障害の心理：聴覚障害児者のメンタルヘルス

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 中野先生ご自身の体験もまじえて具体的なエピソードに基づいて講義されていたので、わかりやすく心に残る内容でした。乳幼児期から何らかの「コトバ」を介して親しい人との気持ちのやりとりを楽しめることが、その後の心の成長には不可欠だと改めて感じました。
- 聴覚障害児教育関係の講習会はコロナ対策・対応もあり限られる現状の中、学びの機会を与えていただきありがとうございます。
- メンタルヘルス問題の予防と対応の部分でSSWが出てきて、社会福祉の分野も知りながら教員として働く人材が増えれば、ろう児が安心できる環境づくりを提供できるのではないかと考えた。
- 最後までゆっくり聴きたかったのですが、資料を読んでおいたので内容が大体理解できてよかったです。こちらが思っている以上にコミュニケーションはとても難しく、そして、基盤となる親子の関係性、こちらがどう環境を整えていけばいいのか、いろいろ考えさせられる講義でした。ありがとうございました。

【ろう教育編5】 聴覚障害の心理：発達・心理アセスメント

1. 実施の詳細

共同教育学部でろう学校教員養成課程の授業を履修する2年生の授業「聴覚障害児の心理特論」の1コマを、公開講座として同時開催した。学校教員、特別支援教育を専攻する学生、スクールソーシャルワーカー等が参加した。聴覚障害児における発達検査の実施と課題、日本手話文法理解テスト等について解説をしたあと、実際にWISC-IVの問題を取り上げて、聴覚障害児にどのような教示を行うと良いか議論をした。

実施日	参加者数	講師	内容
1月12日	12名	中野聡子	聴覚障害の心理：発達・心理アセスメント

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 画面でお会いする中野先生の笑顔を見ると、ホッとします。貴重なお話を聴かせていただきありがとうございました。
- 具体的に、詳細に教えて頂けたのでイメージをしながら理解することができました。聴覚障害生徒とお話をするとラポール形成が本当に大切でその通りだと思いました。心の扉を少し開けてくれるまでには、会う回数、印象良く感じてもらえるような機会が多めに必要だと理解できました。理解して対応できるので、私にとって大きな力となります。ありがとうございました。
- 簡単に検査してその結果をみる事ができないとわかりました。少し伝え方の見本を見せていただき、感覚はなんとなくわかりました。アセスメントの実施には、教示の仕方、対象者との信頼関係全てをこちらがクリアした上で行わなくてはならないということでも難しいことがわかりました。ありがとうございました。

【公開講座5】 手話で学ぶ初めての将棋

1. 実施の詳細

将棋を学びたいろう・難聴の児童・生徒を主対象として、手話で分かりやすく将棋を学ぶための公開講座を提供した。

聴覚障害児を対象に将棋の活動を行うことには、以下の学術的意義を見いだすことができる。1) 対局に必ずしも口頭による対話を必要としないため、聴覚障害のない人との対局における障壁が低い。2) コマの動かし方等、対局を行うための最低限のルールを理解から始まり、囲い方や攻め方といった戦術等には、論理的思考力の発揮が求められ、思考言語の育成に寄与する。3) 単に対局を行うだけでなく、感想戦を行うことにも内省およびその言語化としての意義があり、手話通訳を伴うことで、それが実現できる。

会場は、ろう学校の生徒が夏休み中の部活終了後、会場まで歩いて来ることができる、将棋盤・将棋駒の準備がある、感染予防の対策が行われているとの観点から群馬県生涯学習センター内の第2趣味教養室を選定した。日本財団事業は群馬県との共催事業であるため、県の施設である会場を無償で借用することができた。

将棋の実技指導については、日本将棋連盟指導棋士（日本将棋連盟によって認定された、将棋普及・振興のための諸活動を行う者）資格を持ち、群馬県支部連合会師範、群馬ジュニア支部支部長を務める、群馬県内での子どもへの将棋指導普及・指導の十分な実績のある藤本氏に依頼した。講師の他に隣県の強豪高校生棋士と県内で将棋教室を開いている指導員、「将棋サークルぐんま」の会員もボランティアで将棋指導の補助をしていただいた。

実施日	参加者数	講 師	内 容
8月4日	4名	金 澤 貴 之 二 神 麗 子 藤 本 康一郎 (指導棋士三段)	<ul style="list-style-type: none"> ・駒の動かし方や基本ルールを学ぼう。 ・駒を動かすミニゲームをしよう ・先生と対局してみよう (19枚落ち・10枚落ち)
8月18日	4名		<ul style="list-style-type: none"> ・先生と対局してみよう (8枚落ち) ・将棋の「勝ち方」を学ぼう ・「勝ち方」を頭にいれて対局してみよう (8枚落ち)
8月25日	4名		<ul style="list-style-type: none"> ・先生と対局してみよう ・「平手」の指し方を覚えよう

2. 受講者の感想から（抜粋）

- ・長期休みの時なので良かったです。
- ・楽しくて、手話で習えたのでわかりやすかった。また参加したい。

(2) 免許法認定通信教育

特別支援学校教員免許状（聴覚障害）保有率向上のために、各都道府県教育委員会では免許法認定講習を実施しているところではあるものの、二種免許の取得を優先するがために、一種免許保有者が増えていかないのが現状である。そのため、二種免許取得者がさらに専門性を磨く機会が少なく、教職大学院進学にも繋がらない現状がある。そこで、特別支援学校教諭二種免許状（聴覚障害者）保有者を対象に、オンデマンド方式で学習できる免許法認定通信教育を開設した。これにより、特別支援学校教員一種免許状を取得するために必要な単位を修得し、さらなる専門性を磨く機会を提供することとした。

「聴覚障害児の心理・生理及び病理」は、生理・病理領域については、主に群馬大学医学部古屋信彦名誉教授が担当し、心理領域については、聴覚障害学、言語哲学、社会言語学的な観点から金澤貴之教授が11コマを担当し、認知心理学的な観点から中野聡子准教授が1コマを担当した。生理・病理から、認知心理、言語、そして社会への繋がりを意識して構成することで、社会的存在の中で「聴覚障害」を理解していくことを目指した。

「聴覚障害児の教育課程と指導法」では、主に金澤貴之教授が担当し、教育課程については木村素子准教授が、発達段階に即した言語指導については中野聡子准教授がそれぞれ1コマを担当した。現代的課題の中で求められる専門性を共通認識した上で、特に手話、書記日本語、インクルーシブ支援といった課題について、本質的理解から実践場面での活用に繋がられるように構成した。

免許法での第三欄の重複・LD等領域では、あえて「聴覚と他の障害を併せ持つ重複障害児の教育」とし、いわゆる「聾重複」をめぐる固有の課題の複雑さについて理解を深めることを目的とした。そのため、金澤貴之教授が全体調整を図りつつも、中野聡子准教授、木村素子准教授、阿尾有朋准教授、前田晃秀客員准教授、二神麗子助教、そして東京学芸大学の大鹿綾講師と、免許法認定通信教育の3講座の中でも最も多くの教員が担当し、多角的な視点からの講義を実現させた。

全国どこでも好きな時間に！

ろう教育の専門性の高い知識を 通信教育で学ぶ

特別支援学校教諭二種免許状（聴覚障害者）をお持ちの方が対象です

聴覚障害の医学的
心理学的な知識が
学べる

オンデマンド配信の
講座で自由な時間で学べる

一種免許の申請に
必要な単位を取得



「ろう重複」について
専門的に学べる

大学院進学のための
一種免許取得を目指す

聴覚障害児の指導法や
聴覚特別支援学校の教育課程
について学べる

※群馬大学HP免許法認定通信教育のページに移動します

申込期限 令和4年 6月30日 午後5時

詳しくは群馬大学HP免許法認定通信教育のページをご覧ください
<https://www.edu.gunma-u.ac.jp/major/human-science/special-needs/tsuushin-kyoiku/>

群馬大学共同教育学部免許状更新講習・入学試験係（免許法認定通信教育担当）
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地（荒牧キャンパス）
電話：027-220-7221・027-220-7396 FAX：027-220-7240
メール：kk-kyoiku7@jimu.gunma-u.ac.jp
受付時間：平日（月～金）8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

群馬大学
免許法認定
通信教育



群馬大学免許法認定通信教育

講座概要

No.	科目名	科目の概要	講師名
1	聴覚障害児の心理・生理及び病理（聴覚障害者）	聴覚器の基本と疾患、及び聴覚障害児の心理的発達について解説する。これにより、聴覚障害の基礎的理解を深めるとともに、障害と社会（環境）の相互作用の観点から、聴覚障害児・者の発達や社会における生きづらさについて理解を深める。	群馬大学共同教育学部教授 金澤 貴之 群馬大学共同教育学部准教授 中野 聡子 特定非営利活動法人 聴覚者支援センター理事長 古屋 信彦
2	聴覚障害児の教育課程と指導法（聴覚障害者）	聴覚障害児教育における教育課程と指導法について解説する。聴覚特別支援学校の現場で用いられている指導実践の背景にある理論を理解し、聴覚障害児教育の今日的課題に応える指導法のあり方を考察していく。	群馬大学共同教育学部教授 金澤 貴之 群馬大学共同教育学部准教授 中野 聡子 群馬大学共同教育学部准教授 木村 素子
3	聴覚と他の障害を併せ持つ重複障害児の教育（重複・LD等領域）	障害と他の障害（視覚障害、知的障害、発達障害等）を併せ持つ重複障害児の教育をめぐる包括的課題について解説する。就学前の課題、教育課程・指導法上の課題、アセスメントの課題、卒業後の課題、盲ろう者支援の課題等について検討し、これにより、障害が「重複」することによる重層的な困難さについて考察していく。	群馬大学共同教育学部教授 金澤 貴之 群馬大学共同教育学部准教授 中野 聡子 群馬大学共同教育学部准教授 木村 素子 群馬大学共同教育学部准教授 阿尾 有朋 群馬大学共同教育学部客員准教授 前田 晃秀 東京学芸大学特別支援科学講座講師 大鹿 綾 群馬大学共同教育学部助教 二神 麗子

受講資格

特別支援学校教諭二種免許状（聴覚障害者）を有していること

履修期間

令和4年8月1日（月）～令和5年2月28日（火） ※各月3本の講座配信を予定しています

申込期間

令和4年6月30日午後5時迄

申込方法

申込フォームより申し込み下さい
URL : <https://forms.gle/HLNjDBdFwR3NExiv5>



受講料

1科目（2単位）あたり 10,200円

受講環境

1. 受講にはインターネット環境を有したパソコンが必要です
2. 最新版のOS、ブラウザでのご利用をお勧めいたします
※ブラウザは以下のものをご利用ください
 - ・Chromeの最新版
 - ・Firefoxの最新版
 - ・Safariの最新版
 - ・Edgeの最新版

学力に関する証明書・単位取得証明書

30時間の課程のすべてを履修した場合には「学力に関する証明書」及び「単位取得証明書」を発行します

特別な配慮

受講に際して特別な配慮が必要な方は、必ず予約申込み前に電話又はメールにてご相談ください

連絡先

群馬大学共同教育学部免許法更新講習・入学試験係（免許法認定通信教育担当）
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地（荒牧キャンパス）
電話：027-220-7221・027-220-7396 FAX：027-220-7240
メール：kk-kyoiku7@jimu.gunma-u.ac.jp

【免許法認定通信教育1】
聴覚障害児の心理・生理及び病理（聴覚障害者）

1. 実施の詳細

「聴覚障害児の心理・生理及び病理」は、生理・病理領域については、主に群馬大学医学部古屋信彦名誉教授に担当を依頼し、心理領域については、聴覚障害学、言語哲学、社会言語学的な観点から金澤貴之教授が11コマを担当し、認知心理学的な観点から中野聡子准教授が1コマを担当した。生理・病理から、認知心理、言語、そして社会への繋がりを意識して構成することで、社会的存在としての「聴覚障害者」を理解しつつ、その要因としての「聴覚障害」を理解していくことを目指した。

• 受講資格

特別支援学校教諭二種免許状（聴覚障害者）保有者

• 講義スケジュール

コマ	参加者数	テ　　マ	担当教員	配信月
1	5名	聴覚障害児の生理・心理・病理を学ぶことの意義	金澤貴之	8月
2	5名	耳の構造とその働き	古屋信彦	8月
3	5名	聴力検査法と難聴疾患	古屋信彦	8月
4	5名	小児難聴と遺伝子・補聴器・人工臓器	古屋信彦	9月
5	5名	「聴覚障害」がもたらす難しさ	金澤貴之	9月
6	5名	言葉・社会・文化	金澤貴之	9月
7	5名	文化とアイデンティティ	金澤貴之	10月
8	5名	社会性と情緒の発達	金澤貴之	10月
9	5名	パーソナリティ形成	金澤貴之	10月
10	5名	言語発達_音声言語	金澤貴之	11月
11	5名	言語発達_手話言語	金澤貴之	11月
12	5名	教科学習の基礎（リテラシー）	金澤貴之	11月
13	5名	認知発達と学習	中野聡子	12月
14	5名	メンタルヘルス	金澤貴之	12月
15	5名	まとめ	金澤貴之	1月

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 今年度は、病弱特別支援学校で勤務しています。この講義を聾学校在籍中に受けていればもっと違ったアプローチができたのではないかと思いました。長い間ありがとうございました。受講できてよかったです。
- インクルーシブのよさと聾学校のよさをしっかり見なければならぬと思いました。初学の分野で文献探しも迷うところですが、LMSにポイントがまとめられた教材を付けてくださっていたので、これを機会に学びが深められて良かったです。ご指導ありがとうございました。
- 来年度以降も開講されるときに、リニューアルの予定があると知ってとても良いと思いました。これまで、免許更新の講習で録画のものを受けたときに、タイミングが悪かったのか、情報が最新でないことがあり、がっかりしたので。
- 楽しく学ぶことができ、受講して本当に良かったです。得た多くの知見で、保護者のサポートや教員の専門性向上に活かせたらと思っています。ありがとうございました。また学びたいと思っていますので、その際はよろしくお願いします。

【免許法認定通信教育 2】 聴覚障害児の教育課程と指導法（聴覚障害）

1. 実施の詳細

「聴覚障害児の教育課程と指導法」では、主に金澤貴之教授が担当し、教育課程については木村素子准教授が、発達段階に即した言語指導については中野聡子准教授がそれぞれ1コマを担当した。現代的課題の中で求められる専門性を共通認識した上で、特に手話の教育実践上の位置づけ、書記日本語の習得、インクルーシブ支援といった課題について、本質的理解から実践場面での活用に繋がられるように構成した。

- 受講資格

特別支援学校教諭二種免許状（聴覚障害者）保有者

- 講義スケジュール

コマ	参加者数	テ ー マ	担当教員	配信月
1	6名	聴覚障害児教育をめぐる現代的課題	金澤貴之	8月
2	6名	聴覚障害児教育で求められる「専門性」	金澤貴之	8月
3	6名	聴覚特別支援学校の教育課程	木村素子	8月
4	6名	手話の理解と実践上の課題①	金澤貴之	9月
5	6名	手話の理解と実践上の課題②	金澤貴之	9月
6	6名	指導法の変遷：音声言語の指導	金澤貴之	9月
7	6名	手指モードの活用と手話の導入	金澤貴之	10月
8	6名	各発達段階における言語指導のあり方	中野聡子	10月
9	6名	書記日本語の習得①	金澤貴之	10月
10	6名	書記日本語の習得②	金澤貴之	11月
11	6名	教科学習の基盤を培う指導	金澤貴之	11月
12	6名	インクルーシブ環境下の難聴児支援①	金澤貴之	11月
13	6名	インクルーシブ環境下の難聴児支援②	金澤貴之	12月
14	6名	手話を学ぶ	金澤貴之	12月
15	6名	まとめ	金澤貴之	1月

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 次は、心理・生理・病理について学び、理解を深めていきたいです。日本手話もこつこつ覚えて、使っていきたいです。身近な聾学校児童のことについて以前より理解が深まりました。ありがとうございました。
- 金澤研究室のはり紙が印象に残りました。 なかなか聴覚分野について学べる場所がないなかこのような講座にて受講できたこと、地方に居ながら、移動しなくても自分の学びたい時間に学べるのが良かったと思います。ご指導ありがとうございました。
- 講義を受けることができ本当に良かったです。とても楽しく学ぶことができました。職場の先生方にも薦めたいと思っています。

【免許法認定通信教育3】

聴覚と他の障害を併せ持つ重複障害児の教育（重複・LD等領域）

1. 実施の詳細

免許法での第三欄の重複・LD等領域では、あえて「聴覚と他の障害を併せ持つ重複障害児の教育」とし、いわゆる「聾重複」をめぐる固有の課題の複雑さについて理解を深めることを目的とした。そのため、金澤貴之教授が全体調整を図りつつも、免許法認定通信教育の3講座の中でも最も多くの教員が担当し、多角的な視点からの講義を実現させた。本学木村素子准教授、阿尾有朋准教授、中野聡子准教授が、それぞれ聾重複障害児の教育課程上の課題、盲ろう児の支援、発達評価および手話言語発達を担当し、学外からは、発達障害との重複障害について東京学芸大学の大鹿綾講師に、盲ろう者支援について東京都盲ろう者支援センター長の前田晃秀本学客員准教授に担当いただいた。

• 受講資格

特別支援学校教諭二種免許状（聴覚障害者）保有者

• 講義スケジュール

コマ	参加者数	テーマ	担当教員	配信月
1	5名	「聾重複」をめぐる諸課題	金澤貴之	8月
2	5名	聾重複障害児の学びにおける教育課程上の課題	木村素子	8月
3	5名	盲ろう児のコミュニケーション支援	阿尾有朋	8月
4	5名	盲ろう者支援1	前田晃秀	9月
5	5名	盲ろう者支援2	前田晃秀	9月
6	5名	就学・学びをめぐる課題	金澤貴之	9月
7	5名	聾重複障害児者のコミュニケーション支援	金澤貴之	10月
8	5名	聾重複障害児の発達評価と手話言語発達	中野聡子	10月
9	5名	聴覚障害と発達障害を併せ持つ児童生徒の実態と理解	大鹿綾	10月
10	5名	聴覚障害と発達障害を併せ持つ児童生徒への支援①	大鹿綾	11月
11	5名	聴覚障害と発達障害を併せ持つ児童生徒への支援②	大鹿綾	11月
12	5名	ソーシャルワークの役割	二神麗子	11月

コマ	参加者数	テ ー マ	担当教員	配信月
13	5名	聾重複障害者の生活・就労支援	二神麗子	12月
14	5名	卒業後の課題	金澤貴之	12月
15	5名	まとめ	金澤貴之	1月

2. 受講者の感想から（抜粋）

- 先生が、講座（3）が「一番作りたかった授業」と言われたことが、印象に残りました。振り返っていると、第1回でも「ろう重複の問題と向き合うと、ろう教育の本質が見える」と言われていたことを思い出しました。その理由の一つとして「ろう教育の一番の問題がろう重複にある」「重複の難しさに焦点をあてることで、聞こえないことに付随するさまざまな困難さが浮き彫りになる」と言われていたことを、聴覚障害教育に携わる機会に忘れずにいたと思います。ありがとうございました。
- 重複障害メインの科目ですが、考え方としては、発達に遅れのある児童生徒に通じるものがあった、重複障害だけにとどまらない考え方ができたと思います。次年度以降、他の障害種についても学習できればいいなと思いました。

3) 高校選択科目「手話」の実現に向けた実践

手話通訳者の高齢化に対する全国的な課題の解消に向けて、遠隔教育にて、海外先進国と同様に、高校段階から手話の体系的な学習機会を増やすことを見据えた取組みを行った。そこで、1) 聖光学院高等学校における学校設定科目「手話」の授業実践、2) 群馬大学の出張模擬授業の制度を活用した、聴覚特別支援学校高等部向けオンライン授業、の2つの事業を実施した。

(1) 聖光学院高等学校での学校設定科目「手話」の実施

全国的には、福祉系高校や総合学科等で「手話」の授業が行われているものの、1学期のみや1年間のみの実践に留まっているものがほとんどである。これを複数年にまたがる形で体系的なカリキュラムにし、手話奉仕員養成課程を満たす形にできれば、若年層の手話通訳者養成に繋がる制度設計が実現できるのではないかと考えから、福島県伊達市にある聖光学院高等学校において、福祉コースを新設するタイミングに合わせて、3年間の体系的カリキュラムとして、学校設定科目「手話」を設定した。

- 対象生徒：福祉コース1年生（1学期は必修、2・3学期は選択）
- 人数：1学期：34人、2・3学期：12人
- 聖光学院高校時間割：5時間目 13：30～14：20 6時間目 14：30～15：20
- 5時間目は聖光学院高校主体で授業実施。
- 6時間目はオンライン（Zoom）で講師とつなぎ、教室内でモニター投影。
- 1月27日のみ「特別企画」として講師が聖光学院高校に行き、対面で授業を実施した。

授業回	授業日	5時間目：内容	6時間目：内容
1	4月26日(火)	群大の紹介動画	金澤先生「手話とは？手話を学ぶ意義」・山本体験談
2	5月10日(火)	第1回「手話とろう文化」動画の視聴	自己紹介、名前の表現
3	5月24日(火)	スキットの復習	Yes/No 疑問
4	5月31日(火)	第2回「手話とろう文化」動画の視聴	スキットの練習
5	6月7日(火)	第2回「手話とろう文化」授業動画続きの視聴	名前のやりとり、「バラ本探す・バラ本PT3ある」
6	6月14日(火)	第3回「手話とろう文化」動画の視聴	「PT1家族ろう」「PT1家族いない一人っ子」
7	6月21日(火)	1回目から3回目までのスキットの復習	1回目から3回目までのスキットの復習
8	6月28日(火)	第4回「手話とろう文化」動画の視聴	家族の紹介：家族構成の表現方法

授業回	授業日	5時間目：内容	6時間目：内容
9	7月12日(火)	家族構成の紹介 yes - no 疑問文で会話	家族の紹介、「動物好き？」
10	7月19日(火)	前回のスキットの復習	日常会話で使える手話
11	9月6日(火)	スキットの練習	日常会話で使える手話
12	9月13日(火)	都道府県の手話単語の動画視聴・練習	都道府県の手話、聖光学院学校ローカル手話、家族の紹介、CL表現
13	9月20日(火)	台風のため休校	台風のため休校
14	9月27日(火)	聖光学院学校ローカル手話単語の動画視聴・練習、スキット (CL表現) の復習	「バラ30もある」「動物好き？」の応用、福島県の手話単語
15	10月25日(火)	復習 第5回「手話とろう文化」動画の視聴	スキット1の会話練習・発表
16	11月8日(火)	動画視聴・表現練習：色の種類、モノ(冬)、スキット2の会話文、形容詞	スキット2会話文の発表、一部の[]内を自由に置き換えて発表。
17	11月15日(火) 対面授業	指差し、視線を使用したワークショップ(金澤)	スキット2会話文の発表_テーマ：「石田先生へのプレゼント」
18	11月29日(火)	スキット2会話文の練習_テーマ：「石田先生へのプレゼント」	・/ (指差し) ○ (指差し) ○/ の表現・スキット2会話文の発表(続き)_テーマ：「石田先生へのプレゼント」
19	12月6日(火)	第6回「手話とろう文化」動画の視聴(スキット1のみ)と会話練習	CL表現の確認と練習、スキット1の発表
20	12月13日(火)	第6回「手話とろう文化」動画の視聴(スキット1のみ)と会話練習	CL動作
21	12月20日(火)	第6回「手話とろう文化」動画の視聴(スキット1のみ)と会話練習	形容詞表現、アイコンタクト、指文字しりとり
22	1月27日(金) 特別企画：対面	講師自己紹介、手話で質疑応答	質疑応答の続き、CL表現、NM表現
23	1月31日(火)	第6回「手話とろう文化」の授業内容を視聴、手話表現の練習	CL表現、NM表現(手話に対応した表情をつけられるように)
24	2月7日(火)	第6回「手話とろう文化」の授業内容を視聴、手話表現の練習	得意・不得意の程度を表す手話
25	2月14日(火)	第6回「手話とろう文化」の授業内容を視聴、手話表現の練習	得意・不得意の程度を表す手話
26	2月21日(火)	まとめ	まとめ
特別企画	2月16日(木)	「聖光学院冬のトークショー」(江副悟史氏、那須映里氏と金澤による対談形式)	

○授業の様子



○トークショーの様子

TALK SHOW
 聖光学院 冬のトークショー X SEIKO
 PM12:00-12:50
 2023
 2/16

手話ができないとおしゃべりできない?!
 耳が聞こえなくても困らない?
 ろう者の世界、聴者の世界・・・
 わたしたちがぶっちゃけてトークします!!

NHK「みんなの手話、ドラマ'allent」に出演
 出演 萩原さん(ろう者)

群馬大学 共同教育学部 特別支援教育講座 教授
 出演 金澤 真之先生

日本ろう者劇団代表 ドラマ'allent'に出演
 出演 江副 哲史さん(ろう者)

お問い合わせはこちら
 〒980-0863 宮城県仙台市青葉区五軒1丁目6-14 聖光学院2ビル5F
 Tel: 022-723-1261 Fax: 022-723-1262
 Mail: pu@plussvoice.co.jp



(2) 聴覚特別支援学校高等部向けの手話の授業

公立の聴覚特別支援学校の教育課程における手話の取扱いは、あくまでもコミュニケーション手段となっている。聴覚障害児教育における手話の位置づけの転換を促し、また聴覚障害生徒に言語として手話を学ぶ機会を提供するため、2021年度に続き、群馬大学の出張模擬授業の制度を活用して、聴覚特別支援学校高等部向けにオンラインで手話の授業を行った。

2022年度は、新たに5つのテーマを追加して、合計7つのテーマから各学校における生徒の状況や学習のねらいに合わせて選択できるようにした。いずれのテーマについても、冒頭に日本手話の文法や日本語との違いについて解説を行ったあと、理解を深めるための課題にグループで取組み、発表をするという流れで実施した。

講師はすべてろうのスタッフが担当した。

学 校 名	実施日	時 間	対 象	申込者数	講師名
埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園	11月11日	13：25～14：15	3年生	12名	中野聡子
		14：25～15：15	3年生	12名	
埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園	12月15日	14：20～15：10	1・2・3年生	16名	下島恭子
奈良県立ろう学校	12月19日	10：50～11：40	1・2・3年生	29名	中野聡子
		11：50～12：40	1・2・3年生	29名	下島恭子
茨城県立水戸聾学校	1月20日	13：20～14：10	2年生	6名	下島恭子

※すべてオンライン（Zoom）による実施

○大宮ろう学園での模擬授業の様子



(配信スタジオ)



(Zoom画面)

○聴覚特別支援学校高等部向けの手話の授業のフライヤー



2022年度 オンライン模擬授業の ご案内

群馬大学共同教育学部/手話サポーター養成プロジェクト室

群馬大学の学生が学んでいる日本手話の講義を生徒に体験させてみませんか。
日本手話と日本語双方の言語知識を高めることができます。

講義題目：日本手話と日本語の違いを見つけよう

講義内容：1コマ（50分）につき、1つのテーマをお選びください。

1. 日本手話の修飾表現を学ぼう（1）程度を表す日本手話の表現（2021年度実施テーマ）
2. 日本手話の修飾表現を学ぼう（2）CL表現で動詞を修飾しよう（2021年度実施テーマ）
3. 日本手話の表現から日本語の自動詞と他動詞を区別しよう
4. 物語における日本手話と日本語の視点の違いを知ろう
5. 日本手話と日本語のポライトネスの違いを知ろう
6. 日本手話と日本語のモダリティの違いを知ろう
7. 日本手話と日本語の否定表現を比べてみよう

対象：手話を使用する聴覚特別支援学校高等部の生徒

実施期間：2022年9月1日～2023年1月31日（土・日・祝休日・年末年始をのぞく）

実施形態：Zoomによるオンライン

講師：共同教育学部/手話サポーター養成プロジェクト室のろう教員

申込先：群馬大学 HP の模擬授業申込フォーム（以下の URL）からお願いします。

<https://www.gunma-u.ac.jp/admission/adm009-2/g2165>



※希望模擬授業分野・題目は「共同教育学部」「特別支援教育」「日本手話と日本語の違いを見つけよう」をご入力ください。

※「ご要望・ご質問」欄に、希望する講義内容をご入力ください。

※模擬授業は準備等に相当の期間を要しますので、実施希望日の2ヶ月前までに申込みください。

※講師のスケジュールがつかず、お引き受けできない場合があります。その際はご容赦くださるようお願いいたします。

授業の内容等についてのお問い合わせ

群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室

E-mail signstaff@jimu.gunma-u.ac.jp

TEL：027-220-7157・027-220-7137（7157 不在時）

FAX：027-220-7390



Q&A

Q：生徒が個人で申し込むことはできますか。

A：お申込みは学校単位となります。担当者は教員としてください。

Q：Zoom 以外のミーティングアプリを使用することはできますか。

A：申し訳ございませんが、群馬大学で法人ライセンス契約をしているのが Zoom になりますので、他のミーティングアプリには対応いたしかねます。

Q：Zoom のセッティングに不安があるのですが…。

A：申し訳ございませんが Zoom に関わる機器セッティングや通信トラブルのサポートはいたしかねます。接続テストは、Zoom のテスト用 Web ページをご利用ください。

Q：読みとり通訳はつきますか。

A：読みとり通訳はありません。講師は手話のほか、スライド資料や動画を使用して授業を行います。

Q：高等部から聴覚特別支援学校に転校したので、手話が流暢でない生徒がいるのですが…。

A：日頃から他の生徒と一緒に授業を受けて学んでいるのであれば問題ありません。講師は手話だけでなく、スライド資料や字幕付動画を使用してわかりやすく教えるように工夫しています。

Q：実施希望日まで2ヶ月を切ってしまったのですが申込みはできるでしょうか。

A：申込みフォームから入力していただくことは可能ですが、準備が間に合わない、講師のスケジュールがつかない等の理由でお引き受けできないことがあります。

Q：講義のテーマの内容がよくわからないのですが…。

A：手話サポーター養成プロジェクト室まで詳細をお問い合わせください。その後、希望のテーマを決めて、申込みフォームに入力してください。

Q：2コマ続けて実施できますか。

A：はい、できます。申込みフォームには、希望するテーマを2つご入力ください。

Q：2コマを異なる日に実施できますか。

A：申し訳ございませんが対応いたしかねます。できるだけ多くの学校で模擬授業をご体験いただくためご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q：講師を指名することはできますか。

A：講師の希望がある場合は、申込みフォームにご入力ください。講師のスケジュール等によりご希望に沿えない場合があることをご了承ください。

4) 聴覚障害児者の支援専門職のカリキュラム作成に向けた取り組み

(1) 聾学校へのスクールソーシャルワーク

群馬県教育委員会の「特別支援学校機能強化事業（文部科学省補助事業）」の一貫として、「手話による意思疎通が十分できる社会福祉士（二神麗子助教）」による相談支援を2022年5月から2023年2月までに計9回、ろう学校に訪問し、のべ30名程度の児童生徒と教員、保護者との面談を実施した。また、スクールカウンセラーとの情報交換も2回（対面と電話）実施し、チームによる支援（個別支援・学級運営の支援）を行った。

※ソーシャルワーカーとして活動しやすく、また支援内容に関するスーパーバイズが受けられるよう、当該スクールソーシャルワーカーの所属は、「日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会」とした。

(2) 聾学校教員向けソーシャルワーク講演会

「群馬県特別支援教育研究協議会聾教育部会」による講演会を下記の通り行った。

日時：2022年8月29日（月）13：30～15：00

テーマ：「聴覚障害児をとりまく生活・発達の重層的な課題～ソーシャルワークの観点から見えてきたこと～」

講師：二神麗子

対象：群馬県立聾学校全教職員（80名程度）

場所：群馬県立聾学校

概要：群馬県立聾学校教育現場の教員が児童生徒への「支援」を行う際に必要な聴覚障害者に関する基礎知識、聴覚障害者を取り巻く重層的な課題、個別ケースの事例検討を行った。

(3) ソーシャルワーカー向け研究会

「群馬地域福祉ヒューマンネットワーク第82回定例研究会」による講演会を下記の通り行った。

日時：2022年4月12日（火）18：30～20：30

テーマ：「聴覚障害者の生活支援について～聾学校・行政・相談支援の現場から考える～」講師：二神麗子

対象：県内で活動するソーシャルワーカー、大学教員等

場所：高崎健康福祉大学

概要：聴覚障害者への支援を行う際に支援者に求められる支援、アセスメントに必要な聴覚障害をめぐる背景知識などについて講義を行った。

5) 単位互換制度の実施に向けた施行

(1) 単位互換制度の活用に向けた公開講座の受講

群馬大学では、近隣大学と単位互換協定を結んでいる。しかしながら従来は移動を必要とするために、ほとんど活かされる機会が少なかった。これがオンライン教育により容易になると考えた。単位互換制度の実現には大学間の調整も必要であるため、直ちに実現することは難しいものの、2021年度の体験受講から一歩進めて、授業を連結させて実施している公開講座について、学生を無料開講とすることとし、本学以外の大学生が手話を学ぶ機会を提供した。

(2) 共同教育学部化による、共同課程としてのオンライン履修

群馬大学と宇都宮大学の教育学部が2020年度から共同教育学部となり、共同課程になったため、本事業関連科目である、「聴覚障害教育概論」と「聴覚障害児の心理特論」について、宇都宮大学の学生が受講することとなった。

共同課程	聴覚障害教育概論	宇都宮大学24名
	聴覚障害児の心理特論	宇都宮大学7名
公開講座	手話とろう文化	宇都宮大学8名 育英短期大学16名 高崎健康福祉大学4名 弘前大学2名 群馬パース大学1名 島根大学1名 埼玉県立大学1名 放送大学1名 県立広島大学1名 立命館大学1名 奥羽大学1名 滋賀医科大学1名 東洋大学1名 筑波技術大学大学院1名 埼玉大学教職大学院1名 市立前橋高等学校5名 東京農業大学第二高等学校1名 西宮市立上ヶ原中学校1名
	日本手話と日本語の違いをふまえた手話通訳	埼玉大学大学院1名
	聴覚障害の心理：言語・文化・アイデンティティ	埼玉大学大学院1名 東京学芸大学1名 山梨英和大学大学院1名 岐阜聖徳学園大学1名
	聴覚障害の心理：聴覚障害児のメンタルヘルス	埼玉大学大学院1名 群馬医療福祉大学1名 山梨英和大学大学院1名 岐阜聖徳学園大学1名
	聴覚障害の心理：発達・心理アセスメント	埼玉大学大学院1名 山梨英和大学大学院1名
	聾学校の現場で求められる社会福祉援助技術	埼玉大学大学院1名
	日本手話を活用したろう学校小学部の理科授業	岐阜聖徳学園大学1名

6) 日本手話・手話通訳教育指導者養成に向けた取組み

(1) 2022年度ろう講師のための日本語研修

社会福祉法人全国手話研修センターが実施している「ろう講師のための日本語研修」(オンラインセミナー)において、講義「手話学習者の表現から手話と日本語の違いを読み解く」を行った。

日 時：2022年12月8日(木) 15:00～2023年1月31日(火) 23:59

目 的：手話講習会等において指導をする際に必要な日本語のレベルアップ研修を行い、ろう講師の指導者としての資質の向上を図る

対象者：手話講習会等を担当するろう講師

定 員：30名

主 催：社会福祉法人 全国手話研修センター

(2) 富山県手話通訳者養成担当講師養成連続講座(手話通訳Ⅰ)

手話通訳者養成カリキュラム基本課程の指導者を対象とした7日間の連続講座において、1日を担当し、「学習者を伸ばす手話通訳Ⅰの指導」というタイトルで、カリキュラム全体からみた到達目標の設定、そのために必要な指導、日本手話と日本語の違いをふまえた通訳指導などについて講義を行った。

日 時：2023年2月26日(日)

目 的：共同募金助成事業として、手話通訳者養成Ⅰを担当する講師の養成、および講師を担当している人の知識・技術の向上を目指す。

対象者：①これから手話通訳者養成講習の指導に携わる意思のある者

②現在、手話通訳者養成の指導に携わっている者

③社会福祉法人富山県聴覚障害者協会の会員・県登録手話通訳士・者

場 所：富山県聴覚障害者センター

参加者：9名

主 催：富山県聴覚障害者協会

(3) 社会福祉法人全国手話研修センターとの意見交換

全国手話研修センターを訪問し、人材養成事業担当者、龍谷大学手話コミュニケーション講座・手話通訳講座の講師陣と、若年層の手話通訳者養成指導に関わる意見交換を行った。

日 時：2022年11月25日（金）

場 所：社会福祉法人全国手話研修センター

参加者：6名

(4) 伊勢崎市手話指導者研修会

手話奉仕員養成カリキュラム入門・基本課程の手話講師を対象とした研修会で、講座におけるろう者講師と聴者講師が担うそれぞれの役割、指導案の作成について講義を行った。前半は手話サポートプロジェクト室が行っている手話指導の取組みを紹介し、後半は地域でできる指導方法として、本学が実践している授業のやり方の一部を、手話奉仕員養成カリキュラム入門・基本課程のテキストを用いながら模擬授業という形でワークショップを行った。

日 時：2023年3月4日（土）13：30～16：30

場 所：伊勢崎市障害者センター

参加者：13名

主 催：伊勢崎市聴覚障害者福祉協会

7) 大学間連携による「手話教育研究の拠点形成事業」に向けた取組み

関西学院大学手話言語研究センターとの連携

(1) 授業における連携

【講義名：聴覚障害教育演習C】

群馬大学教育学部特別支援教育専攻の専門科目「聴覚障害教育演習C」において、関西学院大学手話言語研究センターの前川和美助教に、手話による絵本の読み聞かせ指導を行っていただいた。

日 時：2022年5月24日、6月7日、6月21日

形 態：オンライン

受講者：いずれも3名

テーマ：『いろいろバス』『はじめてのおつかい』『つみきのいえ』

【講義名：手話言語学基礎】

関西学院大学手話言語研究センターが開講する「手話言語学基礎」の授業のうち1回を、本学の中野聡子准教授が担当した（2022年7月8日）。「手話言語発達の様相」について、両親ろうのろう児における手話言語発達、手指音声言語からみた音声言語の発達について解説を行った。

(2) 講師派遣

関西学院大学が主催する2022年度手話学コロキウム第4回の講師を本学の中野聡子准教授が務めた。「研究計画を作ろう」と題して、研究計画のポイントと議論のポイントを述べたあと、3名の参加者が自分で立てた研究計画について発表を行い、それぞれについて用語の概念、問題背景の整理、そこからみえてくる目的の絞り込みについて議論を行った。

○「手話言語学基礎」の講義の様子



3. 実績等

実績等一覧

1. 手話関連の資格試験開催状況等

1) 全国手話検定試験

手話・手話通訳関連の授業を受講している学生に、全国区手話検定試験（社会福祉法人全国手話研修センター）の情報について広報を行った。検定試験のテキストについては、プロジェクト室内での閲覧・貸し出し（1週間）を行い、適宜、受験に関する相談にのった。

2) 群馬県認定手話通訳者試験

2022年度試験において、本プロジェクト修了生（2019年度）の合格者1名。

2020年度試験において、本プロジェクト修了生（2019年度）の合格者1名。

2019年度試験において、本プロジェクト修了生（2018年度）の合格者1名（2020年度より群馬県登録手話通訳者として活動している）。

3) 手話通訳士試験

2021年度試験において、本プロジェクト修了生（2020年度）の合格者1名。

2. 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム 全課程修了者数

2023年3月末日時点 計52名 うち群馬県登録手話通訳者2名、手話通訳士1名

【内訳】

2022年度 5名

2021年度 13名

2020年度 16名

（2020～2022年度『日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ』修了）

2019年度 17名

（2019年度『日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ』または2018年度『聴覚障害教育演習C』修了）

2018年度 1名

（2017年度『コミュニケーション特論演習A・B・C』修了）

2017年度 0名

（事業初年度のため該当者無し）

3. 厚生労働省盲ろう者通訳・介助員養成カリキュラム 全課程修了者数

2023年3月末日時点 計15名 うち群馬県登録盲ろう者通訳・介助員0名

【内訳】

2022年度 4名

2021年度 5名

(2021～2022年度『聾重複障害児の教育概論Ⅰ』『聾重複障害児の教育概論Ⅱ』『聴覚障害児指導法概論B』『聾重複障害児の教育概論』修了)

2020年度 3名

(2020年度『聴覚障害教育演習D』『聴覚障害教育演習E』『盲ろう者支援演習Ⅰ』『盲ろう者支援演習Ⅱ』修了)

2019年度 3名

(2019年度『聾重複障害児の教育概論Ⅰ』『聾重複障害児の教育概論Ⅱ』『聾重複障害児の教育特講Ⅰ』『聾重複障害児の教育特講Ⅱ』修了)

4. 公開講座

- ・手話で学ぶ手話講座—手話とろう文化— (全9回) : 受講者109名 (のべ981名参加)
- ・深掘り! 日本手話の疑問文 : 受講者10名
- ・通訳プロセスからみる同時通訳の技術向上 : 受講者8名
- ・高等教育機関における手話通訳 : 受講者10名
- ・日本手話と日本語の違いをふまえた手話翻訳 : 受講者12名
- ・日本手話を活用したろう学校小学部の理科授業 : 受講者3名
- ・ろう学校の現場で求められる社会福祉援助技術 : 受講者7名
- ・聴覚障害の心理: 言語・文化・アイデンティティ : 受講者16名
- ・聴覚障害の心理: 聴覚障害児者のメンタルヘルス : 受講者14名
- ・聴覚障害の心理: 発達・心理アセスメント : 受講者12名
- ・手話で学ぶ初めての将棋 (全3回) : 受講者4名 (のべ12名参加)

5. 聴覚特別支援学校高等部の模擬授業公開講座

(実施順)

- ・埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園 : 12名 (一般クラス3年生)
- ・埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園 : 16名 (1年生4名、2年制6名、3年生6名)
- ・奈良県立ろう学校 : 29名 (1年生9名、2年生9名、3年生11名)
- ・茨城県立水戸聾学校 : 6名 (2年生6名)

6. 講演等

- ・「聴覚障害学習者にとっての英語学習—その可能性と具体的な手立ての方法—」2022年度群馬大学 大学教育・学生支援機構事業のシンポジストとして中野聡子がオンラインで登壇した (2022年5月21日)。
- ・「岐阜県聴覚障害者情報センター手話通訳者研修」の講師として、金澤貴之と中野聡子が講義を担

当した（2022年6月4日）。

- ・「第68回東京都聴覚障害者大会」にて、動画「東京都手話言語条例の意義」（話し手：金澤貴之、ろう通訳：下島恭子）を上映した（2022年8月30日）。
- ・「第70回全九州ろうあ者大会、第49回全九州手話通訳者研修会」の第1講座「手話言語条例の教育施策としての手話言語獲得の環境整備」の講師として金澤貴之と二神麗子がオンラインで講演を行った（2022年9月3日）。
- ・「令和4年度香川大学イノベーションデザイン研究所シンポジウム モビリティ・ICT・教育を繋げるココロミ」の講師として金澤貴之が講演を行った（「窓」のデモンストレーションとして手話通訳を二神麗子が行った）。
- ・高等教育機関における手話教育・手話通訳者養成について、龍谷大学の手話に関する講義の講師陣と中野聡子が意見交換を行った（2022年11月24日）。
- ・「社会福祉法人全国手話研修センター2022年度「ろう講師のための日本語研修」」の講師として中野聡子が講義を担当した（2022年11月25日）。
- ・「令和4年度豊かな心を育む市民の集い 手話言語条例制定記念」の第2部講演「手話への理解を深め、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」をテーマに金澤貴之が登壇、講演を行った（2022年12月3日）。
- ・「坂戸ろう学園保護者向け研修」の講師として金澤貴之が研修を行った（2022年12月5日）。
- ・「大阪大学日本手話体験講座」の講師として中野聡子・下島恭子が、講義を行った（2022年12月8日）。
- ・「第1120回高崎市倫理法人会 経営者モーニングセミナー」にて金澤貴之が講演を行った（2022年12月21日）。
- ・「神奈川県手話通訳者協会（バッジ協会）研修」の講師として中野聡子が講義を行った。
- ・「第3回手話学コロキウム」の講師として中野聡子が登壇、講演を行った（2023年1月28日）。
- ・「(社福) 長野県聴覚障害者協会 手話通訳者のスキルアップ研修」の講師として下島恭子が研修を行った（2023年1月29日）。
- ・「令和4年度共同募金助成事業 富山県手話通訳者養成担当講師養成連続講座（手話通訳Ⅰ）」の講師として中野聡子が研修を行った（2023年2月26日）。
- ・「伊勢崎市手話指導講師のための研修・ワークショップ」の講師として下島恭子が研修を行った（2023年3月4日）。
- ・「群馬県手話通訳問題研究会学習会」の講師として下島恭子が研修を行った（2023年3月19日）。
- ・YouTubeチャンネル「ゆる言語学ラジオ」の「手話に対する間違ったイメージを一新する【手話Ⅰ】 #187」の手話の見本映像を提供した（モデル：下島恭子）。
- ・一般社団法人 異言語 Lab. 主催の「AkeruE 手話展示」（展示場所：パナソニックセンター東京 AkeruE）について、常設展示・解説監修を中野聡子が担当する。

7. 関連研究：研究費助成事業 採択課題一覧

【(文部科学省) 科学研究費】

区 分：基盤研究B

研究期間：2019年4月1日～2023年3月31日

研究代表者：中野聡子

課 題 名：学術手話通訳者を対象とした日本手話習得再教育プログラムの開発

【(文部科学省) 科学研究費】

区 分：基盤研究C

研究期間：2022年4月1日～2024年3月31日

研究代表者：金澤貴之

課 題 名：聴覚特別支援学校高等部における学校設定教科・科目「手話」の実現に向けた実践的研究

8. 手話サロンの実施（障害学生サポートルーム主催）

2022年度（R4）手話サロン

サロン登録者&実参加数

	登録者	実参加数
聴 学 生	10	7
聴障学生	2	1
一 般	1	0
職 員	5	2

サロン実施数&参加数

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
日 数	3	1	お休み			5	6	6	3	なし	24
参 加 数	7	3				7	15	12	9		53

サロン参加者の内訳

		計	聴学生	聴障学生	一 般	職 員
6月	日数	3				
	参加数	7	5	1	0	1
7月	日数	1				
	参加数	3	2	0	0	1
11月	日数	5				
	参加数	7	6	0	0	1
12月	日数	6				
	参加数	15	11	0	0	4
1月	日数	6				
	参加数	12	10	0	0	2
2月	日数	3				
	参加数	9	7	0	0	2

9. 群馬大学 SNS 公式アカウントの公式 YouTube チャンネルの開設

手話サポーター養成プロジェクト室の公式 YouTube チャンネルを開設した。

「学生 YouTuber」(手話サポーターのうち、2022年度は3名)が、プロジェクト室の日常や、スタッフ、学生へのインタビュー、授業で感じた疑問を教員に質問する、などの映像の配信により、プロジェクト室の活動を紹介するコンテンツを増やしている。

また、「免許法認定通信教育」など、授業のダイジェスト動画をアップロードするなど、それ自体が視聴者の学びとなるコンテンツもアップロードしている。

○ YouTube チャンネルのトップページ



群馬大学 手話サポーター養成プロジェクト室

@user-1l8iw5ox1i

チャンネル登録者数 893人

2022年12月から3か月で
200人以上登録者が増えました！

○人気の動画トップ10

第1位



手話とろう文化【手話のきほん① 非手指表現】

3423 回視聴・6か月前



第2位



【手話サポーターご挨拶】学生YouTuberの野望をお話します...!

3153 回視聴・2か月前



第3位



手話とろう文化【手話のきほん② うなずき・首振りのNM表現】

1964 回視聴・6か月前



第4位



【スタッフ紹介】学生手話サポーターがハイスペックな先生の素顔に迫る...!

1352 回視聴・2か月前



第5位



【ご挨拶】これからさまざまな動画をアップしていきます! (手話通訳付きVer.)

1340 回視聴・7か月前



第6位



【手話学びませんか】社会人向け手話講座を開講! どんな授業? 学生がぶっちゃけます。

1339 回視聴・2か月前



第7位



手話とろう文化【手話のきほん③代名詞・並列の表現】

1162 回視聴・4か月前



第8位



【学生の声】4年生が群大手話生活を振り返る!

1034 回視聴・1か月前



第9位



【スタッフ紹介③】学生手話サポーターがハイスペックな先生の素顔に迫る...!

870 回視聴・1か月前



第10位



【授業制作の裏側】プロジェクト室の中を大公開! 手話の授業ができるまで

860 回視聴・3か月前



研修・講演等 概要

1. 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム研修の講師

1) 群馬県手話通訳者養成講座

日 時：2022年7月23日（土） 13時00分～15時00分

場 所：群馬県社会福祉総合センター 2階 203A / B会議室

テーマ：「聴覚障害児の言語発達とろう教育」

講 師：中野聡子

受講生：実践コース受講生 9名

内 容：群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザが実施している厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム実践課程の講義を担当した。

2. 手話通訳者向け研修の講師

1) 岐阜県聴覚障害者情報センター手話通訳者スキルアップ講座

日 時：2022年6月4日（土）10時00分～16時00分

場 所：岐阜県聴覚障害者情報センター ボランティア室

テーマ：「群馬大学日本財団事業「手話サポーター養成プロジェクト」がめざすもの」、「言語としての日本手話」

講 師：金澤貴之

内 容：群馬大学の実践：現役の手話通訳者を対象に、全国的な手話通訳養成の課題を概略しつつ、本学手話サポーター養成プロジェクトの取組みの紹介を行った。その上で、高等教育機関がこれから担っていくべき役割について解説した。

言語としての日本手話：言語を通して人は世界を構築しており、それゆえに言語と文化が不可分な関係にあることを説明し、言語の持つ性質について概説した。その上で、「手話が言語である」とはどういう意味なのかについて掘り下げ、手話およびろうコミュニティのもつ独自性についても言及した。最後に、手話学習における上達のコツについても触れた。

2) 岐阜県聴覚障害者情報センター手話通訳者スキルアップ講座

日 時：2022年6月5日（日）10時00分～16時00分

場 所：岐阜県聴覚障害者情報センター ボランティア室

テーマ：「『通訳』とは何か一通訳のプロセスに立ち返って通訳スキルを見直そう」、「日本手話母語話者に学ぶ手話表現」

講 師：中野聡子

内 容：現役の手話通訳者を対象に、手話通訳技術の向上を目的とした実技指導を行った。始め

に手話通訳のプロセスに立ち返って、通訳においてはメッセージの幹と枝葉を区別して内容をしっかり理解すること、そしてその内容を通訳者自身の言葉で表現することが大切であるとして、理解に関わるワークを行った。次に、日本手話母語話者の表現を文法的に分析しながら、どのような部分が日本語と異なるのか、また手話特有の表現であるのか理解を深めていった。これまでに教わったことがない内容だったとのことで、手話についてそのような知識を深めていく重要性を実感してもらうことができた。

3) 神奈川県手話通訳者協会（バッジ協会）研修

日 時：2023年1月22日（日）10時00分～12時00分

場 所：藤沢市地域福祉活動センター

テーマ：「第二言語として日本手話を学ぶ」

講 師：中野聡子

内 容：現役手話通訳者の日本手話の通訳スキルを向上させたいというリクエストから、日本手話のどのような側面を知る必要があるのか概説したあとで、日本手話話者の語りを日本語に逆翻訳した素材を用いて、日本語文とろう者の表現を比較しながら、日本手話と日本語の文の違い、日本手話の文法や言い回しについて分析を加えていった。非常にわかりやすかったと好評を得ることができ、また参加者らの日本手話の学習へのモチベーションが高まった。

4) 長野県登録手話通訳者現任研修

日 時：2023年1月29日（日）10時00分～15時00分

場 所：おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）3階 コンベンションホール

テーマ：「日本手話から日本語への通訳を考えよう」

講 師：下島恭子

参加者：22名

内 容：長野県聴覚障害者協会より、現任の手話通訳者を対象にした、日本手話から日本語へ通訳スキルを上げる研修を行って欲しいとの要望で、ろう者が表現する日本手話を正確に読み取り、適切な日本語に翻訳することを重点においたワークショップを行った。参加者からは勉強になった、と好評を得ることができた。

3. 手話言語条例関連の研修・講演会

1) 第70回全九州ろうあ者大会、第49回全九州手話通訳者研修会

第1講座「手話言語条例の教育施策としての手話言語獲得の環境整備」

日 時：2022年9月3日（土）13時30分～17時00分

場 所：オンライン（Zoom）と会場（メートプラザ佐賀大会議室）のハイブリッド

テーマ：

- ・「手話言語条例の教育施策について」講師：二神麗子
- ・「手話言語獲得の環境整備について」講師：金澤貴之

内 容：手話言語条例における教育施策の実情と課題について二神が、手話言語獲得における環境整備の課題について金澤が講演を行った。

2) 第68回東京都聴覚障害者大会

日 時：2022年9月11日（日） 14時00分～14時15分

テーマ：「東京都手話言語条例の意義（ビデオ上映）」

出 演：金澤貴之・下島恭子（ろう通訳）

内 容：手話を取り巻く社会状況を概説しつつ、東京都手話言語条例の意義と期待される施策について解説した。

3) 令和4年度豊かな心を育む市民の集い 手話言語条例制定記念（第2部）

日 時：2022年12月3日（土）14時20分～15時50分

場 所：塩尻総合文化センター講堂（塩尻市）

テーマ：「手話への理解を深め、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」

講 師：金澤貴之

内 容：手話を取り巻く社会状況を概説しつつ、塩尻市の実情に合わせた手話言語条例の意義と期待される施策について解説した。

4. 学生向け手話講座

1) 大阪大学 手話講習会

日 時：2022年12月8日（木）13時00分～17時00分

場 所：大阪大学 全学教育推進機構学生コモンズ セミナールームA、B

テーマ：「手話への理解を深め、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」

講 師：中野聡子・下島恭子

定 員：30名

内 容：大阪大学に在籍する聴覚障害学生と学長の懇談から、手話および聴覚障害者についての理解を深める企画が実施され、言語としての日本手話を実技的に学ぶための講座の依頼があった。前半では自己紹介の表現を学び、受講者同士で名前、所属、出身、誕生日、ろう者／聴者を質問—回答するやりとりができるようになった。後半では、CLについて学び、ショートストーリーを作って発表した。いずれも群馬大学の手話の授業から組み合わせて構成したものであり、短時間の学習でも、初心者・経験者を問わず、日本手話の知識を学びながら自ら手話を使った言語活動が可能になる内容であった。

5. その他

- 1) 令和4年度香川大学イノベーションデザイン研究所シンポジウム「モビリティ・ICT・教育を繋げるココロミ」

日 時：2022年9月10日（土）14時50分～15時15分

場 所：香川大学イノベーションデザイン研究所

テーマ：「遠隔通信技術が拓く手話の可能性」

講 師：金澤貴之

手話通訳：二神麗子（テレプレゼンスシステム「窓」のデモンストレーション）

内 容：手話の性質や手話に関する支援人材不足等の社会的課題や遠隔技術の活用の現状と可能性について解説し、支援人材養成の解決に向けた取組みとして、手話サポーター養成プロジェクト室におけるオンライン教育について紹介した。

- 2) 坂戸ろう学園 保護者向け研修

日 時：2022年12月5日（月）10時00分～15時00分

場 所：埼玉県立坂戸ろう学園

テーマ：「聞こえないお子さんの健やかな成長に必要なこと」

講 師：金澤貴之

内 容：遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス等のICT活用による聴覚障害者向け支援の登場など、さまざまな社会の変化の中で、目指すべき聴覚障害者像や、身につけるべき諸能力も変化していることを概説した。その上で、幼児期に大切なことについて、ポイントを解説した。

- 3) 第1120回高崎市倫理法人会 経営者モーニングセミナー

日 時：2022年12月21日（水）6時15分～6時55分

場 所：ホテルグランビュウ高崎2階 MYOGI

テーマ：「『手話』にみる、オンライン教育の未来」

講 師：金澤貴之

内 容：手話の性質や手話に関する支援人材不足等の社会的課題や遠隔技術の活用の現状と可能性について解説し、支援人材養成の解決に向けた取組みとして、手話サポーター養成プロジェクト室におけるオンライン教育について紹介した上で、手話通訳養成のあり方の将来的展望について解説した。

4) 群馬県手話通訳問題研究会学習会

日 時：2023年3月19日（日）14:00～16:00

場 所：群馬県社会福祉総合センター B01会議室

テーマ：「真意は文末にあり！？～日本手話のコメント表現を知ろう～」

講 師：下島恭子

内 容：日本手話の特徴のひとつである「文末コメント」を取上げて、日本語の表現と日本手話の表現を対比しながら、手話会話における伝達手段について解説した。

5) パナソニックセンター東京 Akeru E 手話展示・制作監修

展示場所：パナソニックセンター東京 Akeru E

主 催：異言語 Lab.

制作監督者：中野聡子

内 容：パナソニックセンター東京 Akeru E 手話展示について、クイズ形式で行う体験型手話展示について、Web サイトの解説文の制作監修を行った。

関西学院大学・群馬大学合同シンポジウム 概要

1. 開催の経緯

手話サポーター養成プロジェクト室では、2017年度から3年間、学外向けの情報発信として、シンポジウムを実施してきた。そして2019年度のシンポジウムでは、関西学院大学手話言語研究センターからのビデオレターも交え、両大学の連携宣言を行っていた。しかしながらコロナ禍のために、2年間シンポジウムを開催せずに今に至っていた。

そこで今年度は、これまでそれぞれが日本財団の助成により、高等教育機関における手話教育・研究の実践や情報発信を進めてきた成果と、2020年度からの双方の事業への連携協力の実践の成果を披露すべく、関西学院大学手話言語研究センターと群馬大学手話サポーター養成プロジェクトの合同シンポジウムを開催することとした。

2. 趣 旨

我が国では2022年5月25日に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行された。同法では、障害者による情報取得、利用および意思疎通に係る施策を総合的に策定、実施する責務が国にあることが明記され、地方自治体もそれぞれの地域の実情に合わせた施策の策定、実施が義務付けられた。特に同法13条「意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上」では、意思疎通支援者の確保・養成・資質向上についても、国、地方自治体が必要な処置を講じることになっている。こうした中では、意思疎通支援者の養成システムの見直しが必要になると思われ、同時に高等教育機関が養成システムにおいていかなる役割を担うことになるのかが一つの議論点になってくる。

そこで、関西学院大学手話言語研究センター&群馬大学手話サポーター養成プロジェクトの合同シンポジウムを開催し、手話を取り巻く社会情勢・施策の動向を踏まえ、それぞれの事業成果報告を行いつつ、手話教育、手話通訳者養成、資質向上等に関する教育研究拠点である高等教育機関が「意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上」に対してなし得ることは何かを検討していくこととした。

3. 全体概要

井上諭一氏による基調講演では、ご自身が学生・留学生課長として障害学生支援に携わっていた経験を通じて、専門分野での手話通訳者不足が大きな課題であることの指摘と、そのための施策の提案がなされた。その上で、近未来予測的な話題として、AIによる解決可能性についても触れられた。

関西学院大学手話言語研究センター長の松岡克尚氏と本学手話サポーター養成プロジェクトリーダーの金澤貴之氏による、手話通訳者養成に関わる資格・制度に関する話題提供では、松岡氏からは、①自治体レベルでの手話言語条例の制定、②障害者権利条約の対日審査結果「統括所見」での勧告、③障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が手話通訳者養成の促進要因となり得る可能性があることの指摘がなされた。また、「手話通訳士」の国家資格化の比較検討材料として、「社会福祉士」の成立過程や要件とされる時間数についての解説がなされた。金澤氏からは、

手話通訳に関する資格や養成制度に関して理解が浸透していない点を中心に、○×形式で解説がなされ、その上で、地域生活支援事業としての手話通訳と、遠隔手話通訳、福祉的支援ではない言語通訳としての手話通訳のニーズなどについての論点整理がなされた。その上で、両者の対話の中で、手話通訳に関する国家資格のあり方についての意見交換がなされた。

パネルディスカッションでは、「関西学院大学の取り組み」として、手話指導の取り組みの報告を中心に前川和美氏から、手話言語研究センターの常設化に至るまでの経緯やセンターの体制、今後の課題を中心に森本郁代氏から、それぞれ報告をいただいた。次に、「群馬大学の取り組み」として本学の研究開発統括である中野聡子氏から、特に今年度の新たに改善された国際基準のL2教育を意識した群馬大学のカリキュラム・授業の改善を中心に報告がなされた。次に、「若年層の手話通訳者養成モデル事業について」として社会福祉法人全国手話研修センター手話事業課の高井恵美氏より、龍谷大学等での若年層の手話通訳者養成モデル事業の実施の経緯や実態と課題について報告がなされた。そして最後に、元世田谷福祉専門学校手話通訳学科・手話通訳専攻学科で学科長を務めた飯泉菜穂子氏より、「世田谷福祉専門学校での実践一質の高い手話通訳者・士養成を目指して一」として16年間の実践の成果と課題についての報告がなされた。

これらの実践の成果と課題をパネリスト間で共有した上で、さらなる相互協力により、若年層の手話通訳者養成の促進が求められることの必要性について再認識した。

○当日の様子



(金澤研究室)



(オンラインでの打合せ画面)



(群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室 中野研究室・撮影スタジオ・スタッフルーム)



(字幕)

開会挨拶
群馬大学学長
石崎泰樹

(開会挨拶)



(手話通訳)

(字幕)

基調講演 井上 倫一氏
手話教育・研究が
もたらす可能性

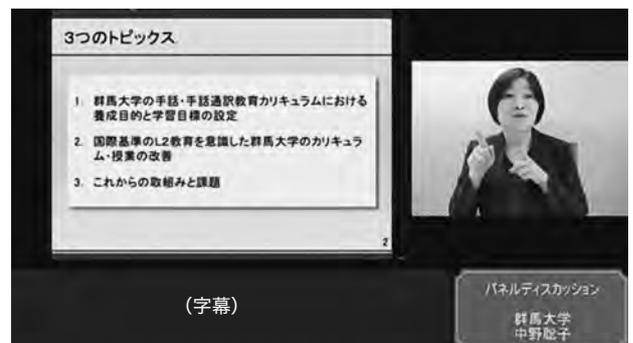
(基調講演)



(字幕)

話題提供
意思疎通支援者要請に
おける法制度の検討

(話題提供)



(字幕)

パネルディスカッション
群馬大学
中野 聡子

(パネルディスカッション中野報告)

令和4年度
関西学院大学・群馬大学
合同シンポジウム

高等教育機関が担う次世代手話教育の可能性

ろう者と社会を取りまく今日的課題に対して高等教育機関が果たしうる役割を
皆様と一緒に考えていきます

2023年
2月19日 日 13:00~17:00

主な
プログラム

基調講演	手話教育・研究がもたらす可能性
話題提供	意思疎通支援者養成における法制度の検討
パネルディスカッション	高等教育機関における手話通訳者養成

Zoom ウェビナー

参加無料

手話通訳・文字通訳あり

■主催

関西学院大学手話言語研究センター
群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室

私たちの大学は日本財団の助成を受けて
手話に関連する諸事業を行っています

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

お申込はこちら

事前にQRコードまたはURLよりお申し込みください。
Zoom ウェビナーの入室情報をメールにてご連絡いたします。
<https://bit.ly/3ByiW1v>

締切： 2023年2月16日



基調講演

手話教育・研究がもたらす可能性

「手話は言語である」との認識のもと、手話教育手法の開拓や手話の研究が進んでいます。これらの取組みはさらに推し進められるべきですが、これを続けていけば、ろう者や難聴者の方の情報保障ニーズを満たせるようになるのでしょうか？期待される技術の進展も見据えつつ、今後の取組みについて考えていきます。

<井上諭一>

文部科学省大臣官房総括審議官

1991年科学技術庁入庁。これまで、日本の地震調査研究体制の整備、スーパーコンピュータ「京」の開発、海洋資源調査システムの開発、給付型奨学金の創設、AI戦略の策定などに従事。2016-2018年に、障害のある学生を支援する施策の推進を担当。2022年9月より現職。



話題提供

意思疎通支援者養成における法制度の検討

手話通訳をめぐる資格制度は意外と複雑。そもそも厚生労働大臣認定資格の「手話通訳士」とは？ 地域生活支援事業としての「手話通訳者」とは？ 電話リレーサービスの通訳オペレーターに必要な資格とは？ こうしたわかっているようで、実はよくわからない疑問を、他の専門職と比較しつつ、対話形式で検討していきます。

<松岡克尚>

関西学院大学
人間福祉学部 教授
手話言語研究センター長



<金澤貴之>

群馬大学
共同教育学部 教授
手話サポーター養成プロジェクト室
リーダー



パネルディスカッション

高等教育機関における手話通訳者養成

関西学院大学手話言語研究センター、群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室、世田谷福祉専門学校、全国手話研修センターによる龍谷大学等、高等教育機関における手話習得や手話通訳者養成の教育実践を振り返りながら現在の到達点を整理します。そして、今後の高等教育機関における手話・手話通訳教育の役割と課題について、関係者間で相互理解を深めていきます。

<森本郁代>

関西学院大学
言語コミュニケーション文化研究科 教授
手話言語研究センター 副長

<前川和美>

関西学院大学
手話言語研究センター 研究特別任期制助教

<中野聡子>

群馬大学
共同教育学部 准教授
手話サポーター養成プロジェクト室

<高井恵美>

社会福祉法人全国手話研修センター 手話事業課長
手話通訳士

<飯泉菜穂子>

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 公益支援部門
手話通訳士

文部科学省

手話教育・研究は高等教育の情報保障ニーズを満たせるか？

2023年2月19日(日) 関西学院大学・群馬大学合同シンポジウム
文部科学省大臣官房総括審議官 井上 論一

あらゆる専門分野に情報保障を必要とする学生がいる！

【学科別障害学生数(大学)】

(人)	計	文学	社会科学	理学	工学	農学	保健(医・歯学を除く)	保健(医・歯学)	商船	家政	教育	芸術	その他	
うち	数	499	57	115	10	146	7	1	12	0	10	40	66	35
難聴	1,197	193	289	53	149	44	31	137	0	26	107	67	101	

※令和3年度(2021年度)大学、短大及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(令和3年8月) (出) 日本学生支援機構(JASSO)

理想の就職、進学は？

【進路状況(大学)】

(人)	計	就職	進学	その他														
うち	難聴	213	197	6	0	0	0	0	0	0	0	59	0	1	0	1	16	3

※令和3年度(2021年度)大学、短大及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(令和3年8月) (出) 日本学生支援機構(JASSO)

如何にして情報保障を達成するのか？

【主な授業支援(聴覚・言語障害)トップ10】

配課依頼文書の配付	272校
教室内通訳	223校
FM送信機・マイク使用	199校
注意事項等文書伝達	141校
電子教材等専用テキスト提供	128校
ノートテイク	120校
パソコンテイク	113校
講義上ソフトウェア・音声認識ソフト使用	93校
講義に関する配慮	93校
筆談・実習配慮	81校

聴覚・言語障害学生在籍校: 486校
うち何らかの支援実施校: 367校

十分な情報保障にはノートテイク+手話通訳は必要ではないか？

学術ノートテイク及び学術手話通訳を行うためには、取り扱う分野の専門的知見が必要！

* 11位 手話通訳48校

※令和3年度(2021年度)大学、短大及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(令和3年8月) (出) 日本学生支援機構(JASSO)

学生・現場からの声

- ディスカッション形式の授業では手話通訳が欲しい
- 手話通訳を手配してもらっても、専門的知見の不足等により不満足な場合が多い
- 高等教育における情報保障の経験がある手話通訳士が少ない
- 英語のディスカッションの場合、英語-日本語手話の通訳は困難 → 英語が得意な学生やネイティブスピーカーによるPC要約筆記で対応
- 人工内耳装着者の増加により、ノートテイクの実践機会が減少。ノートテイク、パソコンテイクのスキルの維持・向上に課題あり
- 予算の確保(学生900-1000円/h、プロ通訳士6000円/h)
- 支援者の確保(そもそも少ない)

*上記は、日本学生支援機構「障害のある学生への支援(配慮事例)」が各々が見出した事例から井上が要約した

群馬大学の実践から考える

【聴覚障害学生数】
聾: 3名、難聴: 2名

【情報保障の実績(2022年度前期)】

①PCテイク
学生1人当たり69コマ
345コマ(1コマ90分、講義以外のガイダンス等も含む)
のべ人数: 691人(学生サポーター633人、外部依頼56人、職員2人)
実人数: 58人(学生サポーター52人、外部依頼4人、職員2人)

②手話通訳
学生1人当たり18コマ (30)
90コマ(1コマ90分、講義以外のガイダンス等も含む)
のべ人数: 166人(大学登録通訳者160人、外部依頼6人)
実人数: 8人(大学登録通訳者のみカウント)

〔卒業に必要な単位数: 124単位以上
1学年で30単位は取得したい ⇒ 30単位×10コマ=300コマ
半期で150コマの受講が必要〕

情報保障のために何人の支援者が必要なのか？

学生一人に必要な支援者数を、群馬大学の実践を参考に推計

①PCテイク

150コマ×2人=300人(のべ人数)
実人数は約10分の1として30人

②手話通訳

75コマ×2人=150人(のべ人数)
実人数は約20分の1として7.5人=8人

全国の聾学生504人(大学、短大、高专)に手話通訳支援を行うには...

PCテイク 30人×504人=15,120人
手話通訳者 8人×504人=4,032人 実人数が必要
なお、この他に聴覚学生が1,300人いる...

しかし現状は... 手話通訳士数:3831人(R4. 1)
*聴覚障害者情報文化センターHPより

7

どのように高等教育における情報保障を担保するのか？(1)

- ✓ 知識伝達であればビデオ教材による個別学習が良い
→ この情報保障は金と手間をかければ出来る
字幕、手話通訳者の同時通訳映像の添付
- ✓ 近年の講義は、反転授業やアクティブラーニングの手法の導入により、ディスカッションに重きを置く傾向
→ 情報保障には、スポンテニアスなリアクションを含む意思疎通が求められる。PCテイク+手話通訳による支援が望ましい

しかし、残念ながら、全力で手話人材育成をしても、高等教育における情報保障を担保するために必要な手話通訳者を確保することは、量的にも質的にも困難

8

どのように高等教育における情報保障を担保するのか？(2)

- ✓ 少なくとも、電話リレーサービスにより形成されるであろう手話通訳者プール等と連携し、手話通訳者のスキル(能力や経験)を明確にした手話通訳者バンクを構築する必要
 - ✓ 上記通訳者バンク+遠隔手話通訳システムにより、ニーズに応じた手話通訳者の手配を容易に出来るのではないかな
- ただし、これら取組は今ある資源の最大活用を試みるものであり、通訳者不足の根本的解決にはならない。そこで...
- ✓ AI(ディープラーニング)により自動翻訳技術が飛躍的に進展している今、手話研究の成果をつぎ込み、自動手話翻訳技術の開発に真剣にチャレンジすべきではないか？

9

AI(ディープラーニング)により
自動翻訳技術が飛躍的に進展



画像認識技術



自動学術手話通訳

10



2022年2月9日(水)
朝日新聞(夕刊)
1面

11

**プロジェクト
手話** 関西学院大学手話言語研究センター、
日本財団、香港中文大学、Google協働
の手話学習ソフトの開発

手話CG NHK放送技術研究所の手話のCGアニメーションを自動生成する技術の開発

12

各学生の机の上にプログラムの専用通訳士がいたりすれば良いかも！



STAR WARSより

13

手話教育・研究の在り方は？（１）



- ✓ AI通訳士に大部分を任せられる。
- ✓ 人間の通訳士は、AI通訳士が苦手なスポンテニアスな反応のフォローや、専門的な内容のフォローを行う。



これで、一人の通訳者が支援できる学生の数は数倍になると考えられる。
また、AI通訳士のみでの対応で支援が足りる場合も想定される。

14

手話教育・研究の在り方は？（２）



- ✓ 高度な手話能力を持つ人材の育成も大事であるが、幅広い層に中庸レベルの手話能力、あるいは手話リテラシーを身に付けてもらうことがより重要になると思われる。
- ✓ そもそも、数ある障害の中で支援に別言語（手話）を必要とするものは聾・聴覚障害だけであることを考えれば、幅広い層に手話教育を行うことは必然。
- ✓ 特別支援学校ですら十分な手話能力を持つ教師が少ないとされる中、少なくとも教員養成系学科において手話教育を必修化することも一案。

15

手話教育・研究の在り方は？（３）



- ✓ 自動手話翻訳システムの開発には、言語としての手話研究者、AI研究者、画像認識研究者等のコラボが必須
- ✓ 研究プロジェクトを立ち上げて、大学で学ぶ聾学生（＝学術的知見と手話能力を併せ持つ貴重な人材！）を巻き込むことが肝要

16

Google翻訳の対象に超少数言語が普通にあることを考えれば、手話の自動翻訳なんて当然のごとくあって良いですよね！

高橋伸博による *	エスペラント語	サンスクリット語	タミル語
アイスランド語	オランダ語	ジャワ語	チェコ語
アイマラ語	ペリヤ語	シロ-シア語 (グルシア)	チエウ語
アイルランド語	オロモ語	シマナ語	④ ツォンガ
アゼルバイジャン語	カザフ語	シント語	⑤ タイグリ
アッサム語	カタルーニヤ語	シンハラ語	タイベヒ
アフリカーンス語	カリシヤ語	スウェーデン語	テルグ語
アムハラ語	カンナダ語	ズールー語	デンマーク
アラビア語	キニヤルワンダ語	スウェーデン語	ドイツ語
アルメニア語	マリシヤ語	スペイン語	トワイ語

さらに未来を見据えて。。。 Society 5.0の世界



サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、**人間中心の社会（Society）**



18

ムーンショット目標 1

2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現

目標1：解説1 (JSTのHP抜粋)

ムーンショット目標1、2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現

サイバネティック・アバターとは



身代わりロボットでどこへでも行ける

遠隔操作する、身代わりロボットは人に遠隔で共有できる「身代わりロボット」のことで、人工知能制御の機能だけでなく、従来の遠隔操作から人間の手で操作し、操作は現地のアバターモーションとして相手に伝わり、しかもその場に居るかのように、1人で複数の遠隔ロボットを制御することも可能になる。

サイバー・フィジカル空間の映像アバターでリアルな体験

サイバー空間とフィジカル空間が融合し、多くの人の興味を惹きつけるようになる。コンサートやスポーツ観戦、映画会場のリアルな映像アバターで参加するスタイルが一般的に、人と人の繋がりも強くなり、遠隔で参加することも可能になる。



目標1：解説1 (ISTのHP抜粋)



身体・認知・知覚能力を拡張して充実した人生を

身体、認知の増強を拡張するサイボーグ（義肢）技術が普及し、身代わりロボットや遠隔操作が可能になる。遠隔で参加するだけでなく、サイバー空間で体験できるアーティシトの高度なスキルをインストールして、アートの才能を発揮するような新しい学習方法も登場。教育現場の制約から解放されて、教育の機会が広がる。また、遠隔で参加することも可能になる。

11

ムーンショット目標 (1)

MOONSHOT

誰もが多様な活動に参画できる社会



内閣府資料より

12

目標1：研究例

大阪大学 石黒浩教授 14年7月

遠隔対話ロボットの検証

■ 1人で複数のロボットを操作することによる、遠隔対話ロボットでの接客を実証実験中

【1人で5体を操作（豊中市）】



【2人で10体を操作（神戸空港）】



【4人で20体を操作（東急ハンズ）】



目標1：研究例

身体能力を拡張する技術

- VRゴーグルをつけた操作者が、ロボット2台（アーム）を同時に操作。
- ひとりでの対応が難しい部分（ボールが同時に来るとき）は、AIが走者者の動作を補助。
- ひとりの操作で、2人の相手と同時に卓球が可能に。



26

アンドロイド研究

- 存在感や生命感を持つ、人間らしい認識・表出を行う対話アンドロイドの開発

【石黒教授ご本人とアバター】



多発性骨髄腫で在宅療養中のこやさんから接客サービスをうける井上

まとめ



- ✓ 高等教育の場において十分な情報保障がなされているとは、とても言える状況ではない。
- ✓ 講義が双方向、マルチのコミュニケーションを重視したものになってきている中、情報保障を担保するために手話通訳がますます重要になっている
- ✓ 圧倒的に足りない手話通訳人材を補うために自動手話通訳技術の確立が求められる(手話研究の成果の投入)
- ✓ 自動手話通訳技術の発展を見据えれば、手話教育は、幅広い層にリーチすることが重要
- ✓ 時空を越えて複数アバターを活用する未来も視野に入れよう

… と、まとめてみましたが、実は大きな問題ではと
考えていることが1つ。



難聴大学・関西学院大学合同シンポジウム
「高齢教育機関が担う次世代手話教育の可能性」

話題提供 「意思疎通支援者養成に おける法制度の検討」

関西学院大学手話言語研究センター
松岡克尚

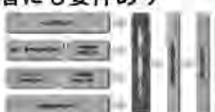
手話を取り巻く新しい動き

- 自治体レベルでの手話言語条例の制定
2023年2月8日現在で464自治体で制定（全日本ろうあ連盟HP）
全国1,718自治体の約27%
- 障害者権利条約の対日審査結果「統括所見」での勧告
日本手話を国レベルの公用語として法律で認めること
生活のあらゆる場面で手話へのアクセスとその使用を促進すること
有能な手話通訳者の訓練と利用可能性を確保すること
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策
推進法
情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること
意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上

社会福祉士制度の歴史

- 1987年に社会福祉士・介護福祉士法が制定
名称独占の国家資格、
同年に臨床工学技士、義肢装具士も国家資格化
- 急激な高齢化の進展、ニーズの多様化、民間サービスの活用（横山 2018）
- 国際的にもソーシャルワーカーの「資格化」が進んでいた（横山 2018）
- 1989年に最初の国家試験実施、これまで35回実施された
毎回の合格率は30%前後（2022年実施の第34回は31.1%）で、
2021年5月現在で250,329名が登録

社会福祉士養成の仕組み

- カリキュラム・シラバスは文部科学省と厚生労働省が省令で定めるが、大学など養成校に所属する教員を中心とした作業チームが実質的に案を作成
- 最新改正（2021年度より）では、大学・一般養成で23の指定科目1,200時間、うち演習150時間、実習240時間（異なる領域2カ所以上）が求められる（各校のシラバスが上記を満たしている必要）上に、演習、実習担当者、実習指導者にも要件あり
- 一般養成施設のルート
【文部】
横山聖志（2018）『社会福祉士制度
30年の到達点：任用の動向を中心に』
前編 社会福祉士全誌 17 (2), 2-12

社会福祉法人
品川区社会福祉
協議会HPより

群馬大学・関西学院大学合同シンポジウム
「高等教育機関が担う次世代手話教育の可能性」

話題提供

「意思疎通支援者養成における法制度の検討」

群馬大学共同教育学部
手話サポーター養成プロジェクト室
金澤貴之

これは正しい？誤り？

- ◎ 手話通訳を個人的に行う分には資格は問われないが、仕事として報酬を得るには資格が必要
- ◎ 手話通訳は厚労省が所轄省庁である。
- ◎ 「手話通訳士」は、今は国家資格ではなく厚生労働大臣認定資格なので、国家資格に「格上げ」が求められる。
- ◎ 「手話奉仕員」の養成は市町村が行う事業であり、「手話通訳者」の養成は都道府県が行う事業
- ◎ 手話通訳オペレータの業務は、「手話通訳士」または「手話通訳者」でなければ行ってはならない。
- ◎ 手話通訳オペレータの業務に従事するためには、厚労省が定める研修を修了しなければならない。

これは正しい？誤り？①

- ◎ 手話通訳を個人的に行う分には資格は問われないが、仕事として報酬を得るには資格が必要
 - 資格は不要
 - 「手話奉仕員」「手話通訳者」は、地方自治体を実施する地域生活支援事業の業務について規定したもの。
 - 「手話通訳士」は、唯一の国政レベルの資格ため、政見放送を規定。法廷通訳も、法的事項ではないものの、一応、手話通訳士が行うものとされている。
 - 「業務独占か名称独占か」という議論だけではなく、業務独占の中にも、①業務そのものを縛る資格と、②特定の事業なり機関なりでの業務を縛るものがある。
- ▼
- 「手話通訳を行うこと」には資格は不要

これは正しい？誤り？②

- ◎ 手話通訳は厚労省が所轄省庁である。
- 内容によって、所轄省庁はさまざま。
- 厚労省
 - ・ 地域生活支援事業
- 総務省
 - ・ テレビ放送の手話通訳
 - ・ 電話リレーサービス
- 法務省
 - ・ 法廷通訳
- ◎ ただし、養成や研修について、他省庁が1から作るのではなく、すでに行っている機関等を活用している実態があり、結果的に厚労省が行っているようにみえてしまう。

これは正しい？誤り？③

- ◎ 「手話通訳士」は、今は国家資格ではなく厚生労働大臣認定資格なので、国家資格に「格上げ」が求められる
- 建付けが全く別。「社会福祉士」等の高等教育機関での養成は1000時間以上
- 「手話通訳士」は、「手話通訳技能認定試験」に合格した者に付与される名称
- 「伝統工芸士」のように、すでに何らかの形で習得した「技能」について付与する称号としての資格
- 「国家資格に格上げを1」は、日本手話通訳士協会が提案し、全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、全国手話研修センターの4団体の会議で検討している資格構想

これは正しい？誤り？④

- ◎ 「手話奉仕員」の養成は市町村が行う事業であり、「手話通訳者」の養成は都道府県が行う事業
- 市町村、都道府県それぞれの必須事業ではあるが、他がやってもいい
- 手話奉仕員、手話通訳者の「登録」は各々の地方自治体の事業
- 養成では、厚労省が定めるカリキュラムを満たす必要がある
- 厚労省が定めたカリキュラムを満たしていれば、どこがやっても構わない。それをそれぞれの地方自治体が「登録」することが必要

これは正しい？誤り？⑤

- 手話通訳オペレータの業務は、「手話通訳士」または「手話通訳者」でなければ行ってはならない。
- 令和2年12月1日総務省告示第370号「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」により、「同等の資格や技能を有する者」とあり、必ずしも必須要件ではない。

これは正しい？誤り？⑥

- 手話通訳オペレータの業務に従事するためには、厚生省が定める研修を修了しなければならない。
- 研修を義務づけているのは、公共インフラとしての電話リレーサービス
- 手話通訳オペレータが行う業務全般に義務づけているわけではない。以下のものについては規定されていない。
 - ・ 民間同士の契約で実施しているもの
 - ・ 地域生活支援事業として実施しているもの
- ただし、「研修修了」が様々な形で活用されていく可能性はある（あくまで可能性の話）。

「手話通訳」の類型化

	対人援助を含めた福祉的通訳	言語通訳
対面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 求められること <ul style="list-style-type: none"> ・ 要者の福祉ニーズに合わせたフォロー ■ 場面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活 ■ 対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の要者個人 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 求められること <ul style="list-style-type: none"> ・ 等価な情報の変換 ■ 場面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の講義、学会、講演 ・ 高度専門職通訳 ■ 対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 言語運用能力の高い人 ・ 不特定多数
遠隔	<ul style="list-style-type: none"> ■ 求められること <ul style="list-style-type: none"> ・ (遠隔地にいる) 知っている要者への支援 (地域生活支援事業の遠隔) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 求められること <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定の相手に対応できる確かな手話スキル ・ 予期せぬ事象への対応 ・ 専門領域への対応

「遠隔手話通訳サービス」の類型化

	VRS	VR1 (単発・突発)	VR1 (事前依頼有)
位置関係	3者が別	オペレータのみが別	
事前準備	ほぼ不可能		可能かつ重要
関係調整	非常に重要		比較的重要性は低い



**日本手話の導入と
授業の概要**

「日本手話」の授業導入までの経緯

- 2004年度全学人権講演会「ろう者の人権と手話」
- 先駆けとして、社会学部・総合政策学部において手話関連の授業が開講
- 言語科目としての手話導入に関する、全学生対象アンケート調査

**決して簡単な道のりではなかった
(教員の理解不足・人材不足)**

「日本手話 I ~ IV」

- 第二言語（選択必修）科目として2008年4月に導入。
（他に、英語コミュニケーション・独語・仏語・朝鮮語・中国語・西語がある）*第一言語科目は「英語」
- 教養科目などではなく「言語科目」として導入された。
文部科学省が日本手話を言語として認可したという事。
- カリキュラム時間
日本手話 I・II 週2×14回 約46.7時間
日本手話 III・IV 週2×14回 約46.7時間 合計93.4時間

カリキュラム時間

- 日本手話 I・II 週2×14回 約46.7時間
日本手話 III・IV 週2×14回 約46.7時間 合計93.4時間
- 1クラス15人×6クラス×2学年=180名
- 手話の実技/手話の講義 で構成。

	月	火	水	木	金
2限	「日本手話」 III・IV(1)	「日本手話」 I・II(●)	「日本手話」 III・IV(3)		「日本手話」 I・II(●)
3限	「日本手話」 III・IV(2)	「日本手話」 I・II(●)	「日本手話」 III・IV(5)		「日本手話」 I・II(●)
4限	「日本手話」 III・IV(3)	「日本手話」 I・II(●)	「日本手話」 III・IV(6)		「日本手話」 I・II(●)

科目	内容	交流会
日本手話 IV	プレゼンテーションコンテスト インタビュー・調査 ディスカッション 日本手話読解・手話通訳演習 ディスカッション	知らない話題について 手話で会話ができる
日本手話 III	ゲスト講演 日本手話読解・手話通訳演習	相手と共通の話題について 手話で会話ができる
日本手話 II	ゲスト講演 日本手話読解 日本手話のしくみ 日本手話概論	交流会 身近な事項について 手話で会話ができる
日本手話 I	ろう者を取り巻く社会 ろう文化概論	手話で自己紹介ができる



日本手話実技



- ろう講師は全員手話教師センターメンバー。
- NA法（ナチュラル・アプローチ法）中心
 - ・クラッシュとテレルが考案、提唱した直接教授法
 - ・目標言語のみで（日本語を介入させず手話で）手話を教える方法
- 視覚教材を使用し、インタラクション中心
- ろう文化も取り入れる



日本手話講義



- ・ 聴講師が担当。全員手話通訳士
- ・ 日本手話の読解のヒントとなる、日本手話の特性や文法解説を行う→実技につながるような指導
- ・ 社会の中のろう者の立場についてディスカッションをすることも

9



プレゼンテーション コンテスト



「日本手話」導入後のうごき

- 日本手話サークル「はなまる」設立！
- 「関西日本手話研究会」活動
 - 社会還元として、一般の人へも講演会等を実施
- 国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科入学
 - 手話通訳士合格！ 手話検定合格
- 手話に関する仕事に従事
- オープンキャンパス（2016年度～）
- 手話言語研究センター設立！

12



学生の声





今後の課題



関西学院大学 手話言語研究センターの取り組み

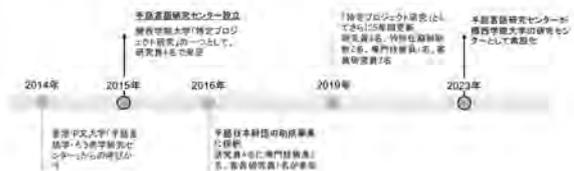


手話言語研究センターとは

- センターの目的
 - 手話言語に関する科学的・学術的研究を行い、手話の言語としての位置づけを学術的に確立すること、および社会的な認知度を高めること
- センターの研究領域
 - 音声言語と手話言語を主題とした学際的・領域横断的研究
 - 手話言語を主題とした言語学的研究
 - 手話言語教育を主題とし、手話言語の言語教育並びに手話言語-書記言語のバイリンガル教育に関わる研究



手話言語研究センターのこれまでのあゆみ



手話言語研究センター開設後の 手話学習環境の変化

- 手話言語学を学ぶ科目の開講
 - 「手話言語学基礎/専門」開講（3年次より履修可）
- すべての学部生が手話を学べる環境の整備
 - 人間福祉学部選択言語科目「日本手話Ⅰ～Ⅳ」（2008年より）
 - 言語教育研究センター選択言語科目「日本手話初級Ⅰ・Ⅱ」開講
 - 日本手話が加わったことで、言語教育研究センター提供科目の名称が「選択外国語科目」から「選択言語科目」に変更
- 手話とろう者、ろう文化を学べる科目の開講
 - 共通教育センター寄附講座「手話の世界」の開講



手話言語関連科目の受講者数の推移

	手話言語学基礎・専門		合計	手話の世界		合計	日本手話Ⅰ～Ⅳ		日本手話初級Ⅰ～Ⅱ		合計
	人間福祉	他学部		人間福祉	他学部		人間福祉	他学部			
2016	35	7	42				337			337	
2017	15	14	29				338			338	
2018	25	15	40				321			321	
2019	9	11	20				276	17		293	
2020	29	48	77	25	71	96	279	21		296	
2021	11	17	28	2	40	42	291	19		310	
2022	38	8	46	4	43	47	326	19		345	
計	162	120	282	31	154	185	2,168	76		2,244	



手話言語研究センター開設後の 手話学習環境の変化

- 全ての学部生が手話言語科目を学べるようになった
- 手話言語学基礎、手話言語学専門、手話の世界の開講により、ろう者やろう文化に対する理解と、手話が言語であるとの認識が学生の中に生まれつつある



ろう学生情報保障と手話学習環境の整備

- 学内部署との連携
 - キャンパス自立支援室
 - ろう学生の対応についての相談、スタッフを対象とした日本手話講座開講
 - 教職教育研究センター
 - 教員免許取得を目指す学生をターゲットとしたイベント



手話言語研究センターの研究体制

- 各研究員の専門領域からの手話言語へのアプローチ
 - 手話言語と多文化共生／日本手話の統語的研究／日本手話の相互行為分析
- 手話言語を専門とする研究特別任期制助教、専門技術員、客員研究員による研究
 - 成人聴者の日本手話習得プロセス
 - ろう児の親への手話指導に関する研究
 - パイモータル児の言語発達
 - 不就学ろう者や離島で生活するろう者の手話表現コーパス
 - コーダと移民の共通点



学外機関との連携

- NPO法人手話教師センター
- 兵庫県手話通訳士協会
- Google
- 香港中文大学



今後の課題

- センター内の課題
 - 手話言語を学ぶ環境のさらなる整備
 - 手話言語に関するプログラムの体系化
 - 人員の確保と人材育成
 - 手話学習・教育についての深い理解と知識を持つ人材
 - 手話言語研究を専門とする人材
- 手話言語に対する認識と理解のすそ野を広げる
 - 学外のアウトリーチ活動
 - 講演会やワークショップ、シンポジウムの開催



ご清聴ありがとうございました

令和4年度 関西学院大学・群馬大学合同シンポジウム
「高等教育機関が担う次世代手話教育の可能性」

高等教育機関における手話通訳養成
—群馬大学の取り組み—

群馬大学
長岡教育本部特別支援教育課
手話サポーター養成プロジェクト室
中野 聡子

2023.2.19

群馬大学 手話サポーター養成プロジェクト室
Supported by THE NIPPON 公益 FOUNDATION

3つのトピックス

1. 群馬大学の手話・手話通訳教育カリキュラムにおける養成目的と学習目標の設定
2. 国際基準のL2教育を意識した群馬大学のカリキュラム・授業の改善
3. これからの取組みと課題

2

1. 群馬大学の手話・手話通訳教育カリキュラムにおける養成目的と学習目標の設定

- 群馬大学の手話・手話通訳教育カリキュラム
- 4年制大学に手話通訳専攻を設置することの難しさ
- 群馬大学における手話・手話通訳教育の養成目的
- L2手話習得に要する学習時間数を考慮した学習目標の設定

3

群馬大学の手話・手話通訳教育カリキュラム

4

4年制大学に手話通訳専攻を設置することの難しさ

入学者	不安定な職業への懸念
運営者	コストパフォーマンスへの懸念
カリキュラム	高等教育機関で4年間かけて養成する根拠となるカリキュラムの不存在
人材	ろう者・聴者ともに、大学の教員採用基準を満たす学歴・業績を持った人材の不足

5

群馬大学における手話・手話通訳教育の養成目的

教養教育と教員養成課程教育の中に
手話の演習系科目を設置

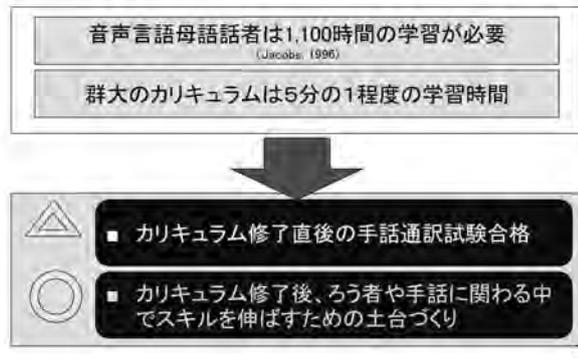
週1～2コマの科目設置が限界(総計210時間)

【養成目的】

- 手話通訳者
- 日本手話を活用して教科指導が行えるろう学校教員
- 手話通訳もできるろう学校教員

6

L2手話習得に要する学習時間を考慮した学習目標の設定

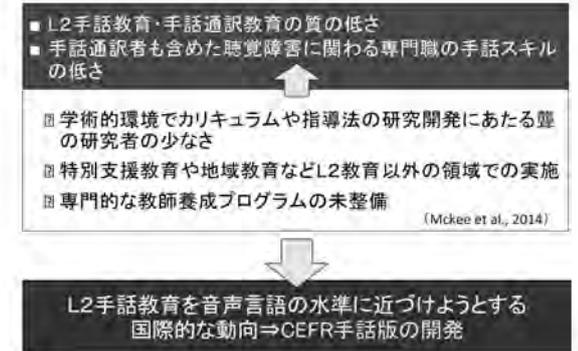


2. 国際基準のL2教育を意識した群馬大学のカリキュラム・授業の改善

- ・ L2手話教育における世界共通の構造的問題
- ・ CEFR手話版について
- ・ 専門職としての手話能力の欧州基準 (CEFR手話版)
- ・ カリキュラムからみた通訳養成開始時のCEFRのレベル
- ・ CEFR手話版を意識した群馬大学のカリキュラム・授業の改善
- ・ 言語教育指導において考慮すべき要素
- ・ 質の高い言語活動を可能にする細かなステップ
- ・ トランス・ランゲージング教授法
- ・ 通訳指導に対する方針

8

L2手話教育における世界共通の構造的問題

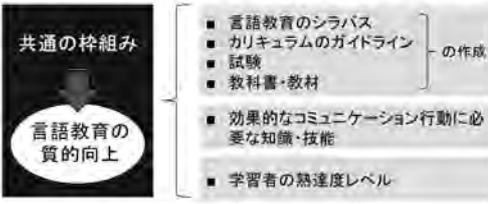


9

CEFR手話版について

CEFR(欧州言語共通参照枠)(2001)

行動指向アプローチに基づく言語観、言語学習、教授観



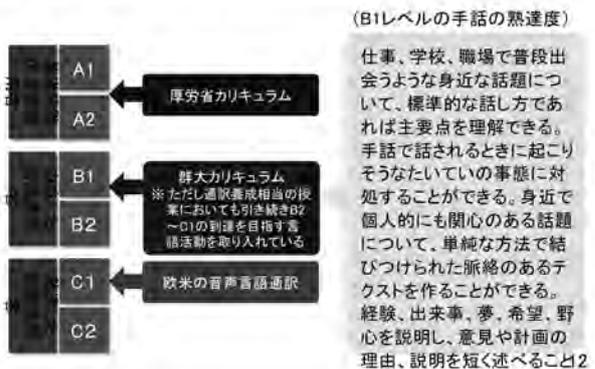
PRO-Signプロジェクト(欧州現代語センター)
「専門職としての手話能力の欧州基準」(2016)

(Council of Europe, 2001; Leeson et al., 2016) 10

専門職としての手話能力の欧州基準(CEFR手話版)

作成目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職に必要な手話能力の基準の確立 ・ 高等教育機関における手話教育の基準の確立
熟達度レベル	能力記述文(A1~C2それぞれの段階についてCan Do文で記載)
A1	産出 伝達、言い換え、モニタリング・修正、総合的産出力、プランニング、広報、一定の長さの単独談話・経験の描写、例示
A2	理解 受け手としての理解、映像メディアの理解、手がかりと推測、総合的理解力、ネイティブとの会話、アナウンスや指示を見る、TV・映画を見る
B1	やりとり 会話、インフォーマルな議論、情報交換、インタビューを行う/受ける、手話やりとりの協合力、物やサービスを得るためのやりとり、ネイティブとの対話の理解
B2	コミュニケーション方略 内容確認のための質問、協働的コミュニケーション、発言権の取得
C1	テキストの処理 言語の使用領域の幅、文法的正確性、音韻コントロール、社会的妥当性、話量コントロール、話意の使用領域の幅、柔軟性、語り
C2	主題の展開 一貫性と結束性 質的側面 叙述の正確さ、手話の流暢性

カリキュラムからみた通訳養成開始時のCEFRのレベル



CEFR手話版を意識した 群大カリキュラム・授業の改善

- 1年目(120時間)でB1、2~3年目(90時間)でB2~C1という到達目標の設定
- Can doをベースにしたバックワード・デザイン(逆向き設計)によるカリキュラムの見直し
- CEFRの言語観、言語学習、教授観である行動指向アプローチに基づいた言語活動の導入や教材の作成
- トランス・ランゲージング(translanguaging)を活用した質の高い言語活動、高いバイリンガル・バイリテラシー(※)の形成

※ 元来は読み書き能力を指すが、近年は「自らの力で情報を得て、さらにその情報を利用・活用する力」とする新たな意味が加わるようになっている。ここでは、カミンズ(1980)の認知言語学的能力(CALP)に相当する能力と捉える。

以前よりも無理なく
しかも高いレベルへの到達が可能になった
⇒体感的には昨年度以前に比べて半年~1年前倒し

16

言語教育指導において考慮すべき要素

言語コミュニケーションを効果的に用いて目標達成をするために必要な能力

言語による
コミュニケーション能力

1. 言語構造に関する能力
2. 社会言語的能力
3. 語用論的能力

一般的な能力

1. 知識
2. 技能
3. 姿勢・態度
4. 学習能力

L2習得はこれらが相互に関連していることを十分理解し、指導法・教材開発・カリキュラム開発にあたる必要がある(投野2013)

言語活動

- ☐ 受信活動
- ☐ 発信活動
- ☐ インタクション
- ☐ 翻訳・通訳

活動領域

- ☐ 私的な領域
- ☐ 公的な領域
- ☐ 職業領域
- ☐ 教育領域

タスク・方略・テキスト

- ☐ オーセンティックなタスク
- ☐ さまざまな能力を使用することで成し遂げられるタスク
- ☐ 課題の遂行にふさわしい方略の選択を促す手立て
- ☐ 必要となる情報を得るためのテキスト処理を促す手立て

17

【例】日本手話学習開始26時間目の授業

授業テーマ	どれにする？
授業形態	Zoomによるオンライン
学習目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製品やサービスについて、数量、数、価格、内容に関する情報を理解することができる。 ■ 自身の好き嫌い、他者への同意/非同意を伝えることができる。 ■ 選択肢を比較検討し、どれを選ぶのか話し合うことができる。(CEFR手話版「製品やサービスを得るためのやりとり」「(友人との)インフォーマルな議論」を参考に設定)
話彙・文法	数と単位の手話、商品やサービスに関する手話単語、WH疑問文「どっち」と「どれ」の使い分け、CL表現(SASS・操作CL・実体CL、CL通話)、比較文、対事/対人モダリティ(日本語の「思う」との違いを含む)など
授業の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今日の授業の言語活動に必要な語彙50語(宿題)の確認テスト 2. 商品やサービスの特徴の違いを理解するためのディクテーション課題(1)(ラーメン屋、観光コース)と答え合わせ 3. 商品やサービスの特徴の違いを理解するためのディクテーション課題(2)と答え合わせ ※次ページ参照 4. 3で完成したワークシートを見ながら、①どれを選ぶのか、②どうしてそれを選ぶのかについて話し合う。 5. 指定された時間までに、チャットで①と②について報告

18

【例】日本手話学習開始26時間目の授業

赤文字の部分を()にしたワークシートを配布。
動画を見て記入する。
あとで答えの入った下記の文を配布。

ホテルの客室、どれにする？

【客室A】
部屋の広さは20㎡、コンパウンドです。ベッドはシングルサイズが2つ入っています。畳スペースはありません。窓からは山が見えるのですがあまり眺望はよくありません。お風呂はバスルームがあります。価格は1人18,800円です。

【客室B】
部屋の広さは12㎡、客室よりもゆったりと過ごせます。ベッドはダブルベッドが1つ入っています。4畳の畳スペースがあり、のんびりつらつらしていただけます。窓からは海の景色をお楽しみいただけます。お風呂はユニットバスです。価格は1人18,400円です。

【客室C】
部屋の広さは42㎡、私たちのホテルでは最も大きい部屋です。ベッドはツインです。ゆっりお休みいただけます。4畳の畳スペースがあり、あぐらをかいてお茶を飲むなど、くつろいでいただけます。窓からは海が見え、夜景を楽しんでいただくことができます。お風呂は、ジャグジーのついた内風呂のお風呂です。価格は1人18,600円です。

19

なぜ短期間でこんなに難しいことができるの？

質の高い言語活動を可能にする細かなステップ
(事前課題→プレタスク→本タスク→文法解説)

トランス・ランゲージング教授法

20

質の高い言語活動を可能にする細かなステップ

事前課題

- 翌週の授業内容に関わる語彙学習(毎週50語)など
 - 翌週の授業における自身のパフォーマンスに直結する課題
 - テスト回答の提出を義務づけ
- ⇒授業の中で、日本手話の文法や表現に注意を向けられるようにするための下地作り。

プレタスク

- タスクで使用する素材、タスクの内容をしっかりと把握する
- タスクで学習者が「使いたくなる」文や表現を暗示的に示す

本タスク

- 学んだことをもとに、学習者が自分で使ってみる

文法解説

- 言語活動で使った文法や表現について、明示的に指導する

21

トランス・ランゲージング教授法(1)

(用語説明)

<トランス・ランゲージング>

マルチリンガルのすべての言語資源を、言語の境界線を超越した1つのレパートリーとして捉えた概念。

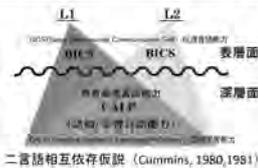
<トランス・ランゲージング教授法>

受信と発信に異なる言語を使用することで、両言語及びその発達を支える思考力を伸ばす。

- ① 2言語間で理解と産出を繰り返すプロセスを通じ、理解可能なインプットが増える。
- ② L1によって思考を深め、L2での産出につなげるため、両言語の力を総合的に伸ばすことができる。⇒高度なバイリンガル能力、バイリテラシーの獲得につながる可能性
- ③ 言語レベルが異なる学習者を一緒に教えることができる。

※ 授業受け自らの言語習得の有効性を高めます。→トナリマキス

22



トランス・ランゲージング教授法(2)

手話教育にトランス・ランゲージングが適している理由

- 理解面において、文字を持たない手話言語の学習しづらさを、書記日本語でフォローすることができる。
- 日本語で深く意味を理解し思考することで、高度な内容を手話で産出しやすくなる。
- 高次の思考を伴う言語活動を行うことから、日本語も日本手話も鍛えられる。(cf: 手話通訳者のCALP)
- トランス・ランゲージングの概念には、音声や映像、画像などすべての記号システムを含む。描写性の高い手話表現やろう児へのわかりやすい指導方法を考えるなど、コミュニケーション表現の幅が豊かに広がる。

23

トランス・ランゲージング教授法の例1

ホテルの客室、どれにする？

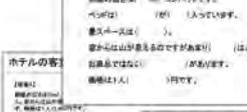
【客室B】



もし動画を観て手話のやりとりだけで内容を確認するやり方であれば、客室A、B、Dを比較検討する話し合いをするのは到底不可能

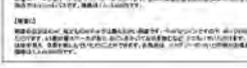
ホテルの客室、どれに？

【客室A】



ホテルの客室、どれにする？

【話し合い活動】



1. () 状態の日本語文を読んで手話のどこに注目すればよいか心づもりしておく。
2. 手話動画を観て、「」を記入、「」は文法的要素を含む表現、覚えてほしい表現、要点となる情報を中心に設定。
3. () の答え合わせ、手話表現の補綴→日本語の補綴
4. 日本語訳文はあくまでも自然な日本語であることを重視して作成。
5. 手話表現と日本語で単語や語順などが一致していないのは一目瞭然なので、文の意味を捉えるという翻訳、通訳の基礎が身につく。

解答の入った日本語の全文を見ながら「どれを選ぶ?」「それを選んだ理由」を手話で話し合ってみる言語活動。比較検討に必要な情報をしっかり把握できるので、「客室Cは部屋が広くていいけど価格が高すぎる」といった手話産出が可能になる。

24

トランス・ランゲージング教授法の例2-1

日本手話学習開始110-112時間目の授業(3時間)

「ろう者の病院のアクセシビリティを考える」

第11回日本手話の内容としての学習を組み合わせた
①L1の内容を話し合おうと、実際に

1. ろう者は病院の利用においてどんなことに不便さやストレスを感じているのか?
- ② 病院の利用に関するろう者の語り(「病院・健康情報」「受付・待合室」「検査」「診察・処置」「入院生活」)を視聴
⇒ディクテーション課題への取り組みで動画のメッセージ内容をしっかり理解する。
- ③ 下島先生・中野先生の病院の利用に関するエピソードを見て、質疑応答
⇒問題意識を持って、ろう者の病院のアクセシビリティに関する諸問題の知識を深める。
⇒手話のエピソードを見る前に日本語訳文で内容をつかんでおくことで、自信を持って質問ができる。

25

トランス・ランゲージング教授法2-2

2. 病院のアクセシビリティはどうあるべきか?

①「頭痛外来の受診」「MRI検査」「入院生活」の場面について検討しよう。

⇒手続きや注意事項が示されている資料を配布。それらの資料をもとに、手話で話し合いながら、ワークシートを使って「問題点」と「解決策」をいくつか整理して発表する。

3. 医療場面のやりとりの翻訳にチャレンジ!

①「個人クリニックの受付」「医師の診察」「会計」の場面

記入例(頭痛外来)



ワークシートと使用資料の例

26

トランス・ランゲージング教授法の例3-1

日本手話学習開始178時間目の授業(手話通訳者養成応用課程相当の授業)

専門的知識

- 聴覚障害児の認知・言語の発達の特徴
- ① 上層概念と下層概念
- ② 意味ネットワーク など

トランス・ランゲージング

図や絵などあらゆるモダリティを含むすべての言語資源を活用して、わかりやすく伝えるスキル

模擬授業(20分)の発表

- 対象範囲: 第9段階~第11段階
- 対象児童: ろう学校小学部3年生
- 授業の目的:

- 小3国語「くらしと絵文字」を題材に、絵文字の3つの特徴
 - ① その絵を見たしんやかに、その意味がわかる
 - ② つたえる相手に楽しみや楽しさを感じさせる
 - ③ その意味が言葉や年齢などのちがいをこえてわかる
- をろう児が理解し、説明できるようにする。(論理的理解)
- 今回の授業で、絵文字の3つの特徴をしっかりと理解したあと、次回以降の授業で、その部分の読みの手帳(語句や表現など)、書きの手帳(ノートにまとめるなど)に入っていくよう意図で行う。

27

トランス・ランゲージング教授法の例3-2

【学生が模擬授業のために作成したスライドの例】

- ① いずれも教科書には載っていない。絵文字の特徴を理解しやすくするために工夫で作成。
- ② こうした絵文字に遭遇したときの受けとめ方をやりとりやRSでわかりやすく伝えることができた。

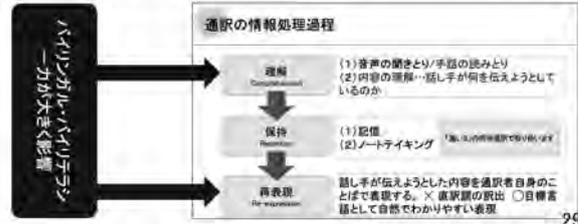


28

通訳指導に対する方針(1)

L1日本語・L2日本語の
バイリンガル・バイリテラシーを高めることを優先!

- ① 指導実践上では1年目に日本語習得、2年以降通訳トレーニングといった境界線は設けていない
- ② 通訳の情報処理過程における「理解」「再表現」は、特にバイリンガル・バイリテラシーが大きく関わる要素
- ③ バイリンガル・バイリテラシーが高ければ、通訳の壁は比較的容易にクリアできる



29

バイリンガル・バイリテラシーを高める指導

通訳トレーニングと言語活動を組み合わせた指導

通訳トレーニング

- 要約トレーニング
- 「やさしい日本語」
- 会話通訳(逐次・同時通訳)
- サイト・トランスレーション
- 同時通訳



言語活動

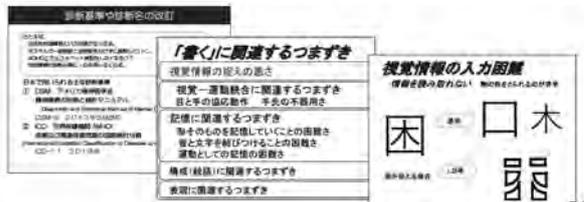
- 手話スピーチ(例:優生保護法、教育格差)
- 手話ディベート(例:インクルーシブ教育、駅の無人化)
- インタビュー活動
- 模擬授業

30

同時通訳実践の例

日本語学習開始170時間目の授業(手話通訳者養成応用課程相当の授業)

- 前年度に受けた授業と同じ内容
 - 非常にゆっくりとした話し方
 - サイト・トランスレーションに近い
 - 逐次通訳に近い
- ◆ ろう者から見て十分に内容がつかめる訳出ができた
◆ CLの使用がうまくできた



31

通訳指導に対する方針(2)

対人専門職としての職業倫理を身につける
⇒デマンド・コントロール・スキーマ(DC-S)の導入

- ① 通訳場面において通訳者が対処しなければならないことを構造的に捉え、最も効果的な選択を行うためのスキルを身につける
- ② 実習等による通訳経験の少なさ、ろう者との交流の少なさといった高等教育機関のカリキュラム上の弱点をカバーできる
- ③ 通訳経験がなくても、場面状況を考慮した適切な選択肢を数多く持てる

DC-S THE DEMAND CONTROL SCHEMA

デマンド・コントロール・スキーマ 対人専門職としての手話通訳

倫理的・効果的な意思決定のために

ロビン・ド・ジョン
ロバート・Q・オールド・Jr.
高木 真知子、中野 賢子=訳

通訳現場で発生する「ストレス」(デマンド)に対して、自身の「コントロール」(コントロール)を適切に活用し、デマンド・コントロール・スキーマ(DC-S)を、対人専門職としての手話通訳に活用する。



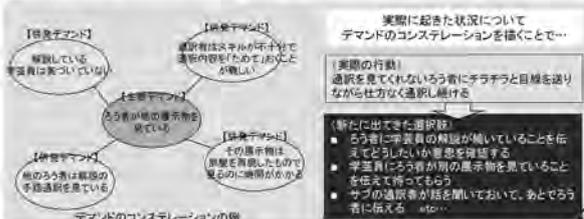
32

通訳実習におけるDC-Sの導入例

日本語学習開始210時間目の授業(手話通訳者養成実践課程相当の授業)

原美術館ARG(渋川市)での通訳実習

- 事前の授業において、4つのデマンド、デマンドとコントロールの相互作用などについて学び、DC-Sの構造に基づく通訳場面の捉え方に慣れておく。
- 通訳実習では、ろう者・聴者の教員が通訳を行う学生のふるまいで気づいたことを記録しておき、振り返りの場でDC-Sの枠組みを使いながらコントロールの選択肢について話し合う。



33

3. これからの取組みと課題

- ・「JSLスタンダード」の策定
- ・リカレント教育の拡充
- ・残された課題：講師の確保

34

1. 「JSLスタンダード」の策定

- CEFR手話版を意図したカリキュラムや教授法の見直しを行ってきたが、細部の検証は未着手。
- CEFR手話版に準拠した日本手話到達基準「JSLスタンダード」を策定し、これを活用したカリキュラム開発のモデルを示すことで、L2日本手話教育におけるカリキュラム、シラバス、試験、教材などの質的向上を図っていく。



35

2. リカレント教育の拡充

「群大方式」で学ぶ日本手話・手話通訳教育を社会人の方たちにも

- (1) 日本手話実践力育成プログラム(履修証明プログラム)
- (2) 公開講座の見直し
- (3) ろう者・手話通訳者団体が実施する手話通訳者向け研修、指導者向け研修での講師派遣

36

社会人のニーズ

公開講座の受講希望
日本手話実践力育成プログラムの問い合わせあり → 育ててほしい

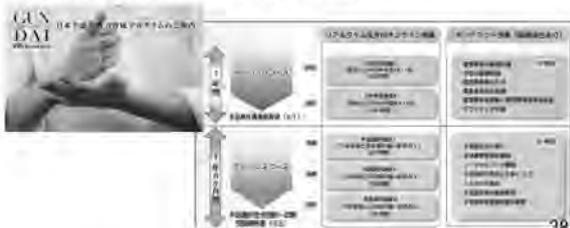
- 自身の職業(教育・福祉・医療・スポーツ・芸術など)に手話・手話通訳スキルを活かしたい。
- 言語教育としての関心(英語教育、日本語教育、外国語の授業など)→第二言語・外国語教育
- 地域の手話通訳者養成講座を修了したものの、手話通訳の資格試験に合格できない。
- 地域の手話通訳者養成講座を修了後、手話サークル以外に学びの場がない。
- 手話奉仕員養成講座を修了したが、手話通訳者養成講座の開講は昼間の時間帯なので受けられない。
- 手話通訳者として仕事をしているが、日本語の言語知識がなく「なんとなくの感覚」で通訳しているのでは学び直しをしたい。
- 子どもがろうなので日本語を使えるようになりたい。

- ① L2習得理論・外国語教授法の知見に基づいた指導と着実なスキル習得
- ② 地方における学びの機会・継続的な学びの場の提供
⇒ 地域格差の解消
- ③ 働きながら学べる教育プログラム

37

(1) 日本手話実践力育成プログラム(BP認定)

- ・ 履修証明制度を利用することで大学に入学することなく、群馬大学の手話・手話通訳教育カリキュラムの全課程を受講・修了することができる。
- ・ 修了者は、学校教育法に基づく履修証明書が交付され、手話奉仕員の資格、手話通訳者全国统一試験の受験資格が得られる。
- ・ ベーシックコースは、厚生労働省の教育訓練給付制度「専門実践教育訓練」の指定講座であり、授業料の一部について費用援助がある。
- ・ 高等教育機関が行うリカレント教育という位置づけなので、【大卒】であることが出願条件の1つとなっている。…地域養成との棲み分け



38

(1) 日本手話実践力育成プログラム(BP認定)

<2023年度について>

- ◆ 定員
 - ① ベーシックコース(手話奉仕員養成カリキュラム相当) 30名
 - ② アドバンスコース(手話通訳者養成カリキュラム相当) 10名
- ※定員超過でスタートの予定
- ◆ 受講者の出身都道府県
 - ① 全国各地に点在 …地域格差の解消に貢献

アドバンスコースの入学試験問題の例
手話通訳の訓練が始められるレベルを明確に示すため、何らかの形で試験問題の公開を検討中



39

(2) 公開講座の見直し

- 「気軽に始められる手話入門講座」「日本手話の文法を学べる講座」の展開
- オンデマンド形式にすることで受講しやすくする
- 一部の講座には、動画を見て取り組むeラーニング機能を搭載

オンデマンド公開講座の特徴

日本手話の文法を学ぶ

本講座に学ぶことで、自分なりの日本語の文法、発音、アクセント、語彙、文法、文脈などを身につけて、よりよいコミュニケーションを実現できる。文法を学ぶことで、よりよいコミュニケーションを実現できる。文法を学ぶことで、よりよいコミュニケーションを実現できる。

学習のしやすさ	フル、イモ	習得しやすくなるための学習機能
数字を覚える学習	基礎文法	Yes-No 疑問文
WH 疑問文	WH 疑問文	否定疑問文
丁寧な表現	丁寧な表現	丁寧な表現
会話と聴覚の関わり	聴覚の関わり	文法を学ぶ
学習者の進捗	テストとフィードバック	進捗の把握

40

(3) 講師派遣

高等教育機関の言語教育資源を地域の手話通訳者養成教育に還元

手話通訳者向け研修

「なぜそう読み取るのか」「なぜそういう表現になるのか」…日本手話の文法や表現の側面から指導



- ◆ 日本手話の学び直しへのモチベーションを促進
- ⇒ 手話通訳スキルの向上への貢献

指導者向け研修



- ◆ 音声言語のL2教育では常識となっている言語教育観・言語学習・教授法の普及
- ◆ 「群大方式」の指導法のエッセンスの導入

41

残された課題：講師の確保

講師が足りない！

高等教育機関に
手話・手話通訳教育を専攻できる大学院がない

- ・ 大学の教員採用条件（当該分野に関する修士の学位以上の学歴、レファレリー付き学術雑誌への論文掲載、学会発表は×）を満たせるろう者、手話通訳者かはほとんどいない。また、学歴は修士以上としていることが多いが、レファレリー付き雑誌に掲載できるレベルの論文を執筆するには、研究者としてのトレーニングを積んでいないと難しく、実質的には博士の学位がないと、業績が不十分になってしまうことが多い。
- ・ 関連分野（例：手話言語学、ろう教育、英語教育など）からの面談は可能だが、手話・手話通訳教育をテーマにして博士号の学位を取得するには、指導にあたる教員がいない。第二言語習得・外国語教授法・通訳理論に関する研究に自分自身でアプローチして開拓していかねばならず、ハードルが高い。また手話の学術レベルの研究は、ほぼ海外の文献しかない。

42

参考文献

- ・ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(2021) 日本語教育の参照枠
https://www.kurda.go.jp/seisaku/bunkashinseikai/kokugo/hokoku/pdf/93476801_01.pdf
- ・ Council of Europe(2001). Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. Cambridge University Press. [宮島淳・大塚理恵(訳・編)(2014) 『外語の教育II 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』通称版] 朝日新聞社.]
- ・ Jacobs, R. (1996). Just how hard is it to learn ASL? The case for ASL as a truly foreign language. In D. Lucas (Ed.), Multicultural aspects of sociolinguistics in deaf communities (pp. 183-226). Washington, DC: Gallaudet University Press.
- ・ 加納なおみ(2016) トランス・ランゲージングを考える。多言語使用の興廃に根ざした教授法の確立のために。母語・継承語・バイリンガル教育(MH6)研究 12, 1-22
- ・ 国際交流基金(2017) JF日本語教育スタンダード【新版】利用者のためのガイドブック
https://jfstandard.jp/pdf/web_whole.pdf
- ・ Leeson, L., Bogaerde, B., Reilmann, G. & Haug, T. (2016). Sign languages and the Common European Framework of Reference for Language: Common Reference Level Descriptors. European Centre for Modern Languages.
- ・ McKee, D., Rosen, R. S. & McKee, R. (2014). Introduction. In D. McKee, R. Rosen, & R. McKee (Eds.) Teaching and learning signed languages: International perspectives and practices (pp.1-7). Basingstoke, United Kingdom: Palgrave Macmillan.
- ・ 高木真知子・中野聡子(訳)(2022). デマンド・コントロール・スキーマ 対人専門職としての手話通訳: 倫理的・効果的な意思決定のために. I. R. Dean & R. Q. Pollard. (2013). The demand control schema: Interpreting as a practice profession. CreateSpace Independent Publishing Platform.]
- ・ 投野由紀夫(編)(2013) DAN-DOYU 作成・活用 英語到達度指標 CEFR-J ガイドブック 大修館書店

43

(厚生労働省委託事業)

若年層の手話通訳者養成モデル事業について

社会福祉法人全国手話研修センター
手話事業課 高井 恵美

事業実施経過

- ・障害者基本法 「言語(手話を含む。)」
- ・障害者雇用促進法 視聴覚障害者への情報提供等の合理的配慮が義務化
→手話通訳者等意思疎通支援者への質的、量的ニーズの増加
- ・手話通訳者の平均年齢の高齢化
基礎学力、専門的知識に格差
- 各分野での専門的能力を有し、手話でコミュニケーションができる職員が様々な場所に配置できるように!

- ① 高等教育機関における手話や手話通訳者の養成状況の把握と整理
<2018(平成30)年度実施>
- ② 高等教育機関における手話通訳者養成カリキュラムの作成
<2018(平成30)年度実施>
- ③ 養成カリキュラムに基づくモデル養成研修会の開始
<2019(平成31)年度～>
- ④ モデル養成研修(2019年～2022年)の成果を踏まえ、全国に拡充
<2022(令和4)年度～>

龍谷大学(京都)におけるモデル事業の取り組み

龍谷大学と手話研修センターで協定書締結

- 1) 大学:講座開講、学生募集、コンソーシアム等近隣大学への呼びかけ、教室・機材等の提供
- 2) 手話研修センター:講師団の構成、教材の作成、講師の派遣、講座の運営

手話コミュニケーション講座

	方法	内容	期間	講座日数
	集合形式 (対面形式)	・講義 ・実技	毎週土曜日 2コマ	前期12日 後期15日
	オンライン形式 (オンデマンド型)	・課題 ・予習・復習 ・講義	毎週月or火 配信	
	合計			54コマ

オンライン教材の内容

週1回 クラウドによる動画教材提供

- ①基本文 字幕(単語ラベル)付
基本文型を学ぶ
- ②単語 語彙を増やす
基本文に入れて練習できる単語 身近な単語
- ③応用文 まとまった手話スピーチ
文として手話を見ることに慣れる

カリキュラム

コミュニケーション講座 カリキュラム前期

コミュニケーション講座 カリキュラム後期

成果と課題

【成果】

- 「オンライン学習」と「集合学習」を併用
事前予習の習慣化→学習効果
- ・手話検定試験2級の合格を目指す
目標や成果が明確に

【課題】

- ・講師以外のろう者との関わりが無い。
コミュニケーションの機会が不十分。
- ・大学の授業や就活のための欠席が多い。
- ・カリキュラム上で、習得すべき手話文法の整理が必要

手話通訳講座

通訳講座受講生

- 2019年度 2名
- 2020年度 2名 (コミュニケーション講座修了生)
- 2021年度 6名 (コミ講座修了生4名+2名)
- 2022年度 7名 (コミ講座修了生6名+1名)

社会人を含む

手話通訳講座

方法	内容	期間	コマ*	時間
対面形式	・講義 ・実技	毎週土曜日	52コマ	78.0h
オンライン形式	・実技	〃	2コマ	3.0h
オンライン形式 (オンデマンド型)	・課題 ・予習&復習	毎週水曜日の 木曜に配信		
合計			57コマ	81h

学習内容・カリキュラム

- ① 手話言語への理解(前期):非手指動作と手指動作、指差し、CL、時間軸、語彙の成り立ち
- ② 知識の習得 (通年):厚労省通訳者養成テキスト講義、ろう者学
- ③ 学習方略の習得 (通年):視線、手話文、モニタリング、シャドーイング
- ④ 会話力の強化 (通年):手話サロン、ドリル学習(文末)
- ⑤ 通訳技術の習得 (通年):要約、翻訳、語彙対応、通訳
- ⑥ 評価(自己・他己) (通年):小テスト、学習者&ろう講師間のデータ交換
- ⑦ 統一試験対策 (後期):統一試験の過去問題
- ⑧ 通訳実践 (後期):事例検討、模擬通訳
- ⑨ 動機付け (後期):ゲストトーク(ろう学生、青年部、N-Action、OG)

成果と課題

【成果】

読取方法および表出方法の改善
翻訳力の習得

【課題】

手話学習2年目で通訳講座に入ることの難しさ
実態に合ったカリキュラムの見直し

大学連携 ネットワークの構築

2022年度

東北福祉大学
山口県立大学
長崎純心大学

2023年度

静岡、石川、札幌、四国で展開予定

今後の事業計画

- 1 開講条件のそろった大学で開催する。
 - ① 2022(令和4)年度は4大学で実施。
 - ② 将来的には、9ブロック10大学程度開催を目標とする。
- 2 事業を実施する大学間でネットワーク会議を設置し、共同事業として実施する。
 - ① 開講状況の情報交換、クラウドを活用した教材の共同使用、講師研修の実施等。
 - ② 龍谷大学は、実施大学ネットワークの拠点養成学校として全国の大学と連携して機能の充実を図る。
- 3 モデル養成研修の成果を踏まえ、養成カリキュラム、教材等を完成させ、養成講座開講を希望する全国の大学等に提供する。

高等教育機関での手話通訳養成
世田谷福祉専門学校での実践
質の高い手話通訳者・士養成を目指して

2023. 2. 19

元世田谷福祉専門学校
手話通訳学科・手話通訳専攻学科
学科長・飯泉菜穂子

世田谷福祉専門学校

学校法人大東学園が経営する専門学校
(名称に“世田谷”が付くが私立)
1984大東学園専門学校→1995世田谷ビジネス福祉専門学校
→2000世田谷福祉専門学校(介護福祉学科・手話通訳学科)
2000～2016:手話通訳学科(2年課程)
2002～2016:手話通訳専攻学科(1年課程)
2014手話通訳学科入学者を以て募集停止/2016学科閉鎖

世田谷福祉専門学校

手話通訳(士・者)養成校:
全国に2校(国立1校・私立1校)
入学者属性等
入学時年齢:18歳から60歳
出身地:北海道から沖縄まで全国から
男女比:9割近くが女性
手話経験:無と有(カリキュラムは同一)

教育の目標

- ◎「職業人としての」手話通訳者・士の養成
手話コミュニケーション力だけでなく
手話通訳技術を身に着けたうえで、様々な
現場で活躍できる人材を養成する
- ◎手話力(言語力、コミュニケーション力)
通訳力(通訳力、コミュニケーション調整力)
通訳技術検証力

カリキュラム

- ◎1年生:講義科目、実技科目、施設見学
年間約1,300時間
 - ◎2年生:講義科目、実技科目、施設実習
年間約1,500時間
- ※通訳体験、ボランティア、移動教室等の参加を必須
としている行事等を除く
※2年課程修了時に「専門士」取得

カリキュラム

- ◎専攻科:実技科目、通訳実習
年間約1,200時間
- ※専攻科は本科(2年課程)修了者および本科修了
者と同等の手話力・通訳基礎力を有すると学科が
認定した外部入学者を対象とした週3日の実技科
目のみの課程(1年間)
本科修了者を対象とした聴講制度あり

ナチュラルアプローチ

- 自然な手話コミュニケーション力の習得
- ろう文化（手話話者とのコミュニケーションの際に必要な注意点）の気づき・体感
- 新しいことばを学ぶ楽しさの実感
- 手話話者への敬意の醸成

通訳技術・検証力の育成

- 手話通訳士による指導・検証
- 手話母語話者（ろう者）による検証
- 学生同士の相互検証
- 自己検証

最終目標は、自分が「出来ていること」と「出来ていないこと」を検証する力の育成。

手話「で」学ぶ授業

- ろう教員の手話による専門的内容の講義

手話表現論
身体表現論
法学概論
聾者の生活
聾教育
聴覚障害者福祉論 など

当事者による支援技術授業

- 中途失聴者・難聴者への援助技術（当事者団体との連携）
- 盲ろう者への援助技術

卒業後の地域活動に備える授業

- ・ 統一試験・地域登録試験受験準備に対応した授業体制
- ・ 全国手話検定試験受験義務化
目標は卒業までに1級合格
→ ほぼ100%達成

地域ろうあ団体との交流：移動教室

地域ろうあ団体との協力を得て一泊二日の合宿を実施

2015年度 滋賀県
2014年度 石川県金沢市
2013年度 静岡県伊東市
2012年度 山梨県
2011年度 神奈川県
2010年度 東京都世田谷区
2009年度 埼玉県
2008年度 群馬県
2007年度 栃木県
2006年度 茨城県
2005年度 東京都
2004年度 神奈川県
2003年度 山梨県
2002年度 千葉県
2001年度 長野県

日本語力の強化

- ◎日本語力強化を目的とした様々な講義
 - ・国語
 - ・言語学
 - ・通訳基礎
 - ・スピーチトレーニング

日本語検定受検義務化
(目標：卒業までに3級合格)

豊富な現場体験の提供

- ・施設見学 (1年生)
- ・施設実習 (2年生)
- ・通訳体験
 - (1年生：卒業式・入学式)
 - (2年生：オープンキャンパス)
- ・通訳実習
 - (専攻科：様々な現場を教員と共に体験)
- ・様々な関連団体と連携してのボランティア体験

施設実習

- ◎聴覚障害者・手話に関連のある様々な施設で現場で実習
 - ・第Ⅰ期：5日間 (9月)
 - ・第Ⅱ期：15日間 (11月)計20日間=実質約1カ月
関連機関との連携を高め就職にも結びつくよう指導

体験の言語化・プレゼン力強化

- ・施設実習成果レポート作成 (2年生)
- ・実習成果報告会 (全学年)
 - 専攻科：通訳実習
 - 2年生：プレゼンテーション
 - 1年生：裏方準備

卒業後の「相互」サポート

- ◎学校⇒卒業生へのサポート
 - 求人情報の配信
 - 資格試験受験者への特訓講座等の実施
- ◎卒業生⇒学校へのサポート
 - 後輩指導 (通訳体験・施設実習)
 - 学校行事等での手話通訳
 - 求人情報の提供

16年間の成果

- ◎学校教育現場における手話通訳者・士養成という試みで一定の成果
- ◎現場で成長しうる潜在力をつけた若手手話通訳者・士の輩出
 - 卒業生269名中70名が手話通訳士：
 - ・手話通訳学科卒の26パーセント
 - ・専攻科修了生の60%
 - ・合格時点での入学後経験年数平均4.5年
 - ・合格者の合格時年齢平均は32.7歳
 - ・20代35名、30代14名、40代以上15名
- ◎「士」養成カリキュラムの例示

課題

- 持続可能な教育環境の担保
- （↑そのためにも）高等教育機関として、研究機関との連携の強化

学 内 連 携

(1) 群馬大学ダイバーシティ推進センター運営会議

■群馬大学ダイバーシティ推進センター運営会議

2022年度より群馬大学ダイバーシティ推進センター内のセンター運営会議の構成員として、中野聡子准教授が、学内で唯一の障害のある女性教員としてダイバーシティセンター運営会議に参加した(7月・9月・10月・11月・2月・3月)。

○ダイバーシティ推進センター関連組織図



(群馬大学ダイバーシティ推進センター HP より抜粋 https://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp/about_03/)

(2) 「きらめく拍手の音」上映会共催

下記の上映会・研究会を手話サポーター養成プロジェクト室として協力し、トークイベントに中野聡子准教授と二神麗子助教が登壇した。

テーマ：「映画とトーク ダイバーシティを考える研究会」

日 時：2022年8月8日(月) 13時30分～16時00分

場 所：群馬大学ミュージズホール

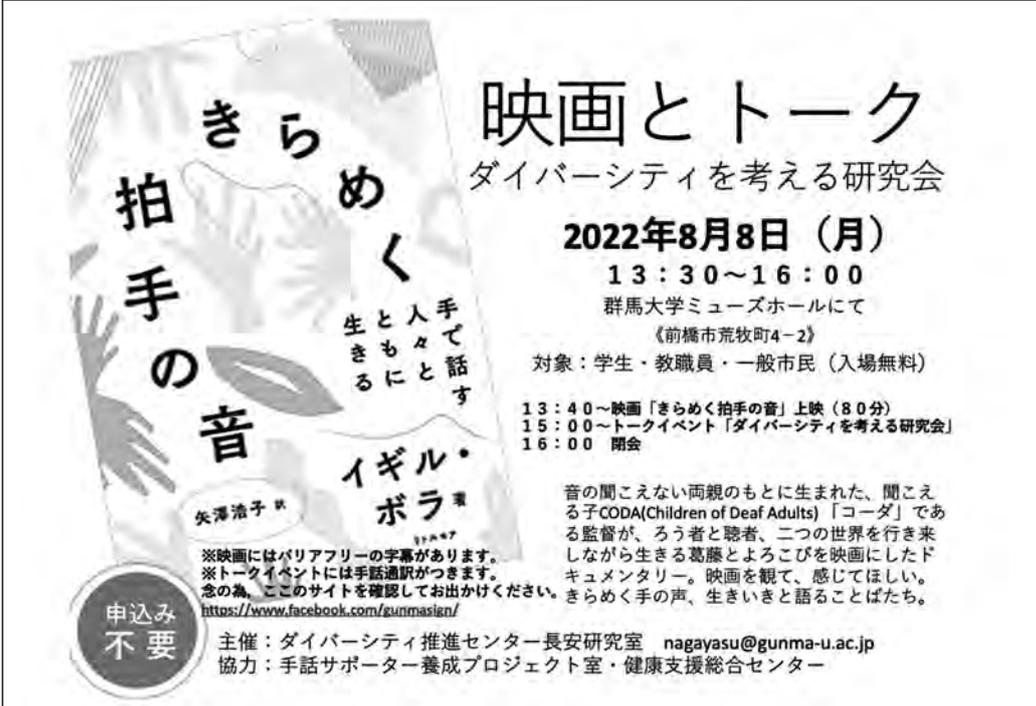
内 容：映画「きらめく拍手の音」上映（80分）

トークイベント「ダイバーシティを考える研究会」（60分）

主 催：ダイバーシティ推進センター長安研究室

協 力：手話サポーター養成プロジェクト室・健康支援総合センター

○映画とトーク ダイバーシティを考える研究会チラシ



映画とトーク
ダイバーシティを考える研究会
2022年8月8日(月)
13:30~16:00
群馬大学ミュージズホールにて
《前橋市荒牧町4-2》
対象：学生・教職員・一般市民（入場無料）

13:40~映画「きらめく拍手の音」上映（80分）
15:00~トークイベント「ダイバーシティを考える研究会」
16:00 閉会

音の間こえない両親のもとに生まれた、聞こえる子CODA(Children of Deaf Adults)「コーダ」である監督が、ろう者と聴者、二つの世界を行き来しながら生きる葛藤とよるこびを映画にしたドキュメンタリー。映画を見て、感じてほしい。きらめく手の声、生きいきと語ることばたち。

※映画にはバリアフリーの字幕があります。
※トークイベントには手話通訳がつきます。
念のため、このサイトを確認してお出かけください。
<https://www.facebook.com/gunmasign/>

申込み不要

主催：ダイバーシティ推進センター長安研究室 nagayasu@gunma-u.ac.jp
協力：手話サポーター養成プロジェクト室・健康支援総合センター



聞こえる「わたし」が見つめる
聴こえない両親の世界
表情ゆたかな手話が交差する、
静かだけれどにぎやかな
家族のものがたり

韓国の若き女性監督が見つめる、
音のない家族のかたち
やわらかな視線でつむぎだす、
両親へのプレゼンテーションのような
ドキュメンタリー

当日の日程*****

13:30~趣旨説明
13:40~映画「きらめく拍手の音」上映（80分）
15:00~トークイベント
「ダイバーシティを考える研究会」
登壇者
共同教育学部特別支援教育講座准教授
中野聡子氏
共同教育学部特別支援講座助教
二神麗子氏
健康支援総合センター講師
宮崎博子氏
ダイバーシティ推進センター講師
長安めぐみ
16:00 閉会
*映画のもとになったイギル・ボラ著『きらめく拍手の音
手で話す人々とともに生きる』もご参照ください。

(3) 国際交流会「ウクライナとウクライナろう文化を知ろう」開催

群馬県内に避難してきたウクライナ人5名（ろう者4名、聴児1名）と群馬大学学生、そしてウクライナからの留学生の交流企画を、ウクライナろう者避難民支援チームと群馬大学共同教育学部国際交流委員会の協力のもとで実施した。

手話サポーター養成プロジェクト室の下島恭子研究員（ろう者）が企画し、かつ、国際手話—日本手話の通訳を担当した。そこに、手話サポーター学生が日本手話—日本語の通訳を担当し、GFL（グローバルフロンティアリーダー）学生が日英通訳を担当した。これにより、ウクライナろう者による講演を、参加者が日本手話、日本語、英語で理解する環境を整え、ウクライナのろう者とウクライナからの留学生（聴者）とが同じ話題を共有することができた。

ろう者の下島研究員が企画、運営、国際手話—日本手話の通訳等、トータルコーディネートを担当したことで、ろう者の進めやすい方法（Deaf Way）で進めることができた。この結果、本企画を通して、学生たちはろう者の体験やろう者と聴者の間で交わされるコミュニケーションのあり方を身近に経験することができた。

日 時：2022年10月23日（日）10：00～12：00

会 場：群馬大学荒牧キャンパス 6号館C105室

形 態：対面

参加者：25名（内訳：共同教育学部生4名、GFL生5名、その他16名）

内 容：下島研究員から「ウクライナろう者が群馬に避難してきた経緯」を説明。ウクライナのろう者から「ウクライナの歴史と文化」の紹介を行った。最後にウクライナ手話を参加者全員で体験し、会場は大いに盛り上がった。その様子は「NHK ほっとぐんま」で放送された。



(4) 2022年度群馬大学 大学教育・学生支援機構事業シンポジウム

「聴覚障害学習者にとっての英語学習—その可能性と具体的な手立ての方法—」

2022年度群馬大学大学教育・学生支援機構事業として行われたシンポジウム「聴覚障害学習者にとっての英語学習—その可能性と具体的な手立ての方法—」に手話サポーター養成プロジェクト室は共催として参画した。

シンポジストの1人として、中野聡子准教授から、自身の英語学習経験、日本人の先天性聴覚障害者による視覚提示英単語の語彙情報アクセスに関わる研究などから、聴覚障害者に適した学習方法をサポートしていくことの重要性が述べられた。

シンポジウムを通じて、本学の英語教育研究者と一層の連携を深めることができ、音声言語・手話言語に関わらず第二言語としての言語習得に関する解明に共通の関心を形成することができた。

テーマ：「聴覚障害学習者にとっての英語学習—その可能性と具体的な手立ての方法—」

日 時：2022年5月21日（土）12時30分～16時50分

場 所：Zoom オンライン開催

内 容：講義1 「聴覚障害児の英語の指導について」

講義2 「公立小学校に在籍する聴覚障害児童への英語音声指導の取り組み」

シンポジウム「聴覚障害者にとっての英語学習—その可能性と具体的な手立ての方法」

ワークショップ「分かりやすいテスト作りのためのワークショップ」

共 催：群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室

講 演：群馬県教育委員会 前橋市教育委員会

2022年度 群馬大学 大学教育・学生支援機構事業
共催：群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室

聴覚障害学習者にとっての英語学習 — その可能性と具体的な手立ての方法 —

後援： 群馬県教育委員会 前橋市教育委員会

2022年

5月21日(土) 12:30~16:50

Zoom オンライン開催 手話通訳 参加費無料

プログラム

- 12:30~12:35 挨拶 群馬大学 理事・副学長 林 邦彦 氏
- 12:35~12:55 報告 群馬大学 飯島 睦美 氏
- 12:55~13:55 講義1 筑波技術大学 長南 浩人 氏
「聴覚障害児の英語の指導について」
【概要】聴覚障害児に、どのように英語を教えればよいかは、聴覚障害をよく知ることがカギとなる。本講座では、聴覚障害の概説とそれに基づく英語指導法の実際を紹介する。
- 14:00~15:00 講義2 神田外語大学 河合 裕美 氏
「公立小学校に在籍する聴覚障害児童への英語音声指導の取り組み」
【概要】聴覚障害特別支援学級の個別指導や通常学級との外国語指導連携体制の長期的な取り組みの成果を報告し、インクルーシブな英語教育の可能性と合理的配慮の在り方を提案する。
- 15:00~15:45 シンポジウム
「聴覚障害学習者にとっての英語学習—その可能性と具体的な手立ての方法—」
司会・問題提起 群馬大学 飯島 睦美 氏
シンポジスト 筑波技術大学 長南 浩人 氏
神田外語大学 河合 裕美 氏
群馬大学 中野 聡子 氏
- 15:45~16:45 ワークショップ 株式会社モリサワ 高田 裕美 氏
「分かりやすいテスト作りのためのワークショップ
—『UDデジタル教科書体』の開発背景と効果的な使い方—」
【概要】コロナ感染拡大の影響を受け、教育現場ではオンラインでの授業も増え、聴覚障害のある学習者に関わらず、視覚的に提供される教材が増加し、教員もわかりやすい教材づくりに工夫をしている。そんな中、教育現場で注目を浴びている「UDデジタル教科書体」の開発背景や文字形状の大切さを紹介し、テスト作りのワークショップを通してUDフォントの効果的な使い方を伝授する。

参加申込

4月1日(金曜日)~5月15日(日曜日)

URL: <https://kokc.jp/e/d3379f2e094425e21ba1ceb680b31bf8/>

または fax : 027-220-7620 (裏面参照)



こちらのQR
コードからも
参加登録可
能です。

問合せ：群馬大学 大学教育・学生支援機構 iijima@gunma-u.ac.jp

4. 資 料

DC-S THE DEMAND CONTROL SCHEMA
INTERPRETING AS A PRACTICE PROFESSION

デマンド・コントロール・スキーマ 対人専門職としての手話通訳

倫理的・効果的な意思決定のために

ロビン・K・ディーン
ロバート・Q・ポラード, Jr.
高木 真知子 / 中野 聡子=訳

通訳現場で直面する「どうしよう」(デマンド)に対して、
最善の「こうしよう」(コントロール)を選択するための
枠組み、デマンド・コントロール・スキーマ(DC-S)。あ
らゆる対人専門職の倫理的な意思決定をサポートする
DC-Sの概説書。

◎ 内容構成

- 序文
はじめに
訳者まえがき [高木真知子]
第1章 通訳におけるデマンド
第2章 通訳におけるコントロール
第3章 DC-Sループリック
第4章 EIPIのカテゴリ
第5章 デマンドとコントロールの相互作用
第6章 目的論と実践における価値観
第7章 デマンドのコンステレーション
第8章 コントロールの結果
第9章 対話型作業分析
第10章 スーパービジョンによる省察的实践
訳者あとがき [中野聡子]



◎ 定価 3,850円(本体3,500円+税)

B5変型 並製 210頁

ISBN978-4-7503-5419-4

◎ 著者等紹介

ロビン・K・ディーン =著
国立聾工科大学のアメリカ手話通訳教育部教員

ロバート・Q・ポラード, Jr. =著
ロチェスター大学医学部精神科教授

高木真知子 =訳
日本初の英語⇄日本手話通訳者。国連での障害関係の会議の他、
世界障害同盟、世界ろう者会議など数々の国際会議でも活動。

中野聡子 =訳
群馬大学共同教育学部手話サポーター養成プロジェクト室准教授。
第二言語としての日本手話習得・手話通訳養成の教育と研究に従事。

ご注文方法

◎書店購入の場合

このチラシを最寄りの書店へ持参の上、ご注文下さい。

◎直接販売:クレジットカード決済

右のQRコードからクレジットカード決済をいただいた方には、
送料無料で直送いたします。

◎直接販売:代金引換または請求書払い

基本的に代金引換にて発送いたしますが、
公費支払いをご希望の方は請求書払いも可能です。
その際、書籍代に加えて手数料一律500円
ご負担いただいておりますのでご了承ください。



番線印
冊

デマンド・コントロール・スキーマ

対人専門職としての手話通訳

倫理的・効果的な意思決定のために

ISBN978-4-7503-5419-4

フリガナ

お名前

ご住所

ロビン・K・ディーン / ロバート・Q・ポラード, Jr. [著]
高木 真知子 / 中野 聡子 [訳]

◎ 定価 3,850円(本体3,500円+税)

TEL

明石書店

〒101-0021

東京都千代田区外神田6-9-5

TEL.03-5818-1171

FAX.03-5818-1174

URL=https://www.akashi.co.jp/

E-mail=elgyo@akashi.co.jp

■図書目録送呈

手話通訳業務従事者の資格制度のあり方に関する検討 —— 電話リレーサービスにおける手話通訳オペレータの専門性をめぐって ——

金 澤 貴 之

群馬大学共同教育学部特別支援教育講座

(2022年9月28日受理)

Qualification system for people engaged in sign language interpretation:

Technical knowledge and skills required as Communications Assistants
in Video Relay Service

Takayuki KANAZAWA

Department of Special Needs Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

(Accepted on September 28th, 2022)

キーワード：手話通訳，資格，電話リレーサービス

Key words: sign language interpreters, qualification, Video Relay Services

1. はじめに

2021年7月から、「電話リレーサービス」が公共インフラ化された。これは、遠隔通信を通じて手話通訳・文字通訳を行うオペレータを介して、聴覚障害者が「電話ができる」サービスであり、聴覚障害者の情報アクセシビリティを飛躍的に向上させるものとして注目されている。

その一方で大きな課題もある。第一に、オペレータの人材不足である。2013年から日本財団モデルプロジェクトで運用がされていたが、2021年7月以降の公共インフラ化により、「電話」と同様の24時間365日の安定したサービス供給が求められることになり、「モデルプロジェクトにおけるオペレータの人数は常勤、非常勤合わせて2百人弱、制度施行後5年程度で現在の従事者数の4倍程度必要」と試算されている（第201回国会参議院総務委員会第17号令和2年6月4日）。ただ、ここにはより本

質的な問題もある。オペレータ以前に、通訳者の養成そのものの課題があるということである。特に手話通訳者については、若年層の養成が進んでおらず、全体に高齢化しており、絶対数も不足している状況にある（意思疎通支援者養成研究事業検討委員会、2017；二神ら、2018）。より高度な手話通訳技術が要求されるオペレータとなると、さらに人材に限られてくる。地域生活支援事業の担い手としての「手話通訳者」は、都道府県が認定し、都道府県単位で派遣されるため、通訳対象となる聾者も「知った顔」であり、見慣れた手話での、背景事情もわかった中で行われることが多かったのに対して、リレーサービスのオペレータの場合は、全国の、どのような背景をもった聾者が画面越しに現れるかもわからない。その上、利用者（聾者）と相手先（聴者）の話者同士は知り合い同士であることも少なくない。その場合、手話通訳者のみが背景がわからない中で「電話」を成立させなければならない。他にも、聾者が電話

マナー・文化に慣れていないことなど、様々な理由により、確かな手話言語のスキル、二言語間の通訳スキル、さらに利用者と相手先の2者の会話を調整するスキルが求められることになる。そのため、コミュニティ通訳に比して、より豊富な通訳経験が必要であり、非常に難易度が高いとされている（VRS Interpreting Institute, 2017）。

第二に、それが総務省事業としての「電話」であるがゆえに、従来の厚生労働省の意思疎通支援事業における「対人援助」としての手話通訳との違いの明確化が求められるということである。デジタル活用共生社会実現会議 ICT アクセシビリティ確保部会電話リレーサービスに係るワーキンググループ（2019）では、電話リレーサービスにおける通訳のあり方として、情報を補足せず「そのまま通訳すべき」と指摘されている。しかしながら、この「そのまま通訳すべき」ということを巡って、利用者からもオペレータからも様々な「困難さ」が具体的かつ詳細に指摘されている（電話リレーサービス制度化検討委員会, 2020）。

ただ、これは奇妙な話でもある。そもそも「通訳」は、二言語間の等価な情報の変換であるわけで、起点言語で語られていないことを目標言語の中に加えたり、変化させたりすることは、そもそも望ましくないこととされているはずだからである（意味的な「等価性」を保持するために言語形式上の変化を加えることはありうる）。もちろん完全に等価であることは困難であるにせよ、「起点言語への忠実さと目標言語のわかりやすさを兼ね備えた『等価』は一種の理想であり、翻訳・通訳の『努力目標』であると結論付けることができる」とされている（永田・渡部・重野, 2018）。それにも関わらず、手話通訳関係者の間では、聾者からも手話通訳者からも、「そのまま通訳するだけでは困る」という指摘が出されるのはいかなる背景があるのか。ここにこそ、手話言語が1つの独立した言語であるとしても、「聴覚障害」がもつ障害の重層性がある。

本稿では、「聴覚障害の重層性」を補助線として、手話通訳に関わる制度がいかなる形で構成されてきたのかを概観しつつ、「手話通訳オペレータ」とい

う職種が切り拓く新たな手話通訳の資格制度の可能性について指摘したい。

2. 聴覚障害の重層性

先天性の聴覚障害者の場合、聞こえないことにより音声言語の獲得が困難となる。聴覚特別支援学校（いわゆる聾学校）のような手話環境が用意されている場で育った場合には、ネイティブサイナーとして手話を母語として獲得できるが、音声日本語の獲得については残存聴力のレベルによって大きく左右される。それは当然、書記日本語にも言語運用の様々なレベルに影響を与えることになる。たとえば手話であれば様々な事象について思考し、判断することができたとしても、こと日本語の運用となると様々な困難を抱えることになる。語彙レベルでは語彙の少なさや意味の取り違いがあったり、統語レベルでは助詞の誤用や複文構造、受身、使役、部分否定、二重否定の理解が困難であったりする。さらに、語用レベルでは、友人に対して「誠に遺憾でございます」と謝るなどの、さまざまな躓きを抱えている（脇中, 2009）。

さらに、身の回りに実はあふれているはずの多くの音声情報が受信できず、そして書記日本語の読解にも困難を抱えている聾者の場合、日本語を母語とする聴者の日本人がマジョリティを占める日本社会における「常識」を身につけることも難しい。学校教育においても、あらゆる教科において、より高次な、より抽象的な概念操作が「教科書」なる書記日本語によって説明されていくため、日本語獲得の躓きは、抽象概念の操作の躓きにも繋がっていく（聾教育では「9歳の壁」と呼ばれる）。

そのような背景があるために、聾者の中には、単に等価な言語変換としての「通訳」ではなく、聴者社会での複合的な生き辛さを抱える聾者の生活を支援してくれる存在として、「手話通訳」を必要とする層が少なからずいるということに、まずは留意しておく必要がある。

その一方で、日本手話を第1言語としながらも、かつ第2言語としての日本語も十分に習得し得た者

や、残存聴力を活用して日本語を母語として獲得し、インクルーシブ環境で修学したのちに大学等で第2言語として手話を習得した者の場合、高度な書記日本語の運用能力を有している者も少なくない。そうした聾者、聴覚障害者の大学進学も昨今は増えてきており、さらには医者、弁護士、教員、カウンセラー、ソーシャルワーカーなどの専門職に従事する者も出てきている。書記日本語についても必要十分な言語運用能力を身につけた聾者は、前述した聾者とは逆に、「手話通訳」には等価な言語変換のみを求めることになるし、自分が語ってもいない情報を付加されたり、変えられたりすることを嫌がる。

諸々の手話通訳に関わる制度を検討する際、聴覚障害の重層性をもたらす「生き辛さ」の程度、状況によって、「手話通訳」に求めるものが変わってくることに留意する必要がある。コミュニティ通訳として活動してきた手話通訳者は、「いろいろ助けてくれる」人であることを聾者から求められてきたという経緯がある。それに対し、高次の言語運用能力を身につけた聾者はより純粋な「言語通訳」を求めることになる。

電話リレーサービスは、総務省が所轄する公共インフラとしての「電話」であり、オペレータはそれを成り立たせるための手話通訳業務従事者である。その人材の供給（養成、研修含む）は厚生労働省が担いつつも、事業自体は聾者の「福祉のため」の意思疎通支援事業ではない。このことは、オペレータの資質を検討する際に極めて重要な意味を持つ。達成すべきことが「電話」であるがゆえに、「そのまま通訳すべき」と求められることになる。その前提に立って、その資格については、令和2年総務省告示第370号「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」により、オペレータは、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者又は「これらと同等の資格や技能を有する者」とされており、その者に、厚生労働省が定める「養成カリキュラムに基づく研修等」を受けさせることが求められているということになる。

なお、「手話通訳」の法的な定義は、「身体障害者福祉法」においては、「聴覚障害者等とその他の者

の意思疎通を仲介すること」とあり、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」では、「当該電話をかけた者と当該聴覚障害者等の意思疎通を仲介すること」とある。すなわち、「手話通訳」そのものの定義について、両者の法的な違いはない。つまりは、「意思疎通の仲介」に何を含意させるのかという解釈の問題だといえる。

3. 手話通訳の養成制度

そもそも、「手話通訳」という行為は制度的にいかなる資格で規定されているのだろうか。オペレータの資格については、令和2年総務省告示第370号「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」により、オペレータは、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者又は「これらと同等の資格や技能を有する者」とされ、その者に、厚生労働省が定める「養成カリキュラムに基づく研修等」を受けさせることとなっている。すなわち、あくまでも意思疎通支援事業で築かれてきた手話通訳者養成が前提となっており、そのアドオンとしての研修でオペレータの資格が位置づけられているといえる。

ただ問題は、「手話通訳」をめぐる資格制度自体が複雑で、団体関係者間でも認識が十分に一致していないまま各種の報告、提言がなされているという現実である。

現在の我が国の「手話通訳」の制度は、地方自治体が事業主体となる地域生活支援事業のフレームに立脚しており、「手話奉仕員」「手話通訳者」「手話通訳士」で構成される。市町村事業としての手話奉仕員養成課程の「入門」「基礎」においては、手話未習得者が日常会話レベルの手話が使えるようになることまでをねらいとしている。これを修了することで、都道府県事業である手話通訳者養成課程へと移り、この「基本」「応用」「実践」を修了すると、都道府県ごとに登録試験が実施されることになる。ただし、制度上は、「手話奉仕員」と「手話通訳者」は独立して規定されたものであり、法的な連続性はない。あくまで運用として自治体判断で連続性を持たせているところが多いということに過ぎず、例え

ば聾者の友人との関わりで十分な手話のスキルを習得している者が、最初から手話通訳者養成講座を受講することを認めている自治体もある。

ここで問題を複雑にさせているのは、養成や登録は各自治体すなわち行政が行うとされていながらも、養成講座全体あるいは担当する講師を（障害）当事者団体に委託、依頼していることや、登録試験の一部あるいは全体を、社会福祉法人全国手話研修センターによる「手話通訳者全国統一試験」に委ねることで、当事者団体の関与を前提に手話通訳者養成ができあがっているということである。手話通訳者の養成は、実質的には地域の聾者団体が舵取りを担っているといっても過言ではない。これは、他の障害者支援との比較において考えると、極めて珍しいともいえる。肢体不自由当事者にしても、視覚障害当事者にしても、支援者養成のあり方について、「当事者の意見を反映させるべき！」とは主張するにしても、「当事者が担うべき」とはならない。指定管理者制度に基づいて養成がなされるために、新規事業者も所定の要件をクリアしていれば参加できる。しかしながら、手話通訳と盲ろう者支援に関しては、当事者団体が実質的には養成も登録も担っているという点で、相対的に特殊な状況がある点は指摘しておきたい。

手話通訳者の養成は、厚生労働省の意思疎通支援事業の担い手として、自治体ごとに養成する方法となっており、その目指す姿も、あくまで地域の聾者の支援を前提としたものを想定したものとして構成されている。そしてそれが聴覚障害者の全国組織を支えとする強固なシステムにより維持されていることで、例えば学術手話通訳にせよ、医療通訳にせよ、より専門性が高く、必ずしも地域密着型ではない手話通訳のあり方についても、「検討課題」とされつつ、養成システムそのものを再構築する議論には至っていない。

4. 「手話通訳士」資格の特殊性

前述したように、手話奉仕員および手話通訳者の養成および登録といった事業は、厚生労働省が地域

生活支援事業として定めていながらも、運用については、自治体事業であるため、その登録も自治体判断に委ねられている。そうした中、唯一の国政レベルでの資格が「手話通訳士」である。

これは、1989年から始まった「手話通訳技能認定試験」に合格した者に付与される名称であり、「伝統工芸士」のように、すでに何らかの形で習得した「技能」について、試験により認定し、付与する称号としての資格といえる。そのため、「社会福祉士」等の、養成機関を経て得られる資格とは本質的に性質が異なっている。当事者団体からは、「手話通訳士を、厚労省認定資格から国家資格に」といったスローガンで「国家資格化」に向けた要望もあげられているが、そもそもが養成を伴わない名称付与の資格に過ぎず、「国家資格化」という要望自体が「制度の建て付けとして無理がある」という話になる。

日本手話通訳士協会が提案し、全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、全国手話研修センターの4団体の会議で検討している資格構想（電話リレーサービス制度化検討委員会、2020）では、手話通訳者全国統一試験を「知事試験」とし、基礎資格として位置づけ、それを「国家資格（知事）」（1階部分）とした上で、現行の手話通訳士試験部分を「技能検定資格（公的）」（2階部分）とし、さらにその上に、学会認定試験により、専門分野ごとの資格を付与するという構造となっている。これは、現行の「手話通訳者」「手話通訳士」をそのまま維持した形で国家資格化を実現しようとする構想と捉えられる。

当事者団体の言説では、「手話通訳士」は、「まだ厚労省認定資格にとどまっており、国家資格化されていない」としばしば語られるが、そもそも手話通訳士は技能認定による名称付与であるがゆえの、厚生労働大臣認定資格なのであり、養成を伴う国家資格とは全く性質が異なる点を前提に議論を進めなければなるまい。例えばカリキュラムの学習時間数をとっても、手話奉仕員は80時間、手話通訳者は90時間に対し、社会福祉士や介護福祉士の場合、養成校で求められる時間数は、いずれも1,000時間を超えている。

このように見ていくと、地域の当事者団体が養成

を担う現行システムを当事者団体自らが構築してしまっていることが結果的に「国家資格化」を困難にしているアイロニカルな側面も垣間見られる。

ともあれ、「手話通訳士」が、国が定めた唯一の資格であることで、政見放送については「政見放送及び経歴放送実施規程」第8条4で手話通訳士が行うものと規定されている。また、法廷通訳については法的事項ではないものの、やはり手話通訳士が行うものとして運用されている。このことは、以下の理由による。第一に、「手話通訳」に関わる業務は必ずしも厚生労働省だけではなく、例えば政見放送は総務省、法廷通訳は法務省所管であり、実は多岐にわたらうということ。厚生労働省はあくまで自治体が主体として運営する意思疎通支援事業に関する規定のみを行っているのにすぎない。第二に、そうはいつても「手話通訳」についてそれぞれの省庁が独自の養成や資格化を行うのも非現実的であるため、たとえそれが名称付与に過ぎないものであっても、それぞれの省庁が「手話通訳」業務の担い手について何らかの規定を行わなければならない場合、すでに国として唯一資格化されている「手話通訳士」を採用するより他に方法がないという事情による。

5. 電話リレーサービス従事者の資格をめぐって

電話リレーサービスは、手話通訳・文字通訳従事者を中心として運営される、初めての政府事業といえる。その検討がなされてきた中でも、従前の手話通訳養成制度のあり方そのものの問題点についてはほとんど指摘されていない。前述したように、電話リレーサービス制度化検討委員会（2020）では、新たな手話通訳資格が提起されているが、従前の複数の性質の異なる資格制度のすり合わせの検討は必ずしも十分とはいえない。また、電話リレーサービスの制度化の課題について論じた鈴木（2020）も阿部（2020）も、オペレータの人材確保の課題について、育成・確保や質の向上といった指摘のみにとどまり、資格制度に内在する問題には踏み込めていない。

そして電話リレーサービスのオペレータの資格については、令和2年総務省告示第370号「聴覚障害

者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」により、オペレータは、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者又は「これらと同等の資格や技能を有する者」とされた。その者に、厚生労働省が定める「養成カリキュラムに基づく研修等」を受けさせることとなったとはいえ、ここで「手話通訳士」に加え、国が定める資格ではなく自治体登録資格である「手話通訳者」も加えられたのは、総務省における検討会において、検討会参加者から要望が出されたこと（デジタル活用共生社会実現会議 ICT アクセシビリティ確保部会 電話リレーサービスに係るワーキンググループ、2019）、そして何より、総務省の公共インフラとしての「電話」であるため、24時間365日運用をとめないための人材確保という現実対応ゆえの措置といえよう。すなわち「手話通訳士・者であること」という資格要件は、法制度上の文脈ではなく、現有の「手話通訳」に関わる社会資源をめぐる現実的、政治的文脈の中での現時点での「着地点」として読み解く必要がある。

ただしここで問題となりうるのは、第1に、そもそもコミュニティ通訳として地域限定での対応のために養成されてきた「手話通訳者」が、オペレータの担い手として適切なものかどうか。第2に、コミュニティ通訳として活動してきた「手話通訳者」ではない者で、オペレータとして適切な資質を持った者がいるのではないか、あるいは潜在的に、コミュニティ通訳の養成とは異なる、より適切な養成方法がありうるのではないか。第3に、コミュニティ通訳の担い手である「手話通訳者」へのアドオンの「研修」のみで、はたしてオペレータの養成が可能なのか、といったことであろう。

なお、VRS Interpreting Institute（2017）が開発した手話通訳リレーサービスのカリキュラムでは、コミュニティ通訳との違いに関する講義が設けられており、そこでは電話リレーサービス、遠隔手話通訳、コミュニティ通訳の違いについて受講者間で議論し、3者における手話通訳の区別を明確化することをねらいとする内容が示されている。特にスキルに関連するものとして、以下の指摘がなされている。

① 業務の調整

- ・コミュニティ通訳と遠隔手話通訳：業務内容を事前に聞き、引き受けるか否かの判断が可能
- ・電話リレーサービス：業務量の調整はできても内容は事前に判断できない。「倫理的対立」による通話遮断がなければ、少なくとも10分は電話を切らずに通訳をしなければならない。

② 通訳の難易度

- ・コミュニティ通訳：難易度は中程度。事前準備が可能。フォローが可能なので初心者に適している。チーム通訳は一般的ではない。
- ・遠隔手話通訳：難易度は中程度。事前準備が可能。チーム通訳サポートの利用可能性あり。
- ・電話リレーサービス：非常に難易度が高い。準備時間がほとんどない。通訳経験が必要。チーム通訳サポートはほぼすぐに利用可能。

③ トピック

- ・コミュニティ通訳：公式、協議的、非公式な状況が典型的。
- ・遠隔手話通訳：公式、協議的な状況が典型的。
- ・電話リレーサービス：すべてのジャンル、すべてのトピック。

④ 倫理的配慮

- ・コミュニティ通訳と遠隔手話通訳：場面や利用者を調整することができる。
- ・電話リレーサービス：通訳者の判断なしに通話内容と利用者が常に変化するため、非倫理的な行動が生じることを避けるために、通訳者自身の強み、弱点、潜在的な利益相反を認識しておく必要がある。

すなわち、「利用者も通訳内容も選択できない」という特徴ゆえに、電話リレーサービスにはさまざまな困難さが生じ、オペレータには高度なスキルが要求されると考えられる。

アメリカにおけるカリキュラム事例にみられる電話リレーサービスオペレータに求められるスキルを、これまで日本の意思疎通支援事業において行われてきたコミュニティ通訳の養成カリキュラムと対比すると、電話リレーサービスで必要な知識・スキルに

ついて、従来のカリキュラムでは足りない部分として、以下の3点が指摘できる。

① 手話通訳者に求められる基礎知識の見直し

- ・聴覚障害関連の歴史や関係性等の地域に根ざした知識から、通訳現場で発生する様々な困難要因等への通訳者自身の調整能力の習得へ
- ・聴覚障害の生活世界に立脚した福祉等の知識から、さまざまなジャンルに対応できる一般教養へ

② 手話および手話通訳のスキルの確実な習得

- ・初めて対面する聾者の通訳が求められるために、読み取れない手話を文脈で類推することが困難となる。そのため、高度な手話スキルが必要となる。
- ・「電話」ゆえに「そのまま伝える」ことが求められつつも、言語、文化の相違を含む意味的な等価性を踏まえた訳出が必要となる。

③ 非倫理的行動等のトラブル対応能力の習得

- ・「手話通訳士倫理綱領」等の既存のものでは想定されていなかった、守秘義務よりも通報義務が優先される事例など、さまざまな倫理的対応を想定したガイドラインの制定（手話通訳業務そのものの倫理綱領の再検討も含む）
- ・相反する事象が絡み合う倫理的問題に即時的に対応するための実践的な演習
- ・暴言、性的な内容など、ストレスに大きな負荷がかかる通訳作業における対処方法

6. オペレータ養成研修が含意すること

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」により規定された「オペレータ養成研修」は、あくまで総務省電話リレーサービス事業において、電話リレーサービス提供機関がオペレータを従事させるにあたり課せられるものである。これは、受講しなければ当該業務に従事できないという意味では業務独占資格的な側面を持つといえる。しかしながら、オペレータの活動場所は必ずしも公共インフラ

としての電話リレーサービスだけではない。民間の遠隔手話サービス事業者が民間企業との個別契約の範囲で実施している事業について制約を課すわけではないため、「オペレータ業務」そのものを制約するものではない。

ただし、そもそも「手話通訳」業務そのものを規定する資格があるわけではない。自治体の意思疎通支援事業、政見放送、法廷通訳、そして総務省事業電話リレーサービスといった行政が実施するものについて、それぞれで担い手を規定しているのにすぎない。そのため民間事業として遠隔手話通訳オペレータを介したサービス提供をする際の担い手についても、あるいは例えば聴覚障害学生のための大学の講義の手話通訳についても、学会大会において手話通訳を行う者についても、それを規定する資格があるわけではない。だとすれば、オペレータや高度専門職のための手話通訳など、地域性が低く、かつ、より高度なスキルを要する手話通訳については、既存の養成システムとは全く異なる形で養成が行われても、少なくとも法的にも制度的にも問題がないということにはなる。

とはいえ、厚生労働省が定めることとなるオペレータ向け養成カリキュラム研修が、1つの「資格」としての機能を有していく可能性もあるのではないだろうか。たしかにこの研修自体は、あくまで総務省電話リレーサービス事業に限定されたオペレータ従事者に対し、提供機関が内部で実施すればよい性質のものではある。しかしながら、例えば以下の2点の可能性が指摘できる。

第1に、オペレータ業務従事者（研修受講者）が提供機関あるいは委託機関を退職し、その後他機関で再び業務に従事するといったケースを想定すると、修了した旨の証明が必要になる可能性がある。すると、その「証明」に、何らかの社会的意味が付与されていく可能性は否定できない。

第2に、すでに民間が個別契約によって実施している電話リレーサービスや遠隔手話通訳のオペレータ業務についても、今後、品質担保が求められるようになった場合、同研修がオペレータ業務従事者への基準として運用されていく可能性もある。

このように考えると、「オペレータ研修」の持つ意味は、法制度上で規定されている文脈を超えて、新たな手話通訳業務従事者の養成のあり方を拓く可能性を含んでいるといえるのではないだろうか。

7. 結 語

我が国における手話通訳制度は、自治体主体の「地域生活支援事業」をベースに発展してきた。その一方で、専門通訳のニーズの高まりにより、現行の養成および資格制度での限界も指摘されつつある。

さらにその上で、電話リレーサービスを「電話」として成り立たせるためには、これまでの手話通訳制度で想定してこなかった新たなスキルがオペレータに求められることになる。それはすなわち、電話文化の経験がなく、話し言葉の世界を掴むことが困難であり、書記日本語習得も十分とは限らない聾者と、逆にそうした聾者との会話を経験したことがなく、電話が当たり前に「ある」日常を生活している相手先側とのやりとりを、違和感なく成り立たせるために必要な諸能力ともいえる。

聴者にとって当たり前に存在する電話は、実は、「ある」のではなく、相互行為の中で達成されるものである（Schegloff,1979）。それゆえに、その相互行為が自明ではない聾者が電話の世界に参入することは、決して容易ではない。それを、相手先である聴者に違和感なく、「ある」電話として成り立たせるためには、オペレータには独自の高度な調整能力が求められるということになる。

電話リレーサービスの公共インフラ化への対応は、当面は「手話通訳士・者」への研修の形で養成を行うこととなるが、その一方で、長期的展望に立って、手話通訳業務そのものの制度設計を見直していく作業も必要となるのではないだろうか。

謝 辞

本研究は、令和2・3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（20GC1014））、日本財団助成事業「聴

覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」の助成を受けた。

引用文献

電話リレーサービス制度化検討委員会（2020）「2019年度電話リレーサービス普及啓発推進事業報告書」一般財団法人全日本ろうあ連盟。

デジタル活用共生社会実現会議 ICT アクセシビリティ確保部会 電話リレーサービスに係るワーキンググループ（2019）「公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて」総務省。

二神麗子・金澤貴之・中野聡子（2018）「高等教育機関における手話通訳者の養成に関する課題—大学生が全国手話通訳統一試験受験資格を取得するための課題—」群馬大学教育実践研究, 35,167-173.

永田小絵・渡部富栄・重野亜久里（2018）「医療通訳理論」特活 多文化共生センターきょうと『医療通訳』一般財団法人日本医療教育財団, 13-38.

Schegloff, Emanuel A. (1979) "Identification and Recognition in Telephone Conversation Openings" George Psathas (ed.) *Everyday language Studies in Ethnomethodology* Irvington Publishers, Inc.

鈴木友紀（2020）「電話リレーサービスの制度化に向けて—聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案—」立法と調査, 423, 3-16.

VRS Interpreting Institute (2017) 'Introduction to VRS Interpreting: A Curriculum Guide' Lulu Publishing Services.

脇中起余子（2009）『聴覚障害教育これまでとこれから—コミュニケーション論争・9歳の壁・障害認識を中心に』北大路書房。

意思疎通支援者養成研究事業検討委員会（2017）「厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業 意思疎通支援者養成研究事業報告書」, 一般財団法人全日本ろうあ連盟。

参考とした主な法令文書等

- ・身体障害者福祉法（昭和24年12月26日，法律第283号）
- ・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日，厚生労働省令第96号）
- ・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日，厚生省告示第108号）
- ・政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月29日，自治省告示第165号）
- ・地域生活支援事業等の実施について（地域生活支援事業実施要綱）（平成18年8月1日，障発第0801002号）
- ・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（令和2年12月1日，令和2年総務省告示第370号）
- ・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年6月12日，令和2年法律第53号）

聴覚障害利用者からみた 電話リレーサービスに関する調査研究

中野 聡子¹⁾・新海 晃²⁾・二神 麗子¹⁾・金澤 貴之¹⁾

1) 群馬大学共同教育学部特別支援教育講座

2) 広島大学大学院 (大学院人間社会科学研究科)

(2022年9月28日受理)

An Investigation on Telephone Relay Service from the Viewpoint of Deaf and Hard-of-hearing Users

Satoko NAKANO, Akira SHINKAI, Reiko FUTAGAMI and Takayuki KANAZAWA

1) Department of Special Needs Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

2) Academy of Hiroshima University (Graduate School of Humanities and Social Sciences)

(Accepted on September 28th, 2022)

キーワード：電話リレーサービス, 手話通訳, 文字通訳, 聴覚障害者, 通訳オペレータ

Key words: telecommunication relay service, video relay service, message relay service, deaf and hard-of-hearing user, communication assistant

1. 問題の所在と目的

1.1 電話リレーサービスの概要

電話リレーサービスは、聴覚障害者等と聴者との電話において通訳オペレータを介在させることで双方の円滑なコミュニケーション・意思疎通を補償し、聴覚障害者等の情報アクセスを推進するものである(総務省・厚生労働省, 2019)。公共インフラとして電話リレーサービスを実施している国は20カ国以上にのぼっている(全日本ろうあ連盟, 2019)。日本では、2000年代からいくつかの民間企業が電話リレーサービスを提供してきたが、その多くは採算性の問題などにより中止に追い込まれてきた。しかし、日本財団が2013年9月1日～2021年6月30日に実施した電話リレーサービス・モデルプロジェクトを通じて、電話リレーサービス実現への社会的

な要請が高まることとなった。2020年12月1日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行され、2021年7月1日から、日本においてもようやく「365日24時間の利用」「双方向サービス」「緊急通報機関への連絡」がそろった公共インフラとしての電話リレーサービスが開始された。現在提供されている電話リレーサービスでは、通訳オペレータが手話通訳もしくは文字通訳を行う(図1)。すなわち、聴覚障害者等の利用者が直接的



図1 電話リレーサービス

にやりとりをするのは通訳オペレータであり、その手段も手話または文字に限られている。発話が可能な聴覚障害者であっても自らの音声を直接相手先に伝えることはできない。また、聴覚障害のない言語障害者であっても相手先の音声を直接聞くことはできない。利用者と相手先のやりとりには必ず通訳オペレータが介在する仕組みとなっている。

なお、本稿では「利用規約」(日本財団電話リレーサービス, 2021a) 第2条に定めた用語の定義に従って、以下の用語を使用する。

利用者：手話又は文字を用いて電話リレーサービスを利用する者

相手先：利用者の電話の相手方となる者

1.2 電話リレーサービスにおける通訳オペレーションの難しさ

1.2.1 通訳オペレータを介在する電話コミュニケーションの特性

電話リレーサービスも含めて、通訳という行為による介入は、通訳者が聴覚障害者と聴者の談話空間に「参加する」ことに他ならず、聴覚障害者—通訳者—聴者の相互作用と会話のやりとりに影響を及ぼすことは避けられない(Metzger, 1995; Roy, 2000; Wadensjo, 1998)。このため、通訳オペレータ/通訳者には、2言語・2文化の仲介だけでなく、デマンド・コントロール・スキーマ(Dean & Pollard, 2013)にみられるように、場面状況を構造的に把握して対応すべきこと(デマンド)を特定し、倫理的・効果的な対応をとること(コントロール)が求められる。電話リレーサービスでは、聴覚障害者等の利用者と相手先の聴者がお互いに「見えない」ため、通訳オペレータには、非遠隔の通訳とは異なるタイプの対応(コントロール)が求められることも多い。

また、通訳者が介在する談話空間では、「通訳者だけが通訳場面の成否を担っているのではなく、場を構成する3者が共同で談話空間を作り上げ、そのコミュニケーションの成否に責任を持つ」(Roy, 2000)ことになる。今後、公共インフラとして電話リレーサービスが広く普及していく過程において、聴覚障害者、聴者の双方に電話リレーサービスのリ

テラシーが形成されていくこともまた、円滑な電話コミュニケーションの成立における要素の1つと考えられる。

1.2.2 日本手話を母語/第1言語、日本語を第2言語とする聴覚障害利用者

電話リレーサービスを利用する聴覚障害者の属性はさまざまであるが、日本手話を母語/第1言語、日本語を第2言語とする聴覚障害者もいる。

手話通訳リレーサービスでは、通訳オペレータに高度な手話言語スキルと通訳スキルが求められるものの(National Consortium of Interpreter Education Centers, 2008)、手話通訳者の手話言語スキルは総じて低いことが指摘されている(Taylor, 1993; Schick, 1999; 中野ら, 2017など)。このことは、電話リレーサービスの通訳で求められる「正確性」「流暢性」の低下につながる。

文字通訳リレーサービスでは、利用者において日本語の読み書き能力が必須となる。しかしながら、聴覚障害児の文章理解や産出の特徴については、例えば、格助詞の誤用(伊藤, 1998)、複文、受動文、二重否定文、授受構文、比喩文、使役文等の理解しづらさ(我妻, 2000)、語彙数の少なさや多義性の理解の偏り(板橋・細田, 1989; 四日市・斎藤・丹, 1995)など、多くの報告がなされており、先天性聴覚障害児者にとって日本語運用に困難が伴うことの一端を示している。このため、通訳オペレータには、利用者または相手先の発言内容の意味そのものを変えることなく、的確でわかりやすい文字/音声に変換するスキルが求められる。

手話通訳にせよ文字通訳にせよ、日本手話・聾文化を背景にもつ聴覚障害者と、日本語・日本文化を背景にもつ通訳オペレータや相手先の言語・文化的な違いを認識し、通訳に反映させていく必要がある。

また、どちらの言語運用においても抽象的な内容の思考・伝達に困難をもつダブル・リミテッド・バイリンガルの利用者が一定数存在する。このような利用者と相手先のやりとりの通訳オペレーションにおいてジレンマとなるのは、通訳オペレータの役割の範囲に対する3者の認識である。障害者総合支援

法における意思疎通支援事業として行われている従来の手話通訳派遣サービスでは、手話通訳者の役割機能の1つに「社会福祉援助機能」がある（江原，2020）。「社会福祉援助機能」とは、支援者や支援機関と協働して聴覚障害者を支援援助するものであり、意思形成・意思決定・意思表出支援、代理説明や代弁といった行為も含まれる。これに対して、電話リレーサービスでは、あくまでも公共の通信サービスとして、通話者の発する内容をそのまま通訳し、善悪の判断を行うべきでないとし（総務省・厚生労働省，2019）、電話リレーサービスの「通訳オペレータ運用指針」（日本財団電話リレーサービス，2021b）では、「正確性」「中立・公平性」が、「守秘義務」「知識と技術の向上」と並び、通訳オペレータの職業倫理として規定されている。

1.3 本研究の目的

本研究では、多くの複雑な要因が絡み合う電話リレーサービスのコミュニケーションについて、利用者の視点から読み解くことを目的とし、聴覚障害のある電話リレーサービス利用者を対象とした2つの調査研究を行った。まず、定量調査（研究1）では、電話リレーサービスの利用に関わる選択の実態を明らかにした。次に、定性調査（研究2）では、電話リレーサービスの利用や通訳オペレータに関する利用者の捉え方を明らかにした。

2. 研究1：電話リレーサービスの利用実態に関する定量調査

2.1 方法

2.1.1 対象者

日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクト（2013年4月1日～2021年6月30日）の利用登録者

2.1.2 調査内容の構成

調査内容は、①フェースシート、②現在の利用状況に関する情報、③利用する事業者に関する情報やニーズ、④利用の状況とサービス選択との関連、⑤通訳オペレータに対する研修ニーズの5つから構成

した。いずれも多肢選択式による回答を求めた（文末の参考資料参照）。③については、現在の電話リレーサービスと異なり、日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクトのアプリケーションでは、手話通訳や文字通訳を提供する事業者を利用の都度選択できていたことから、利用者の事業者選択において電話リレーサービスに求める品質をみることができると想定して設定した。

なお、本研究において、電話リレーサービスの選択に関わる調査項目の一部について分析を行い、その結果から考察を行った。

2.1.3 手続き

アンケート調査用のWebフォームを作成し、日本財団「電話リレーサービス・モデルプロジェクト」の専用アプリケーションの掲示板を通じて、聴覚障害のある同サービスの利用登録者に調査の実施の周知及び回答協力を依頼した。対象者は、通知されたURL等を用いて調査用フォームにアクセスし、研究の趣旨と個人情報の取り扱いについての説明を読んだうえで同意を行い、調査へ進む構成となっていた。同意については、本調査への回答完了を以て同意したものとみなす旨を文面にて示した。アンケートサイトにアクセスできる期間は、2021年3月1日～2021年4月30日とした。なお、研究の趣旨及び個人情報の取扱いとその保護等の説明、調査項目については、文面ならびに埋め込み動画による手話にて提示した。なお、本研究は、群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会の承認を得て行われた（試験番号HS2020-190）。

2.2 結果及び考察

2.2.1 対象者に関する記述統計

調査の結果、93名から調査協力への同意の可否について回答があった。このうち同意が得られ、かつ回答に不備のない84名を分析の対象とした。回答者の属性に関する情報を表1に示した。

先天性の重度聴覚障害、聾学校での教育経験有り、主要コミュニケーション手段は手話という属性をもつ回答者が多いことがみてとれる。また、短期大卒

以上の最終学歴をもつ者は40名と、高学歴の回答者が多いことも特徴としてあげられる。

表1 利用者の属性

項目	選択肢	回答数
性別	女性	51
	男性	29
	回答しない	4
年齢	29歳以下	8
	30～39歳	25
	40～49歳	29
	50～59歳	12
	60歳以上	9
電話代替相手	いる	31
	いない	50
居住地	北海道・東北	8
	関東	43
	中部	12
	関西	10
	中国・四国 九州・沖縄	4 6
最終学歴	高等学校	31
	専門学校	9
	短期大学	11
	4年制大学	25
	大学院修士課程	2
	大学院博士課程	2
	その他	2
	聾学校の在籍経験	経験あり
経験なし		18
失聴時期 (右 左)	0歳	39 38
	1～3歳	23 24
	4～6歳	6 6
	7～12歳	6 6
	19歳以上	6 6
平均聴力レベル (右 左)	中等度 (40～69dB)	1 1
	高度 (70～89dB)	5 4
	重度 (90～99dB)	18 17
	最重度 (100dB以上)	59 59
装用器具 (右 左)	補聴器	43 45
	人工内耳	2 1
	使用無	37 37
主要コミュニケーション手段	日本手話	42
	日本語対応手話	16
	読話	13
	音声	6
	筆談	6

2.2.2 利用状況

「地域で派遣する手話通訳や要約筆記ではなく電話リレーサービスを利用する理由」について尋ねたところ（最も該当するものを3つ選択）、手軽な利用、急な利用、短時間の用件での利用に関する選択肢の回答数が多く（図2）、利便さにおいては即時性が重視されていることが示唆された。また、質問項目「どのような目的で利用しているか」に対する回答をまとめ、年齢、居住地、主要コミュニケーション手段、日本語の読み書きの得手不得手の項目ごとにクロス集計表を作成した（表2）。

表2について、フィッシャーの正確確率検定を実施したところ、年齢と利用目的に有意な偏りが認められ（ $p<.01$ ）、要因間に関連性のあることが示唆

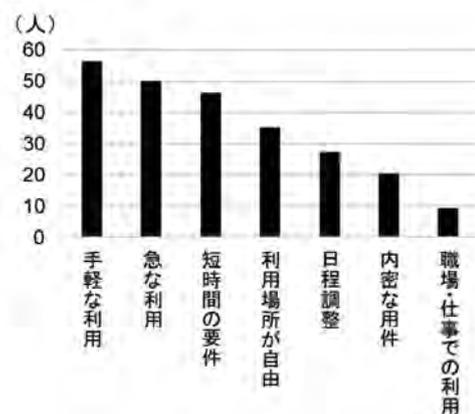


図2 電話リレーサービスを利用する理由

表2 属性別の利用目的

	商業施設	公共機関	医療機関	その他
年齢				
39歳以下	8	10	6	9
40～49歳	12	6	7	4
50歳以上	13	1	7	0
居住地				
関東	18	7	12	6
それ以外	15	10	8	7
主要コミュニケーション手段				
日本手話	19	6	10	7
日本語	14	11	10	6
日本語の読み書き				
得意	13	12	12	5
普通	11	0	4	4
苦手	9	5	4	4

された。その後の多重比較による分析からは有意差は認められなかったが、39歳以下では商業施設等の回答数が少ない一方でその他の回答数が多く、若年層の利用者において多様な利用目的が想定される可能性が示された。

2.2.3 手話通訳と文字通訳の選択

電話リレーサービスの利用場面について、具体的に相手先、用件内容を設定しない状況（具体的設定なし条件）と設定した状況（具体的設定あり条件）

をそれぞれ15項目と17項目ずつ挙げ、いずれのサービス（手話通訳／文字通訳／どちらでも／利用しない）を利用するか選択させた（図3）。その結果、具体的設定なし条件では手話通訳が約34%、文字通訳が約42%であり、文字通訳の積極的な利用を考える特徴的な状況があることが示唆された。一方、具体的設定あり条件では手話通訳が約33%、文字通訳が約36%であり、手話通訳も文字通訳も同程度の利用が見込まれることが示唆された。なお、具体的設定あり条件においては「利用しない」も比較的多かった。

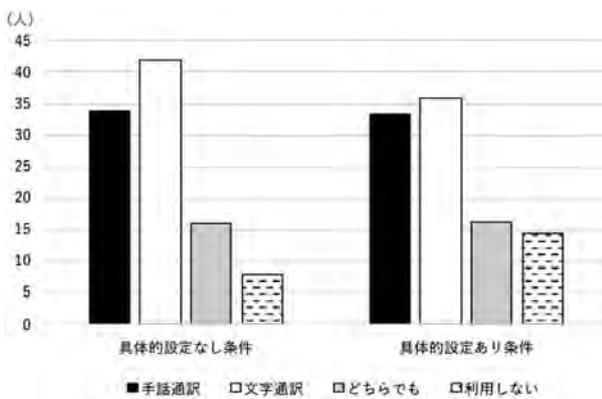


図3 利用場面における利用サービスの選択率

具体的設定なし条件の15項目について、いずれのサービスを利用するか選択させた回答をまとめ、表3に示した。手話通訳の選択数が多い項目として、「相手の誤解を解く」「説得」等が示されており、相手先の内面にふれるやりとりを必要とする場合に手話通訳を利用する傾向にあることが示唆された。一方、文字通訳の選択数が多い項目には「数字や数量」「情報が多く複雑」「資料やメールの説明」等が示されており、細かな情報を正確に伝達するために日本語の形式を使用したほうがよいと判断される場合に文字通訳を利用する傾向にあることが示唆された。

表3 具体的設定なし条件の各項目における利用サービスの選択数

	手話通訳	文字通訳	どちらでも	利用しない
急ぎ	29	27	14	2
短いやりとり	18	41	13	0
長いやりとり	23	32	13	3
数字や数量	15	43	14	0
自動応答システム	19	35	15	2
気軽な会話	29	16	12	14
情報が多く複雑	20	39	7	5
状況や物事の背景	25	31	12	3
資料やメールの説明	17	36	14	4
細部まで正確に	26	34	9	3
相手の信頼を損なわない	24	28	7	11
相手の誤解を解く	33	18	10	11
説得	31	19	10	11
苦情	27	27	12	6
気持ちのやりとり	27	24	11	9

※利用サービスの選択項目それぞれについて回答数の多い上位5項目を網掛け（5番目が同数の場合は6項目以上）

表4 具体的設定あり条件の各項目における利用サービスの選択数

	手話通訳	文字通訳	どちらでも	利用しない
病院予約日時の変更	24	42	17	0
遠方の高齢の親へ近況報告	28	13	9	32
他部署の同僚に進捗確認	16	20	11	32
旅行先の予約ミスの確認	28	40	12	1
検査結果の説明	23	31	12	14
宅配再配達（自動応答）	28	36	14	4
児童相談所へ虐待通報	33	27	15	6
カード会社へ利用停止連絡	31	34	15	1
子どもの担任教員へ事情確認	38	21	10	11
三者面談の遅刻連絡	29	30	14	8
補装具交付手続きの問い合わせ	25	36	15	6
運営トラブルの話し合い	27	28	10	16
紛失物の確認（警察署）	25	37	16	4
DV相談	25	26	14	15
人気ツアーの予約	28	32	12	8
営業電話（代理店宛）	22	19	13	26
家族入院時の親戚への説明	28	22	15	16

※利用サービスの選択項目それぞれについて回答数の多い上位5項目を網掛け（5番目が同数の場合は6項目以上）

続いて、具体的設定あり条件の17項目について、いずれのサービスを利用するかを選択させた回答をまとめ、表4に示した。手話通訳の選択数が多い項目として「子どもの担任教員への事情確認」「児童相談所への虐待通報」等、文字通訳の選択数が多い項目として「病院予約日時の変更」「旅行先の予約ミスの確認」「紛失物の確認（警察署）」等が示され、具体的設定なし条件における手話通訳及び文字通訳の選択と同様の傾向が示唆された。また、“利用しない”の選択数の多い項目には偏りがみられ、「遠方の高齢の親への近況報告」のように身内同士のやりとりや、「他部署の同僚に進捗確認」のように遠隔・非遠隔を問わず、直接的コミュニケーションが可能な場面では、電話リレーサービスの利用が避けられることもあったと考えられた。

次に、各サービスを選択する利用者の特徴について検討するため、利用者の属性別（年齢、主要コミュニケーション手段、日本語の読み書きの得手不得手）に、具体的設定なし条件及び具体的設定あり条件に

における手話通訳及び文字通訳の選択数の合計を求めた（表5）。年齢については、49歳以下の利用者において文字通訳の選択数が手話通訳に比して多く、50歳以上では異なる傾向を示した。また、コミュニケーション手段については、日本手話を主要コミュニケーション手段とする利用者において、文字通訳に比して手話通訳の選択数が多い一方、日本語を主要コミュニケーション手段とする利用者では、手話通訳に比して文字通訳の選択数が多いことが示された。以上から、利用者の属性によって、積極的に利用されるサービスが異なることが示唆された。日本語の読み書きについては、読み書きが得意な利用者では、文字通訳の選択数が手話通訳に比して多かった一方、読み書きが苦手な利用者では、手話通訳と文字通訳に顕著な差が確認されなかった。この結果から、書記日本語の運用に困難を示す聴覚障害者でも、何らかの理由で文字通訳を選択していることが示唆された。そこで、具体的設定あり条件において、どのような利用者が文字通訳を選択する傾向

表5 属性別の利用サービスの選択数

	具体的設定なし		具体的設定あり	
	手話通訳	文字通訳	手話通訳	文字通訳
年齢				
39歳以下	126	206	173	207
40～49歳	123	160	134	173
50歳以上	108	84	146	107
主要コミュニケーション手段				
日本手話	271	151	341	170
日本語	86	299	112	324
日本語の読み書き				
得意	148	248	215	278
苦手	209	202	238	216

表6 文字通訳の利用が多い項目における属性別の文字通訳の選択割合

	(%)	病院予約日時 の変更	旅行先の予約 ミスの確認	検査結果の 説明	宅配再配達 (自動応答)	補装具交付手続 きの問い合わせ	紛失物の確認 (警察署)
年齢	39歳以下	57.6	57.6	33.3	51.5	36.4	51.5
	40～49歳	58.6	44.8	44.8	41.4	55.2	44.8
	50歳以上	28.6	38.1	33.3	33.3	38.1	33.3
主要コミュニケーション手段	日本手話	31.0	28.6	23.8	35.7	26.2	28.6
	日本語	70.7	68.3	51.2	51.2	61.0	61.0
日本語の読み書き	得意	50.0	52.4	42.9	45.2	47.6	45.2
	苦手	51.2	43.9	31.7	41.5	39.0	43.9

にあるのか検討するため、文字通訳の選択数が手話通訳の選択数よりも回答者の10%以上(8以上)多い項目を取り上げ、利用者の属性別(年齢、主要コミュニケーション手段、日本語の読み書きの得手不得手)に文字通訳が選択される割合を求めた(表6)。なお、割合については、各属性の水準ごとに、「文字通訳の選択数」を「該当する水準の回答者数」で除した値に100を乗じて算出した。これらの利用場面では、やりとりの中に数字・数量に関する情報が含まれていたり、詳細な経緯や手続きの流れを確認するなど、特に正確な情報伝達が求められるといった特徴がある。このような場面では、日本手話を主要コミュニケーション手段とし、日本語の読み書きが苦手であったとしても、文字通訳を選択する傾向にあることが示唆された。

2.2.4 事業者の選択理由

手話通訳と文字通訳のそれぞれで最もよく利用する(又は利用したいと思う)事業者とその選択理由を尋ねたところ、手話通訳では読みとりの正確さや分かりやすい手話表現、会話のズレがない等の回答数が多く(図4)、基本的な通訳能力を重視することが示唆された。文字通訳においては、素早い通訳の回答数が顕著に多い一方で、手話通訳に比して臨機応変な対応や状況説明等の回答数も多かった(図5)。文字通訳では利用者と通訳オペレータが画面越しに顔を合わせることがなく、利用者は通訳オペレータの通訳や様子を介して相手先の発話に含まれる言語的・非言語的な意図やニュアンス、周辺情報をつかむことが難しい。また、日本語非母語話者にとって日本語母語話者と文字でやりとりをすることのハードルやコミュニケーション・ギャップといったものも考えられる。そのため、文字通訳には臨機

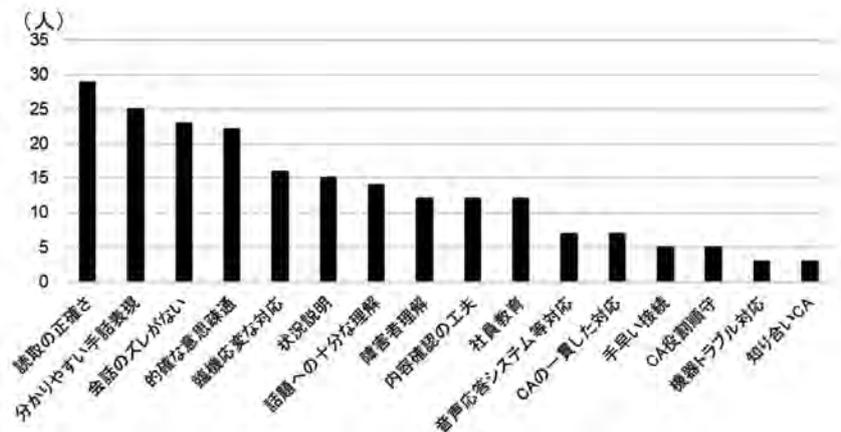


図4 手話通訳における事業者の選択理由

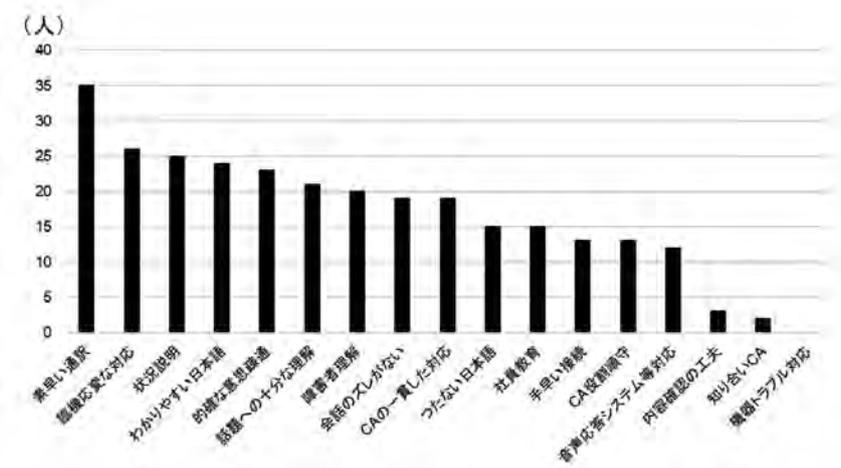


図5 文字通訳における事業者の選択理由

応変な対応や十分な状況説明が必要であると考えられ、そうした通訳オペレーションスキルをもつ通訳オペレータを養成・配置している事業者を選択しているものと思われる。

3. 研究2：利用者の電話リレーサービスの捉え方に関する定性調査

3.1 方法

3.1.1 対象者

日本財団「電話リレーサービス・モデルプロジェクト」(2013年4月1日～2021年6月30日)の利用登録者10名。

まず、研究1の参加者に対して、本定性調査に関

心があり、後日研究実施者から詳細な説明などの連絡をすることに了解した者を選定候補者とした。選定候補者には、研究1のアンケートの回答終了後、別サイトに用意した入力フォームに、連絡に必要な情報のほか、性別、聴覚障害の血縁関係、最終学歴、聾学校の教育経験、受障時期、聴覚障害の程度、身体障害者手帳の等級、補装具、コミュニケーション手段、代理電話の依頼者の有無、日本語の読み書き、職業、電話リレーサービスの利用状況(利用するサービス形態、頻度、利用目的)について入力してもらった。回答期間は2021年4月12日～2021年5月31日とした。

回答者76名のうち、年齢、性別、失聴時期、聾

学校の教育経験, 最終学歴, 主要なコミュニケーション手段, 日本語運用力, 電話リレーサービスの利用状況を考慮して10名を選定した。10名は以下のような異なる属性を有していた。

- ・年齢：33歳～67歳
- ・性別：男／女
- ・失聴時期：0歳～12歳
- ・聾学校の教育経験：有／無
- ・最終学歴：聾学校高等部専攻科～大学院修士課程
- ・主要なコミュニケーション手段：日本手話／日本語／日本手話と日本語の両方
- ・日本語運用力：かなり得意～かなり苦手
- ・電話リレーサービスでよく利用するサービス形態：手話通訳／文字通訳／手話通訳と文字通訳の両方
- ・電話リレーサービスの利用目的：仕事での利用を含む／含まない

3.1.2 質問項目

- ・電話リレーサービスを利用したいと思うシチュエーション
- ・手話通訳と文字通訳の選択理由・利用頻度・利用文脈
- ・通訳オペレータの対応でよかったと感じたエピソード
- ・通訳オペレータの対応で不安や不満を感じたエピソード
- ・通訳オペレータに求めるスキル
- ・電話リレーサービスの体制として改善してほしい内容

なお, 対象者へのインタビュー時期は, 電話リレーサービス開始後であったが, 電話リレーサービスについての語りは, 電話リレーサービス・モデルプロジェクト事業に関する事柄が中心となっている。

3.1.3 手続き

調査は, 2021年8月21日～2021年9月20日の期間において, 1人につき30分から1時間半(調査説明の時間を除く), 対象者がアクセスしやすい所在地の貸し会議室(5名)もしくはオンライン(5

名)で実施した。

調査の冒頭で, 本研究の目的, 実施方法及び倫理的配慮について説明を行い, 同意書への署名を以て同意を得た。オンラインで実施した場合は, 署名した旨を確認し, その後に同意書を送付してもらった。

インタビューは, 電話リレーサービスを知悉している聴者2名が音声で行った。手話を使用する9名については, 手話通訳者が通訳を行い, インタビュアーと手話通訳者の音声を録音した。音声言語(日本語)話者1名については, インタビュアーと対象者の音声を録音した。また, 音声でのやりとりに加えて, 音声認識による文字化アプリケーション, UDトークを補助的に使用した。録音した音声データをトランスクリプト化し, 分析課題に沿って整理したのについて, 対象者に確認を依頼し, 加筆修正を経たものを分析データとして採用した。

なお, 本研究は, 群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会の承認を得て行われた(試験番号HS2020-191)。

3.1.4 分析の視点

- ①電話リレーサービスを利用したいと思うシチュエーション, 手話と文字の選択理由・利用頻度・利用文脈, 通訳オペレータの対応でよかったと感じたエピソード, 通訳オペレータの対応で不安や不満を感じたエピソードについての質問を通じて, 利用者による通訳オペレータの定義化作業を引き出す。
- ②通訳オペレータに求めるスキル, 電話リレーサービスの体制として改善してほしい内容を言語化する作業を通じて, 利用者から具体的提言を引き出す。

なお, 本研究では, 電話リレーサービスの捉え方に関わる語りを中心に考察を行った。

3.2 結果及び考察

3.2.1 電話リレーサービスを利用したいと思うシチュエーション

電話リレーサービスの利用について, 店の予約や病院の予約日の確認, 自営業における顧客への連絡

など、「やりとりが短く済む」場合の用件があげられていた。また、電話以外の代替手段がない、インターネットで検索しても情報が出てこない、身内に代理電話を依頼できないといったような電話を使用せざるをえない場合にも利用されていた。

メールやFAXと電話の長所と短所を比較させた語りもみられた。すなわち、電話リレーサービスを利用するのは、「双方向のやりとりの中で話を進めていくことができる」「即時に相手の反応を求めることができる」といったコミュニケーションを必要とするときであると言える。

一方、電話リレーサービスを利用しない場合として、友人や家族など親しい間柄のプライベートなやりとりがあげられていた。また、電話リレーサービス・モデルプロジェクトでは可能だった事業者の選択について、「基本的にオペレータは知らない人のほうがいい」「知り合いのオペレータに電話の内容を伝えなければならないことに抵抗がある」ことを理由にする語りもみられた。

3.2.2 手話通訳 / 文字通訳の選択理由

手話通訳と文字通訳の選択については、対象者の語りから「手話通訳オペレータの通訳スキル」「特に正確な伝達を必要とする情報」「利用者の手話／日本語の習得度」「やりとりの長短」「やりとりの内容の複雑さ」「発信時の物理的な環境」「緊急性」「心理的負担感」が選択の要因となっていると考えられた。

「手話通訳オペレータの通訳スキル」については、特に読みとりスキルに対する懸念が語られていた。通訳スキルは通訳の等価性のみならずスムーズなやりとりの成否に直結するため、手話通訳か文字通訳かの選択には、手話通訳オペレータのスキルが大きく影響すると考えられる。

「やりとりの内容の複雑さ」「心理的負担感」を要因とした通訳の選択には、利用者自身の手話／日本語の習得度も影響しているとみられる。すなわち、手話でのコミュニケーションを得意とする者は手話通訳、日本語でのコミュニケーションを得意とする者は文字通訳を選択すると言える。

また、「発信時の物理的環境」「緊急性」に関しては、屋内／屋外、身だしなみ、パソコン／スマートフォン、などの要素によって、手話通訳と文字通訳の選択が行われる語りがみられた。

3.2.3 通訳オペレータの対応に関するエピソードと通訳オペレータに求めるスキル

通訳オペレータの良し悪しの判断として、「通訳スキル」「手話通訳における数字等の文字提示」「通話マネジメントスキル」「電話対応のマナー」「コミュニケーション力」「通訳オペレータの役割を超える支援」に言及する語りがみられた。

「通訳スキル」については、特に手話通訳の読みとりスキルに焦点をあてて「手話がとてもよく通じて、やりとりがすんなりとできた」「こちらが手話で読みとってもらえなかった時に代わりに指文字で表現したが、それでも読みとれないときがあった」「手話の読みとり間違い。話がだんだんずれてくるので『もしかすると読みとりを間違えているのかな』と思う」といったエピソードが語られていた。文字通訳においても「入力が遅い。ポツポツ出てくる。間違えて消して、また打って……」のようなことがある。」という語りがあった。通訳スキルは利用者らにとって電話の向こうの見えない相手とのやりとりをスムーズに成立させるための不可欠要素であるため、利用者が通訳オペレータに高い手話言語スキルや、手話通訳 / 文字通訳スキルを求めるのは当然と言えるであろう。

手話は日本語とは異なる音韻構成をもつ言語である。そのため、手話で表現しづらい借用語や専門用語、数字、難読漢字などを適切に伝えるには、文字で適宜補う必要がある。利用者は、手話通訳オペレータに、文字の適切な補助的利用を求めていると言える。

通常の電話であれば、意思疎通を行う者同士、相手の音声や電話口から聞こえてくるさまざまな音を直接聞くことができる。電話リレーサービスでは通訳オペレータを中継するため、利用者と相手先は発話や背景音に含まれるスムーズなターンテイキングを行うための情報をつかむことが難しい。利用者は

相手先とのスムーズなやりとりをするため、ターンテイクのための「交通整理」や発話・背景音から想定される相手先の状況に関する情報提供といった通話マネジメントスキルを通訳オペレータに求められていると考えられる。特に文字通訳においては「字面だけではわからない相手の雰囲気や感情を言葉にしてもらえると良い。例えば『今、相手はちょっと早口でお話されています』とか『ちょっと声が大きめで何かあるようです』など」と語られ、文字では脱落してしまうパラ言語的情報を伝えることの必要性が取り上げられていた。

「電話対応マナー」については、「迷惑そうな顔をされた」といったエピソードが語られ、通訳オペレータとして電話対応の基本的なマナーや対人サービスのプロとしてのスキルを身につけることの必要性に言及されていた。

「コミュニケーション力」については、電話リレーサービスや聴覚障害者のことをあまり知らない相手先とのやりとりにおいて、通訳オペレータの適切なフォローや説明を求める語りがあった。

一方、「通訳オペレータの役割を超える支援」については、利用者としての自律性、主体性、自己決定性を侵す不適切なものとして捉える語りと、そうした支援を好ましいものとして受けとめる語りの両方がみられた。不適切なものとして捉える語りには「お母さんのようなオペレータ。オペレータが『それも含めて聞いたほうがいいんじゃないの?』というようなアドバイスをしてくる」「私が話していないことも補足して言われてしまう」、適切なものとして捉える語りには「面倒を見てくれるような、いろいろなことを支援してくれるような感じ」「電話を待っている時間にちょっとおしゃべりしたり、少し手助けをしてくれるというのがよかった」「難しい言葉が出たときに『ちょっと分からないな』という表情を私のほうがしたら、『つまりこういうことだと思います』みたいに補足して説明してくれる」といったものがあった。こうした通訳オペレータとしての中立性・公平性を逸脱する行為について、不適切とみる利用者の1人は「聴覚障害者支援の経験のあるオペレータだと、聾者のことをよく知ってい

るので、いろいろお世話したい、福祉やボランティアの気持ちを持っている人が多いのかな」と分析していた。

4. 総合考察

電話リレーサービスは聴覚障害者の生活全般にわたって使用されていると考えられるが、店の予約や病院の予約日の確認、自営業における顧客への連絡など、手軽に短時間で済ませられる要件で利用されていることが多く、遠隔地における即時コミュニケーションの成立という電話の利便性が意識されていると言えよう。こうした短時間で済む要件は、これまで代理電話を依頼したり、メールやFAXといった即時性に欠ける手段で対応せざるをえず、電話リレーサービスだからこそ可能になったと言える。

手話通訳と文字通訳の使い分けについては、「50歳未満では文字通訳、50歳以上では手話通訳」「日本手話使用者は手話通訳、それ以外は文字通訳」「日本語の読み書きが得意な者は文字通訳、苦手な者は手話通訳」といったような選択傾向は見られるものの、実際には、相手先や要件内容、利用環境に応じて「手話通訳オペレータの通訳スキル」「特に正確な伝達を必要とする情報」「利用者の手話/日本語の習得度」「やりとりの長短」「やりとりの内容の複雑さ」「発信時の物理的な環境」「緊急性」「心理的負担感」などさまざまな要素が考慮されて、ケースごとに手話通訳、文字通訳のどちらを使うのか、あるいは使わないかが選択されていると考えられる。注目に値するのは、内面的なやりとりを必要とする場合には手話通訳が選択される傾向にある一方で、日本語運用に困難を有する利用者であっても、数字・数量に関する情報が含まれるなど特に正確な伝達が必要とされる場合には、文字通訳を選択する傾向にあったことである。また、身内や親しい友人とのやりとりや直接的コミュニケーションも可能な場合には、電話リレーサービスを利用しないという選択もなされていた。聴覚障害者が電話を使用するためには通訳オペレータの存在が不可欠であるものの、通訳者が介在することによるコミュニケーションの

不自然さや違和感、プライベートへの侵入感は否めない。他者を介在しない自然で気遣いのいらぬコミュニケーションや直接的コミュニケーションによって得られるものと、電話を使用しなければならない必然性や利便性を天秤にかけて選択していると言えるであろう。

事業者の選択理由の回答結果と、通訳オペレータの対応に関する利用者のエピソードから、利用者は相手先とやりとりにおいて通訳オペレータに「正確性」「流暢性」「円滑なコミュニケーションの成立」を求めていることが明らかとなった。

「正確性」「流暢性」は通信サービスの本質に関わるものであるが、電話リレーサービス・モデルプロジェクトにおいて、手話通訳、文字通訳とも利用者に好まれる事業者の傾向があり、その選択理由として手話言語スキルや手話通訳／文字通訳スキルに関する項目が上位にあげられていたことは、通訳オペレータの通訳スキルが一定水準担保されていないことを示唆している。特に手話通訳において、読みとりスキルの低さは大きな課題であると思われる。

「円滑なコミュニケーションの成立」には、通訳の「正確性」「流暢性」が関与しているが、この他に利用者、通訳オペレータ、相手先の3者の相互作用も大きく影響する。電話リレーサービスでは、利用者と相手先がお互いに「見えない」ことに加えて、さらに文字通訳ではパラ言語的情報が欠けることになる。このため通訳オペレータには言語／文化的仲介のみならず、利用者に把握できない情報を追加することが求められていると言えよう。やりとりの内容的な理解に関しては、利用者の言語運用力や社会的知識が大きく関わっており、そのことが聴覚障害利用者の中で通訳オペレータの役割に対する認識に相違をもたらしていると考えられる。通訳オペレータの側でもまた、社会的弱者である聴覚障害者に寄り添い支援してきた経験をもつ者にとって、通訳オペレータとしての適切な意思決定を難しくさせている側面もあると考えられる。

また、利用者、通訳オペレータ、相手先の3者の相互作用という点において、利用者や相手先の電話リレーサービスに関するリテラシーも円滑なコミュ

ニケーションの成立に影響を及ぼしている。特に、聴覚障害者や電話リレーサービスへの理解に欠ける相手先とのやりとりにおいて、2021年7月1日から始まった公共インフラとしての電話リレーサービスでは、日本財団電話リレーサービスの「利用規約」(日本財団電話リレーサービス, 2021)に照らし合わせて、利用者と通訳オペレータそれぞれが対応すべきことが双方に認識されていく必要があると思われる。

5. 結論

電話リレーサービスの聴覚障害利用者は、相手先、用件内容、自身の主要コミュニケーション手段、利用環境等、さまざまな要素を考慮して、手話通訳／文字通訳／利用しない、の選択を行っているが、利用者・通訳オペレータ・相手先の3者からなる談話空間において、必ずしも円滑なコミュニケーションが成立しているとは言えない。そこには、通訳オペレータの通訳スキル、聴覚障害者と聴者の言語／文化的な相違、通訳オペレータの役割の範囲に関する認識、利用者と相手先の電話リテラシーなどが影響し、電話リレーサービスの利用実態をふまえた体系的な通訳オペレータ養成カリキュラムの実施や、利用者と相手先に対する電話リテラシー教育の推進が課題となっている。

謝辞

本研究は、令和2・3年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(20GC1014))、日本財団助成事業「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」の助成を受けた。

引用文献

- 我妻敏博(2000). 聴覚障害児の文理解能力に関する研究の動向. 特殊教育学研究 38, 85-90.
- Dean, R. K. & Pollard Jr., R. Q. (2013). *The Demand Control Schema: Interpreting as a practice profession*. North Charleston, SC: Createspace Independent Publishing Platform.
- 江原こう平(2020). 手話通訳の心構え. 社会福祉法人全国

- 手話研修センター『手話通訳者養成のための講義テキスト』, 6-15. 社会福祉法人全国手話研修センター.
- 板橋安人・細田和久 (1989). 言葉の意味の広がり方に関する予備的研究. 筑波大学附属聾学校紀要, 11, 149-169.
- 伊藤彦彦 (1998). 聴覚障害児における格助詞の誤用一言語学的説明の試み一. 音声言語医学, 39, 369-377.
- Metzger, M. (1995). *The paradox of neutrality: A comparison of interpreters' goals with the realities of interactive discourse*. Ph.D. diss., Georgetown University, Washington, D.C.
- 中野聡子・後藤 睦・原 大介・細井裕子・川鶴和子・隅田伸子・金澤貴之・伊藤愛里・楠 敬太・望月直人・諏訪絵里子・吉田裕子 (2017). 学術手話通訳における日本手話要素の表出に関する分析—ろう通訳者と聴通訳者の比較から—. 大阪大学高等教育研究, 6, 1-13.
- 日本財団電話リレーサービス (2021a). 利用規約, 一般財団法人日本財団電話リレーサービス, 2021年6月1日, https://nftrs.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/trs-riyoku_kiyaku_20220509.pdf. (2022年9月7日閲覧)
- 日本財団電話リレーサービス (2021b). 通訳オペレータ運用指針, 一般財団法人日本財団電話リレーサービス, 2021年7月1日, <https://nftrs.or.jp/wp-content/uploads/2021/07/3f009a53ade119f00403abb0193be323.pdf>. (2022年9月7日閲覧)
- Roy, C. (2000). *Interpreting as a discourse process*. New York: Oxford University Press.
- Schick, B., Williams, K., & Boister, L. (1999). Skill levels of educational interpreters working in public schools. *Journal of deaf studies and deaf education*, 4(2), 144-155.
- 総務省・厚生労働省 (2019). 公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて～電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告～, 総務省, 2019年12月, https://www.soumu.go.jp/main_content/000658394.pdf. (2022年9月7日閲覧)
- Taylor, M. M. (1993). *Interpretation Skills: English to American Sign Language*. Interpreting Consolidated.
- The National Consortium of Interpreter Education Centers (2008). *Steps Toward Identifying Effective Practices in VRS Interpreting: 2008 Report*. The National Consortium of Interpreter Education Centers.
- Wadensjo, C. (1998). *Interpreting as interaction*. New York: Longman.
- 四日市章・斎藤佐和・丹 直利 (1995). 項目反応分析による聴覚障害児の語彙の評価. 特殊教育学研究, 33(2), 51-59.
- 全日本ろうあ連盟 (2019). 電話リレーサービス制度化に向けた提言. 全日本ろうあ連盟 電話リレーサービス制度化検討委員会電話リレーサービス法制化ワーキンググループ.
- 資料：電話リレーサービス利用者アンケート調査**
- I. あなた自身のことについて、以下の項目に回答をしてください。
- A 性別をお答えください。
1) 男性 2) 女性 3) 回答しない
- B 2020年4月1日現在の年齢をお答えください。
1) 29歳以下 2) 30～39歳 3) 40～49歳 4) 50～59歳 5) 60歳以上
- C 電話でのやり取りを代わりに頼める家族はいますか。
1) はい 2) いいえ
- D 家族に聴覚障害のある方はいますか。当てはまるものを全て選んでください。
1) 両親 2) 祖父母 3) 兄弟 4) 叔父・叔母 5) その他 () 6) いない
- E 2021年4月1日現在のお住まいの地域をお答えください。
- F 最終学歴をお答えください。
1) 小学校 2) 中学校 3) 高等学校 4) 専門学校 5) 短期大学 6) 4年制大学 7) 大学院修士課程 8) 大学院博士課程 9) 学校に行っていない 10) その他 ()
- G 聾学校（聴覚特別支援学校）での教育経験についてお答えください。
- G-1 これまでに、どこで教育を受けましたか。当てはまるものを全て選んでください。
1) 乳幼児教育相談 2) 幼稚部 3) 小学部 4) 中学部 5) 高等部 6) 専攻科 7) 通ったことはない → Hの質問に進んでください。

G-2 合計で何年間在籍して（通って）いましたか。数字でお答えください。

H 聴覚障害の程度についてお答えください。

H-1 右

- 1) 軽度（～39dB） 2) 中等度（40～69dB）
- 3) 高度（70～89dB） 4) 重度（90～99dB）
- 5) 最重度／聾（100dB 以上） 6) 不明

H-2 左

- 1) 軽度（～39dB） 2) 中等度（40～69dB）
- 3) 高度（70～89dB） 4) 重度（90～99dB）
- 5) 最重度／聾（100dB 以上） 6) 不明

H-3 取得している身体障害者手帳の等級をお答えください。

- 1) 1級 2) 2級 3) 3級 4) 4級 5) 5級 6) 6級
- 7) 取得していない

I 使用している補装具についてお答えください。

I-1 右

- 1) 補聴器 2) 人工内耳 3) 使用していない

I-2 左

- 1) 補聴器 2) 人工内耳 3) 使用していない

J 日常的に使用しているコミュニケーション手段についてお答えください。

J-1 最もよく使用するコミュニケーション手段を選んでください。

- 1) 日本手話 2) 日本語対応手話（手指日本語） 3) 読話
- 4) 音声（補聴器など） 5) 筆談

J-2 二番目によく使用するコミュニケーション手段を選んでください。

- 1) 日本手話 2) 日本語対応手話（手指日本語） 3) 読話
- 4) 音声（補聴器など） 5) 筆談

J-3 三番目によく使用するコミュニケーション手段を選んでください。

- 1) 日本手話 2) 日本語対応手話（手指日本語） 3) 読話
- 4) 音声（補聴器など） 5) 筆談

K 日常生活の中での日本語の読み書きについてお答えください。

K-1 一般的な聴者と比べて、日本語の読み書きは得意ですか。

- 1) かなり得意 2) まあまあ得意 3) 同じくらい
- 4) 少し苦手 5) かなり苦手

K-2 メールや SNS で文章を正しく読んだり書いたりすることが得意ですか。

- 1) かなり得意 2) まあまあ得意 3) 少し苦手
- 4) かなり苦手

K-3 本や新聞を読むとき、その内容を正確に理解することができますか。

- 1) よくできる 2) まあまあできる 3) あまりできない
- 4) まったくできない

K-4 テレビの字幕を見るときや、インターネットで情報を検索するとき、分からないことばや表現がありますか。

- 1) よくある 2) 少しある 3) あまりない
- 4) まったくない

L 現在の職業についてお答えください。

L-1 現在、お仕事をされていますか。

- 1) はい → L-2 と L-3 の質問にお答えください。
- 2) いいえ → 次の「II. 電話リレーサービスの利用状況」にお進みください。

L-2 現在、どのようなお仕事をされていますか。

- 1) 管理職 2) 専門・技術職 3) 事務職 4) 販売
- 5) サービス 6) 保安 7) 農林漁業 8) 製造 9) 輸送
- 10) 建設 11) 清掃・包装等 12) その他

L-3 現在のおおよその年収はどの程度ですか。

- 1) 200 万円未満 2) 200 万円以上, 400 万円未満
- 3) 400 万円以上, 600 万円未満
- 4) 600 万円以上, 800 万円未満 5) 800 万円以上

II. 電話リレーサービスの利用状況について、以下の項目に回答をしてください。

A サービスの利用形態についてお答えください。

A-1 現在利用しているサービスの形態をお答えください。

- 1) 手話通訳 2) 文字通訳
- 3) 手話通訳と文字通訳どちらも → A-2の質問にお答えください。
- 4) 今は利用していない → Kの質問にお進みください。

A-2 多く利用しているサービスの形態をお答えください。

- 1) 手話通訳 2) 文字通訳
- 3) 手話通訳・文字通訳同じくらい

B 多く利用している曜日をお答えください。

- 1) 平日 2) 土・日曜, 祝日 3) 曜日に関係なく利用

C 多く利用している時間帯をお答えください(複数回答可)。

- 1) 午前(8:00~12:00) 2) 昼休み(12:00~13:00)
- 3) 午後(13:00~17:00) 4) 夜間(17:00~21:00)

D 利用している頻度をお答えください。

- 1) 月1~3回 2) 週1~3回 3) 週4~6回
- 4) 週7回以上

E どこで利用していますか。利用が多い順に3つ選んでください。

- 1) 自宅 2) 職場 3) 自宅・職場以外の屋内
- 4) 自宅・職場以外の屋外 5) その他()

F どのような目的で利用していますか。利用が多い順に3つ選んでください。

- 1) 家族や親戚, 友人への連絡・雑談
- 2) 商業施設・娯楽・美容・観光や旅行等に関わる問い合わせ・確認・予約・キャンセル等
- 3) 公共機関(役所, 警察署など)への問い合わせ・確認・予約等
- 4) 医療機関への問い合わせ・確認・予約等
- 5) 教育機関への問い合わせ・確認・予約等
- 6) 金融機関への問い合わせ・確認・予約等
- 7) ビジネス関係(社内外への連絡, 営業等)
- 8) その他()

G 地域で派遣する手話通訳や要約筆記ではなく, 電話リレーサービスを利用している理由について, 当てはまる

ものを3つ選んでください。

- 1) 個人的な用事やちょっとした用件でも手軽に利用することができるから
- 2) 短い時間で済む用件のときに利用しやすいから
- 3) 急に通訳を必要とした場合でも利用することができるから
- 4) 通訳を受ける日程に合わせて自分の予定を調整しなくても済むから
- 5) 職場・仕事で利用できる唯一の通訳サービスだから
- 6) 自宅や職場など, 自由な場所で通訳サービスを受けることができるから
- 7) 手話通訳や要約筆記の知り合いには知られたくない用件があるから
- 8) その他()

H 手話通訳リレーサービスの利用状況についてお答えください。

H-1 手話通訳リレーサービスで, あなたが最もよく利用する, あるいは利用したいと思う事業者を以下の選択肢から1つ選んでください。

- 1) シュアール
- 2) プラスヴォイス
- 3) ミライロ
- 4) 日本財団電話リレー直営センター
- 5) 沖縄聴覚障害者情報センター
- 6) 熊本県聴覚障害者情報提供センター
- 7) 滋賀県立聴覚障害者センター
- 8) 千葉聴覚障害者センター
- 9) 札幌市視聴覚障がい者情報センター
- 10) 宮城県聴覚障害者情報センター
- 11) 福島県聴覚障害者情報支援センター
- 12) 長野県聴覚障がい者情報センター
- 13) 富山県聴覚障害者センター
- 14) 岡山県聴覚障害者センター
- 15) 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 16) 大阪ろうあ会館
- 17) 利用していない → Jの質問にお答えください。

H-2 その理由について, 以下の選択肢から最も当てはまるものを5つ選んでください。

- 1) 手話をきちんと読み取ってくれるから
- 2) 手話表現がわかりやすいから

- 3) 相手の話の内容（感情を含む）が的確に伝わるが多いから
- 4) 折り返し電話が不可能であることを相手に伝えるなど、臨機応変な対応をしてくれるから
- 5) 会話にズレが生じることがほとんどない（ズレが生じてもすぐに解決してくれる）から
- 6) オペレーターが話題にしっかりついてきてくれるから
- 7) 聴覚障害者に対する理解があると感じるから
- 8) 内容の確認ができるような工夫をしてくれるから（例：ホワイトボードをメモ代わりにする）
- 9) その時の状況（例：保留中）が分かるように説明してくれるから
- 10) かけ先との接続を手早くしてくれるから
- 11) 機器に関わる技術的なトラブルにも速やかに対応してくれるから
- 12) 音声応答システムや自動メッセージにも適切に対応してくれるから
- 13) どのオペレーターであっても、同じ対応をしてくれるから
- 14) 社員教育（マナーや態度など）がしっかりなされていると感じるから
- 15) オペレーターとしての役割に専念してくれる（役割の範囲を守っている）から
- 16) 自分のことをよく知っているオペレーターが多いから
- H-3 手話通訳リレーサービスで、あなたが2番目に利用する、あるいは利用したいと思う事業者を以下の選択肢から1つ選んでください。
- 1) シュアール
 - 2) プラスヴォイス
 - 3) ミライロ
 - 4) 日本財団電話リレー直営センター
 - 5) 沖縄聴覚障害者情報センター
 - 6) 熊本県聴覚障害者情報提供センター
 - 7) 滋賀県立聴覚障害者センター
 - 8) 千葉聴覚障害者センター
 - 9) 札幌市視聴覚障がい者情報センター
 - 10) 宮城県聴覚障害者情報センター
 - 11) 福島県聴覚障害者情報支援センター
 - 12) 長野県聴覚障がい者情報センター
 - 13) 富山県聴覚障害者センター
 - 14) 岡山県聴覚障害者センター
 - 15) 京都聴覚言語障害者福祉協会
 - 16) 大阪ろうあ会館
 - 17) 利用していない → Jの質問に進んでください。
- H-4 その理由について、以下の選択肢から最も当てはまるものを5つ選んでください。
- 1) 手話をきちんと読み取ってくれるから
 - 2) 手話表現がわかりやすいから
 - 3) 相手の話の内容（感情を含む）が的確に伝わるが多いから
 - 4) 折り返し電話が不可能であることを相手に伝えるなど、臨機応変な対応をしてくれるから
 - 5) 会話にズレが生じることがほとんどない（ズレが生じてもすぐに解決してくれる）から
 - 6) オペレーターが話題にしっかりついてきてくれるから
 - 7) 聴覚障害者に対する理解があると感じるから
 - 8) 内容の確認ができるような工夫をしてくれるから（例：ホワイトボードをメモ代わりにする）
 - 9) その時の状況（例：保留中）が分かるように説明してくれるから
 - 10) かけ先との接続を手早くしてくれるから
 - 11) 機器に関わる技術的なトラブルにも速やかに対応してくれるから
 - 12) 音声応答システムや自動メッセージにも適切に対応してくれるから
 - 13) どのオペレーターであっても、同じ対応をしてくれるから
 - 14) 社員教育（マナーや態度など）がしっかりなされていると感じるから
 - 15) オペレーターとしての役割に専念してくれる（役割の範囲を守っている）から
 - 16) 自分のことをよく知っているオペレーターが多いから
- I 文字通訳リレーサービスの利用状況についてお答えください。
- I-1 文字通訳リレーサービスで、あなたが最もよく利用する、あるいは利用したいと思う事業者を以下の選択肢から1つ選んでください。
- 1) アイセック・ジャパン
 - 2) プラスヴォイス
 - 3) 沖縄聴覚障害者情報センター

- 4) 熊本県聴覚障害者情報提供センター
- 5) 滋賀県立聴覚障害者センター
- 6) 千葉聴覚障害者センター
- 7) 札幌市視聴覚障がい者情報センター
- 8) 宮城県聴覚障害者情報センター
- 9) 福島県聴覚障害者情報支援センター
- 10) 長野県聴覚障がい者情報センター
- 11) 富山県聴覚障害者センター
- 12) 岡山県聴覚障害者センター
- 13) 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 14) 大阪ろうあ会館
- 15) 利用していない → K の質問にお進みください。

I-2 その理由について、以下の選択肢から最も当てはまるものを5つ選んでください。

- 1) つたない日本語の文章でもオペレーターが意味をわかってくれるから
- 2) オペレーターがわかりやすい日本語の文章を打ってくれるから
- 3) かけ先の発言内容を素早く文字通訳してくれるから
- 4) 相手の話の内容（感情を含む）が的確に伝わる人が多いから
- 5) 折り返し電話が不可能であることを相手に伝えるなど、臨機応変な対応をしてくれるから
- 6) 会話にズレが生じることがほとんどない（ズレが生じてもすぐに解決してくれる）から
- 7) オペレーターが話題にしっかりついてきてくれるから
- 8) 聴覚障害者に対しての理解があると感じるから
- 9) 内容の確認ができるような工夫をしてくれるから（例：ホワイトボードをメモ代わりにする）
- 10) その時の状況（例：保留中）が分かるように説明してくれるから
- 11) かけ先との接続を手早くしてくれるから
- 12) 機器に関わる技術的なトラブルにも速やかに対応してくれるから
- 13) 音声応答システムや自動メッセージにも適切に対応してくれるから
- 14) どのオペレーターであっても、同じ対応をしてくれるから
- 15) 社員教育（マナーや態度など）がしっかりなされていると感じるから
- 16) オペレーターとしての役割に専念してくれる（役割の

範囲を守っている）から

- 17) 自分のことをよく知っているオペレーターが多いから

I-3 文字通訳リレーサービスで、あなたが2番目に利用する、あるいは利用したいと思う事業者を以下の選択肢から1つ選んでください。

- 1) アイセック・ジャパン
- 2) プラスヴォイス
- 3) 沖縄聴覚障害者情報センター
- 4) 熊本県聴覚障害者情報提供センター
- 5) 滋賀県立聴覚障害者センター
- 6) 千葉聴覚障害者センター
- 7) 札幌市視聴覚障がい者情報センター
- 8) 宮城県聴覚障害者情報センター
- 9) 福島県聴覚障害者情報支援センター
- 10) 長野県聴覚障がい者情報センター
- 11) 富山県聴覚障害者センター
- 12) 岡山県聴覚障害者センター
- 13) 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 14) 大阪ろうあ会館
- 15) 利用していない → K の質問にお進みください。

I-4 その理由について、以下の選択肢から最も当てはまるものを5つ選んでください。

- 1) つたない日本語の文章でもオペレーターが意味をわかってくれるから
- 2) オペレーターがわかりやすい日本語の文章を打ってくれるから
- 3) かけ先の発言内容を素早く文字通訳してくれるから
- 4) 相手の話の内容（感情を含む）が的確に伝わる人が多いから
- 5) 折り返し電話が不可能であることを相手に伝えるなど、臨機応変な対応をしてくれるから
- 6) 会話にズレが生じることがほとんどない（ズレが生じてもすぐに解決してくれる）から
- 7) オペレーターが話題にしっかりついてきてくれるから
- 8) 聴覚障害者に対しての理解があると感じるから
- 9) 内容の確認ができるような工夫をしてくれるから（例：ホワイトボードをメモ代わりにする）
- 10) その時の状況（例：保留中）が分かるように説明してくれるから
- 11) かけ先との接続を手早くしてくれるから

- 12) 機器に関わる技術的なトラブルにも速やかに対応してくれるから
- 13) 音声応答システムや自動メッセージにも適切に対応してくれるから
- 14) どのオペレーターであっても、同じ対応をしてくれるから
- 15) 社員教育（マナーや態度など）がしっかりなされていると感じるから
- 16) オペレーターとしての役割に専念してくれる（役割の範囲を守っている）から
- 17) 自分のことをよく知っているオペレーターが多いから

J もし、あなたが以下の状況で電話リレーサービスを利用するとしたら、どのサービス形態を利用しますか。1：手話通訳、2：文字通訳、3：手話通訳と文字通訳のどちらでもかまわない、4：電話リレーサービスは利用しない、のいずれかを選んでください。

- 1) 急いでいる時
- 2) 短いやりとりで済む時
- 3) 長いやりとりになりそうな時
- 4) 数字や数量（例：日付、時間、金額、人数）を伝える／確認する時
- 5) 自動応答システム（※）につながる時
- 6) 気軽な会話をしたい時
- 7) 情報が多く複雑なやりとりをする時
- 8) 状況や物事の背景を詳細に伝える／確認する時
- 9) 資料やメールに書いてあることを説明／確認する時
- 10) 細部まで、正確に伝える／確認する時
- 11) 誤訳があったら、相手の信頼を大きく損ねてしまう時
- 12) 自分に対する、相手の誤解を解きたい時
- 13) 相手に対して、自分の提案を受け入れるように説得したい時
- 14) 苦情を伝えたい時
- 15) 複雑な自分の気持ちを伝える／相手の気持ちを受け取る時

※例：「こちらは、〇〇カードコールセンターです。カード利用に関するご照会は①番を、支払方法の変更は②番を、暗証番号の照会は③番を、退会の手続きは④番を……」

K もし、あなたが以下の場面で電話リレーサービスを利用するとしたら、どのサービス形態を利用しますか。1：手話通訳、2：文字通訳、3：手話通訳と文字通訳のどちら

でもかまわない、4：電話リレーサービスは利用しない、のいずれかを選んでください。

- 1) 病院の予約の日時を変更したい時
- 2) 遠く離れて暮らしている高齢の親に自身の近況を伝えたい時
- 3) 社内の他部署にいる同僚に、合同プロジェクトの進捗状況について確認したい時
- 4) 旅行に出かけたがホテルの予約がとれておらず、すぐに旅行代理店に確認したい時
- 5) 病院の医師に、先日受けた検査の結果について説明してもらいたい時
- 6) 自動応答システムでの宅配再配達受付に電話をしたい時
- 7) 児童相談所に、隣の家の子どもが親から虐待を受けていることを通報したい時
- 8) クレジットカードを紛失して、カード会社に利用停止の連絡をしたい時
- 9) 自分の子どもがケガをして帰ってきたので、学校の担任教員に事情を聞きたい時
- 10) 学校に、三者面談の時間に遅れそうだと連絡したい時
- 11) 市役所の障害福祉課に、補装具の交付手続きについて問い合わせたい時
- 12) 過去に言った覚えのないことが原因でイベントの運営代表と口論になったので、後日改めて話し合いをする時
- 13) 警察署に、自分が落とした財布が届いているか確認したい時
- 14) 配偶者暴力相談支援センターに、自分が受けている暴力のことを相談したい時
- 15) 先着順となっている人気の高いツアーを予約したい時
- 16) 自社の商品を広く販売するため、新たに代理店に電話をしたい時
- 17) 家族が緊急入院となり、医師から受けた説明を親戚に伝えたい時

III. 電話リレーサービスに対するニーズに関する以下の質問についてお答えください。

A これまでに手話通訳リレーサービスを利用したことがありますか。

- 1) はい
- 2) いいえ → Cの質問にお進みください。

B 手話通訳リレーサービスのオペレーターに関してお答えください。

B-1 これまで利用した手話通訳リレーサービスに、どの程度満足していますか。

- 1) 満足でない 2) あまり満足でない
- 3) やや満足である 4) 満足である

B-2 優れた手話通訳オペレーター養成のためには、どのような研修内容が重要だと考えますか。以下の選択肢について、重要度が高ければ5、重要度が低ければ1の5段階でお答えください。

- 1) オペレーターとしての基本的な知識に関すること（例：電話リレーサービスの概要や仕組み、利用手続き、マニュアル）
- 2) 使用する音声・映像機器、ネットワークシステムなどのテクノロジー管理に関すること
- 3) 電話リレー業務に関わる法的規制、ガイドライン、手話通訳者の行動規範に関すること
- 4) 電話リレー通訳現場での通訳倫理に則った具体的な対処方法（例：オペレーターの役割の範囲、守秘義務、通訳の中立性）
- 5) 電話リレー通訳現場での適切な対応方法や判断の仕方に関すること（例：必要な場合はオペレーターの交代を求める、対応できない通訳は断る、会話に齟齬が生じた場合は会話を止め内容を確認する）
- 6) 日本語スキルの向上に関すること
- 7) 日本手話スキルの向上に関すること
- 8) 通訳スキルの向上に関すること（例：会話やりとりの調整方略）
- 9) 電話リレーサービスを利用する聴覚障害者の特徴
- 10) 聴覚障害に係る基礎的な知識に関すること
- 11) 聴覚障害者の暮らしを取り巻く環境や現状に関すること（例：労働、相談支援）
- 12) 聴覚障害者の権利保障に関すること
- 13) 聴覚障害児・教育に係る知識に関すること（例：言語獲得、発達障害）
- 14) 手話通訳をめぐる社会的ニーズの変化や通訳者の需要と供給に関わる諸問題
- 15) 人間関係の円滑な調整に関すること
- 16) ビジスマナーやカスタマーサービスに関すること
- 17) 通訳環境の整備に関すること（例：照明、背景、換気）

18) オペレーターの職業病に関わる身体的／精神的予防やケアの方法等

19) オペレーターのスキル、あるいは養成担当者としての指導力の向上に関すること

C これまでに文字通訳リレーサービスを利用したことがありますか。

- 1) はい
- 2) いいえ → Eの質問にお進みください。

D 文字通訳リレーサービスのオペレーターに関してお答えください。

D-1 これまで利用した手話通訳リレーサービスに、どの程度満足していますか。

- 1) 満足でない 2) あまり満足でない
- 3) やや満足である 4) 満足である

D-2 優れた文字通訳オペレーター養成のためには、どのような研修内容が重要だと考えますか。以下の選択肢について、重要度が高ければ5、重要度が低ければ1の5段階でお答えください。

- 1) オペレーターとしての基本的な知識に関するもの（例：電話リレーサービスの概要や仕組み、利用手続き、マニュアル）
- 2) 使用する音声・映像機器、ネットワークシステムなどのテクノロジー管理に関すること
- 3) 電話リレー業務に関わる法的規制、ガイドライン、要約筆記者の行動規範に関すること
- 4) 電話リレー通訳現場での通訳倫理に則った具体的な対処方法（例：オペレーターの役割の範囲、守秘義務、通訳の中立性）
- 5) 電話リレー通訳現場での適切な対応方法や判断の仕方に関すること（例：必要な場合はオペレーターの交代を求める、対応できない通訳は断る、会話に齟齬が生じた場合は会話を止め内容を確認する）
- 6) 日本語スキルの向上に関すること
- 7) 要約筆記・文字通訳スキルの向上に関すること
- 8) 電話リレーサービスを利用する聴覚障害者の特徴
- 9) 聴覚障害に係る基礎的な知識に関するもの
- 10) 聴覚障害者の暮らしを取り巻く環境や現状に関すること（例：労働、相談支援）
- 11) 聴覚障害者の権利保障に関すること

- 12) 聴覚障害児・教育に係る知識に関すること（例：言語獲得、発達障害）
 - 13) 要約筆記・文字通訳をめぐる社会的ニーズの変化や通訳者の需要と供給に関わる諸問題
 - 14) 人間関係の円滑な調整に関すること
 - 15) ビジネスマナーやカスタマーサービスに関すること
 - 16) 通訳環境の整備に関すること（例：机の高さ、タイピング用のキーボードの種類、入力画面の照度・フォント設定、換気）
 - 17) オペレーターの職業病に関わる身体的／精神的予防やケアの方法等
 - 18) オペレーターのスキル、あるいは養成担当者としての指導力の向上に関すること
- E 電話リレーサービスの制度・システムについて、どのような要望がありますか。最も当てはまるものを3つ選んでください。
- 1) 同じ要件でリダイヤルする場合、最初に行う通話内容の説明を省略してほしい。
 - 2) 急な要件の場合、最初に行う通話内容の説明を省略してほしい。
 - 3) リダイヤルした際に、同じ担当者にしてほしい。
 - 4) 通話先に電話リレーサービスであることを伝えないと、いう選択肢がほしい。
 - 5) 慣れないオペレーターが担当になった際に、内容によって変更できるようにしてほしい。
 - 6) オペレーターの間で手順や対応方法に統一性をもたせてほしい。
 - 7) 会話の履歴（ログ）を残して確認できるようにしてほしい。
 - 8) その他（ ）

聴覚障害者の「電話」はいかにして達成されるか —電話リレーサービスにおける通訳オペレータへのインタビューから—

金澤 貴之・二神 麗子・中野 聡子

群馬大学共同教育学部特別支援教育講座

What does “telephone talk” mean to the deaf and hard of hearing?:
An interview study with Communications Assistants in Video Relay Service

Takayuki KANAZAWA, Reiko FUTAGAMI, Satoko NAKANO

Department of Special Needs Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

キーワード：電話リレーサービス, 通訳オペレータ, 聴覚障害者

Keywords : Telecommunications Relay Service, Communications Assistants,
deaf and hard of hearing people

(2022年10月23日受理)

1 問題の所在

2021年7月から、電話リレーサービスが公共インフラ化された。これにより、聴覚障害者が通訳オペレータを介在する形で、手話あるいは文字により、24時間365日、電話をすることが可能になった。そしてこれはあくまで「電話」であるために、総務省が所轄省庁であり、厚生労働省は通訳オペレータの養成のみを担うにとどまっている。

電話リレーサービスにおけるオペレータは、福祉サービスとしての対人援助ではなく、あくまで「電話」を成り立たせるための仲介者であるため、「そのまま通訳する」ことが求められている（デジタル活用共生社会実現会議ICTアクセシビリティ確保部会電話リレーサービスに係るワーキンググループ, 2019）。しかしながら、これまで電話を経験したことがない聴覚障害者にとっては、電話特有のマナーや方法がわからない上に、聞こえる人たちにとっては、「電話リレーサービスを介して聴覚障害者が電話をしている」ということの意味がわからない。

電話リレーサービスを介して「電話」が達成されるためには、間に入る通訳オペレータは、単に「そのまま通訳する」だけではなく、むしろ双方が「そのままやりとりをする」ことを達成するために何らかの調整行為を行っていると考えられる。

実際、VRS Interpreting Institute (2017) では、コミュニティ通訳との比較において、電話リレーサービスの通訳オペレータは、通訳者が十分に把握できない状況であったり、通話内容と利用者が常に変化したりするなど、非常に難易度が高いものとされている。聴覚障害者にとっての夢の実現ともいえる電話リレーサービスは、その一方で、通訳オペレータによる高度なスキルと労力をかけて運用されるものといえる。このことを考えると、聴覚障害者の「電話」を成り立たせるために、通訳オペレータが自らの立ち位置をどのように定義化し、聴覚障害者と聴者との通話行為の狭間で何をなしえようとしているかを明らかにしていくことは、今後の通訳オペレータの人材養成のためにも意義あるものと考えられる。

2 目的

本研究では、通訳オペレータの人材育成のための一助として、公共インフラとしての電話リレーサービス事業開始に先立って、日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクト（2013年9月～2021年6月）において業務に従事してきた通訳オペレータを対象に、聴覚障害者と聴者との通話行為の狭間で彼ら自身が成し遂げようとしていることをあぶり出し、その語りを通じて彼らが自らの立ち位置をどのように定義化しているかを明らかにしていくことを目的とする。

3 研究方法

- (1) 対象者：日本財団電話リレーサービスモデルプロジェクトにおける通訳オペレータ5人。
- (2) 実施期間：2021年7月3日～9月21日
- (3) 実施場所：事業場（2人）、オンライン（3人）
- (4) 調査方法：インタビュー調査。所要時間は1人につき30分から1時間半（調査説明の時間を除く）
- (5) 記録方法：録音した音声データをトランスクリプト化し、分析課題に沿って整理したものについて、対象者に確認を依頼。適宜加筆修正を経たものを分析データとして採用した。
- (6) 質問項目
 - ・通訳オペレータを志した理由
 - ・通訳オペレータ業務が対面での通訳業務と大きく異なると感じる点
 - ・通訳オペレータ業務において身体的・精神的負担が大きい、あるいは意思決定判断が難しいと感じたエピソード
 - ・通訳オペレータ業務が楽しい、あるいはやりがいがあると感じる点、それにまつわるエピソード
 - ・通訳オペレータとして必要だと思う知識やスキル
- (7) 分析の観点

インタビューにより得られた回答を以下の3つの観点で整理することで、通訳オペレータ自身による定義化作業を引き出すこととした。

 - ・対面での通訳業務と大きく異なると感じる点
 - ・身体的・精神的負担が大きい、あるいは意思決定判断が難しいと感じる点

・楽しい、あるいはやりがいがあると感じる点

(8) 倫理面の配慮

群馬大学内の「人を対象とする医学系研究倫理審査委員会」で審査を受けて承認された研究である旨を説明し、その上で、説明文書にそって実施方法およびその中での倫理的配慮について説明を行った。説明の後に、同意書への署名を得た。オンラインで実施した際には、署名した旨をオンライン上で確認し、その後に同意書を送付してもらった。

(9) 共著者の役割分担

インタビュー調査の立案および実施は金澤と二神で担当し、結果の分析は金澤、二神、中野で協議をして行った。執筆は金澤が行った。

4 結果

(1) 対面での通訳業務と大きく異なると感じる点、および通訳オペレータ固有のスキル

① 「電話」として成り立たせるためのスキル

電話は「ある」のではなく、相互行為によって電話らしく仕立て上げられるものであることは、Schegloff & Sacks (1973), Schegloff (1979) など、一連のエスノメソドロジー研究が示すところである。電話には、これを成り立たせるための暗黙の日常知があり、それをスムーズに行使することで「電話」らしく成り立つ。

相手先は日常的に聴者同士の間で行われている「電話」として、通訳オペレータの音声と接することになるのであり、あくまでも「電話」をしている。それゆえに、「電話」において不自然な状況が発生することは、違和感、不信感を引き起こすことになる。そこで通訳オペレータは、「電話」を成り立たせるべく、以下に示すような様々な方法を駆使していることが語られた。この状況と、求められる対処方法について、それぞれの通訳オペレータが皆口を揃えて、対面での手話通訳、要約筆記とは「全然違います」と語っていた。

対面との大きな違いとして特に語られた言葉が、「調整」「コントロール」であった。

・「対面だったら通訳すぐできるのに電話リレーサービスだとたどたどしくなってしまう」人がいる

ことから、独自の技術として、「コントロールの仕方が全然違う」のだなと気付いた。

- ・相手の状況が分からない中で、スムーズに話を伝えるようにする技術が必要。
- ・要約筆記はあくまで聞いたものをアウトプットするだけなのですが。電話リレーサービスは利用者から文字で来たものを聴者に伝える逆方向がある。単に言われたものを伝えるだけではなく、お互いの状況を察してそこに必要な合いの手とか調整をするというところが、要約筆記者とは全然違うと思います。

そしてその「調整力」ともいうべきスキルはいくつかの行為の複合により成り立っているともいえる。「利用者と相手先、それぞれが着地点というか、お互いに満足いくかたちで収束するところがどこなのかなというのを探る力」といったスキルを駆使しつつも、通訳オペレータが行いうる「調整」は、あくまでも「電話」としての自然さを成り立たせるべく発揮される。

それは具体的には、まずはタイミングのズレによる違和感の軽減のための行為として説明される。その1つが「同時に複数のことを行うこと」の必要性である。

- ・電話のときって、そのまま通訳していたら、絶対、変な間ができるのですよ。普通電話は2秒だかそれくらい間が空くと、「あれ？」となりますよね。（これを回避するべく）「日本財団電話リレーサービスです。通訳します。よろしく申し上げます」といながら、スムーズになるように、「どうぞ」と（聾者の方に）話を促したり。
- ・（手話通訳では）かけ先に、音声でリレーサービスについての説明をし終わらないうちに、利用者に話し始めるよう合図を送る。
- ・（文字通訳では）かけ先に、音声で説明をし終わらないうちに、かけ先の「〇〇病院の〇〇です」という音声をタイピングしている。

また、音声あるいは手を使ってタイミングを図る方法もあるという。

- ・オペレータが「はい、はい」と言うことで、「話してください」という促しになる。それで、つらつらとしゃべってくれるので、それを手話で通訳する。逆に、ろう者の方に話してほしいときは、「はいどうぞ」と手で促したり。あと、今は話さないでほしいときは手を下げないでいたり。

タイミングとは別に、状況説明の必要性についても語られた。説明をしないと相手に違和感、不信感を感じさせてしまったり、無音が続くことによって、電話が切られてしまったりする可能性があると言及されると通訳オペレータが判断した場合に、無音で進行している理由説明を行うということである。利用者側は、「電話」であれば違和感を生じさせるということに気づかないし、相手先側は、利用者側がなぜ話をしないのかわからない。そのため、双方の状況を唯一、想像力も駆使して把握できる立場にある通訳オペレータが行いうる「調整」の1つとして、「状況説明」を行うことになる。これにより、「電話」が進行していくことになる。

- ・利用者、かけ先、双方の状況が分かるのはオペレータだけなので、今は何待ちなのか、など状況を補足します。例えば、ガサガサという音が聞こえていれば、何か調べているのだなとか。パソコンを打っている音とかを判断しオペレータからの補足だとわかるように括弧書きで（お調べになっているようです）（離席しました）（他の職員と話しているようです）というふうなことを補足したりします。
- ・質問をされているのに、入力がないと何かを確認していると想像されるので、「入力されておりませんので何か確認されているかもしれません。少々お待ちいただけますか」というように。ただの入力待ちだと待てる限界が多分あると思うのですよね。誤解されると、あらぬ不信感を持たれる可能性があります。
- ・「契約番号を教えてください」みたいな時に「入力がないので書類をお探しになっているのかもしれませんが」とか「離席されているようです」と言うと結構許容して待ってもらえます。
- ・例えば「〇〇さんをお呼びください」とだけ用件が来て、その方が出た後で「どなた？ 何？」となっ

たときに、一から入力されていると入力が終わるまでに切られてしまう恐れがある。そういう時には「電話がつながってから用件を話したいということでお電話したのですが、今、用件を入力されているようなのでもう少しお待ちください」と話をつないだりしています。

- ・何だっけと思いながらペラペラ書類をめくっているみたいなきに、「今、書類で確認しています、お待ちください」と言ったり。考えている時は、そこはただの間で、何も音がない状態なのですが、「何だったかな？ 今、資料確認しますね」とか。カレンダーを見たら、「今からカレンダーを見ますのでお待ちください」と言ったりします。

さらに、説明順序を組み替えることもあるという。これも、相手の状況がわからない、電話経験が少ないなど様々な理由により、利用者の言葉をそのまま伝えると電話を切られてしまう可能性がある場合に、内容は変えずに順序を変えることはあるということである。つまりはこれも「電話」を成り立たせるために必要な「調整」ということになる。

- ・元々、忙しそうなお所、業種の時は、先に本題を伝えたり。「予約の件ですが」と伝えてから、本題を始めたりとかすることはあります。

上述したスキルが、「電話」を成り立たせるための「調整」として行われる行為のスキルであるのに対し、こうした「調整」の判断をしていくために必要なスキルとして、「想像力」があげられた。

- ・電話リレーサービスは「電話」だということ。(対面通話なら) 相手が見えていますけど、やっぱり「電話」なので聞こえる側が見えない。見えないことへの想像力が必要。
- ・同じ場所にいれば話し終わりましたというのが身体的な動きで確認ができたりするのですが、それがお互いにできない状態なので。

② 自分を守るためのスキル

一方で、通訳オペレータ自身が自分の身を守るためのスキルについても語られた。電話経験が乏しい、相

手が見えていない、日本語運用能力が高くないなど様々な理由により、聴者からすると失礼に思える、いわば「電話」からすると逸脱した行為が起きたときに、通訳オペレータはその逸脱行為の不自然さゆえに、話し相手である利用者だけではなく、通訳オペレータに対しても、不信感の矛先が向いてくるという経験をするようになる。それゆえに、そのリスクを回避すべく、ここには私の価値観、判断は含まれていないということを明示する方法がとられることになる。

- ・このサービスは通訳サービスですよということを適宜入れておくと、ちょっと、私としゃべっている感覚になっていたのがまた戻る。
- ・今、お返事しました。「はい」と答えています。
- ・聴覚障害者ゆえの支離滅裂な日本語については、「いったんそのまま通訳させていただきますね」と前置きして、このめっちゃくちゃな文字を読んで、相手に判断させます。
- ・汚い言葉を利用者が使った場合、私はなるべく極力そのまま伝えるにしています。ただ、それだけではかけ先からするとオペレータが怒っているような感じに誤解されてしまうので、その後必ず「というふうに言われていらっしゃいます」というところで、声の質を変えます。これは文字も一緒です。利用者が文字で「この野郎」と入れたら、「『この野郎』と言っています」みたいな感じで言ったりとか。

また、電話リレーサービスの社会的認知が十分ではないために、システムそのものに対する警戒感があるケースも見られる。その場合には、より社会性のある根拠を示す方法がとられる。

- ・(電話リレーサービスで対応できない場合) 私はよくエビデンスを示します。「HPに載っているのですが、こういった規定になっておりまして」とかです。たとえば個人名は名乗れないとか。こっちの番号を伝えられないとか。できないことを説明するようにしているのですが、一般の方からすれば、電話をかけてきているのに何であなた名前を名乗れないの？という話だと思うんですね。あんたこそ詐欺じゃないの？と(笑)。

③ 手話言語および手話通訳のスキル

通訳オペレータに固有の行為として、上述したスキルが語られたが、手話言語および手話通訳のスキルについても言及された。このスキルは必ずしも通訳オペレータ固有の技術とは言えないが、全国から、様々なニーズに基づいた電話がかかってくるため、目的、背景、地域性も不明な状態で確実に通訳をしなければならない。加えて、利用者が必ずしも相手先にわかるように説明を組み立てるとは限らないこともあり、結果的に高度な手話言語および手話通訳のスキルが求められることになる。

- ・地域通訳だと対面上なので、通訳者も聴者もろう者も全員状況が分かる状態で通訳ができたり、事前に打ち合わせをしてどんな内容なのか、手話の癖などを確認できますよね。それが、電話リレーではないので。相手の状況が分からない中で、スムーズに話を伝える技術が必要だし、ぱっと見た初見でどんな内容なのかを読んでいくところがまるっきり違いますね。
- ・事前に情報がないので、ただ通訳していくと、自分の頭の中で話の内容を組み立てないといけない。
- ・手話通訳だったら、だるそうに話しているんだったら、そのような感じで手話表現をしたりとか、ハキハキしゃべっているんだったらハキハキとした表現をするし、ゆっくりしゃべっているんだったらゆっくり丁寧に、つまり本当にその人が乗り移ったかのように手話表現をするのは、福祉的なものではなく通訳の技術になると思うので、やっていますね。
- ・通訳スキルの話とそれ以外のことは常に分けて話さなきゃいけないと思うんです。例えば話ですが、「オペレータが手話の読み取りができなくて、対応に時間がかかってしまった」というクレームが利用者からあった時、もちろん読取の技術研鑽は必要ですが、読み取れなかったのは、その地域特有の手話表現だったのかもしれません。
- ・読み取れなかったときの聞き直し方が適切でなかった、あるいはそこに至るまでの、画面に出た瞬間の様子で「ああ、この人たぶん経験ないだろうな。自信なさそうだな」と利用者側に不安を抱かせるなど、結果的に読み取れないというクレームにつながる要因があったのかもしれません。

- ・利用者からすれば、今の質問はオペレータとしての確認の質問なのか、電話の向こうにいる相手先が言ってるのか、というのが分からないことが、あると思います。それも通訳技術に関わることです。
- ・すべてをマニュアルに盛り込むことはできません。対応は毎回少しずつ異なるので、例を挙げれば挙げるほど、そこからこぼれるのがあってきりが無い。通訳がうまいと言われている人は、何となく、対応の中でとか、あるいはすぐその対応ができなかったとしても、自分の中で何かもやもやした何かを感じることに敏感な人だと思います。そうじゃない人は、おそらく通訳技術のほうもついてこないんじゃないかなという気がしています。
- ・幅の広い知識。通訳業全般に必要なだが、オペレータの場合は対象者も内容も特定できないため、特に必要。

④ 聴覚障害者の特性を踏まえた対応

手話通訳スキルに付随することとして、聴覚障害者の特性、文化的差異を踏まえた通訳についても触れられた。

- ・例えば、聴覚障害者は文化としてイエス、ノーをはっきり求めるところがあります。聞こえる人は、文化的にその辺を曖昧にしますので。言葉を文字化したただけだと意図が通じなかったり、無駄に何度もやり取りが生じることがあります。なので、双方の意図を的確につかんで伝えることが必要。

文字通訳オペレータを悩ませる問題として、聾者特有の誤用を含む日本語への対応も、様々な通訳オペレータから挙げられた。これは、地域生活支援事業における要約筆記のニーズとは異なり、日本語が得意ではない手話母語話者である先天性聾者がTPOに応じた文字通訳を使用していることからくる困難さと言えるかもしれない。

- ・聾者の文字については、オペレータ自身意図が不明瞭な場合と、意図は分かっているのだけどそのまま伝えたら相手分からない、というときがあります。
- ・自分もわからないときには、電話をかける前にお客

- さまに確認をします。オペレータからの確認をしないで、そのまま伝えるとだんだん収束していくのは逆に、どんどん広がっていってしまうことになりかねないので。ただ、わからないのは通訳だけという状況もあるので、「原文のままお伝えします……」とのことですが、おわかりでしょうか」と解釈を先方に委ねる場合もあります
- ・意図がわかる場合は、相手がわかるような表現に変えたりします。ただ、確信が持てないときは、「このように来ています。恐らくこういう意味かと思うのですが」とか原文と共にオペレータ解釈も含まれているよ、ということも含めてお伝えます。
 - ・かけ先側の曖昧な日本語を、イエス、ノーが、結果が分かるようなかたちで変えたりします。聞こえる者が聞いていてもすごく丁寧な言い方過ぎて、結局、イエス、ノーどっちなのかが分からないときには、「こういうことでよろしいでしょうか」と確認をして、それから利用者にお伝えます。
 - ・やっぱり聴覚障害者の文に慣れているかどうかというところが、結構大きいと思うのですね。われわれは結構研修をがつつりやるのですけれども、コールセンターのオペレータというかたちで募集しているので。コールセンターで何年やっていた、マネージャーやっていましたみたいな方が入って来ますが、研修の時に大変驚かれます。「普段コールセンターで、こういうふうに対応していたけど、これじゃ伝わらないのですね」と。もしくは、利用者の文の意図や、こういうふうに変えないといけないということを説明すると、一般の方には初めてで驚かれます。

⑤ 「福祉」か「通信」か

電話リレーサービスはあくまで「電話」なので、「そのまま伝える」ことが求められるとされる（デジタル活用共生社会実現会議ICTアクセシビリティ確保部会電話リレーサービスに係るワーキンググループ、2019）。しかしながら上述してきたように、「電話」を成り立たせるために、実は通訳オペレータは様々な「調整」を行っているということになる。そしてこれだけの調整を行っているからこそ、通訳オペレータは自らの行為について、「福祉か通信か」の狭間で悩むことになる。

- ・やっぱり難しいのは、「ああ、この人ちょっとこの対応だけじゃ大変だな」、「ここに相談するだけじゃだめだな」、「やっぱり聞こえない人が相談員みたいな感じで対応して話を聞かないとだめだな」みたいなケースがあったとして、「こちに電話しなくていい？」とか、「ここで終わったけど、ほかに電話しなくていい？」といった形で地域につなげるとか、相談員につなげるとか、みたいなことができない。オペレータがそこに介入できないところが難しい。
- ・「福祉か通信か」というところは、地域で育ってきた方がオペレータになるときに、すごく大きなジレンマになると思っています。今まで福祉的に、対人援助の観点でこうしなくてはいけないということがあると思いますが、電話リレーサービスの場合は、基本的には、「対人援助」ではなく「通訳」のスタンスです。
- ・「専門援助的な所につなげたり何なりすべきだろう」みたいな。「そのままかけるべきではない」みたいなクレームが入ったことがあります。
- ・かけ先が電話をしながら何かしている音を伝えるところは、通訳というよりはオペレータとしての技術なのかというところも考えられるので、そういったところは大にやっています。聞こえる方から言われた言葉に対して、「ああ言ってるけどこうじゃないんだよ。本当はこうなんだよ。だからこういうふうに答えたほうがいいよ」みたいな感じで、福祉的な立場で入ってしまうのは違うと思うのです。そうすると、この人は利益的にすごく潤うかもしれないですけど、かけ先側からすれば逆に「それをやってほしくなかったから言わなかったのに、何でオペレータがそんなことをしゃべっちゃったんだよ」という不利益が発生してしまう可能性がある。言われたことを分かりやすく通訳することには全然問題ないんですけど、言われた内容を2倍、3倍に膨れた状態で、福祉的な支援をするということは電話リレーサービスとしてはほしくないということです。

以上のように、通訳オペレータは自らの業務のあり方やその困難さについて、「電話」を成り立たせるという作業に帰着させて語っていた。その中で様々な

「そのまま伝えるだけではない」意図的な介入を行いつつも、それは「そのまま伝える」ための「調整」として語られていた。

ここに「そのまま伝える」ことの両義性が見られる。すなわち「対人援助を求められる」福祉的な文脈に対しては、「電話なので、そのまま伝えることが必要」と語る一方で、電話を成り立たせるべく、相手との間に無用な誤解や不自然さを生む可能性については、「そのまま伝えるだけではない」通訳上の調整・修正の必要性が語られるということである。

(2) 身体的・精神的負担が大きい、あるいは意思決定判断が難しいこと

① 誰の役にもたっていない徒労感

身体的負担としては、「一日中、通訳ばかりしているという感じですね。しかも、いろんな案件があるので頭が疲れる」といった語が見られたが、それ以上に、精神的負担について多くの言及がなされた。身体的に負担がかかっても、それが最終的に、利用者相手先との間の目的が達成されたり、通訳オペレータだけでなく利用者相手先も苦勞して乗り越えた何かがあれば、精神的には達成感、充実感に繋がる。

しかしながら、以下のエピソードのように、通訳オペレータのみが負担がかかり、その結果として徒勞に終わるものは、疲労感も大きいという。

・自動応答があって、つながるまでの保留音もすごく長い、その間に、まさかの、利用者さんがいなくなっている。そのことに、私たちオペレータは気づかず、ずっと打ち続けているという。文字なので、相手がいなくなっているのか、ずっと画面の前に立っているのかというのが見えないので。つながって「〇〇です」と言われて、「通訳を始めます、どうぞ」とか言っても、お返事が来ない。「声かけをしておりますが、お返事がありません、少々お待ちください」と言って、「お返事頂けますか」という問いかけをしても、全くリアクションが来ない。「ちょっと申し訳ありません。利用者様、画面越しに今、お返事が来ない状況なので、通訳をこれ以上進めることができません」と。「おかけしたのに申し訳ありませんが、いったん、通訳終了させていただきます」というしかない。こんなに待って、こん

なに打ったのに……という気持ちにはなります。

② 利用者側の社会的逸脱行為

自らを「そのまま伝える」仕事だと割り切ろうとしても、社会的に逸脱した言動であり、相手を不快にさせることが明らかにわかっているものを通訳することは、通訳オペレータにかなりの負荷をかけることになる。

- ・横柄な態度をとる輩者の、その態度での話をそのまま通訳することになる。するとかけ先から、「何ですか、その態度」となる。
- ・「え、それを相手に聞くの？」みたいなことはあると思うんですけど、それは電話を知らないことのカジュアルギャップなのか、ろう者特有のものなのか、ろう者としてのその人の特有の性格なのか、Aさんの性格なのか。その1回きりではオペレータは判断できない。そこが難しい。
- ・文字でやりとりしているので、「はい」という、「は」と「い」の2文字だけで来るので、イエスの「はい」なのか、何に対する返事なのかも分かりづらい。「お返事しました、『はい』とおっしゃっています」と答えることになる。もう、私たちが詐欺をしているような感じにとられかねないですね。
- ・電話リレーサービスに対してすごく横柄な人もやっぱり中にはいるのですね。暴言も交えているのですが、オペレータに対して暴言を言う人には、「これ以上の通訳することできません」と言うのですけれども、かけ先に暴言を言う人。「さっさとやれや、ぼけ」とか「そんな対応でいいと思っているのか」とか。この「そんな対応でいいと思っているのか」はどこに向いているのか、分からなくなるのですよ。文字でめっちゃくちゃ暴言を、つらつらと言っている。利用者は感情に任せて文字にせずずっと打ち続けているのだと思います。それを、右から左に通訳で聞き流せばいいと思うのですけれども、やっぱりメンタルがちょっと弱い人というか、精神的に、全部受け止めてしまう人は、ちょっとこの一日、この案件を一つ取ったがためにブルーな気持ちにずっとなって、あしたはもう来たくない、みたいな。電話もう取りたくない、というところまで落ちる人もいます。

・一般的なわれわれ聴者からすると、それは理不尽だよねという要求を延々とするような場合に、その個人がクレマーとして捉えられるのではなく、「聴覚障害者は……」とか「こんな変なやつらなんだ」とか。もしくは「電話リレーサービスは……」と捉えられがちだと思うのですね。どうしても接する経験がない分。そうしたときは、つらいですね。

③ 相手先側の反社会性が疑われるケース

通訳オペレータは確かにさまざまな「調整」を行っている。しかしながらそれは「電話」を成り立たせるための調整であって、語りの内容を意図的に変えてよいわけではない。それゆえに、以下のようなケースが、精神的な苦しさを生じさせることになる。

- ・フィッシング詐欺みたいな画面で、「ここに電話をしないと消せない」みたいな表示の電話にかけてくれと言われたときに、明らかにこっちは絶対おかしいよね、と思うのですが、教えないということになっているので電話はしますけど、本当であれば、それは怪しいよ、ちょっとそれおかしいと思うよ、電話する必要ないし消費者センターに連絡したほうがいいよと言ってあげたい。
- ・例えば「お金がもらえるらしいから、ここに電話して」みたいな。もしくは、今、アダルトサイトを見ていたら請求が来て、それを止めるためには電話しないといけないみたいなことがあります。電話の前に怪しいと分かる場合もありますし。単純にここに電話してと、つながった後で怪しいところだと判断する場合があります。
- ・利用者が文字で「オペレータさん、どう思います？」と聞かれると、もうすべてに対してお答えすることができないという、精神的つらさに入ります。

④ 怒りの矛先が通訳オペレータに向けられるケース

利用者と相手先を仲介する通訳オペレータの性質上、クレームの電話のように、最初から怒りの感情が吹き出している場合、利用者と顔を付き合わせるのは手話通訳オペレータとすることになる。そのため、利

用者の怒りの矛先は、少なくとも顔を向き合わせるという意味で、通訳オペレータに向けられる。一方で、相手先が不平不満を感じている場合、利用者に聞かせるつもりのない言葉を通訳オペレータに対してぶつけることがある。いずれも、通訳オペレータがストレスを抱えることになる。

- ・クレームの電話の場合、ろう者の怒りの表情がこっちにきているわけですね。私に対してではないのは分かっているのですけど。
- ・「面倒くさいな、何回もかかってきてしつこいんですよ」みたいなことをかけ先から言われた時は、「そのままお伝えしていいのですか」と1回聞いてしまいます。

(3) 通訳オペレータ業務が楽しい、あるいはやりがいがあると感ずること

感謝の言葉を直接言われたり、様々な形で達成感を感じられることが、通訳オペレータの楽しさややりがいに繋がると語られた。

- ・「うまく通じた！うまくいった！」と思ったときの達成感ですかね。すごいスムーズに終わった、結構難しい内容だったけど、という自分の手話技術が少しずつやっばり身に付いているのだな、と思えたりするときとか。
- ・クレームをしたい利用者は文字でくるので、それを私たちは棒読みで伝えるだけ、みたいな感じに捉えがちなのですが、一歩間違えれば、私たちオペレータにかけ先さんが牙を剥けることもあるのです。「何なんですか、勝手にかけてきて、こんな文句ばかり」みたいな。でもそういうパターンもあれば、あ、耳の聞こえない人に代わってこうやってあなたが通訳しているんですね、と理解を得られたとき、相手先は「申し訳ありません、〇〇様」と、オペレータを通して、キャッチボールする状況が変わったとき、「つかめた」ように感じます。で、「それが言いたかったんですよ、ありがとう」みたいな感じで、利用者から文字で来たりして、無事解決できたら達成感を感じますね。「何かすみませんね、変なことを通訳させちゃって」とか。「でも、ちゃんと理解させきれてよかったです」みたいな感じで

言われたり。

- ・直接、「本当にあなたたちのおかげで生活ができる」とか「電話ができるようになって本当にありがとう」と言ってくれるお客さまがいて。電話切りましたよ、じゃあ、ありがとうございます、と言うタイミングで、そういう言葉をたまにおっしゃってくれる方がいらっしゃるの。ああ、やっていてよかったなと思いますね。
- ・電話相手先と切った後に、「ああ、助かったわ。ありがとう」みたいな、月並みな言葉ですけど、やっぱりそういうふうと言われるとうれしいなと思いますよ。
- ・利用者、相手先も双方に、「こういうサービスを初めて知りました」という言葉を頂いてもうれしいです。最初はすごく怪しんでいた人が、このサービスに触れることによって、もう終わりには、「こんな素晴らしいサービスがあったんですね」とか、一言。私たちは通訳するのでそのままを打ち込むのですが、そしたらそれに反応して利用者が「電話リレーさんにはとても助けられているんですよ」という、この会話もまた始まってしまったり。
- ・家族とかに電話で近況報告をするって、多分、昔はしていなかったと思うんです。だけど、気軽に使ってもらって、裾野が広がっているというか、便利に使ってくださっているのは、すごくうれしい。個人的にテンションが上がるのは、家族同士の会話とか、方言だったり。やっぱり違うじゃないですか。仕事のときはビジネス用の話し言葉をするし、家族に電話をしているのに、「お母さん、お元気ですか？」みたいな感じの通訳だと、あれ？と感じると思う。できるだけ、文字の場合でしたら、聴者が話している言葉をできるだけそのニュアンス、口調を出そうと。親しい間柄だったり、方言だったりとかすると、「ここは腕の見せ所だな」とテンションが上がります。

その他として、「同じ所に座っていながらにして、全国各地のろう者と会える」という指摘があった。「対面だったら地域が決まっているやりやすさ、良さ、親しみやすさというのがありますけれども、電話はどこからかかってくるか分からない。緊張感もありますけれども、いろいろなことを知ることができる」

と語られた。これは、コインの裏表の関係ともいえる。一方ではどこからどんな電話があるかもわからないので負担が大きいと答える人もいる人もいる反面、「全国各地のろう者と会える」ことを楽しさと捉える人もいるということである。

5 考察

通訳オペレータは、利用者、相手先、通訳オペレータ自身の3者のやりとりの相互作用の中で様々な調整を行い、「電話」を構成させていく。聾者が行う電話は、「する」のでも「ある」のでもなく、相互行為の中で「そのようになる」ものであり、その重要な役割を通訳オペレータが担っている。技術、苦勞、ストレス、やりがいは、「電話」を相互行為的に達成させようとする中で生じていくものとして語られた。具体的には以下のことが挙げられた。

- ・双方が見えない中での「通訳」の特殊性。状況説明等をするための想像力の必要性。
- ・タイムラグをなくすための作業。それにより同時的に複数の作業が必要。
- ・スムーズにつながり、利用者の目的が達成されたことがやりがいになる。
- ・電話マナーが身につけていない利用者の発言を、通訳オペレータ自身の発言と受け取られかねないことがストレスとなる。それゆえに、「……と言っています」と、戦略的に引用表現を使用し、トラブルを回避する技術が必要。
- ・聾者特有の日本語、聾者の特性による話し方には、通訳として必要な範囲での修正が必要。
- ・より高い通訳スキル。スキルが原因なのかそれ以外に原因があるのかの判断のためにも高い手話通訳スキルが必要。「電話」としての違和感を発生させないためにも、タイピングの速度と正確性が必要。

また、福祉的な介入を「すべきではないこと」と否定し、「電話」のための調整・修正を必要としつつも、実際は、カルチュラルギャップ、聾者の特性、その聾者個人の性格、電話文化を知らない、といった要因のどれかを瞬時に判断できないグレーゾーンの中で業務を遂行することの難しさが語られた。

電話リレーサービスにおける「電話」は、利用者、相手先、通訳オペレータが相互行為の中で「電話」たらしめるべく、対人援助的な支援をせず「そのまま伝える」ものとされる。この語りにおいて、地域生活支援事業における通訳支援との違いが表れてくる。ただその反面、タイムラグの発生、相手が目の前にいないこと、文化的な相違等の調整のために「そのまま伝えない」とも語られ、これが、ろう者の言語感覚・日本語運用力・認知特性・電話プロトコルの知識、利用者のパーソナリティを踏まえた言い換えといった形で、「電話」を成立させるために発揮される通訳オペレータとしての専門性として語られていた。このような語りにより、「違和感なく電話を成立させること」が、通訳オペレータによる通訳オペレータ像として描かれていたといえる。

ただし、そもそも電話文化を経験していない聴覚障害者にとっては、(違和感のない)「電話」のイメージを持つことが困難である。電話文化を経験したことがなく、話し言葉と書き言葉の違いを実感することも困難であり、さらには書き言葉の日本語も必ずしも十分に習得できていない聾者(利用者)と、聾者との会話を体験したことがない一般の人々(相手先)とのやりとりを、「電話」として成り立たせること自体が、既存の手話通訳養成では想定してこなかった、非常に高度な専門的スキルを必要とするものと考えられる。

6 結論

通訳オペレータ業務の難易度の高さは、従前の通訳にはない、電話リレーサービスの特徴に起因するといえる。通訳オペレータの行為は、「対人援助」の文脈との比較においては、「介入をしない」「そのまま通訳する」ものとして語られるが、その実、電話リレーサービスを「電話」として成り立たせるためには、これまでの手話通訳制度で想定してこなかった新たな専

門性が求められている。それはすなわち、電話文化の経験がなく、話し言葉の世界を掴むことが困難であり、書記日本語習得も十分とは限らない聾者と、逆にそうした聾者との会話を体験したことがなく、電話が当たり前に「ある」日常を生きている相手先側とのやりとりを、違和感なく成り立たせるために必要な、「調整」の能力といえる。通訳オペレータに求めるものの議論を、「そのまま通訳すべきか否か」といった単純な話に終わらせるのではなく、彼らが「調整」と称して行っている緻密な作業に目を向け、彼らの特性を十分に踏まえた研修カリキュラムの策定が重要であると考えられる。

謝辞

本研究は、令和2・3年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)(20GC1014)、日本財団助成事業「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」の助成を受けた。

参考文献

- ・電話リレーサービス制度化検討委員会(2020)「2019年度電話リレーサービス普及啓発推進事業報告書」一般財団法人全日本ろうあ連盟。
- ・デジタル活用共生社会実現会議 ICTアクセシビリティ確保部会 電話リレーサービスに係るワーキンググループ(2019)「公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて」総務省。
- ・VRS Interpreting Institute.2017. Introduction to VRS Interpreting: A Curriculum Guide' Lulu Publishing Services.
- ・Schegloff, E. A. and H. Sacks. 1973. Opening up Closings. *Semiotica* 8, 289-327.
- ・Schegloff, E. A. 1979. Identification and Recognition in Telephone Conversation Openings'George Psathas (ed.) *Everyday language Studies in Ethnomethodology* Irvington Publishers, Inc.

(かなざわ たかゆき・ふたがみ れいこ・なかの さとこ)

日本手話学習者の言語接触場面におけるあいづち表現

中野 聡子¹⁾・下島 恭子²⁾

1) 群馬大学共同教育学部特別支援教育講座

2) 群馬大学大学教育学生支援機構学生支援センター

The Use of Back Channels by Learners of Japanese Sign Language in Contact Situations

Satoko NAKANO¹⁾, Kyoko SHIMOJIMA²⁾

1) Department of Special Needs Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

2) Student Support Center, Organization for University Education and Student Services, Gunma University

キーワード：日本手話, 第二言語習得, 言語接触場面, あいづち

Keywords : Japanese Sign Language, second language acquisition, language contact situation,
back channel

(2022年10月23日受理)

1. はじめに

近年の第二言語・外国語教育では、コミュニケーション能力の育成が重視されている。相互行為としての対話コミュニケーションは、「2人もしくはそれ以上の個人が相互に努力する」「話し手と聞き手が入れ替わりながら、相手の言うことに言語、または非言語で応答する」「聞き手は話し手の言葉の文字通りの意味ではなく、話し手が何を意図しているのかに対して応える」ことによって成り立つものである(Gumperz, 1982)。会話において、聞き手はただ話し手の発話を「聞く」だけでなく、相手の発話を促したり、感情を表明したり、さらには確認や質問をするといったフィードバックを行うことが求められ、それらの行動が欠如していると、話し手に「話を聞いていない」「話題に興味がない」「不快に感じている」などの印象を与えかねない(半沢, 2016)。聞き手としてのフィードバックの方法の1つにあいづちがある。あいづちは、「話し手が発話権を行使している間に、聞

き手が話し手から送られた情報を共有したことを伝える表現」(堀口, 1997)である。

あいづちの定義は研究者によって異なるものの、あいづち行動には言語・文化的な差異がみられる。日本語の会話において、あいづちは特徴的であり、英語や中国語に比べて高頻度で生起し(Maynard, 1986; White, 1989; メイナード, 1993; Clancy et al., 1996)、表現形式が多様である(大浜, 2006)。このため、第二言語としての日本語教育において、あいづちは重要な学習項目の1つとされてきた(水谷, 1984; 水谷, 1988)。

手話言語の「聞き手」の役割や行動に関する研究は、日本手話も含めて未着手の状態にある。しかし、聞き手としてのフィードバックが乏しい場合、日本手話母語話者は会話の進めづらさや違和感を抱くことになり、学習の初期段階から、「聞いているということ」「わかったということ」を示すように指導をしなければならないことが多い。音声言語において、あいづちの多くは話し手がポーズを置いた文節の切れ目付近や話のリズムが止まるときに打たれることが多い

が (Maynard, 1986), このことは手話言語も同様であると考えられる。ポーズやリズムに影響する話し手の韻律的なうなずきについて、田頭 (2019) は、日本語、英語、日本手話、アメリカ手話における生起頻度を比較している。サンプル数は各言語について2名と少ないものの、興味深いのは、1分間あたりのうなずきの回数について、日本手話と日本語は14回~33回、アメリカ手話と英語は0回~5回となっており、モダリティの相違よりも文化の相違がうなずきの頻度に反映されていたことである。日本手話においてアメリカ手話よりも話し手の韻律的なうなずきの頻度が高いということは、日本手話の会話は手話言語のなかでも、話し手、聞き手ともにあいづちの頻度が高く、またあいづちが会話の円滑な進行の重要な要素となっている可能性がある。

そこで本研究では、あいづち表現を日本手話教育における重要な学習項目の1つであると仮定し、あいづち表現の指導への示唆を得ることを目的として、日本手話学習者の言語的なあいづちの使用を、生起頻度と使用されるあいづちの種類の側面から明らかにする。

2 方法

2.1 対象者

- (1) ろうの当事者団体の職員を務める日本手話母語話者 (S1)。
- (2) 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム基本課程に相当する授業を履修している、ろうの日本手話母語話者1名 (S2) と、聞こえる日本手話学習者9名 (J1~J8)。日本手話学習者は全員、大学入学後に日本手話の授業において学習を開始し、累積学習時間は約150時間となっている。学習者らはS2と同期で、授業外においてもS2との接触機会があり、全体的な日本手話スキルは、学習時間数に比して高いと言える。

2.2 分析対象場面

授業における言語活動としてS1にインタビューを行う場面を分析対象とした。受講者は3名で1つのグループ (S2とJ1・J2, J3~J5, J6~J8) を組み、1グループにつき20分の持ち時間でS1にインタビューを行った。

2.3 手続き

インタビュー実施前に宿題と授業1回分をあてて準備を行った。教員から基本的なインタビューの心構えについて説明し、対象者らは、S1の生いたちや現在の仕事に関する情報収集を行う他、インタビュー全体の構成と質問内容について検討した。

インタビューは、参加者全員がWeb会議システムZoomのミーティングルームに入室して行った。Zoomのホスト教員がスポットライト機能を使って、インタビューのS1とインタビュアーのグループ構成員3名の合計4名がZoomのメイン画面に表示されるように設定したあと、インタビューが開始された。インタビュアーとインタビュイーのやりとりは手話のみで行われ、Zoomのチャット機能を使用することはなかった。またインタビュー中に教員が介入することはなかった。インタビューの様子はZoomの録画機能を使って記録された。

本研究の実施にあたり、研究の目的と内容、授業の成績評価には一切関係が無いこと、研究結果の公開は個人を特定しない形で行なうことを、Googleオンラインアンケートフォームにて提示し、参加者全員から研究協力の同意を得た。

2.4 分析の観点

聞き手の言語的なあいづちとして、堀口 (1991) を参考に、以下の項目について分析を行うこととした。

あいづち詞

—うなずき

—うなずき以外 (「ナルホド」「ヘェ」など)

繰り返し (相手の発話の一部を繰り返す)

完結 (先取りなど話し手の発話を完結させる)

補強 (話し手の発話内容を言い換える)

うなずきは、音声言語のあいづち研究では非言語的表現の範疇として取り扱われるが、日本手話においては日本語の「ハイ」「ウン」といったあいづち詞に相当する意味・機能を持つと考えられるため、言語的なあいづち表現として取り扱うこととする。

2.5 データの記述

手話の発話文は、手話の語順に沿って、類似した意味の日本語の単語を記述した。また、言語的なあいづちの詳細を把握するため、以下の記号を用いて手話の

【例1】

J4: / PT2 子ども とき (S1: n) 性格 何?
 S1: / ((眉上げ)) ((J4の模倣)) [((J4の模倣)) 何? / [((気づく)) / 性格 /
 J4: [(n) / 性格 例えば (一) [性格 (一) (n) (一)
 / 例えば 活動 活動 ((S1: あ〜という表情)) 落ち着く いろいろ / また ((首を傾げる))
 ((J3: 首を傾げる)) 好き 活動 例えば (J3: n) スポーツ 好き (S1: n) 絵 絵
 書く [好き / ((首を傾げながら腕を組む))
 S1: [((首を横に向けながら nnn))

(日本語訳)

J4: 子どものときの性格はどうでしたか。
 S1: 「性格」の手話の動きを模倣して) これは何?
 J4: 性格。例えば…。
 S1: 性格か。
 J4: 例えば、活動的とか、落ち着いていたとかいろいろ。または、好きな活動。例えば、スポーツが好きとか、絵を描くのが好きとか。

発話文に付記を行った。

/	文の開始位置と終了位置
?	疑問
→	発話が次行に続くことを表す
((文字))	注釈・説明
文字	相手に伝わっていないと思われる言葉
(一)	直前・直後の後や発話の中断
[発話の重なる開始位置
]	発話の重なる終了位置
(n)	うなずき
(発話者: n)	相手の発話進行中に生じる短い頷き
(bf)	あいづち生起時の上半身前傾
(bb)	あいづち生起時の上半身後傾
《文字》	あいづちの手指/非手指表現が強い
〈文字〉	あいづちの手指/非手指表現が弱い

3 結果と考察

3.1 インタビューにおける全体的な傾向

インタビュアーを務める対象者らの日本手話スキルには個人差があり一概には言えないものの、どのグループも自己紹介や出身地を話題にしたアイスブレイクから入り、S1の手話に対する思いや、S1の職場で

あるろうの当事者団体が行っている事業の目的や詳細を尋ねるなど、かなりふみこんだ内容のやりとりを、適宜学習者同士で補い合いながら行うことができていた。

修復的調整を必要とする「通じにくさ」の多くは、インタビュアーからインタビューに向けられた質問において生じていた。母語話者からみて質問の意図がつかみにくい、すでに話した内容と同じようなことを聞かれる、初対面の相手との心理的距離を縮めていく順序として違和感を覚える質問内容であるなどの理由が考えられた。この場合、S1からの聞き返しによって対象者らが行う修復的調整は、要素を追加し詳しく述べる「拡張言い換え」(増田, 2005)が多かった。例1では、S1から/性格/のことで質問の意図を尋ねられて、J4が具体的に言い換えている。

また、S1のほうでも、さまざまな修復的調整が行われており、相互作用のなかで深いやりとりが成立可能になっていたと思われる。

3.2 あいづちの生起頻度

インタビュアーからの質問とインタビューによる応答を会話の1つの単位とし、参加者全員について、質問一応答の当事者である場合と、非当事者である場合に分けて、1分間あたりのあいづちの平均回数を算

表1 1分間あたりのあいづちの平均回数

対象者	質問一応答の当事者	質問一応答の非当事者
S1	15.49	—
S2	10.80	10.56
J1	3.68	0.54
J2	11.08	1.39
J3	15.88	12.76
J4	12.06	4.89
J5	13.51	5.01
J6	9.17	2.00
J7	20.06	21.31
J8	10.77	3.77

出した(表1)。

母語話者のS1とS2を基準にすると、日本手話において、話し手と聞き手の間で円滑なコミュニケーションが促進されやすいあいづちの生起頻度は、概ね10～15回/分であると考えられる。日本語の会話におけるあいづちの頻度は、個人差、相手との関係、場面により異なるものの、概ね15～20回/分とされている(水谷, 1983)。本研究では言語的なあいづちのみ分析の対象としているが、非言語的なあいづちを含めれば、日本手話の会話も日本語のそれと同じく、あいづちの生起頻度が高い言語と言えるかもしれない。

しかし、J7はあいづちの生起頻度が特に高いだけでなく、例2にみられるように、あいづちと身体の前傾が共起することも多かった。また母語話者に比べて、あいづちを表出する動作が大きかった。手話言語の

アーティキュレーションは、話し手の上半身の前方に広がる手話空間(signing space)で行われる。韻律的側面からみると、手や腕の動きの大きさや身体の前傾は、音声言語で言えば「声大きい」ことを表す。従って、J7のあいづちは、話し手の発話への妨害となっていた可能性がある。

J1～J8について、質問一応答の当事者である場合は、J1の3.68回/分を除いて適度なあいづちを打つことができていると考えられる。しかし、質問一応答の非当事者、すなわちグループ内の他の構成員がS1に質問を行って回答を受けているときのあいづち生起頻度をみると、当事者である場合とほぼ同じ頻度と言えるのは、S2, J3, J7の3名のみであり、他の学習者は大幅に減少していた。あいづちを打つには、話し手の発話内容のある程度理解できていなければならない。これらの結果から、まず会話の当事者としてあいづちを打てるようになり、次に会話の非当事者であっても同じ談話空間の参加者としてあいづちを打てるようになるという2つの発達段階があること、また、これらの段階に着目することで、あいづちに関する学習者の日本手話コミュニケーション能力の発達状況を評価することができると考えられる。

3.3 あいづち表現のバリエーション

インタビューの参加者全員について、「あいづち詞」

【例2】

S1: /是非** ((地名)) (J7: n) 日本 (J7: n) 合う 場所 (J7: n) /群馬 言う
 みなかみ (J7: bf) [似る (J8: n) 思う / [田舎 合う 場所→
 J7: (n) [/ (bf) 《みなかみ》 (nn) [(bb) /へえ へえ /
 S1: → [良い / [(J6・J8: n)
 J7: [/ 《田舎》 田舎 へえ / [田舎 (bb) へえ へえ /
 S1: (n)
 J7: (n) /なるほど /

(日本語訳)

S1: 是非。**は日本らしいところで、群馬県でいえば、みなかみに似ていると思います。
 J7: 水上。
 S1: 田舎の雰囲気がいよところですよ。
 J7: へえ、田舎なんですね。
 S1: はい。
 J7: なるほど。

【例3】

S1: /昔 時 歳 18 酒 飲む できた 昔 (S2: ((目の見開き・頭部大きく)) nm) /
 今 禁止 (S2: ((笑いながら)) nm) 禁止 [でも] 昭和 50 年代→
 S2: [へえ ((笑い))]
 S1: →時 飲酒 できた PT-3 /

(日本語訳)

S1: 昔は18歳から飲酒ができました。今は禁止ですけども。

S2: へえ。

S1: 昭和50年代までは飲酒ができたのです。

【例4】

J5: ((手を合わせる)) /口話 口話 手話 替わる 替わる きっかけ 何? /
 S1: ((眉上げ)) (bf) /口話 [手話 替わる [きっかけ 前 言う 同じ →
 J5: [/口話 手話 替わる [替わる きっかけ /
 S1: →アメリカ (J3・J5: n) 行く (J3: n) ろう アイデンティティ へえ (J3・J5: n)
 本当 手話 必要 覚醒 から (J3・J5: n) 手話 切り替え (J3・J5: n) 意味 (J3・
 J4・J5: n) / OK /

(日本語訳)

J5: 口話から手話に替わったきっかけは何でしょうか。

S1: え? 口話から手話に替わったきっかけというのは、先ほども言ったように

J5: 口話から手話に替わったきっかけです。

S1: アメリカに行って、ろう者としてのアイデンティティというものがあることを知り、手話が本当に必要だと気づいて、手話へ切り替えたわけです。

表2 あいづち表現の種類別にみた生起回数

対象者	あいづち詞		繰り返し	完結	補強
	うなずき	その他			
S1	280	22	4	15	3
S2	144	19	4		1
J1	23				
J2	61	2			
J3	223	2	1		3
J4	97		1		
J5	96				
J6	54	1	1		
J7	226	31	29	5	4
J8	88				

「繰り返し」「完結」「補強」の生起回数を表2に示した。

最も多く使用されているのは、うなずきによるあいづち詞であった。うなずきには、例3にみられるように驚きの表情を伴った大きなうなずきや、笑いを伴った小刻みの連続したうなずきなど、さまざまなものが

あった。

しかし、学習者に最も多かったのは、S1の発話の文節の切れ目や文末で、軽く1度か2度うなずきものであった。このようなタイプのうなずきは、相手の発話内容を理解しているとは言い難い場合にもみられた。例4は、S1が小さいときから口話で育ち、ろう学校高等部時代は社会に出たあとのことを考えて日本語対応手話を使っていたこと、しかし大学入学後、アメリカでの研修旅行を経験して、ろう者にとっての手話言語の大切さや、ろう者としてのアイデンティティへの目覚めがあって日本手話の使用へ切り替わっていったというエピソードを語ったあとの会話である。S1の前述内容の発話中、J5には18回のうなずきがみられたが、S1が語ったはずのことを再び質問し、S1は、「さっきも言いましたが」と若干とまどいながら応答している。

うなずき以外のあいづち詞で多く用いられていたのは、新しく知ったことに対する新鮮さや驚きを表す／

へえ／、驚きを含みつつ同意して受け入れる／なるほど／、相手の意見と同感であることを表す／同じ／や／本当／の4つであった(図1参照)。



図1 うなずき以外にみられたあいづち詞

学習者のうち、うなずき以外のさまざまなあいづち詞を使用できていたのは、J7のみであった。J2とJ3は2回、J6は1回の使用がみられたが、いずれも短い会話の文末などで用いられており、S1の発話が長く続いているときのあいづちはうなずきがほとんどであった。このことは、J7がS1の発話の長さに関係なく、さ

まざまなタイプのあいづち表現を用いていたことと対照的であった。

このことから、あいづち詞の使用はまず、『聞いて』いる』『理解している』という信号を伝える機能を持つうなずきから始まり、次に驚き、面白さ、納得のような気持ちの伝達も含むうなずきに発展し、さらに手指表現を用いたあいづち詞によっても、そのような感情や共感を伝えることができるようになるという発達段階があると考えられる。

学習者において、繰り返しはS7に顕著にみられた。この繰り返しは、例5の／5年前／や／4年前／にみられるように、理解していることの信号や自身の気持ちを示すといったあいづちとしての機能を持つ場合もいくつかあったが、例6の／社会福祉法人／にみられるように、使い慣れていない単語を自身で確認するかなのような繰り返しが目立っていた。

完結や補強のあいづちは、S2, J1～J8ともに、ほとんどみられなかった。これが日本手話の会話特有のものなのかどうかは明らかでないものの、今回の研究では場面設定がインタビューであり、質問一応答の形でやりとりが進むことから、先取りを含む完結や言い換えのような補強のあいづちがそもそも生じにくかった可能性がある。なお、S1にみられた完結や補強のあいづちは、インタビュアーの学習者が言わんとしていることを先取りして会話が円滑に進むように手を差しのべるものが多かった。

また、学習者はうなずきのタイミングがずれたり、

【例5】

S1: ((首を振りながら考える)) /本当 (J7: n) **市 (J7: n) PT-3 ** ((県名))
 中 (J7: n) 最初 手話言語条例 成功 場所 (J7: n) /
 PT-3 今 5年 [前 思う (J6・J8: n) /5年 [前/→
 J7: [5年 5年前 (nn) [なるほど
 S1: →/**県 成功 4年前 [成立 (n) /
 J7: [((あ、という表情)) 4年前 なるほど

(日本語訳)

S1: 実は、**県の中では**市が一番最初に手話言語条例が制定された市なのです。今から5年前だったと思います。
 J7: 5年前だったのですね、なるほど。
 S1: **県の手話言語条例は4年前に制定されました。
 J4: 4年前でしたか、なるほど。

【例6】

S1: / ** (県名) 社会福祉法人 設立 [前 5年 社会福祉法人 (J7:nn) →
 J7: [社会福祉法人
 S1: →設立 / 5年 (J7・J8: n) あと 5年 (J7: n) 近づく (J7・J8: n) とき
 ** (県名) 呼ばれる (J7: n) (n) 決める (J7: n) ** (県名) 移る /

(日本語訳)

S1: ** 県に移って5年後に社会福祉法人を立ち上げ、
 J7: 社会福祉法人
 S1: それから5年が経つころに、** 県から声をかけられて移ることにしました。

【例7】

S1: / 聴者 ろう者 関係ない 聴者 (J2: n) 気遣う (S2: nn) 不要 (S2・J2: nn)
 / 当たり前 / 対等 (J2: nn) 生活 私達 (J2: n) 求める 意味 / PT-3
 [みんな 留意 助ける 希望 思う (S2・J2: nn) / よろしく [お願い /
 J2: [(n) 同じ [(n) 同じ

(日本語訳)

S1: 聴者もろう者も関係なく、聴者の気遣いは不要なのです。当たり前です。対等な生活を私達は求めているわけです。
 J2: そうですね。
 S1: なので、みなさんは是非そのことを覚えてご協力いただきたいと思います。よろしくお願ひします。
 J2: そうですね。

不適切なあいづちの使用がみられることがあった。例7では、J2が、まだ話の展開が見えず、S2はあいづちを打たない / 聴者 /、 / 私達 / の位置でうなずきを入れたり、S1の「よろしくお願ひします」に対するあいづちとして「ソウ」を意味する / 同じ / を使用している。文脈的には、承知したことを意味する / わかる / のあいづちが適切である。

4 結論

日本手話の会話においても、あいづちは、「聞いている」「理解している」という信号だけでなく、同意や共感、感情といった自己の態度を伝える機能を有し、円滑なコミュニケーションに重要な役割を果たしていると考えられる。

言語接触場面の会話において、学習者のうなずきによるあいづちの使用は、まず発話が自身に向けられたとき、次に他者に向けられたときへと2つの発達段階

がみられる。また、うなずきは、初期段階では「聞いている」「理解している」という信号として機能しているだけであるが、その後自己の態度を伝える機能が追加されるようになる。さらに、うなずきだけでなく、手指表現によるあいづち詞や繰り返しなど、自己の態度の伝達のバリエーションが広がっていく、という順序がみられた。

このようなあいづち表現の豊富さは、相手の発話内容に対する理解の深さと密接に関連していると考えられる。日本手話のあいづち表現について学習者に提示することは必要ではあるものの、あいづちの適切な使用は、あくまでも発話内容の理解が前提となっていることに留意すべきであろう。母語話者同士の手話会話の映像を再生速度を落として観察させる、母語話者との接触機会を増やすといった指導が必要であると考えられる。

本論文の役割分担について

連名著者の下島恭子は「3. 1. インタビューにおける全体的な傾向」、筆頭著者の中野聡子はこれ以外のすべての部分を担当した。

謝辞

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B）（一般）19H01702）、日本財団助成事業「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」の助成を受けた。

参考文献

- Clancy, P. M., Thompson, S. A., Suzuki, R., & Tao, H. (1996). The conversational use of reactive tokens in English, Japanese, and Mandarin. *Journal of Pragmatics*, 26, 355-387.
- Gumperz, J. J. (1982). *Discourse strategies*. Cambridge University Press.
- 半沢千恵美 (2016). 日本語学習者の聞き手としての行動を評価する—相づちと頷きの不自然さに着目して—. *Journal CAJLE*, 17, 23-43.
- 堀口純子 (1991). あいづち研究の現段階と課題. *日本語学*, 10(10), 31-41.
- 堀口純子 (1997). 『日本語教育と会話分析』くろしお出版.
- 増田展子 (2005). 接触経験によって日本語母語話者の修復的調整に生じる変化—共生言語学習の視点から—. *筑波大学地域研究*, 25, 1-17.
- Maynard, S. K. (1986). On back-channel behavior in Japanese and English casual conversation. *Linguistics*, 24, 1079-1108.
- メイナード・K・泉子 (1993). 『会話分析』くろしお出版.
- 水谷信子 (1983). 『あいづちと応答』水谷修編『講座 日本語と表現 3 話しことばの表現』37-44, 筑摩書房.
- 水谷信子 (1984). 日本語教育と話しことばの実態—あいづちの分析—. 『金田一春彦博士古稀記念論文集第2巻 言語学編』261-279, 三省堂.
- 水谷信子 (1988). あいづち論. *日本語学*, 7(13), 4-11.
- 大浜のい子 (2006). 『日本語会話におけるターン交替と相づちに関する研究』溪水社.
- 田頭未希 (2019). 頷きの頻度と生起位置：音声言語と手話言語の比較. 人工知能学会研究会資料, 第86回言語・音声理解と対話処理研究会.
- White, S. (1989). Back channels across culture: A study of Americans and Japanese. *Language Sociology*, 18, 59-76.

(なかの さとこ・しもじま きょうこ)

要約筆記者の通訳活動及び資質・能力に関する調査研究

—電話リレーサービスを担うオペレータ養成に向けた検討—

新海晃¹⁾ 中野聡子²⁾

本研究では、電話リレーサービスにおける通訳オペレータ養成カリキュラムの作成についての示唆を得るため、全国の要約筆記資格保持者を対象としたWeb調査を実施し、要約筆記者における通訳活動の現況及び資質・能力について分析・検討した。調査項目は、所持資格に関する情報、通訳活動の実態、職業行動倫理等に対する自己評定、要約筆記スキル確認課題の4つであった。241名(男性22名、女性215名)の回答を分析した結果、PC要約筆記に関する資格保持者について、関東及び関西以外の地域では通訳活動への従事時間が少ないことが示され、実践経験を伴う通訳者養成の機会の少なさが明らかとなった。また、居住地や経験年数がPC要約筆記資格保持者の文字通訳技術の成績を予測する要因であり、資格取得後の継続的な養成・研修が重要であることが示唆された。職業行動倫理については、「公平性」や「守秘義務」等の職業倫理に習熟した要約筆記者像が示されたが、要約筆記者とは異なる文字通訳オペレータとしての公平性や守秘義務を学習していくことの必要性が考えられた。

キーワード：電話リレーサービス 通訳オペレータ パソコン要約筆記 職業倫理
聴覚障害

<原 著>

手話通訳資格保持者における通訳活動の実態と 資質・能力に関する調査研究

新海 晃*・中野 聡子**

本研究では、全国の手話通訳士及び手話通訳者を対象とした Web 調査を実施し、手話通訳士及び手話通訳者における通訳活動の現状（検討1）と、資質・能力の実態（検討2）について分析・検討した。検討1では、対象者の属性、所持資格に関する情報、通訳活動の実態から、通訳活動に従事する通訳者の特徴について分析・検討した。483名の回答を分析した結果、年齢、手話通訳士資格の有無、資格取得前の経験が、通訳派遣の従事時間や通訳業務に係る雇用の有無と関連することが示されたが、資格取得後の経験年数との関連は明確でなかった。また、地域によって、通訳ニーズや雇用実態が異なることが示唆された。検討2では、職業倫理や行動規範に関する自己評定を求めるとともに、手話通訳スキルのテストを実施した。分析の結果、手話通訳士資格の有無と手話通訳スキルに一定の関係があること、一部の地域を除き手話通訳スキルに顕著な差は認められないこと、手話通訳スキルの高い通訳者においても通訳能力の自己評価が高くないことが明らかとなった。以上を踏まえ、手話通訳に関する通訳者養成に向けた課題や問題点について考察した。

キーワード：聴覚障害 手話通訳 通訳スキル 職業倫理 電話リレーサービス

I. はじめに

近年、インクルーシブ教育やノーマライゼーションに関する国際的な動向を背景とし、我が国においては、共生社会の形成に向け、障害者の社会参加を目指した取り組みが推進されている。聴覚障害児者を対象とした場合にも、手話通訳や要約筆記などによる情報保障やコミュニケーション支援が実施され、例えば、障害者総合支援法における地域生活支援事業の1つである手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、いずれの事業も令和2年度末時点で70%以上の市町村において実施体制が整備されている（厚生労働省, 2021）。とりわけ、手話通訳者派遣事業に関しては、実施体制を整備した市町村の割合は90%を超え、手話通訳に対する社会的ニーズの高いことが指摘できる。

コミュニケーション支援に係る施策の1つに、電話リレーサービスがある。電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難を有する聴覚障害者等とその他の者との電話コミュニケーションの際に、通訳オペレータが

「手話」又は「文字」によりその会話を通訳し、同時双方向的なコミュニケーションを円滑に行うためのサービスである。本サービスは、令和3年7月1日より公共インフラ化されたことから、今後はより広範的な利用が見込まれるが、それ故、聴覚障害児者のQOL向上のための質保証がより重要な課題となっている。

電話リレーサービスにおける手話通訳オペレータの担い手には、厚生労働省認定資格であり高い専門性が保障された手話通訳士、又は各都道府県の登録手話通訳者が期待されている。総務省（2019）によれば、手話通訳士は3606名（平成30年4月10日時点）、手話通訳者は8903名（平成26年3月31日時点）の認定・登録がなされている。その実態については、高齢化に伴う若年手話通訳士の確保、低賃金による職業としての不安定さや雇用枠の少なさ等の労働環境の改善などが課題として報告されており（聴力障害者情報文化センター, 2019；全国手話通訳問題研究会, 2016）、今日的課題の整理が進んでいる。しかしながら、手話通訳士及び手話通訳者（以下、通訳者）のスキルについては、例えば、手話通訳士において経験年数との関連が示唆される（聴力障害者情報文化センター, 2019）が、

* 広島大学大学院人間社会科学研究科

** 群馬大学共同教育学部特別支援教育講座

学術的研究に基づく実証的な知見はほとんど得られていない。加えて、通訳者の技量等には地域差があることが従来より課題として指摘されている（霍間・四日市，2013）。手話通訳士の合格率（令和3年度）についても、例えば、東京都では10名に1名の割合であるのに対し、北海道では24名に1名であること等が報告されており（聴力障害者情報文化センター，2022）、手話通訳活動の諸側面における地域差が想定できる。

また、手話通訳士及び手話通訳者にあつては、職業倫理や行動規範をもって臨むことも資質・能力の1つであり（飯田，2016）、手話通訳に係る通訳者における職業倫理教育の重要性が指摘されている（中野，2022）が、このような専門性に関しても不明な点が多い。

そこで本研究では、手話通訳に係る資格保持者（以下、手話通訳資格保持者）を対象としたアンケート調査を実施し、手話通訳資格保持者における通訳活動の現状と、資質・能力の実態を明らかにするとともに、通訳者養成に向けた課題や問題点について考察することを目的とした。

II. 検討1：通訳者における通訳活動の現状

1. 目的

年齢等の個人属性や所持資格及び通訳経験と、現在の通訳活動との関連から、通訳活動に従事する通訳者の特徴について検討することを目的とした。

2. 方法

(1) **対象者**：手話通訳士又は各地方自治体の認定を受けた手話通訳者を対象とした。なお、対象者の年齢は20歳以上の者とした。

(2) **調査内容の構成**：調査内容は、①フェイスシート、②所持資格に関する情報、③手話通訳に関する通訳活動の現状、④手話通訳オペレータへの雇用について、⑤通訳者としての職業倫理と行動規範、⑥手話通訳技術の6点から構成した。なお、検討1では、①③の一部及び②について分析を行った。

1) **フェイスシート**：対象者の個人属性に関する情報として、性別、年齢、配偶者の有無、扶養の有無、居住地、最終学歴、通訳養成を受けた機関・カリキュラムについて選択式で回答を求めた。なお、居住地については47都道府県から選択させた。

2) **所持資格に関する情報**：手話通訳士資格の有無（以下、通訳士資格）、登録手話通訳者資格の有無（以

下、通訳者資格）、資格取得後の経験年数（以下、取得後経験）、資格取得前の経験年数（以下、取得前経験）、政見放送研修会の修了状況（以下、政見放送修了）、日本手話通訳士協会主催司法研修の修了状況（以下、司法研修修了）について選択式で回答を求めた。

3) **手話通訳活動の現状**：通訳業務の有無、通訳雇用の有無（以下、通訳雇用）、雇用形態と勤務時間、雇用先、収入状況、通訳派遣業務における従事時間数（以下、派遣従事時間）、通訳派遣業務における主な対象（以下、派遣目的）について回答を求めた。勤務時間は記入式で、その他の質問項目は多肢選択式でそれぞれ回答させた。また、派遣目的については、頻度の多いものから最大3つまで回答させた。なお、本研究では、通訳業務の有無、雇用形態と勤務時間、収入状況を除く項目について分析した。

(3) **手続き**：Webを活用したオンライン形式でのアンケート調査を実施した。調査期間は2021年2月～3月であった。外部委託（MSP株式会社）によりアンケート調査用のWebフォームを作成・構築し、各都道府県の障害福祉課を通じて調査概要の周知及び回答協力を依頼した。対象者は、通知されたURLから調査用フォームにアクセスし回答することとした。

研究の趣旨、個人情報取扱いとその保護等の説明については、調査フォームへのアクセス後の画面上に文面にて提示した。また、手話通訳に関する資格を有していること、20歳以上であること、頸肩腕等の職業病の診断と治療を受けていないことを確認した後、同意を得て調査へ進むこととした。同意については、本調査への回答完了をもって同意したものとみなす旨を文面にて示した。本研究は、群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会の承認を得て行われた（試験番号 HS2020-190）。

(4) **統計的処理**：多肢選択式の質問項目については、各選択肢の回答者数を集計した。なお、居住地については47都道府県から選択させた回答結果を6地方（北海道・東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州・沖縄）に分類し集計した。

分析及び統計処理に際しては、SPSS Statistics Version 27.0.1を利用し、一部の分析及び統計処理に際してはオープンソースの統計ソフトウェア R 及び Microsoft Excel 2019を活用した。

3. 結果

調査の結果、601名から調査協力への同意の可否について回答があった。このうち同意が得られ、かつ回

答に不備のない483名を分析の対象とした。フェイスシートに基づく対象者の個人属性をまとめ、Table 1に示した。

Table 1 手話通訳資格保持者の個人属性

項目	選択肢	回答数	割合(%)
性別	男性	44	9.1
	女性	430	89.0
	回答しない	5	1.0
年齢	29歳以下	4	0.8
	30～39歳	31	6.4
	40～49歳	118	24.4
	50～59歳	203	42.0
	60歳以上	122	25.3
配偶者	いる	380	78.7
	いない	96	19.9
扶養	受けている	164	34.0
	受けていない	314	65.0
居住地	北海道・東北	73	15.1
	関東	146	30.2
	中部	76	15.7
	関西	88	18.2
	中国・四国	47	9.7
	九州・沖縄	48	9.9
最終学歴	中学校	4	0.8
	高等学校	126	26.1
	専門学校	64	13.3
	短期大学	102	21.1
	4年制大学	173	35.8
	大学院修士課程	9	1.9
	その他	3	0.6
通訳養成	地方自治体の養成カリキュラム	410	84.9
	専門学校(国リハなど)	13	2.7
	その他	57	11.8

(1) 通訳活動における通訳者の特徴：対象者の個人属性及び所持資格に関する情報についての調査項目のうち、年齢、最終学歴、通訳士資格、取得後経験、取得前経験、政見放送修了状況、司法研修修了状況を挙げ、各項目別に派遣従事時間及び派遣目的(最も頻度の多いもの)とのクロス集計表を作成して、Table 2に示した。同様に、各項目別に通訳雇用の有無及び雇用先とのクロス集計表を作成し、Table 3に示した。なお、年齢については49歳以下、50～59歳、60歳以上、最終学歴については大卒以上(4年制大学、大学院修士課程、大学院博士課程)と大卒以上以外、取得後経験については5年未満、5年以上10年未満、10年以上20年未満、20年以上、取得前経験については経験ありと経験なし、派遣従事時間については週2時間未満、週2時間以上4時間未満、週4時間以上、派遣

目的については日常生活(公的機関、医療機関、教育・保育機関など)と行事等(職業・資格、大会・会議・講演・講座、議会・行政による記者会見、団体活動など)、雇用先については支援機関等(聴覚障害者支援を主業務とする機関・事業所、聴覚障害を含む障害者支援を主業務とする機関・事業所)、地方自治体、その他(民間企業、教育機関、医療機関、その他)のそれぞれのカテゴリに再分類し、分析を行った。

Table 2 通訳者の特徴と手話通訳派遣状況との関連

	派遣従事時間			派遣目的	
	2h未満	2h以上 4h未満	4h以上	日常生活	行事等
年齢					
49歳以下	87▲▲	23	25▽▽	77▽▽	56▲▲
50～59歳	86▽	42	65	131	59
60歳以上	52	22	43	89▲	28▽
最終学歴					
大卒以上	87	29	46	104	54
大卒以上以外	139	60	87	197	88
通訳士資格					
資格あり	95▽▽	54	91▲▲	151	85
資格なし	129▲▲	36	42▽▽	148	58
取得後経験					
5年未満	67	18	27	72	40
5～10年未満	59	22	28	75	32
10～20年未満	68	32	52	111▲	38▽
20年以上	31	18	25	41▽	33▲
取得前経験					
経験あり	153	66	102	209	105
経験なし	69	24	30	88	36
政見放送修了					
修了済み	45	34	56	84	49
未修了	50	20	35	67	36
司法研修修了					
修了済み	18	14	22	30	21
未修了	76	39	69	120	63

▲：p<.05で有意に多い、▲▲：p<.01で有意に多い
▽：p<.05で有意に少ない、▽▽：p<.01で有意に少ない

Table 2についてカイ二乗検定を行った結果、派遣従事時間では、年齢($\chi^2=16.95, df=4, p<.01, Cramer's V=0.14$)、通訳士資格($\chi^2=24.51, df=4, p<.01, Cramer's V=0.23$)で、派遣目的では、年齢($\chi^2=9.69, df=2, p<.01, Cramer's V=0.15$)、取得後経験($\chi^2=9.13, df=3, p<.05, Cramer's V=0.14$)でいずれも有意な偏りが認められた。残差分析を行ったところ、派遣従事時間と年齢については、49歳以下で週2時間未満の通訳者が有意に多く(調整された残差=3.87, $p<.01$)、49歳以下で週4時間以上の通訳者(調整された残差=-3.46, $p<.05$)が、50～59歳で週2時間未満の通訳者(調整された残差=-2.22, $p<.01$)がそれ

それぞれ有意に少なかった。派遣従事時間と通訳士資格については、資格ありで週4時間以上の通訳者（調整された残差=4.06, $p<.01$ ）が、資格なしで週2時間未満の通訳者（調整された残差=4.79, $p<.01$ ）がそれぞれ有意に多く、資格ありで週2時間未満の通訳者（調整された残差=-4.79, $p<.01$ ）が、資格なしで週4時間以上の通訳者（調整された残差=-4.06, $p<.01$ ）がそれぞれ有意に少なかった。派遣目的と年齢については、49歳以下で行事等を選択した通訳者（調整された残差=2.83, $p<.01$ ）が、60歳以上で日常生活を選択した通訳者（調整された残差=2.31, $p<.05$ ）がそれぞれ有意に多く、49歳以下で日常生活を選択した通訳者（調整された残差=-2.83, $p<.01$ ）が、60歳以上で行事等を選択した通訳者（調整された残差=-2.31, $p<.05$ ）がそれぞれ有意に少なかった。派遣目的と取得後経験については、10年以上20年未満で日常生活を選択した通訳者（調整された残差=2.20, $p<.01$ ）が、20年以上で行事等を選択した通訳者（調整された残差=2.47, $p<.01$ ）がそれぞれ有意に多く、10年以上20年未満で行事等を選択した通訳者（調整された残差=-2.20, $p<.01$ ）が、20年以上で日常生活を選択した通

訳者（調整された残差=-2.47, $p<.01$ ）がそれぞれ有意に少なかった。

また、Table 3についてカイ二乗検定を行った結果、通訳雇用では、年齢（ $\chi^2=11.00$, $df=2$, $p<.01$, Cramer's $V=0.15$ ）、通訳士資格（ $\chi^2=34.85$, $df=1$, $p<.01$, Cramer's $V=0.27$ ）、取得前経験（ $\chi^2=4.79$, $df=1$, $p<.05$, Cramer's $V=0.10$ ）で、雇用先では、年齢（ $\chi^2=11.48$, $df=4$, $p<.05$, Cramer's $V=0.18$ ）でいずれも有意な偏りが認められた。残差分析を行ったところ、通訳雇用と年齢については、50~59歳で通訳雇用ありの通訳者（調整された残差=2.12, $p<.01$ ）が、60歳以上で通訳雇用なしの通訳者（調整された残差=3.27, $p<.01$ ）がそれぞれ有意に多く、50~59歳で通訳雇用なしの通訳者（調整された残差=-2.12, $p<.01$ ）が、60歳以上で通訳雇用ありの通訳者（調整された残差=-3.27, $p<.01$ ）がそれぞれ有意に少なかった。また、雇用先と年齢については、49歳以下でその他を選択した通訳者（調整された残差=2.92, $p<.01$ ）と、50~59歳で支援機関等を選択した通訳者（調整された残差=2.19, $p<.05$ ）がそれぞれ有意に多く、49歳以下で支援機関等を選択した通訳者（調整された残差=-2.40, $p<.05$ ）と、50~59歳でその他を選択した通訳者（調整された残差=-2.28, $p<.05$ ）がそれぞれ有意に少なかった。

Table 3 通訳者の特徴と通訳雇用状況との関連

	通訳雇用		雇用先		
	あり	なし	支援機関等	地方自治体	その他
年齢					
49歳以下	65	87	12▽	33	20▲▲
50~59歳	91▲	108▽	33▲	45	11▽
60歳以上	33▽▽	87▲▲	10	18	5
最終学歴					
大卒以上	67	112	21	31	13
大卒以上以外	122	173	33	66	23
通訳士資格					
資格あり	132▲▲	117▽▽	45	63	23
資格なし	59▽▽	165▲▲	10	35	13
取得後経験					
5年未満	41	82	13	19	9
5~10年未満	49	70	10	23	16
10~20年未満	69	86	21	38	8
20年以上	31	45	10	18	3
取得前経験					
経験あり	145▲	188▽	45	73	25
経験なし	44▽	91▲	8	25	11
政見放送修了					
修了済み	80	59	31	37	11
未修了	52	57	14	26	12
司法研修修了					
修了済み	30	24	13	15	2
未修了	100	93	32	46	21

▲： $p<.05$ で有意に多い、▲▲： $p<.01$ で有意に多い
▽： $p<.05$ で有意に少ない、▽▽： $p<.01$ で有意に少ない

(2) 地域別の通訳者の特徴及び通訳活動の現況：

居住地についての各回答を関東以外の東日本（東日本）、関東、関西、関西以外の西日本（西日本）の4カテゴリで再度集計した。そして、年齢、最終学歴、通訳士資格、取得後経験、取得前経験、政見放送修了、司法研修修了、派遣従事時間、派遣目的、通訳雇用、雇用先とのクロス集計表を作成し、Table 4に示した。

Table 4についてカイ二乗検定を行った結果、最終学歴（ $\chi^2=10.14$, $df=3$, $p<.05$, Cramer's $V=0.15$ ）、通訳士資格（ $\chi^2=24.57$, $df=3$, $p<.01$, Cramer's $V=0.23$ ）、取得前経験（ $\chi^2=12.53$, $df=3$, $p<.01$, Cramer's $V=0.16$ ）、派遣従事時間（ $\chi^2=19.99$, $df=6$, $p<.01$, Cramer's $V=0.15$ ）、派遣目的（ $\chi^2=11.95$, $df=3$, $p<.01$, Cramer's $V=0.17$ ）、雇用先（ $\chi^2=31.11$, $df=6$, $p<.01$, Cramer's $V=0.29$ ）に有意な偏りが認められた。残差分析を行ったところ、年齢については、大卒以上の関東在住者（調整された残差=3.17, $p<.01$ ）が有意に多く、大卒以上以外の関東在住者（調整された残差=-3.17, $p<.01$ ）が有意に少なかった。通訳士資格については、資格ありの関東在住者（調整された残差=4.52, $p<.01$ ）と資格なしの東

日本在住者（調整された残差=3.68, $p<.01$ ）が有意に多く、資格ありの東日本在住者（調整された残差=-3.68, $p<.01$ ）と資格なしの関東在住者（調整された残差=-4.52, $p<.01$ ）が有意に少なかった。取得前経験については、経験ありの西日本在住者（調整された残差=2.33, $p<.05$ ）と経験なしの関東在住者（調整された残差=3.07, $p<.01$ ）が有意に多く、経験ありの関東在住者（調整された残差=-3.07, $p<.01$ ）と経験なしの西日本在住者（調整された残差=-2.33, $p<.05$ ）が有意に少なかった。派遣従事時間については、週2時間未満の東日本在住者（調整された残差=2.71, $p<.01$ ）と週4時間以上の関東在住者（調整さ

れた残差=4.13, $p<.01$ ）が有意に多く、週4時間以上の東日本在住者（調整された残差=-3.07, $p<.01$ ）と週2時間未満の関東在住者（調整された残差=-3.06, $p<.01$ ）が有意に少なかった。派遣目的については、日常生活を選択した関東在住者（調整された残差=3.42, $p<.01$ ）が有意に多く、行事等を選択した関東在住者（調整された残差=-3.42, $p<.01$ ）が有意に少なかった。雇用先については、支援機関等の西日本在住者（調整された残差=2.66, $p<.01$ ）と地方自治体の東日本在住者（調整された残差=3.78, $p<.01$ ）、その他の関東在住者（調整された残差=3.93, $p<.01$ ）が有意に多く、支援機関等の東日本在住者（調整された残差=-3.23, $p<.01$ ）と地方自治体の関東在住者（調整された残差=-2.49, $p<.01$ ）が有意に少なかった。

Table 4 居住地別の特徴及び派遣・雇用状況

	東日本	関東	関西	西日本
年齢				
49歳以下	53	40	21	37
50～59歳	53	71	45	33
60歳以上	42	33	21	24
最終学歴				
大卒以上	51	71▲▲	28	31
大卒以上以外	98	75▽▽	58	64
通訳士資格				
資格あり	60▽▽	99▲▲	42	51
資格なし	88▲▲	45▽▽	46	44
資格取得後経験				
5年未満	33	41	28	20
5～10年未満	41	39	17	22
10～20年未満	43	44	31	39
20年以上	31	20	12	13
資格取得前経験				
経験あり	102	88▽▽	67	75▲
経験なし	43	56▲▲	20	18▽
政見放送研修会				
修了済み	39	55	19	27
未修了	21	44	23	23
司法研修				
修了済み	19	16	8	10
未修了	40	83	33	41
派遣従事時間				
週2h未満	81▲▲	53▽▽	44	44
週2h以上4h未満	28	24	18	20
週4h以上	27▽▽	59▲▲	22	25
派遣目的（最頻）				
日常生活	86	108▲▲	53	53
行事等	49	28▽▽	30	34
通訳雇用				
あり	56	55	31	47
なし	92	89	54	47
雇用先				
障害者支援機関・事業所	7▽▽	14	13	21▲▲
地方自治体	40▲▲	20▽▽	15	21
その他	8	20▲▲	3	5

▲： $p<.05$ で有意に多い、▲▲： $p<.01$ で有意に多い
▽： $p<.05$ で有意に少ない、▽▽： $p<.01$ で有意に少ない

4. 考察

(1) 通訳活動と通訳者における特徴との関連：本研究の結果、派遣従事時間では年齢と通訳士資格で、通訳雇用では年齢、通訳士資格、取得前経験との間で有意な偏りが認められ、派遣業務や雇用を積極的に担う通訳者と関連する要因であることが示唆された。

年齢と派遣従事時間については、49歳以下では週2時間未満の者が多い一方で週4時間以上の者が少なく、50～59歳では週2時間未満の者が少なかった。これらの結果から、比較的低年齢の場合には実務経験の機会は少なく、年齢の上昇に応じて実務経験が増加する傾向が示された。特に、通訳雇用については50～59歳で雇用ありと回答する者が多く、経験が長いとされる50代の通訳者が実務的な戦力である現状が示唆された。

49歳以下の通訳者については、派遣目的では行事等の回答者が多いことや、雇用先ではその他の回答者が多いことが示された。行事等は、例えば、大会・講演・議会などの選択肢からなり、公的な性質をもつ派遣依頼が集中しやすい傾向にあることが示唆される。また、雇用先における「その他」には、民間企業や教育機関、医療機関などが含まれており、各機関の専門業務にあたる人材として若手の通訳者が登用されている実情がうかがえた。これらのことから、年齢に応じて異なる実務経験を蓄積している現状が示唆された。

通訳士資格を有する通訳者では週4時間以上の派遣従事時間や、通訳雇用ありの回答者が多かった。すなわち、保有資格により通訳スキル等に関する高い専門性を有するものと判断され、通訳活動や雇用状況に影

響していることが指摘できよう。また、取得前経験のある通訳者においても、通訳雇用ありの回答者が多かった。資格取得前から通訳経験を有する場合、通訳活動それ自体に積極的な態度を示し通訳スキルの向上を図っていることが推察され、それらが潜在的に雇用に影響した可能性が考えられる。

一方、取得後経験については、派遣従事時間や通訳雇用との統計的な関連は示されなかった。現在、手話通訳を担う人材には、手話通訳士や手話通訳者の他、厚生労働省の定める養成講座を修了した手話奉仕員もいる。資格試験等が課されない彼らの技量は、手話通訳士や手話通訳者に比して低いことが想定できるが、実際の活動においては手話奉仕員のみを派遣する自治体もある(全日本ろうあ連盟, 2011)。本研究の結果は、以上のような人材不足を背景として、経験年数と派遣従事時間等との明確な関連が示されなかったものと考えられる。

(2) 通訳者の実態における地域差：本研究の結果、東日本及び関東において有意な偏りが認められる項目が多かった。東日本では、通訳士資格なしの通訳者が多い一方、派遣従事時間においては週4時間以上の通訳者が少なかった。これらの結果から、実務経験の少なさや、通訳士資格の保有による専門性の保証が不十分である現状が示唆された。この点に関し、関東では通訳士資格ありの通訳者や派遣従事時間で週4時間以上の通訳者が多く、東日本とは異なる傾向が示された。また、関東では日常生活に関連した派遣業務が多いこと、雇用先については東日本、関東、西日本において有意に多い項目がそれぞれ異なること等、地域における通訳ニーズや、それを支える通訳者の雇用実態も異なることが示唆され、通訳活動に従事する資格所持者の実務経験には地域差があることが明らかとなった。

Ⅲ. 検討2：通訳者における資質・能力とその関連要因

1. 目的

通訳者における手話通訳スキルの特徴と、手話通訳スキルに関連する個人要因について検討することを目的とした。併せて、手話通訳スキルにおける地域差や、職業倫理等との関連についても検証する。

2. 方法

(1) 対象者：検討1と同様である。

(2) 調査内容の構成：検討1と同様である。

1) 手話通訳における職業倫理や行動規範等：電話リレーサービスにおける通訳者養成に関する国外文献(Interpreting via Video Work Team, 2007, 2008, 2010; Taylor, 2005)及び手話通訳者等の実態に関する国内文献(聴力障害者情報文化センター, 2019; 全国手話通訳問題研究会, 2016)、電話リレーサービス利用に関するガイドライン(電話リレーサービス制度化検討委員会, 2020)及びコミュニティ通訳における倫理規定(飯田, 2016)を参考に質問項目を作成した。作成に際しては、通訳者に必要なコンピテンシーに関する3領域(Skills, Knowledge, Personal Attribute)の観点(Taylor, 2005)から筆頭著者が作成した項目例に基づき、筆頭著者、第二著者、及び研究協力者間でのブレインストーミングや妥当性の確認を行い、最終的に職業倫理や行動規範等に関する32項目からなる質問項目(以下、職業倫理等項目)を設定した。設定した項目の概要をTable 5に示した。調査では、6段階評定(1:全く当てはまらない、2:当てはまらない、3:あまり当てはまらない、4:少し当てはまる、5:当てはまる、6:とても当てはまる)により回答させた。

2) 手話通訳スキル課題：対象者の手話通訳スキルについて検討するため、2種類のスキル課題(読取課題、誤訳判別課題)を設定した。いずれの課題も、手話を第一言語とする聴覚障害者を研究協力者とし、日常生活における談話内容や、電話リレーサービス等での手話通訳の利用が想定される具体的な場面から問題を作成した。なお、スキル課題のはじめには手話動画の確認テストを実施し、回答に支障のないことを確認してから問題に移ることとした。

①読取課題：手話による談話動画を視聴し談話内容と正しい選択肢を選ぶ課題である。場面設定を日本語文で確認後、手話動画を視聴し続けて回答させた。動画視聴の前には、「視聴に際して途中停止や繰り返しが不可能であること」「回答に際して動画の最後に提示される5つの選択肢から手話の内容を正しく伝えているものを1つ選択すること」をそれぞれ教示した。なお、選択肢の提示時間は1分間とした。問題は「自己のエピソードに関する語り」(4分8秒)と「交通事故対応における弁護士との相談」(2分26秒)の計2問であり、談話のトランスクリプトはそれぞれ498文字、267文字であった。

Table 5 手話通訳資格保持者における職業倫理等項目

質問項目	分析時のカテゴリ
1 通訳中、事前に聞いていなかった話が出てきても落ち着いて対応している	通訳能力
2 自分になじみのない内容（例：専門用語の使用）でも落ち着いて対応している	
3 少人数の場面では、一方の様子や状況（例：メモを書いている）に応じて、話を制止するなど会話のコントロールを心がけている	
4 多人数の聴者で構成されている場面の通訳では、誰が発言しているのかが明確に通訳として伝わるように心がけている	
5 多人数の聴者で構成されている場面の会議や打ち合わせでは、ろう者が発言しやすいように、訳出のタイミングに気をつけたり、アイコンタクトで発言のタイミングをろう者に伝えるように心がけている	
6 通訳パフォーマンスに影響を与えないように、照明、空調、プロジェクター等の機材配置などの環境調整を、現場で依頼するようにしている	能力の限界
7 複数の通訳パートナーがいる時は、通訳パフォーマンスが十分に発揮できるように、適宜パートナーにフォローを求めたり、交替をしてもらうようにしている	
8 自分のスキルでは対応できない通訳依頼を打診されたときは断るようにしている	
9 通訳は、ろう者のコミュニケーションアクセス、社会的平等・権利の享受、自立を支える支援であるという意識を持って通訳業務にあたっている	公平性
10 派遣元や雇用先のルールを超えない範囲で通訳サービスを提供するようにしている	
11 通訳の内容が、例えば揉め事やハラスメントなど、感情的・倫理的な問題がある場合でも中立的な立場で通訳している	
12 通訳に関わる方が知り合いであっても、個人的な感情や考えを取り除いて、通訳を介してやりとりする双方が公平性や安心を感じる通訳をしている	
13 パソコンのメールを毎日チェックしている	知識・技術の向上
14 電子データの資料を受けとれるようにパソコン、プリンタ類をそろえている	
15 ビデオ電話などの新しいテクノロジーを活用した通訳に興味がある	
16 毎日、新聞・テレビ・インターネット等で時事問題について把握するようにしている	
17 ささまざまなジャンルの本を読むようにしている	
18 ろう者やろう団体が企画するイベントには積極的に参加したり、協力を申し出ている	
19 ろう者の活躍やろう教育、ろう文化等に関するニュースを常に取り入れるようにしている	
20 日本手話について学べる講座やイベントには積極的に参加している	
21 通訳に関わる研修には積極的に参加している	
22 事前資料がないときでも、インターネット等で、通訳に関わる方の情報を集めるようにしている	事前準備
23 事前に提供された資料から、なじみのない内容や理解しづらいと感じることはインターネット等で調べたり、学習するようにしている	
24 通訳業務によって生じる身体的な疲労を適度な休憩や運動、生活習慣で解消している	メンタルヘルス
25 通訳業務によって生じる健康上のリスクについて十分理解している	
26 通訳業務の中で、専門的な内容など、難しい業務であるほど、やりがいを感じている	
27 通訳業務によって生じる心理的なストレスを解消する方法をもっている	守秘義務
28 通訳業務が個人情報ややりとりを含む機密性の高いものであることを理解している	
29 通訳業務が責任ある職として依頼人の信用を損なわないよう十分意識している	
30 事前に提供された資料は通訳の現場に必ず持参し、使用後の処理も含めて、提供者の信頼を損なうことがないように丁寧に取り扱うようにしている	職業的態度
31 通訳に関わるすべての方に対し、挨拶や、敬語、適切な言い回しなどの言葉遣いに気をつけるようにしている	
32 通訳の見やすさを考慮し、また TPO に合った服装を心がけている	

②誤訳判別課題：日本語文及び呈示された日本語文についての誤訳を含む手話通訳動画を視聴し誤訳された内容と一致する選択肢を選ぶ課題である。場面設定及び談話内容を示す日本語文を確認後、手話動画を視聴し回答させた。動画視聴の前には、「視聴に際して途中停止や繰り返しが不可能であること」「手話動画には日本語文とは異なる誤訳が含まれており、動画の最後に呈示される5つの選択肢から誤訳部分を示すものを1つ選択すること」をそれぞれ教示した。なお、選択肢の呈示時間は1分間とした。問題は「職場での人間関係トラブル」(2分25秒)と「家族とのエピソードに関する語り」(2分43秒)の計2問であり、日本語文はそれぞれ249文字、300文字であった。

(3) 手続き：検討1と同様である。

(4) 統計的処理：職業倫理等項目については、1～6までの評定値をそれぞれ得点化した。そして、飯田(2016)を参考に、各項目を8つのカテゴリ(Table 5)に分類後、対象者ごとに各カテゴリを構成する項目の平均得点を算出し、各カテゴリの評定値とした。手話通訳スキル課題については、正答を1点として得点化し、合計得点を算出した。なお、得点化の際には、誤答及び無回答のそれぞれを0点として扱った。

分析及び統計処理に使用したソフトウェアについては、検討1と同様であった。

3. 結果

(1) 手話通訳スキルの成績：スキル課題の得点について、読取課題と誤訳判別課題の課題別に平均を算出したところ、読取課題では1.21点(S.D.=0.64)、誤訳判別課題では0.99点(S.D.=0.77)であった。平均の差を検討するため、t検定を行ったところ、有意差が認められた($t(482)=5.51, p<.01, d=0.25$)。続いて、2つの課題の合計得点に基づき、3点以上の対象者を成績高群、2点以下の対象者を成績低群にそれぞれ分類し、課題別に平均を算出して、Fig. 1に示した。平均の差を検討するため、成績群(2)×課題(2)の二要因分散分析を行ったところ、成績群の主効果($F(1, 481)=1272.48, p<.01, \eta_p^2=0.73$)、課題の主効果($F(1, 481)=22.58, p<.01, \eta_p^2=0.04$)及び成績群×課題の交互作用($F(1, 481)=27.46, p<.01, \eta_p^2=0.05$)が有意であった。成績群と課題の単純主効果を分析した結果、成績群についてはいずれの課題でも有意であり($p<.01$)、課題については成績低群のみ有意であった($p<.01$)。

(2) 通訳者の特徴による手話通訳スキルの成績：

手話通訳スキルと関連する要因について検討するため、年齢、通訳士資格、取得前経験ごとに対象者を分類し、その平均を算出して、Table 6に示した。年齢、通訳士資格、取得前経験を要因とする3要因分散分析を行った結果、通訳士資格の主効果($F(1, 455)=4.99, p<.05, \eta_p^2=0.01$)のみ有意であった。

(3) 地域別の手話通訳スキルの成績：スキル課題の合計得点について、4カテゴリからなる居住地別に平均を算出し、Fig. 2に示した。居住地を要因とする一要因分散分析を行った結果、主効果が有意であった($F(3, 474)=4.70, p<.01, \eta_p^2=0.03$)。そこで、多重比較を行った結果、東日本と関西($p<.05$)、関東と関西($p<.01$)において有意差が示された。

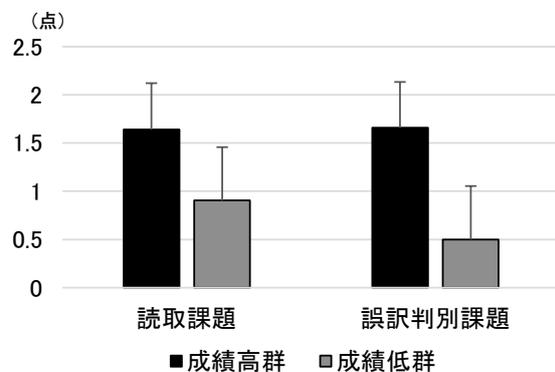


Fig. 1 成績群別の各課題の成績

Table 6 通訳者の特徴別のスキル課題の成績

年齢	通訳士資格	取得前経験	
		経験あり	経験なし
49歳以下	あり	2.67	2.33
	なし	2.04	2.24
50～59歳	あり	2.23	2.38
	なし	2.09	2.15
60歳以上	あり	2.00	2.33
	なし	1.94	1.89

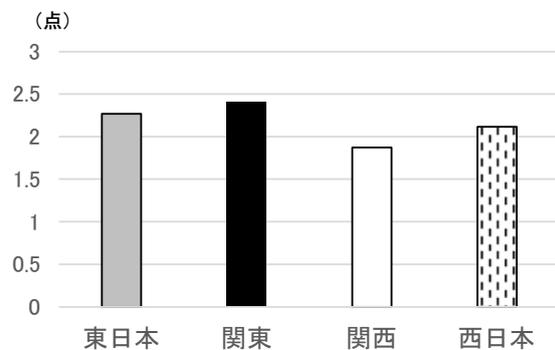


Fig. 2 地域別のスキル課題の成績

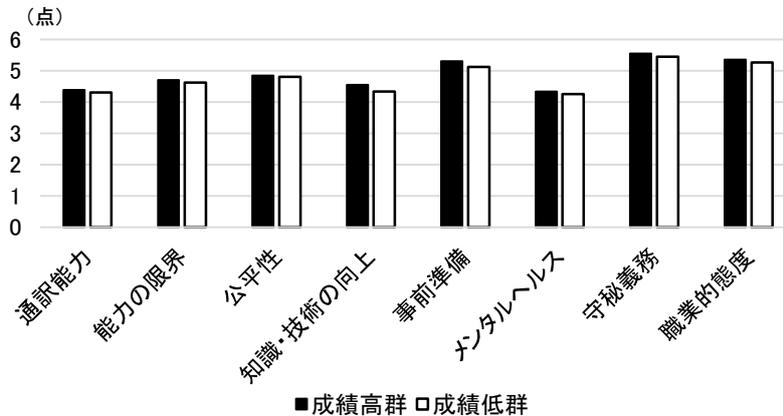


Fig. 3 スキル課題の成績別の職業倫理等項目の評定値

(4) 手話通訳スキルと職業倫理等との関連：スキル課題の成績に基づく各群について、職業倫理等項目に関する8カテゴリごとに得点の平均を求め、Fig. 3に示した。成績群間における平均の差を比較するため、カテゴリごとにt検定を行った結果、「知識・技術の向上」($t(481) = 3.66, p < .01, d = 0.34$)「事前準備」($t(481) = 2.85, p < .01, d = 0.26$)「守秘義務」($t(481) = 2.12, p < .05, d = 0.20$)において有意差が示された。

4. 考察

(1) 通訳者における手話通訳スキルの特徴：手話通訳スキルに乏しい通訳者においては、読み取りスキルに課題を有することが示された。特に、誤訳判別課題において成績が顕著に低いことから、日本手話の空間的・非手指的な文法的要素を十分に習得できておらず、内容語に依存した文理解方略をとっていることが背景にあると考えられた。

(2) 手話通訳スキルと関連する個人要因：通訳士資格のない通訳者に比して通訳士資格を有する通訳者の得点が高いことが示された。通訳士資格は各通訳者における専門性を証明する指標の1つであり、本研究から得られた知見は、これを部分的に支持する結果であったといえる。しかしながら、その効果量の値は小さいことから、通訳資格士の有無が手話通訳スキルに与える影響については、その他の背景要因を含めた更なる検討が必要であると考えられる。

(3) 手話通訳スキルにおける地域差：関西のみ、東日本及び関東と成績に差があることが示されたが、その他には有意差は示されなかった。霍間・四日市(2013)によれば、都道府県が認定する手話通訳者に

ついては、各地域における通訳者の質を担保するため、「手話通訳者全国统一試験」が開始されたが、本研究の結果は、このような質保証に向けた全国的な取り組みによる成果の一端を示したものであったといえる。一方、本研究で使用した課題において、関西では低成績を示したが、今後、各地域に焦点を当てた詳細な調査研究も必要であろう。

(4) 手話通訳スキルと職業行動倫理との関連：成績高群において有意に高い値を示したのは「知識・技術の向上」「事前準備」「守秘義務」の3カテゴリであった。新海・中野(2022)では、通訳パフォーマンスに直結する「事前準備」について、要約筆記スキルの高い者では事前の行動を強く意識していることが示されており、本研究も同様の結果であったと考えられる。一方、新海・中野(2022)では、通訳場面での対応力等を示す「通訳能力」においても要約筆記スキルの高い者で自己認識が高いことが示されたが、同様の結果は得られなかった。手話通訳においては、高い第二言語スキルを用いた通訳が求められるが、その技術不足が手話通訳を利用する聴覚障害者からも指摘されている(全日本ろうあ連盟, 2011)。また、手話通訳においては、デマンド・コントロール・スキーマ(Dean & Pollard, 2013)のように、ターンテイキングを含む場の管理を適切に行う力も求められ、本研究の「通訳能力」にも相当する質問項目があった。それ故、スキル課題の成績が高い通訳者であっても通訳能力について高い評定値を得られなかった本研究の結果は、通訳に求められる能力の諸側面を概観し、不十分さを感じていることを反映したものと考えられる。

IV. 総合考察

検討1の結果、派遣従事時間や通訳雇用に影響する要因として年齢と取得前経験が示されたが、検討2の結果、2つの要因は手話通訳スキルの成績に効果を示さなかった。この結果から、通訳者の質保証においては、年齢や資格取得前の経験が不確定な要因であることが示唆された。特に、年齢については、通訳雇用のある通訳者は50代に多いことや、49歳以下では派遣業務の実務経験が少ないことが示されたが、Table 6より、最も得点の高い群は49歳以下に確認された。以上を踏まえると、年齢や経験の長さやその内容が、手話通訳において特に課題となっている読み取りの力の要因となるわけではないことが指摘できよう。さらに、注目すべきは、手話通訳士や手話通訳者といった有資格者の中で、特に日本手話の文法的要素が影響する誤訳判別課題の成績の個人差が示されたことである。日本手話の言語的スキルは、経験だけで伸ばすのは難しく、手話通訳者養成のあり方を見直す必要があると考えられる。

また、地域差に関する検討1の結果から、東日本と関東における実務経験の違いが示唆されたが、検討2の結果からは、東日本と関東の通訳スキルに統計的な差は認められなかった。東日本においては通訳士資格のない通訳者が多いものの、雇用先のある56名の通訳者のうち、40名が地方自治体に勤めている。また、約7割にあたる通訳者(102名)が資格取得前より通訳活動への従事経験を有していたことを踏まえると、通訳の現場経験が通訳能力の向上に意味を持たないというわけではなく、職務においてろう者の生活全般に関わることに直接にやりとり、また通訳者としてやりとりに関わる経験が重要であることを示唆していると考えられる。特に、手話の地域性や、日本手話と日本語の両方に困難を持つ不就学のろう者、ろう重複者の支援など、本人との関わりを深めなければ通訳ができない場面も多くある。さまざまな聴覚障害者を対象とする現場の通訳経験・支援経験は、養成課程において学ぶことができないものであるといえよう。

付 記

本研究は、令和3年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)(20GC1014)の助成を受けた。

文 献

- 聴力障害者情報文化センター(2019)手話通訳士実態報告書. 聴力障害者情報文化センター
- 聴力障害者情報文化センター(2022)第32回(令和3年度)手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)受験者居住地概況. 聴力障害者情報文化センター, 2022年1月31日, http://www.jyoubun-center.or.jp/wp-content/themes/joubun/pdf/slit/32_result_prefecture. (2022年10月30日閲覧)
- Dean, R. K. & Pollard, R. Q. (2013) The demand control schema: Interpreting as a practice profession. North Charleston, SC: CreateSpace. 高木真知子・中野聡子訳(2022)デマンド・コントロール・スキーマ 対人専門職としての手話通訳 倫理的・効果的な意思決定のために. 明石書店.
- 電話リレーサービス制度化検討委員会(2020)2019年度電話リレーサービス普及啓発推進事業報告書, 全日本ろうあ連盟, 2021年4月30日, <https://www.jfd.or.jp/trs/files/pdf/trs2019report.pdf>. (2022年10月26日閲覧).
- 飯田奈美子(2016)対人援助におけるコミュニティ通訳者の役割考察—通訳の公正介入基準の検討—. 立命館大学審査博士論文.
- Interpreting via Video Work Team. (2007). Video relay service interpreting domains and competencies. National Consortium of Interpreter Education Centers, <http://www.interpretereducation.org/wp-content/uploads/2011/06/VRSDomainsCompetencies.pdf>. (2022年10月26日閲覧).
- Interpreting via Video Work Team. (2008). Steps toward identifying effective practices in video relay interpreting. National Consortium of Interpreter Education Centers, 2008年12月31日, http://www.interpretereducation.org/wp-content/uploads/2011/06/Steps_VRS_2008Report1.pdf. (2022年10月26日閲覧).
- Interpreting via Video Work Team. (2010). Steps toward identifying effective practices in video remote interpreting. National Consortium of Interpreter Education Centers, 2010年3月, http://www.interpretereducation.org/wp-content/uploads/2011/06/VRISStepsReportApril2010_FINAL1.pdf. (2022年10月26日閲覧).
- 厚生労働省(2021)意思疎通支援実施体制, 厚生労働

- 省, <https://www.mhlw.go.jp/content/000956215.pdf>
- 中野聡子 (2022) 対人専門職としての手話通訳教育における論考, 群馬大学教育実践研究, 39, 139-147.
- 新海 晃・中野聡子 (2022) 要約筆記者の通訳活動及び資質・能力に関する調査研究: 電話リレーサービスを担うオペレータ養成に向けた検討, 聴覚言語障害, 51(1), 25-37.
- 総務省 (2019) 電話リレーサービスに係るワーキンググループ事務局説明資料, 総務省, 2019年1月, https://www.soumu.go.jp/main_content/000596719.pdf. (2022年10月26日閲覧).
- Taylor, M. (2005). "Video Relay Services Interpreting Task Force Analysis Report." Distance Opportunities for Interpreting Training Center, University of Northern Colorado, 2005年3月14日, <https://www.unco.edu/cebs/asl-interpreting/pdf/library/vrs-task-analysis-report.pdf>. (2022年10月26日閲覧).
- 霍間郁実・四日市章 (2013) わが国における手話通訳者養成事業の実態と課題, 通訳翻訳研究, 13, 97-114.
- 全国手話通訳問題研究会 (2016) 雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査報告書: 2015年10月調査. 全国手話通訳問題研究会
- 全日本ろうあ連盟 (2011) 「コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査」報告書. 全日本ろうあ連盟 (2022. 12. 12受理)

新海 晃・中野 聡子

A Survey Study on the Current Status of Interpreting Activities and Qualities and Abilities of Certified Sign Language Interpreters

Akira SHINKAI

Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University

Satoko NAKANO

Department of Special Needs Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

In this study, we conducted a nationwide web-based survey of sign language interpreters. In Study 1, to examine the characteristics of sign language interpreters, we analyzed the responses of 483 qualified sign language interpreters regarding (1) individual attributes, (2) sign language interpreting qualifications, and (3) actual status of interpreting activities. The results indicated that age; possessing qualifications recognized by the Ministry of Health, Labor and Welfare; and years of experience prior to gaining qualifications were related to the time spent engaged in interpreting dispatch and to whether the respondent was employed in interpreting-related work. However, the relationship with years of experience after qualifications was unclear. It was also suggested that the demand for and employment status of interpreters varied by region. In Study 2, to examine the characteristics of interpreting skills and related factors, we analyzed (1) the professional ethics of sign language interpreters and (2) sign language interpreting skills. The analysis revealed that there is a relationship between sign language interpreting skills and qualifications. There is no significant difference in sign language interpreting skills, except in some regions. Finally, interpreters with high sign language interpreting skills do not have high self-evaluations of their interpreting competency. The study concludes with a discussion of the issues in training interpreters for sign language interpreting.

Keywords: deaf and hard of hearing, sign language interpreting, interpreting skills, professional ethics, telecommunication relay service

5. メディア紹介

ろう者の意思疎通手段として欠かせない手話は、かつて言語や視覚から利用が禁止されていた。その手話を言語と位置づける「手話言語条例」を制定する動きが全国に広がっている。全日本ろうあ連盟（本部・東京）によると、同様の条例を制定したのは全国で4より自治体。2020年4月13日現在、のち九州・山口では62自治体（同）による。ろうあ連盟などは条例とともに、国に「手話言語法」の制定を求めている。条例や法律で「手話は言語」と明確に定義する目的や効果を採っている。

【山口様子】

環境整備に法制定必要



厚くする意味がある」と語った。九州・山口でも福岡県が20年4月、熊本県が昨年4月に施行するなど、条例が広がっている。一方、条例化に至らないケースも。福岡市は14年に当事者団体から条例制定を求める

支払い、現金/クレジットカード/スマホ……。大分市内でコンビニエンスストアのレジに置かれていた「指さしコミュニケーションボード」。「目の不自由な人が、必要に応じてスマホで指さしボードで指し示すのでスマホコミュニケーションが取れます」と、女性店員が説明してくれた。



レジでの受け答えを手助けするためのコミュニケーションボードを指す店員

を製作した。手話を使う購買障害者には文章が苦手な人も多く、ボードには短文で絵や数字が添えられている。県のホームページからダウンロードすれば誰でも利用できる。同県内では18市町村のうち11市で同種条例が施行。県の担当者は「条例制定で県内の未制定地域も広がる」と話した。県内在住で聴覚障害のある岩田知恵さん（58）は「目が不自由と伝えないことも手話ではあるように。理解は広がっているが、ここには手話ができる人が少ないのが安心感がほしい。そのためにも手話言語法の制定が必要だ」と話した。

手話言語条例、全国に広がる

大阪府は16年1月、「市」に条例を定めた手話言語条例を施行。21年10月には新型コロナウイルスの検査場などに聴覚手話頭道を利用できるよう医療方針を改定した。担当者は「条例化で各部署に認識を強く持つてもらい、支援を手

整備現場では90年代まで、特有の文法体系を持つ手話の使用を禁じ、口の形を読み取るコミュニケーション手法を強いていた。06年12月、国連総会で手話を言語と定義した「国際連合条約」が全会一致で可決された。これを機に国内でも手話を言語と同等の扱いを受けるよう、全日本ろうあ連盟は19年に「日本手話言語法」を公表し、法制府を求めた。だが実現には至っておらず、13年施行の鳥取県を第一歩に、各地の自治体で「手話は言語」と条例で定める動きが先行している。大阪府は16年1月、「市」に条例を定めた手話言語条例を施行。21年10月には新型コロナウイルスの検査場などに聴覚手話頭道を利用できるよう医療方針を改定した。担当者は「条例化で各部署に認識を強く持つてもらい、支援を手

請願書が出されたが、19年に手話を含むあらゆるコミュニケーション手段の確保を促す「障害者差別解消条例」を施行。北九州市も同種条例を8年に施行したが、手話言語法特化した条例については、国の法整備の動きを注視しながら当事者団体と意見交換を進めたい」とした。他の未制定自治体からは「条例がなくてもできる支援はある」「中身のある条例にするには手話が必須で、国の法整備を見守りたい」との声があった。鹿野大の二神輝子助教（社会福祉学）は、手話を具体的に学ぶ環境整備など、法の制定が必要課題があることを指摘した上で、「手話言語条例は理念としての意義が強いが、手話が禁じられた歴史がある中で、『手話は言語』と聞かせることで自治体が当事者の悲願であり、権利回復の意味もある」と強調した。

聴覚障害の英語学習 議論

群大 オンラインシンポに230人



聴覚障害者の英語学習について語り合ったシンポジウム

群馬大学教育・学生支援機構は21日、聴覚障害者の英語学習について語り合うオンラインのシンポジウムを

開いた。英語教育や特別支援教育に携わる県内外の学識者4人が研究や現場経験を基にした意見を述べ、全国の

小中高校教諭ら230人が見識を深めた。英語の習得には音が重要だとされる。言葉を音の組み合わせとして捉える「音韻認識」の力は読み書きの基盤となるが、耳が聞こえにくい人はどうするか。同大の飯島睦美教授と中野聡子准教授、筑波技術大の長南浩人教授、神田外語大の河合裕美准教授が事例発表や議論を行った。

中野准教授は、英語のペアを見て2語の共通点を見つけて分類させるテストを紹介。健常者は言葉を見て「音韻」「意味」「品

群馬大が手話交え将棋教室

聴覚障害持つ子どもも向け

群馬大手話サポートセンターが養成プロジェクト室は、聴覚障害を持つ子ども向けに、手話を交えて解説する将棋教室を前橋市内で開いた。藤本康一郎指導棋士三段が指し手などを教え、同室の金澤貴之教授(特別支援教育)と二神麗子助教(同)が手話を交えて伝えた。同室は手話通訳者の養成を目指し、2017年度に設立された。公開講座として将棋教室を開くのは初めてで、今月4日から全3回行った。最終日の25日は「将棋の勝ち方を知ろう」がテーマ。参加した3人の子どものうち、藤本さんらを相手に対局し、「敵陣の手薄なところから攻めよう」などとアドバイスをもらった。

3人、笑顔で「また参加したい」



将棋を教える藤本康一郎指導棋士三段(左から2人目)と手話で伝える群馬大の二神麗子助教(右端)＝前橋市で

伊勢崎市の小4、岡部未怜さん(9)は「楽しくて、手話で習えたので分かりやすかった。また参加したい」と笑顔を見せた。金澤教授は「将棋は相手の手を読むなど抽象的思考を養える。心を開きにくい子ども、

将棋なら通じ合えることがある。耳の聞こえない子どもこそ将棋を学び、人とつながる楽しさを知ってほしい」と話す。一方で手話通訳のある将棋教室の少なからず、聴覚障害者が将棋を楽しむ機会が限られると指摘し、今後は活動の拡大を目指す。【川地隆史】

群大が手話通訳者養成

来年度から社会人向け、オンライン

群馬大は、社会人向けの手話通訳者養成講座を2023年度からオンラインで実施することを決めた。手話通訳者の養成講座は自治体による開催が一般的で、

同大によると、大学が開講するのは全国初となる。学術的で難度の高い内容の手話や、面識のないろう者に対応できる通訳者を育てるのが狙い。夜間にオン

ラインで開き、全国どこからでも受講できる。基礎と発展の2コースを設け、授業時間は計210時間。受講料や募集要項は今後公表する。

手話通訳者の育成をめぐるのは、養成講座の期間の長さや、若年層の担い手不足が課題になっている。

手話通訳者になるためには、手話奉仕員や手話通訳者の養成講座を経て受験資格を得る必要があるが、自治体による養成講座は最低でも5年かかり、試験に合

格する人が少ないのが現状だ。高齢化も進み、全国手話通訳問題研究会の調査によると、雇用されている手話通訳者の平均年齢は54.4歳だった。

群馬大は17年度、2年半で受験資格を得られる学生向けの単位制度を設けた。日本語は日本語の文法と大きく異なり、手の形のほかに眉の上げ方や口の開き方などでも意思を伝えるため、文法や演習を組み合わせて、習得しやすい順序で指導している。社会人向けの講座もこうした指導法が取られる予定で、同大の

金沢貴之・共同教育学部教授は「全国で活躍するプロの手話通訳者を育てていきたい」と話している。



手話の授業を配信する群馬大の中野聡子准教授。社会人向け講座も担当する（12日、前橋市の同大で）

互いに理解深めあって

避難のろう者ボスコさん 群馬大生らと交流

ロシアによる侵攻を受けてウクライナから日本に逃れてきた人の中には、聴覚障害者もいる。みどり市で避難生活を続けるボスコ・ボロシミールさん(48)はその一人だ。慣れない外国で、どのような思いで暮らしているのだろうか。ボスコさんからウクライナから避難したろう者と留学生、群馬大で手話を学ぶ日本人学生らの交流イベントを通して考えた。

〔1〕地産史



「すみずみから知らない。知らないで終わらせず、そういう人がいることを交流の場を通して知ってほしい」と思い立った。

イベントは10月下旬、手話通訳者の養成を目指す群馬大手話サポーター養成プロジェクト室が開催した。企画したのは、同室の下島謙子さん。「ろう者が、ボスコさんら聴覚の生活は身近ではな障害者とその家族の計5人がウクライナから

4言語で談笑「良い化学反応」



出身地について語りボスコ・ボロシミールさん(奥右)と群馬大の留学生ら(手前) 群馬市荒牧町の群馬大荒牧キャンパスで

5月にみどり市に避難の聴覚障害者の支援施設を経営する日本手話で股に身を寄せた。当時説明。首飾キーウ(十分な情報が得られず、不安な状況にさらされたいという。現在は、みどり市ろう者からイタリヤ・ミランに説明した。参加者は、時間をかけながらも互いの理解に努めていた。

協会や同市の支援を受けて生活している。こうした内容は、手話を学ぶ同大4年の横坂美乃里さん(22)らが日本語に翻訳し、その日本語を「グローバルフロンティアリーダー(GFL)」「育成プログラムの学生が、英語でウクライナからの留学生に説明した。参加者は、休憩中には、ボスコさんらと留学生が手話を交わし、互いの出身地の話題で談笑する場面も。同室の金澤貞之教授は「ウクライナにいれば、留学生がろう者と交わる機会は少なかっただろう。遠く離れた日本でできて良かった」と見守った。

第二部ではボスコさんとシンドルチュク・オレクサンドルさん(52)が国際手話でウクライナの歴史や手話を解説。下島さんが日本語に訳した。「ありがとても面白かった」と振り返る。終了後、ボスコさんらもあつたが、つながらず話した。金澤教授は「極めて珍しい試みだが、良い化学反応が起きた」と話した。

話に訳した。「ありがとても面白かった」と振り返る。終了後、ボスコさんらもあつたが、つながらず話した。金澤教授は「極めて珍しい試みだが、良い化学反応が起きた」と話した。

共有の大切さ 手話で市民の集い 塩尻で



「手話は言語」と話す
金澤教授

法務省などが定める「人権週間」（4～10日）に合わせ、塩尻市と市教育委員会は3日、「豊かな心を育む市民の集い」を市レザンホールで開いた。市民約110人が、4月に市が施行した手話言語条例から「手話は言語」と認識し相互理解を深める大切さを学んだ。群馬大学共同教育学部の金澤貴之教授が講演し、群馬県手話言語

条例は「手話に通じたろう者を含む教員の確保」をうたい、県教員採用試験で手話通訳士資格による加点制度があることを紹介した。

手話は顔の表情も含め表現が複雑であることが踏まえ、「分かったつもりにならないことが大切だ」と訴えた。

集いでは手話通訳に加え、要約筆記がつけられた。

（瀬川智子）

新着情報

共同教育学部特別支援教育講座 金澤貴之教授がNHKハートネットTVに出演します (2022年4月20日)

[投稿日] 2022/03/31 THU [CATEGORY] メディア情報, 新着情報 [tag] 共同教育学部

Tweet LINE Facebook

共同教育学部特別支援教育講座の金澤貴之教授がNHKハートネットTVに出演します。

「聞こえない子どものメンタルヘルス」という特集の中で、“ろう児・難聴児の心のケアにおいて手話や聴覚障害の理解ある人材が不足している”という課題に対する解決策の一つとして、群馬大学の手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みについてお話しします。

放送日時

- 2022年4月20日(水) 20:00-20:29

再放送

- 2022年4月29日(金) 15:30-15:59

ネット配信

- NHKプラス※同時・放送後1週間見逃し配信、TVer※放送後1週間見逃し配信

取材風景



関連リンク

- [共同教育学部金澤貴之教授研究室](#)
- [日本財団助成事業「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」](#)
- [ハートネットTV](#)

次へ



青 > 大学からのお知らせ > メディア情報 | 新着情報 >
【手話サポーター養成プロジェクト室】NHK総合「ほっとぐんま630」の「ぐんまびと」のコーナーで下島恭子研究員が紹介されます（2022年11月22日）

新着情報

【手話サポーター養成プロジェクト室】NHK総合「ほっとぐんま630」の「ぐんまびと」のコーナーで下島恭子研究員が紹介されます（2022年11月22日）

[投稿日] 2022/11/16 WED [CATEGORY] メディア情報, 新着情報 [tag] 共同教育学部

いいね！ 0 | シェアする | ツイート | LINEで送る | 0

みどり市に避難しているウクライナろう者の支援メンバーとして活動している、手話サポーター養成プロジェクト室の下島恭子研究員が取材を受け、その内容が11月22日（火）18:30～19:00 放送のNHK総合「ほっとぐんま630」の「ぐんまびと」のコーナーで紹介されます。

10月23日（日）に荒牧キャンパスで開催された国際交流会「ウクライナとウクライナろう文化を知ろう」の様子も取り上げられるとのことです。

ぜひご覧ください！

関連リンク

- [NHK「ほっとぐんま630」（NHK番組ホームページ）](#)
- [【手話サポーター養成プロジェクト室】国際交流会「ウクライナとウクライナろう文化を知ろう」の様子が毎日新聞に掲載されました（2022年11月4日）](#)
- [共同教育学部ホームページ](#)

◀ 前へ 次へ ▶

2020年11月11日 専門職として通用する手話スキルを身に付けてほしい。群馬大学が目指す日本語・手話通訳教育

withnews

高松純典 企画・制作
梶田明雄 デザイン・グラフィック
SHARE

人と人のコミュニケーションを支える
誰もが隔たりなくつながりあえる社会へ

TOP ARTICLE MOVIE ABOUT



群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室の金澤真之教授（中央）とスタッフ

専門職として通用する手話スキルを身に付けてほしい。群馬大学が目指す日本語・手話通訳教育

聴覚に障害を持つ人の活躍の場が広がるにつれ、手話通訳が必要とされる分野も多様になってきました。また特別支援学校の教員やソーシャルワーカーといった専門職には職業上、高度な日本語スキルが求められます。群馬大学では、聴覚障害者の教育、生活、職業を支える支援人材の育成に力を入れています。ろう者と手話で流暢にコミュニケーションがとれることは職業実践の上で必要不可欠です。第二言語として日本語を学び、また手話通訳の資格取得を目指すことができるカリキュラムを展開している群馬大学の取り組みについて紹介します。

2020年11月11日 専門職として通用する手話スキルを身に付けてほしい。群馬大学が目指す日本語・手話通訳教育

キャンパスに根付いた「手話サポーター養成プロジェクト」

群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室が提供する手話関連の演習授業は全部で11あります。1年目の「言語としての日本語1A・1B・1IA・1IB」は、教養教育として行っているため、所属学部に関係なく誰もが履修できます。この授業では、日本語の基本的な文法を身につけ、日常会話レベルの話題について手話でやりとりすることができるようになります。

2年目以降は、共同教育学部の専門科目の授業となります。2、3年次で履修する「日本語と日本語の違いを学ぶⅠ・Ⅱ・Ⅲ」では、さまざまな言語活動と通訳トレーニングを通じて、日本語と日本語両方の方をさらに高めていきます。

これらの授業は、厚生労働省の手話専任員・手話通訳者養成カリキュラムの基準を満たしていますので、「言語としての日本語1A・1B・1IA・1IB」を終えると手話専任員の資格、「日本語と日本語の違いを学ぶⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を終えると手話通訳者全国統一試験の受験資格を得ることができます。もちろん、手話通訳士試験へのチャレンジも可能です。2017年の開講以来、これまでに計48人の学生が手話通訳の資格試験に必要なカリキュラムを修了しました。

また、4年次では、教員養成課程の授業で身につけた専門知識と日本語のコミュニケーションスキルを融合させた実践力を磨く「SDGs総合演習：日本語を活用した聴覚障害児支援の実践」のほか、ろう重複障害児者の支援技術を学ぶ「聴覚障害者教育C」、盲ろう児者の支援技術を学ぶ「聴覚障害教育D・E」（盲ろう者通訳・介助者資格取得が可能）が開設されています。

2020年11月11日 専門職として通用する手話スキルを身に付けてほしい。群馬大学が目指す日本語・手話通訳教育



群馬大学の手話通訳養成授業

学生たちは、ただ手話や手話通訳のスキルを身につけるだけではなく、受講生たちからは様々な声が寄せられています。

「ろう学校の教育実習では手話を学んできてよかったと実感しました。手話が信頼関係を築くための一つのきっかけになっていたと思います」というように同じ言葉で通じ合えることの大切さ、「日本語を学ぶことでろうの世界という新しい世界に出会うことができました。いろいろな人とつながることができてワクワクします」「実践的なトピックを通して、手話の表現だけでなく、ろう者の文化や生活についても学びました」というようにろう者の文化的・社会的背景を知ることへの大切さにも目が向けられています。そして「卒業後は特別支援学校の教員になる予定です。通訳の授業で学んだ、文全体の意味を捉えて短い文にしたり具体的に表現したりするスキルを他の障害種別の特別支援学校での指導にも活かしていきたいです」「将来、手話通訳士の試験にチャレンジしたいです」「この経験をこれから専門科目で医療を学んだり、将来医師として働いたりする上で、どのような形で活かせるかと考えさせられます」など、自身の将来の職業上の実践に日本語や手話通訳のスキルをどのように活かしていくか模索しながら成長していきます。

2020年11月11日 専門職として通用する手話スキルを身に付けてほしい。群馬大学が目指す日本語・手話通訳教育

短期間で日本語力を高められるようにするためのカリキュラム開発を

聴覚に障害がある人たちが手話や手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、公的サービス、職業、法律、金融など大変多岐にわたっています。近年では高等教育機関で学ぶ聴覚障害者学生への情報保障、公共インフラである電話リレーサービスなど手話通訳のニーズがさらに広がる一方、手話通訳者のスキル不足が指摘されています。

これらの問題を解決するには、手話教育の段階で日本語のスキルをしっかりと高めておくことが大切です。プロジェクトリーダーの金澤真之教授（共同教育学部）は「大学のなかには手話教育を根付かせ、短期間で日本語のスキルを高められるように学問的な奨励を結集するかたちで取り組んでいます」と話します。「たとえば、個別に準備された指導計画のなかで学習者の母語である日本語を活用すれば、日本語と日本語が混じり合うことなく、日本語の力を高められることがわかっています」。また、手話言語教育の国際的動向だけでなく、音声言語の第二言語教育の最先端事例を取り入れてカリキュラムや指導法に反映しているそうです。そして、コロナ禍のオンライン授業で増った知見も生かし、全国どこでも受講できる遠隔手話教育システムの構築にも取り組んでいます。

「たとえば、医師が手話を使えたら、聴覚障害者の患者さんとのコミュニケーションは非常にスムーズになります。しかし、医師になってから手話を身につけるのは難しいのが現実。そこで、医学部の教養課程の段階で、『手話専任員』レベルのスキルを取得できるよう制度化してほしいでしょう。医療職に就く人たちがこのレベルのスキルを持てれば、世の中の状況はかなり変わってくるのではないのでしょうか」と金澤教授は話します。

「群大方式」をオンラインで全国に届ける



オンライン公開講座のライブ配信現場＝写真はすべて群馬大学手話サポーター養成プロジェクト提供

また、群馬大学では一般市民向けの公開講座等、大学以外での手話・手話通訳教育にも力を入れています。

2022年度からは聖光学院高校（福島県伊達市）で毎週、手話教育の授業をしています。また、地方自治体や企業の研修にも、大学から講師を派遣しているほか、厚生労働科学研究として、電話リレーサービスのオペレーター研修カリキュラムも作成しました。

最新の取り組みとして、2023年度から社会人を対象とした「日本語実践力育成プログラム」をスタートさせます。プログラムはすべてオンラインで実施されるので、居住地域を問わず受講することができます。ベーシックコース（120時間）を修了すると手話準士の資格、アドバンスコース（90時間）を修了すると手話通訳者全国統一試験の受験資格を得ることができます。金澤教授は、「このプログラムが、手話通訳者の絶対的な不足と高齢化の問題を改善する突破口の1つになるのでは」と言います。また、本プログラムは文部科学省職業実践力育成プログラムの認定を受けており、さらにベーシックコースについては厚生労働省教育訓練給付制度の認定も受けています。「社会向けの手話通訳者養成を、文部科学省と厚生労働省の制度を活用して実現させたという点で画期的といえます」と金澤教授。

日本語の普及のために大学が果たすべき役割として、金澤教授は、対象者別に3つのカテゴリに分けて日本語教育の拡大を構想しています。

1つめは手話や手話通訳に関心を持つ人たち。2つめは、ろう教育に関わる人たち。現在の特別支援学校免許のカリキュラムでは、聴覚特別支援学校の現場で教科指導を行える手話スキルの習得が担保されていないため、特別支援学校の聴覚障害者の免許を取っても、手話ができるようになりません。特別支援学校免許に関する専門外の授業なども含めて、手話のスキルを磨くことができるようにしたい、といいます。3つめは、聴覚障害者がサービス対象の1つとなるその他の専門職の人たち。例えば心理職、福祉職、医療職といった専門職は、聴覚障害者にとって意思疎通を回りやすい方法でコミュニケーションを取れるようになることが理想的です。そうした専門職に向けて手話教育の機会を広げていくことも視野に入れているそうです。

また、聴覚障害者が医師、弁護士、研究者といった高度専門職に就くことも増えてきました。彼らが職業上必要とするやりとりの手話通訳では、専門的な内容を正確に訳出することが求められます。専門的であるかどうかにかかわらず、正確な通訳の基礎となるのは、日本語の言語知識をしっかりと持つことです。そのためには体系だったカリキュラムを通してスキルを身につけることが大切であり、そのうえで、手話通訳を担当するうえで必要な専門知識とはなにか、それを事前準備としてどのように行っていけばよいのかといったことを学べる仕組みづくりが必要だと金澤教授は指摘しました。

ARTICLE



「この現場をスタンダードに」手話通訳を担う3人が語る
明石市の取り組み



手話との出会いの自分を変えろー始めることで「世界が広がる」白山市の取り組み

プロジェクトメンバー

手話サポーター養成プロジェクト室

- ・プロジェクトリーダー…………… 金澤 貴之
- ・研究開発統括…………… 中野 聡子
- ・研究スタッフ…………… 二神 麗子 下島 恭子
朴 明子 宮下 滉央
- ・客員教員…………… 白澤 麻弓 前田 晃秀

共同教育学部

- ・特別支援教育講座…………… 霜田 浩信 吉野 浩之
中村 保和 木村 素子
阿尾 有朋

障害学生サポートルーム

- ・専門支援者…………… 古川 香

学務部 学生支援課

- ・課長 須藤 正義 ・副課長 田中みゆき
- ・学生支援係 高平 和生 ・事務補佐員 宇敷 友紀 水出英理子

日本財団事業
2022年度「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした
遠隔手話教育システムの構築」事業報告書

2023年3月発行

国立大学法人群馬大学 手話サポーター養成プロジェクト室

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地

<http://sign.hess.gunma-u.ac.jp/>

TEL 027-220-7157 (研究に関するお問い合わせ)

027-220-7137 (7157不在時および事務に関するお問い合わせ)

FAX 027-220-7390
